

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年6月10日
【中間会計期間】	自平成22年10月1日至平成23年3月31日
【会社名】	オーストラリア・ニュージーランド銀行 (Australia and New Zealand Banking Group Limited) (Australian Business Number 11 005 357 522)
【代表者の役職氏名】	グループ財務責任者 (Group Treasurer) リック・モスカティ (Rick Moscati)
【本店の所在の場所】	オーストラリア、ヴィクトリア州3008、ドックランズ、コリンズ・ストリート833、レベル9、ANZセンター・メルボルン (ANZ Centre Melbourne, Level 9, 833 Collins Street, Docklands, Victoria 3008, Australia)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 黒丸 博善
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区永田町二丁目13番10号 プルデンシャルタワー 東京青山・青木・狛法律事務所 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所 (外国法共同事業)
【電話番号】	03-5157-2700
【事務連絡者氏名】	弁護士 黒丸 博善
【連絡場所】	東京都千代田区永田町二丁目13番10号 プルデンシャルタワー 東京青山・青木・狛法律事務所 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所 (外国法共同事業)
【電話番号】	03-5157-2700
【縦覧に供する場所】	該当なし

- (注)1. 別段の記載がある場合を除き、本書において「当行」および「ANZBGL」とはオーストラリア・ニュージーランド銀行を意味し、「ANZ」、「当グループ」、「ANZグループ」または「当銀行グループ」はオーストラリア・ニュージーランド銀行とその連結子会社を意味する。
2. 本書において「オーストラリア」とはオーストラリア連邦を意味する。
3. ANZの事業年度は9月30日に終了する。本書に別段の記載がない限り、または文脈上別に解すべき場合でない限り、2010年9月30日に終了した事業年度は2010年度と言及され、その他の事業年度についてもこれに対応する記載によって言及される。暦年に関する言及はその通りの意味を持つ。
4. 本書に別段の記載がない限り、または文脈上別に解すべき場合でない限り、本書において「ドル」「セント」「豪ドル」または「オーストラリアドル」とはオーストラリア連邦の法定通貨を指す。本書において便宜上記載されている日本円への換算は、1ドル=88.56円の換算率（2011年5月25日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行公表の対顧客電信売相場）により換算されている。本書に別段の記載がない限り、または文脈上別に解すべき場合でない限り、随時修正されるが、本書において「米ドル」とはアメリカ合衆国ドルを、「ニュージーランドドル」はニュージーランドドルを、また「ユーロ」は欧州共同体を設立する条約に従い欧州経済通貨同盟の第3段階開始時に導入された通貨を指す。
5. 本書に含まれている情報の一部は「将来に関する記載」である。当該記載は、様々なリスクおよび不確実性に左右される。ANZの実際の業績、収益または成果は、当該将来に関する記載に表明または示唆された結果または目標と大幅に異なる可能性がある。本書に含まれている将来に関する記載はいずれも本書提出日現在においてなされた記載であり、今後提出されることのある本書の訂正報告書または臨時報告書ならびに発行登録書、訂正発行登録書および発行登録追補書類の参照書類の補完情報およびそれらの添付書類においてなされた記載により、かかる記載は必要な場合、必要に応じて更新、修正、訂正または置き換えられることがある。
6. 本書中の表において、計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。
7. 「第二部 提出会社の保証会社等の情報、第1 保証会社情報、3 継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項」以外の本書に含まれる情報および当該部分の日本語の記述（英語版の日本語訳）は、
(a)当行により作成され、当行に責任があり、
(b)オーストラリア連邦による承認を受けておらず、オーストラリア連邦に責任はない。
本書において言及されている連邦政府のウェブサイト、www.guaranteescheme.gov.au にて入手可能である情報および内容は、本書の一部ではなく、参照により本書に組み込まれているものではない。

第一部 【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

2010年10月1日から本書提出日までの期間中、有価証券報告書（平成23年1月6日提出）の「第一部 企業情報 - 第1 本国における法制等の概要」に記載の内容につき、「2 外国為替管理制度 - 為替管理」の項目を除き、重要な変更はなかった。また「3 課税上の取扱い」の項目は、参照すべき書類が更新された。これらの項目を以下に置き換える。

2 外国為替管理制度 為替管理

現在、当グループの有価証券の保有者に対する配当、利息の支払またはその他の送金を制限する、オーストラリアにおいて効力を有する一般的な為替管理規制はない。しかしながら、オーストラリアの公共政策を反映して随時オーストラリア国内において為替管理が実施され、適用あるオーストラリアの規制当局の承認なしに特定の人物または団体との特定取引の締結を禁止する効果を有する。それらには以下が含まれる。

1. 1959年銀行業（外国為替）規制法に基づき、特定の人物もしくは団体（以下の人物および団体を含む。）により保有もしくは支配される所有権、証券もしくは資金の移動、または特定の人物もしくは団体（以下の人物および団体を含む。）への（もしくはその利益のための）またはそれによる（もしくはその代理としての）支払い等の外貨取引に関する、オーストラリア準備銀行が随時行う指示。

- (a) 旧ユーゴスラビア連邦共和国政府（ミロシェビッチ政権）の特定の支持者
- (b) ジンバブエ政府の特定の大臣または政府高官
- (c) 朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）に関する特定の団体または個人
- (d) ミャンマー政権に関する特定の個人
- (e) イランの特定の団体および人物
- (f) カダフィ体制に関する特定の重要人物

2. 1945年国連憲章第4章に基づき、かつ、2008年国連憲章（資産の取引）規則に従った、オーストラリア連邦の外務大臣がオーストラリアの官報において随時挙げる人物または団体の金融その他の資産の利用または取引に対する制裁。当該個人または団体は以下におけるものを含む。

- (a) リベリア（国連憲章（制裁 - リベリア）2008年規則を参照）
- (b) コートジボワール（国連憲章（制裁 - コートジボワール）2008年規則を参照）
- (c) コンゴ民主共和国（国連憲章（制裁 - コンゴ民主共和国）2008年規則を参照）
- (d) 朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）（国連憲章（制裁 - 朝鮮民主主義人民共和国）2008年規則を参照）
- (e) スーダン（国連憲章（制裁 - スーダン）2008年規則を参照）
- (f) イラン（国連憲章（制裁 - イラン）2008年規則を参照）
- (g) イラク（国連憲章（制裁 - イラク）2008年規則を参照）
- (h) アルカイダおよびタリバン（国連憲章（制裁 - アルカイダおよびタリバン）2008年規則を参照）
- (i) ソマリア（国連憲章（制裁 - ソマリア）2008年規則を参照）
- (j) レバノン（国連憲章（制裁 - レバノン）2008年規則を参照）
- (k) エリトリア（国連憲章（制裁 - エリトリア）2010年規則を参照）
- (l) リビア（国連憲章（制裁 - リビア）2011年規則を参照）

3. 1988年金融取引報告法に基づき、かつ一定の免除に従い、「キャッシュ・ディーラー」（オーストラリア公認預金受入機関を含む。）は1万豪ドルまたは外貨による相当額以上の「現金取引」をオーストラリア取引報告・分析センターに報告しなければならない。現金取引は1人の人物から別の人物への通貨の物理的な移転を伴う取引である。

3 課税上の取扱い

本「第3 課税上の取扱い」において、「本サムライ債」とは、ANZが発行し日本国内で募集が行われた本書日付現在未償還であるサムライ債を意味し、「本売出債」とは、ANZが発行し日本国内で売出しが行われた本書日付現在未償還である売出社債を意味し、また「本社債権者（サムライ）」とは本サムライ債の所持人を、「本社債権者（売出し）」とは本売出債の所持人を、また「利札」は本サムライ債および本売出債に付された利札を意味するものとする。

以下の記述は一般的な性質のものであり、現時点で効力のある規定に基づくものである。自身の税務上の立場について疑問がある本社債権者（サムライ）および本社債権者（売出し）は、それぞれの専門アドバイザーに相談すべきである。

当行によるまたは当行を代理しての本サムライ債、本売出債および利札に関する元利金の支払いはすべて、オーストラリア連邦において、またはその課税権限を有する当局により課税、徴収、源泉徴収または賦課される一切の現在または将来の税金、関税、賦課金または公租を源泉徴収または控除することなく行われる。ただし、かかる源泉徴収または控除がオーストラリア連邦法により要求される場合を除く。

本売出債または本サムライ債に関するオーストラリアの課税上の立場の説明については、以下を参照のこと。

- (a) 本売出債の場合、随時補足される、2011年5月25日付オーストラリア・ニュージーランド銀行米ドル建ユーロ・メディアム・ターム・ノートベース・プロスペクタス「税制 - オーストラリア」。
- (b) 本サムライ債の場合、当該本サムライ債の発行時において有効であり、随時補足または訂正される、当行がその時々提出した訂正発行登録書の「第一部 - 第1 - 1 - 摘要 - (12)オーストラリアの租税」（またはそれに相当もしくは代替する項目）。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結財務書類

	(単位：百万豪ドル(ただし、1株当たり情報、比率、発行済株式数および従業員数ならびに別途記載の場合を除く。)) (下段括弧内は円換算額(百万円(ただし、1株当たり情報、比率、発行済株式数および従業員数を除く。))) (-はマイナスを表す)				
	2010年度	2009年度	2011年度 3月中間期	2010年度 3月中間期	2009年度 3月中間期
収入合計(1)	31,431 (2,783,529)	30,008 (2,657,508)	17,904 (1,585,578)	14,337 (1,269,685)	16,445 (1,456,369)
税引前利益	6,601 (584,585)	4,380 (387,893)	3,904 (345,738)	2,753 (243,806)	2,104 (186,330)
税引後純利益(非支配持分を除く)	4,501 (398,609)	2,943 (260,632)	2,664 (235,924)	1,925 (170,478)	1,417 (125,490)
発行済株式総数 (普通株式)	2,559,662,425	2,504,540,925	2,596,425,480	2,533,472,241	2,158,101,988
発行済株式総数 (優先株式)	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000
発行済株式総数	2,560,162,425	2,505,040,925	2,596,925,480	2,533,972,241	2,158,601,988
株主資本(非支配持分を除く)(2)	34,091 (3,019,099)	32,364 (2,866,156)	35,060 (3,104,914)	32,517 (2,879,706)	28,295 (2,505,805)
資産合計	531,739 (47,090,806)	476,987 (42,241,969)	537,478 (47,599,052)	506,708 (44,874,060)	502,798 (44,527,791)
1株当たりの株主資本(非支配持分を除く)(1株当たりの純資産) (単位：上段 豪ドル、下段 円)	13.32豪ドル (1,180円)	12.92豪ドル (1,144円)	13.50豪ドル (1,196円)	12.83豪ドル (1,136円)	13.11豪ドル (1,161円)
普通株式1株当たり配当額 (単位：上段 セント、下段 円)	126セント (111.6)	102セント (90.3円)	64セント (56.7円)	52セント (46.1円)	46セント (40.7円)
優先株式1株当たり配当額(6) (単位：上段 ユーロ、下段 円)	ユーロハイブリッド 13.93ユーロ (1,631円)	ユーロハイブリッド 35.07ユーロ (4,106円)	ユーロハイブリッド 8.11ユーロ (950円)	ユーロハイブリッド 7.06ユーロ (827円)	ユーロハイブリッド 24.28ユーロ (2,843円)
普通株式1株当たり利益(基本) (単位：上段 セント、下段 円)	178.9セント (158.4円)	131.0セント (116.0円)	104.2セント (92.3円)	76.8セント (68.0円)	66.3セント (58.7円)
普通株式1株当たり利益(希薄化後) (単位：上段 セント、下段 円)	174.6セント (154.6円)	129.6セント (114.8円)	101.2セント (89.6円)	75.4セント (66.8円)	63.4セント (56.1円)

	2010年度	2009年度	2011年度 3月中間期	2010年度 3月中間期	2009年度 3月中間期
普通株式1株当たり正味固定資産(3) (単位:上段 豪ドル, 下段 円)	10.38豪ドル (919円)	11.02豪ドル (976円)	10.61豪ドル (940円)	9.99豪ドル (885円)	10.94豪ドル (969円)
資産合計に対する株主資本(非支配持分を除く)	6.41%	6.79%	6.52%	6.42%	5.63%
株主資本(非支配持分を除く)に対する純利益(損失)(4)	13.20%	9.09%	7.60%	5.92%	5.01%
配当性向(5)	71.6%	82.3%	62.5%	68.7%	71.3%
営業活動による キャッシュ・フロー	3,049 (270,019)	-3,682 (-326,078)	2,722 (241,060)	4,959 (439,169)	-5,365 (-475,124)
投資活動による キャッシュ・フロー	-5,724 (-506,917)	-401 (-35,513)	1,153 (102,110)	-3,890 (-344,498)	285 (25,240)
財務活動による キャッシュ・フロー	2,350 (208,116)	3,695 (327,229)	472 (41,800)	530 (46,937)	3,804 (336,882)
現金および現金同等物の期末残高	21,904 (1,939,818)	22,805 (2,019,611)	25,942 (2,297,424)	24,007 (2,126,060)	22,380 (1,981,973)
従業員数 (フルタイム換算) (単位:人)	47,099	37,687	48,460	42,144	37,046

注:(1) 受取利息およびその他営業利益を含む。支払利息を除く。

(2) 非支配持分を除く。非支配持分を含む株主資本合計は、次の通りである。2010年度:341億5,500万ドル、2009年度:324億2,900万ドル、2011年3月31日:351億2,900万ドル、2010年3月31日:325億8,300万ドル、2009年3月31日:283億6,700万ドル。

(3) 普通株式は、株主資本から優先株式資本と未償却ののれんおよびその他無形資産を差引いた金額に等しい。

(4) 純利益は税引後利益と定義する(非支配持分を除く)。

(5) 配当は、2010年度の提案済み最終配当18億9,500万ドル(1,678億2,100万円)を含むが、2010年9月30日現在では引当てられていない(2009年度は14億300万ドル(1,242億5,000万円)であったが、2009年9月30日現在は引当てられていなかった。2011年3月中間期は16億6,200万ドル(1,471億8,700万円)であったが、2011年3月31日現在では引当てられていなかった。2010年3月中間期は13億1,800万ドル(1,167億2,200万円)であったが、2010年3月31日現在では引当てられていなかった。2009年3月中間期は9億9,300万ドル(879億4,000万円)であったが、2009年3月31日現在では引当てられていなかった。)。支払済優先株式配当金額調整後の当行株主に帰属する利益に基づき計算された配当性向。

(6) 1ユーロ=117.09円の換算率(2011年5月25日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行公表の対顧客電信売相場)により換算されている。

2【事業の内容】

本半期中の更新事項

本半期中(2010年10月1日から2011年3月31日)に、有価証券報告書(平成23年1月6日提出)の「第一部 企業情報 - 第2 企業の概況 - 2. 事業の内容」に記載の内容につき、以下に記載した更新事項に関するものを除き、重要な変更はなかった。

地域別・部門別の主要な活動

当グループは(i)オーストラリア、(ii)アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ、(iii)ニュージーランドという地理的な地域、ならびに(独立した部門と見なされるが、各地理的な地域に影響を与える)グローバルな法人顧客事業により全世界的に管理されている。法人部門の業績は、別個に記録され報告されているが、グループ・セグメント報告の目的のため、法人部門の業績は関連する地理的な地域にも配分されている。「第一部 企業情報 - 第3 事業の状況 - 1. 業績等の概要 - B.(6)法人部門」を参照のこと。

当グループの現在の経営構造は、2008年10月1日から実施されている。2008年9月30日までは、当グループは、4つの部門(個人、法人、ニュージーランド、アジア太平洋)、独立した構造を持つINGAジョイントベンチャーの富裕層資産運用事業、プライベート・バンキングおよび集中グループ機能のグループ・センターを運営していた。

当グループの地域ならびに法人部門の主要な活動を以下に概説する。当グループは事業構造を継続的に見直すため、この記述は適宜変更される可能性がある。

オーストラリア部門

オーストラリア地域は、()リテール、()商業、()法人、()富裕層および()グループ・センターから構成される。

()リテール

リテールは、(i)リテール販売および(ii)リテール商品の2つの事業ユニットから構成される。

- リテール販売は、オーストラリアの支店ネットワーク、オーストラリアのコール・センター、専門的ビジネス(ATM、リテール外国為替センター、専門的なモーゲージ販売スタッフ、モーゲージ仲介およびフランチャイズ、直接販売経路を含む)、オンライン・バンキングおよび販売サービスを運営する。
- リテール商品は、以下を含む一連の商品の提供を担当する。
 - ・ モーゲージはオーストラリアの消費者に、自己所有および投資目的の両方の住宅金融を提供する。
 - ・ カードおよび無担保貸付は、オーストラリアにおいて、消費者クレジット・カード、eペイメント商品、個人向けローンおよびATM機を提供する。
 - ・ 預金は、トランザクション・バンキングおよび貯蓄商品(定期預金および現金管理口座を含む。)を提供する。

()商業

商業は、(i)Esanda、(ii)地方商業銀行業、(iii)企業銀行業および(iv)小企業銀行業の4つの事業ユニットから構成される。

- 「Esanda」は、自動車および設備機械への融資ならびに投資商品を提供する。
- 「地方商業銀行業」は、オーストラリアの地方および地域のリテール、小企業および農業従事者の顧客に対して、あらゆる種類の銀行業務を提供し、最近のランドマーク・ファイナンシャル・サービスズからの貸付および預金の買収を含む。
- 「企業銀行業」は、オーストラリアの大都市を本拠地とする売上高4,000万ドル以下の中小企業顧客に対して、あらゆる種類の銀行業サービス(リスク管理を含む。)を提供する。
- 「小企業銀行業商品」は、オーストラリア内の大都市を本拠地とする小企業向けにあらゆる種類の銀行業務を提供する(貸付限度額550,000ドル)。

()法人

法人は、コーポレート、法人および金融機関の顧客へあらゆる種類の金融サービスを提供し、あわせてオーストラリア内の商業顧客に厳選した商品を提供し、トランザクション・バンキング、トレード、マーケットおよびグローバル・ローンの商品を管理する。法人はまた、当グループの金利リスク・ポジションも管理する。

()富裕層

富裕層は、(i)ANZプライベート、および(ii)OnePath (ワンパス) オーストラリア・リミテッド (以前はINGオーストラリア・リミテッド) の2つの事業ユニットから構成される。

- ANZプライベートは、富裕層の個人および家族によるその資産の管理、増加および維持の支援を専門とする。ANZプライベート内の事業には、プライベート・バンク、トラスティー (受託業務)、E*TRADE、投資売買 (トレーディング) およびスーパー・コンセプト (自己管理年金サービス) を含む。
- OnePathオーストラリア・リミテッド (以前はANZとINGグループのジョイントベンチャー) は、現在ANZの完全所有子会社である。OnePathオーストラリア・リミテッドは、当グループの専門家による富裕層資産運用および保護業務の一部として経営を行う。OnePathオーストラリア・リミテッドは、財務アドバイザーを通じてまたは顧客へ直接、利用できる包括的な範囲の資産運用および保険商品を提供する。

()グループ・センター

「グループ・センター」は、() グローバル・サービスおよびオペレーション、() テクノロジー、() 財務管理、() リスク、() 戦略、M&A、マーケティングおよびイノベーション、() 人事、() コーポレート・コミュニケーションならびに() コーポレート業務のオーストラリア部分を含む。

- オペレーション、グローバル共通サービスから成る当グループの中核サポート部門である。グローバル・サービスおよびオペレーション (「GSO」) は、世界中の当グループに対する、拡張可能なプロセスおよび専門サービスの全般的な設計および提供、ならびに不動産を担当する。
- テクノロジーは、世界中の従業員および顧客への技術ソリューションの開発、維持およびサポートを含む。当グループの情報および技術ソリューションならびにインフラストラクチャーに責任をもつ。
- 財務管理は、グループ・ファイナンス、財務専門サービス、グループ法務および会社秘書室、内部監査、グループ税務、グループ・トレジャリーおよびインベスター・リレーションズから成る。
- リスクは、当グループのリスク管理の枠組みならびにリスク戦略、方針およびプロセスの実効性を世界的に担当する。部門別リスク・チーム (リスク・オーストラリア、リスク・ニュージーランド、リスク・アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ、リスク・法人、ならびにリスク・グローバル・サービスおよびオペレーション) が、地域内に当グループのリスク枠組みを組み込み管理する能動的な事業パートナーシップを提供する。集中リスク・チーム (ガバナンス、リスク・インフラ、信用およびマーケット・リスクならびにリスク部長) は、企業規模の効果的なリスク管理を可能にするための共通ガバナンスおよび能力を提供する。
- 戦略、M&A、マーケティングおよびイノベーションは、当グループの事業の拡大および再形成、合併、買収および処分を含む。当グループの世界的な事業戦略を担当する。また、当グループの世界的なブランド・ポジショニングおよびマーケティング戦略ならびに当グループの戦略的生産性の監視も担当する。
- 人事は、従業員の雇用および教育に関連する戦略、方針、プロセスおよび施策の開発および管理を含む。世界的な人材能力を提供する。
- コーポレート・コミュニケーションは、当グループとメディアおよびその他構成員との間のすべての外部コミュニケーションならびに当グループおよび地域間の内部コミュニケーションを担当する。
- コーポレート業務は、コミュニティ内での主要な対外関係、企業責任、政府および規制事項を管理する。これには、当グループの企業責任課題のリーダーシップおよびガバナンスを含む。

アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ部門

アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ地域は、() リテール、() アジア・パートナーシップ、() 法人アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ、() オペレーション&サポート、および() グローバル・サービスおよびオペレーションを含む。

- ・リテールはアジア太平洋地域の顧客にリテールおよび小規模企業銀行業サービスを提供する。また、アジア太平洋顧客向けの投資および保険の商品およびサービスを含む。

- ・アジア・パートナーシップはアジア太平洋地域における戦略的リテール・パートナーシップのポートフォリオである。これには、インドネシアにおけるPTバニン・バンク、フィリピンにおけるメトロバンク、中国における天津銀行および上海農村商業銀行（「SRCB」）、マレーシアにおけるAMMBホールディングBerhad、ベトナムにおけるサコムバンク（サイゴン商信銀行）およびサイゴン証券会社（「SSI」）とのパートナーシップまたはジョイントベンチャー投資が含まれる。
- ・法人アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカは、アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ合衆国内の法人顧客に対して、あらゆる種類の金融サービスを提供する。
- ・オペレーション&サポートは、この部門に対する集中的支援機能を果たす。
- ・グローバル・サービスおよびオペレーション・センターは、バンガロールおよびフィリピンにあり、すべての地域に対するオペレーションおよびテクノロジー支援サービスを含む。

2010年中、ANZはアジアにおけるロイヤル・バンク・オブ・スコットランド・グループの厳選した事業を取得した。フィリピン、ベトナムおよび香港における事業の買収は2010年3月中間期中に完了し、台湾、シンガポールおよびインドネシアにおける事業の買収は2010年9月中間期中に完了した。

ニュージーランド部門

ニュージーランド地域は、（ ）リテール、（ ）商業および農業、（ ）法人、（ ）富裕層および（ ）オペレーションおよびサポートの分野（トレジャリーおよび資金調達を含む）から構成される。

（ ）リテール

リテールは、（ ）ナショナル・バンク・リテールおよび（ ）ANZリテールの2つの事業ユニットから構成される。

- ナショナル・バンク・リテールは、ニュージーランドにおいて「ナショナル・バンク」のブランド名で営業を行い、個人顧客および企業顧客向けにあらゆる種類の銀行業務を提供する。
- ANZリテールは、ニュージーランドにおいて「ANZ」のブランド名で営業を行い、個人顧客および企業顧客向けにあらゆる種類の銀行業務を提供する。

（ ）商業および農業

商業および農業は、（ ）コーポレートおよび商業向け銀行業務、（ ）農業銀行業務ならびに（ ）UDCの3つの事業ユニットから構成される。

- ANZおよびナショナル・バンクのブランドによる「コーポレートおよび商業向け銀行業務」は、売上高1億5,000万ニュージーランドドル以下の中規模企業向けにリレーションシップ・マネジメントモデルを通じて金融ソリューションを提供する。
- 「農業銀行業務」は、地方および農業顧客向けにあらゆる種類の銀行業務を提供する。
- 「UDC」は、自動車および設備機械への融資、オペレーティング・リースおよび投資商品を提供する。

（ ）法人

法人は、トランザクション・バンキング、マーケットおよび専門融資の商品をはじめとして、ニュージーランド内の法人顧客へのあらゆる種類の金融サービスを提供する。法人はまた、バランスシート管理、顧客リレーションシップおよびインフラストラクチャー・サービスを含む。

（ ）富裕層

富裕層は、プライベート・バンキングおよびOnePathニュージーランド・リミテッド（以前はINGニュージーランド・リミテッド）の2つの事業ユニットから構成される。

- プライベート・バンキングは、ANZおよびナショナル・バンクのブランド名でのプライベート・バンキング業務を含む。
- OnePathニュージーランド・リミテッド（以前はANZとINGグループのジョイントベンチャー）は、現在、ANZの完全所有子会社である。同社は、投資および保険の商品および助言を組成し販売する。

（ ）オペレーションおよびサポート

オペレーションおよびサポートは、バックオフィスの処理、顧客口座の維持およびトレジャリーおよび資金調達を含む集中的支援分野を含む。

グローバル法人部門

グローバル法人部門は、各地域セグメントに影響を与え、その業績はセグメント報告のために適切な地域に配分される。グローバル法人部門は、() トランザクション・バンキング、() グローバル・マーケット、() グローバル・ローンズ、および() リレーションシップおよびインフラストラクチャーから構成される。

グローバル法人部門は、オーストラリア、ニュージーランド、アジア太平洋、ヨーロッパおよび米国の法人顧客に対してあらゆる種類の金融サービスを提供する。

高度なニーズおよび多角的な関係を持つ多国籍、法人および団体に世界的なサービスを提供する。

グローバル法人部門はオーストラリアおよびニュージーランドにおいて主に活動するが、多数の東南アジアおよび北東アジア諸国、太平洋地域、ヨーロッパおよび北米においても営業を行う。

- ・ トランザクション・バンキングは、主に、法人およびコーポレート顧客に対して、貸付および預金商品、現金取引、銀行取引管理、貿易金融、国際決済、証券貸付、決済および保管サービスを含めた、運転資本のソリューションを提供する。
- ・ グローバル・マーケットは、コーポレートおよび法人顧客に、外国為替、金利、信用およびコモディティ市場に関連するリスク管理サービスを提供する。これには、オリジネーション、引受け、ストラクチャリング、リスク管理サービス、ならびにクレジットおよびデリバティブ商品双方の助言および販売を世界的に提供する事業を含む。グローバル・マーケットはまた、当グループの金利リスク・ポジションも管理する。
- ・ グローバル・ローンズは定期貸付、一般運転資金枠および専門家による融資ストラクチャリングを提供する。リレーションシップ融資に加えて、専門家による信用分析、ストラクチャリング、戦略的に重要な顧客取引の実行および継続的監視（プロジェクト・ファイナンスおよびストラクチャード・ファイナンスを含む）、債務のストラクチャリングおよび買収ファイナンス、ローン商品のストラクチャリングおよび管理、仕組資産および輸出金融を提供する。ローン仲介サービスも含む。
- ・ リレーションシップおよびインフラストラクチャーは、世界中の法人顧客およびコーポレート顧客に対する顧客関係チーム、ならびに集中支援機能を含む。

監督および規制

オーストラリア

オーストラリア適正規制庁（「APRA」）の信用秩序維持および規制の監督の概要

1998年7月1日から、オーストラリア適正規制庁（「APRA」）が、オーストラリアの銀行（ANZBGLを含む。）、信用組合、ビルディング・ソサイエティ、保険会社（OnePath Life Limited を含む。）および年金基金などのオーストラリアの預金受入機関（「ADI」）の信用秩序維持および規制の監督に責任がある。これ以前は、オーストラリアの銀行業界はオーストラリア準備銀行（「RBA」）による規制を受けていた。RBAは通貨政策、金融システムの安定性および決済手段の規制に関する全体的な責任を留保した。APRAは1998年オーストラリア適正規制庁法によりその権限を付与されている。

APRAはADIに、一連のAPRA信用秩序維持基準（「APS」）範囲内の一定の信用秩序維持基準を満たすよう要求する。

APRAは、その監督下にあるADIに、財務状態および信用秩序維持およびその他事項に関する情報につき財務上および統計上のデータを含む広範囲な情報を記載した報告を定期的に提供するよう要求することがその責任の一部となっている。APRAは、自己資本充分性、流動性、利益、信用の質および関連する貸付損失の実績、リスクの集中、資産および負債の満期構成、オペレーショナル・リスク、市場リスク、銀行勘定における金利リスク、関係会社に関するエクスポージャー、外注、資産運用および証券化、ならびに国際銀行業務に特別な注意を払っている。APRAはまた、ADIがその財務状態についての情報の提供を怠り、もしくは債務不履行もしくは支払い停止に陥った場合、一定の調査権限を行使することもできる。

その監督の役割を果たすため、APRAは各ADIから収集した統計データの分析について、選択的な「現場」訪問ならびにADIの上級経営陣および外部監査人との正式な会合により補完する。APRAはまた、ADIの同意を得て各ADIの外部監査人との協議関係を正式なものとした。外部監査人は、当銀行グループの会計記録から得られた情報で、ADIのAPRA報告に含まれているものが、すべての重要な点において、信頼でき、関連するAPRA信用秩序および報告基準に従っているかにつきAPRAに追加保証する。外部監査人はまた、APRAが選択した特定のリスク管理分野を対象とした検査を行う。加えて、ADIのリスク管理システムは、エクスポージャーを管理し、リスクを健全な水準に制限するに十分であり運用効果をもつことを、ADIの最高経営責任者は証言し、その取締役は確認する。

資本管理およびAPRAの規制における自己資本充分性および流動性

当グループの資本管理、自己資本充分性、流動性およびAPRAの規制環境に関する詳細は、「第一部 企業情報 - 第3 事業の状況 - 1.業績等の概要 - A.(11)流動性リスク」および「 - A.(12)自己資本管理」を参照のこと。

バーゼル およびその他の自己資本規制の要件

銀行の自己資本規制の適切な数量を決定する共通の枠組は、バーゼル委員会により設定される。この枠組は2004年に作られ、一般に「バーゼル」として知られている。バーゼルの主要な目標は、リスク管理手段の改善を奨励し、またADIを含む金融機関にリスク構成に比例した規制自己資本レベルを維持することを要求することにより、世界的な金融システムの安定化を促進することである。特に、バーゼルは信用リスクのためにリスク感応度がより高い詳細な規制自己資本制度を導入し、初めてオペレーショナル・リスクに対して明示的に規制自己資本コストを導入した。

新合意の主な機軸として、バーゼルはリスク管理手法の精巧度が異なるADIが3つのレベルのうちの1つで規制資本の枠組に入ることを認め、これにより精緻なリスク測定および管理手法を持つADIの関心を引きさらに高度なレベルに到達するためのインセンティブが(自己資本比率規制の低減の可能性により)組み込まれている。ADIは手法を選択し、かつ、各信用リスクおよびオペレーショナル・リスクの遵守レベルで認定されなければならない。

2007年12月10日、当グループがバーゼルの最低自己資本比率規定を算定するための規制に基づく上級認定を獲得した旨をAPRAが通知した。これにより、信用リスク・アセットについて先進的内部格付手法(「AIRB」)およびオペレーショナル・リスク・アセット相当額について先進的計測手法を用いることができる。これは、バーゼルの原則がオーストラリアにおいて施行された2008年1月からの規制上の自己資本決定に対して、当グループが、銀行が直面する3つの主要リスク(すなわち、信用リスク、オペレーショナル・リスクおよび市場リスク)に関し最も精緻な手法を現在使用していることを意味する。

バーゼル認定が得られたものの、リスク・アセットおよび規制上要求される自己資本の測定に関わる多くの側面の見直しはAPRAと連携して依然行われている。またAPRAは、バーゼル変更に起因する必要資本の減額につき、2008年に10%の暫定的な上限を設定した。この上限は、本書日付現在引き続き適用されている。APRAが暫定的な上限を除去する意向を発表しているが、いつそれがなされるかについては、現時点では明らかではない。

バーゼルのもとで、金融機関は自己資本および信用リスクの管理に関連した広範な質的、量的開示を行うことが義務付けられている。ANZBGLはバーゼルの第3の柱(Pillar)報告において四半期ごとにかかる情報を提供する。

加えて、2007年12月10日に、ANZナショナル・バンク・リミテッド(「ANZNB」)は、ニュージーランド準備銀行(RBNZ)より、AIRBを使用する認定を取得し、かかる認定は2008年1月1日に発効した。

バーゼル 以前の流動性

流動性は、各組織体の具体的なオペレーションを考慮し、APRAと各ADIとの個別の契約で管理されている。APRAは自国および外国通貨流動性を管理する指針およびシステムを定義する包括的な流動性方針書(流動性危機に対処する正式な危機管理計画を含む。)をADIがもつことを要求する。この方針書はANZBGLの取締役の承認が必要である。ADIの流動性管理方針は一連の潜在的状況に対応する必要がある。APRAはADIの流動性リスクが2つの特定シナリオに基づき評価されることを求める。

- ・ 第1のシナリオは「ゴーイング・コンサーン」として知られ、通常業務におけるキャッシュ・フローの正常な動きに関連し、毎日のADIの流動性管理に焦点を置く。APRAは、ADIの通常の資金調達能力（「資金調達可能」限度）の範囲内において、ゴーイング・コンサーンのシナリオに基づくすべての約束および義務を最低30暦日にわたり果たす能力を持つことをADIに求めている。
- ・ 第2のシナリオは「特定案件危機」として知られ、運営上の問題、ADIの支払能力についての疑い、または格付けの引下げを含む（現実の、または認識された）問題があるキャッシュ・フローの動きを対象とするが、それらに限定されない。特定案件危機のシナリオにおいて、APRAは最低5営業日は営業を継続する十分な流動性をADIが保有することを要求する。

自己資本および流動性の枠組みへの変更案

2010年12月、パーゼル委員会は「パーゼル：流動性リスク計測、基準、モニタリングのための国際的枠組み」（「パーゼル流動性規制」）と題する流動性に関する包括的提案を発表した。パーゼル流動性規制の目的は流動性リスクに対する銀行の回復力を強化することであり、以下の2つの主要な方策を中心におく。

- ・ 流動性カバレッジ比率（「LCR」）：深刻な特定案件のストレス・シナリオ、必要なサバイバル期間は1か月である。このストレスには、重要な顧客預金の流出およびホールセール資金調達市場へのアクセスがないことを含む。

- ・ 安定調達比率（「NSFR」）：すべての「中核」資産が「中核的」または「安定的」な資金源により調達されることを求める1年間の構造的な流動性手段。

APRAは現在、パーゼル流動性規制に沿って、協議文書および既存の流動性信用秩序維持基準（APS 210）への修正を作成中である。両方策は「観察期間」中であり、LCRの場合2015年まで、NSFRについては2018年までである。観察期間中、ADIはこれらの両比率に対する自身のポジションを作成し、APRAに報告するが、比率の正式な遵守はそれぞれ2015年および2018年まで求められていない。

さらに、2010年3月18日、APRAは、ANZBGLを含むコングロマリット・グループの監督につき協議の試案文書を発表した。コングロマリットはAPRAが規制する事業分野のうち複数の重要な業務を行っている。この点においてのAPRAの目的は、コングロマリット内のAPRAの規制対象である複数の会社が晒されていて、かつグループの経営または組織構造のために既存の信用秩序維持の枠組みでは十分に捕捉できないリスクを、信用秩序維持の監督活動によって十分に把握できるようにすることである。コングロマリット・グループに対する提案に関連して、2010年5月13日に、APRAは、損害保険会社および生命保険会社向け信用秩序維持基準を更新し、調整するための提案を発表した。これは多数の当グループ会社に適用される。

パーゼルに基づく資本管理および流動性への規制上の変更案の説明については、本書「第一部 企業情報 - 第3 事業の状況 - 1.業績等の概要 - A.(11)流動性リスク - 規制の変更」および「 - A.(12)自己資本管理 - 規制の変更」を参照のこと。

パーゼル委員会は以下の詳細をまだ発表していない。

- ・ 景気循環に対抗するバッファの計算方法
- ・ 偶発的かつ「ベイルイン」な資本の要件
- ・ システム的に重要な銀行のための資本オーバーレイ

その他の監督機関

APRAの信用秩序維持および規制の監督に加えて、ANZBGLはいくつかの点においてオーストラリア証券投資委員会（「ASIC」）、オーストラリア競争・消費者委員会（「ACCC」）、オーストラリア取引報告・分析センター（「AUSTRAC」）および多くの証券取引所による監督および規制を受けている。

ASICはオーストラリアにおける会社、市場および金融サービスの監督機関である。ASICは投資、退職年金、保険、預金受託および与信業務の取り扱いおよびアドバイスを行うオーストラリアの会社、金融市場、金融サービス機関および専門家に対する規制を行っている。ANZは商品を提供し、またASICの規制を受けている市場に参加している。

ACCCは、消費者、企業および社会に便益をもたらすべく、オーストラリアの市場における競争および公正取引を促進する独立した連邦法定機関である。同機関はまた、国のインフラサービスに対する規制を行っている。その主要な任務は、個人およびANZBGLを含む企業が、オーストラリアの競争、公正取引および消費者保護法を順守することを確実にすることである。

当グループは、オーストラリア法および当グループが事業を行うすべての国の法律に基づき、2006年マネーロンダリング防止および対テロ資金法（「AML法」）を含むマネーロンダリング防止および対テロ資金の法律および規則を遵守する義務を負っている。AML法は、AUSTRACにより管理されている。

ANZBGLは、持分証券をオーストラリア証券取引所およびニュージーランド証券取引所に上場しており、債券をこれらの証券取引所の他に海外の証券取引所にも上場している。これにより、ANZBGLは、オーストラリア、ニュージーランドおよび海外の上場ならびにコーポレート・ガバナンスの要件を遵守しなければならない。

APRAがANZBGLに対して行う自己資本規制およびその支店運営ならびに上記の監督および規制の詳細に加えて、すべてのANZBGLの海外支店および銀行子会社の現地での銀行業務は、それぞれの監督機関による当該国の監督に従う。例えばRBNZ、米国通貨監督庁（「通貨監督庁」）、米国連邦準備制度理事会（「FRB」）、英国金融サービス機構、シンガポール通貨当局、香港通貨当局、中国銀行規制委員会ならびにこれらの諸国および他の関連諸国のその他の金融監督機関である。さらに、アジア太平洋地域におけるANZBGLの地域を越えた戦略、拡張および成長は、この地域全体の多数の異なる法律上および規制上の体制を遵守することを必要とする。これらの監督機関は、これらの業務に対し、最低資本金を課す可能性がある。

アメリカ合衆国（米国）

金融機関に影響を及ぼしている米国政府政策の主な焦点の1つは、マネーロンダリングおよびテロリストの資金調達に対抗することである。2001年米国愛国者法（「愛国者法」）は、著しいコンプライアンスとデューデリジェンスの義務を課し、犯罪と罰則を作り出し、米国外における管轄権を拡大することによって、米国マネーロンダリング防止法の範囲を大幅に拡大した。米国財務省は、愛国者法のような要件を実施する数々の規制を発表し、それはANZBGLの米国銀行子会社および米国ブローカーディーラー子会社、ならびにANZBGLのニューヨーク支店など米国金融機関に適用される。

それらの規制は、米国内で事業を行っている金融機関に、マネーロンダリングとテロリストの資金調達を特定、阻止、報告するとともに顧客の身元を確認する適切な方針、手続き、管理を維持する義務を課す。さらに、銀行規制機関は、より高い基準を課し、米国法執行機関は、より積極的な役割を果たしてきた。金融機関が、マネーロンダリングとテロリストの資金調達に対抗する適切な方針と手続きを維持、実施できないと、金融機関にとって法的および評判的に深刻な結果を招くことがあり、さらに民事上、金銭上および刑事上の罰則処分を課される結果となることもある。

ANZBGLは、米国グラム・リーチ・ブライリー法（「金融近代化法」とも称される）（「GLB」）の成立後、連邦準備制度理事会から金融持株会社としての認可を求めるのに成功した。金融持株会社は、連邦準備制度理事会および米国財務省が本質的に財務的である、あるいはそれに付随していると決定した活動、ならびに連邦準備制度理事会が財務活動に補完的であると決定した活動に米国内で従事し、あるいは従事する企業を買収することを認められている。

GLBの下で、金融持株会社の活動は、当該金融持株会社（ANZBGLの場合では、当グループのレベルのみ）、あるいはその米国子会社預金金融機関のいずれかが「良好に経営されている」あるいは「資本が充実している」という定義を満たしていないと決定された場合、または、その米国子会社預金金融機関のいずれかが1977年米国地域社会再投資法の格付けで最低でも「満足できる」を達成することができなくなった場合、制約の対象となる。さらに、GLBの下で、FRBは、金融持株会社を管轄する「包括的な」監督者である。

ANZBGLのニューヨーク支店は、1978年米国国際銀行法（「IBA」）の下で、ならびにIBAに沿って採用された規制の下で、通貨監督庁の監督、検査、規制の対象となる。IBAは何よりも、非米国銀行の在米支店が国内銀行と同じ権利と特権を行使することができる、と規定している。さらに、そのような権利と特権を行使するには、同じ管轄域にある国内銀行に適用されるものと同じ責務、制約、罰則、義務、条件、限定の対象とならなければならない。在米支店は、その会計と記録を当該非米国銀行のものとは別に維持する必要があり、監督官が規定するそのような追加要件に従う必要がある。

IBAの下で、非米国銀行の在米支店は、国内銀行と同じ範囲で管財人規定の対象となる。監督官は在米支店の事業と財産を占有することができる。それに伴って、監督官は、法律や規制の違反および安全と健全性の違反に対処する広い範囲の監督および執行手段を自由に使うことができ、それは在米支店に対して課される場合がある。監督官は、在米支店の経営者を解任し、民事上の罰金を課することもある。状況によっては、監督官は自ら、あるいはFRBの勧告を受けて、在米支店の免許を剥奪することもある。

さらに、IBAの下で、非米国銀行は、新しく米国国内預金取り扱い支店を開設するにあたって、ならびに、ANZBGLの場合はニューヨークである「本拠としている州」以外の州で新しく米国子会社銀行を設立するにあたって、一定の制約を受ける。ドッド-フランク・ウォール・ストリート改革および消費者保護法（「ドッド-フランク法」）が2010年7月21日に署名、成立した。ドッド-フランク法の実施は多数の長期にわたるルール決定のプロセスを必要とし、200以上の規則の発布につながると予想される。一度完全に実施されると、ドッド-フランク法は米国および海外において、銀行業（証券化、自己勘定売買、投資、OTCデリバティブおよびその他活動を含む。）のいろいろな面に影響を与える。

ANZBGLの事業は、厳格な資本および利鞘の要件、標準店頭取引デリバティブの集中決済、ならびに店頭取引デリバティブ・ディーラーおよび主要な市場参加者の監督強化などの、店頭デリバティブへのより広範な規制を含む（ただし、それに限定されない）ドッド-フランク法に基づく様々な新規則により影響を受ける可能性がある。さらに、ANZBGLはドッド-フランク法上、「システム上重要である」とみなされているので、米国の監督機関はANZBGLに対する規制当局を増やす可能性があり、米国監督機関がANZBGLの規模または業務範囲が米国の金融安定化に脅威を与えると決定する場合は、ANZBGLに資産の売却もしくは譲渡および活動停止を求める権限を持つ可能性もある。これらの影響の程度は、米国監督機関が今後数年間にわたり、ドッド-フランク法に基づき発展させ実施する規則に依存する。

外国口座税務コンプライアンス法（「FATCA」）が2010年3月18日に制定された。FATCAは、外国金融機関（例えばANZ）に米国内国歳入庁に米国人が保有する特定の海外口座の情報を提供することを求める。FATCAは、影響を受ける金融機関によるFATCA基準を満たすコンプライアンスおよび報告の枠組への多額の投資を必要とするものと予想される。

ANZBGLはまた、米国財務省海外資産管理局の規制も受けている。同局は標的となる外国、テロリストおよびその他米国の安全保障への脅威に対する経済制裁および貿易制裁を管理、執行する。

ニュージーランド

1989年ニュージーランド準備銀行法はRBNZに以下の目的で銀行の登録およびニュージーランドの登録銀行（ANZナショナル・バンク・リミテッド（「ANZNB」）およびANZBGLのニュージーランド支店を含む。）の信用秩序維持監督権限の行使を求める。

- ・ 健全かつ効率的な金融システム維持の促進
- ・ 登録銀行の破綻から生ずる可能性のある金融システムの重大な損害の回避

銀行登録に関するRBNZの政策は、適切な地位および評判を有する金融機関のみが登録銀行となるのを保証することを目的としている。この要件に従い、RBNZは、銀行制度における競争を促進するために、新規登録銀行の参入に対するあらゆる障害を最低限に抑えることを意図していると述べてきた。

RBNZの監督機能は、金融システム全体の健全性および効率性を促進することを目指すものであり、個々の銀行の倒産防止または債権者保護を目指すものではない。RBNZは、市場に必然的に存在する規律を導き出し、強化することによってこれを達成しようとする。

その結果、RBNZは銀行が四半期ごとに財務実績およびリスク状態に関する情報を開示するという要件ならびに取締役が定期的に一定の主要な事項につき証言するという要件をかなり重要視している。これらの方法は市場規律を強化し、銀行の健全な管理責任はRBNZがかかる責任を行使する最適な職責にあると考える取締役および経営陣にあることを確実にすることを目的とする。

RBNZの監督任務の主要な点は以下を含む。

- ・ すべての銀行に、一定の最低信用秩序維持規制を遵守するよう要求する。これは登録条件を通じて適用される。これらには、関連エクスポージャーおよび最低適正資本量要件に関する制約ならびに流動性リスク管理の最低基準が含まれる。
- ・ 主として公表された四半期の開示書類に基づき、各登録銀行の財務状況および登録条件の遵守を監視する。この監視は、RBNZの各銀行の財務状況および銀行システム全体への精通の維持、および必要な場合、危機管理の権限を行使する準備態勢の維持を保証することを意図している。
- ・ 登録銀行の上級経営陣と協議を行う。
- ・ 準備銀行法のもとで利用できる、銀行の経営不振もしくは破綻が金融システムの健全性を脅かすときに介入する、危機管理の権限を使用する。

- ・ 銀行が事業を慎重に行っているかどうかを査定する。
- ・ 反マネーロンダリングおよびテロリズム資金調達対抗の指針を発表する。
- ・ 銀行の内部適正資本量プロセスおよび流動性方針。
- ・ コーポレート・ガバナンスについての指針を発表する。
- ・ ニュージーランドおよび親銀行が住所を有する国々における金融システムの状態に関連する銀行特定問題、政策問題および一般事項に関連して、親銀行監督機関（例えば、オーストラリアではAPRA）との仕事上の密接な関係を維持する。

登録銀行が四半期に公表するよう定められている開示書類は、包括的な会社の詳細、年度および半期の完全な財務書類ならびにそれ以外の四半期の中間財務書類を含む。それらは各事業年度末において完全な外部監査を、また各事業年度の半期末ごとに限られた審査を受ける。各銀行の取締役は自身の銀行の開示書類に署名し、一定の証言をなさねばならない。銀行およびその取締役は開示書類が虚偽または誤解を招く情報を含む場合、刑事上および民事上の制裁を受ける可能性がある。

RBNZは現在、すべての登録銀行が認定格付機関から信用格付けを取得し、維持し、かかる信用格付けを四半期開示書類において発表することを求める。

加えて、RBNZはその監督機能に関連して、追加の情報、データおよび予測を入手し、また情報、データおよび予測を監査するよう求める幅広い権限をもつ。

RBNZは多数の危機管理権限も有する。これらの権限には、銀行の登録取消を提言する、登録銀行の業務を調査する、登録銀行に指示を与える、登録銀行の取締役を解任、交代もしくは任命する、または登録銀行を法的管理下に置く勧告をなす等が含まれる。

もし登録銀行が法定管理に従うことを宣言されたなら、何人も以下のことを行ってはならない。

- ・ 銀行に対する反対要求による訴訟を含む、なんらかの行動または訴訟手続きを開始するもしくは継続する。
- ・ 強制執行を命令する、債権を差し押さえる、あるいは別途、銀行に関して得られた判決あるいは命令を執行しようとする。
- ・ その銀行を清算するためのなんらかの手段をとる。
- ・ 銀行に対するなんらかの相殺権を行使する。

RBNZの監督権限の一部として、ある者が登録銀行に対して「重大な影響」を獲得するもしくは増す結果となる取引を実行する前に、RBNZの書面による同意を得なければならない（「重大な影響」とは、登録銀行の取締役会の25%以上を任命する能力、またはその議決権株式の10%以上における適格持分（たとえば、法的または受益所有権）を指す。）。

登録銀行に関する重大な影響力を獲得するための同意申請の評価にあたり、RBNZは、登録銀行として登録申請の評価に関連する同じ事柄を考慮するだろうと述べている。その同意を与えるにあたり、RBNZはかかる条件を適切なものとして課すことができる。

2011年3月31日、銀行の改正開示要件が施行された。2011年3月31日までの期間を対象とする銀行の開示書類は、ほぼ新基準に沿うものとなる。新開示制度は、銀行が、四半期ごとに主要情報要約を公表する要件を廃止し、開示書類要件を修正して、銀行が修正年次開示書類を公表できるようにしている。さらに、簡素化した半期開示書類および短いそれ以外の四半期開示書類を、それぞれニュージーランドIAS第34号に基づいて公表する必要がある。

以前、バーゼルIIの内部モデル・ベース・アプローチを適用するANZNBを含むニュージーランドの銀行グループは、銀行グループのバーゼルIIの資本比率に監督上の調整を課す登録条件の対象となり、資本比率がバーゼル 規則の下で算定された資本の90%未満であると何らかの調整の対象となった。2011年3月31日から適用される登録条件の下では、バーゼル アプローチの下で銀行グループの資本比率を算定する要件はなくなる。

ニュージーランドの銀行グループにはまた、バーゼル アプローチの下で親銀行に最低単独資本比率を維持するよう要求する登録条件もある。単独資本比率は既存のバーゼル ベースで存続する。

2010年12月、RBNZは、現地法人の登録銀行（ANZNBを含む。）が、重要な買収、投資または企業合併を行う前にRBNZから異議なしの通知を得ることを要求する方針草案について、提案を求める協議文書を公表した。

2010年12月22日、RBNZは、登録銀行に対して新しいコーポレート・ガバナンス要件を開始する方針を公表した。この方針の目的は、RBNZ法に関連するコーポレート・ガバナンス分野で最低基準を課し、指針を発表することによって、金融安定化の基盤を強化することである。

2011年3月14日、RBNZは、オープン・バンク・レゾリューション（銀行営業継続による解決（「OBR」））方針を完全に実施するために銀行が遵守することを期待されるポジショニングの事前要件について協議文書を公表した。OBRは、銀行の営業を継続させることによって、全体的な銀行および支払いシステムへのストレスを最小化しながら、銀行破綻を即座に解消することを目指す長期方針の1つの選択肢である。銀行は、この選択肢のコンセプトを確実に実施できるようにするために必要なシステム上の要件について現在協議している。協議文書に対する提案は、2011年6月30日に締め切られる。

2011年5月の金融安定化報告書で、RBNZは、ニュージーランドの銀行は、保有資本がバーゼル の最低要件を全般的に大幅に上回っているため、バーゼル 資本制度に関して全般的によい位置にあると述べた。RBNZはさらに、2011年中にバーゼル 方針を発展させ、年後半に最初の協議を計画していると述べた。

RBNZは、2011年7月から銀行グループの最低年間中核資本調達比率を65%から70%に上昇させるという以前表明した意図を確認した。これは、ANZNBの登録条件の変更によって達成される予定である。

競争

オーストラリア

オーストラリアの銀行業界での競争は激しい。2011年3月31日現在、オーストラリアの4つの主要な銀行グループ（ANZBGL、コモンウェルス・バンク・オブ・オーストラリア、ナショナル・オーストラリア・バンクおよびウェストパック・バンキング・コーポレーション）がオーストラリアで営業を行う銀行のオーストラリアの総資産の約3分の2を保有していた。規模の小さい地方銀行の業務運営は、典型的には、特定の州または地域の顧客へのサービス提供に限定されており、一般的にはリテール銀行業務に特に重点を置いている。多くの国際銀行もオーストラリアで銀行サービスを提供している。一般的に、これらの銀行はリテールまたは法人市場の特定の部門に重点を置いており、かかる部門において若干のシェアを占めている。

1980年代初頭のオーストラリアの金融制度の規制緩和は、4大銀行グループと選択的な市場で競争する金融機関および非金融機関の急増につながった。ビルディング・ソサイエティや信用組合などのノンバンク仲介機関は主に預金受入および住宅ローン貸付の分野で競争する。大手ビルディング・ソサイエティのうちいくつかは、1959年銀行法の下で、銀行業免許を付与されている。専門的な銀行以外の住宅ローン貸付業者および直接的な（支店以外の）銀行業務もまた近年においてより重要になっている。

競争は歴史的に住宅貸付市場において特に激しい。競争は、当初は担保付住宅ローン・オリジネーターの増加、その後は担保付住宅ローン・ブローカー業界の成長からもたらされた。近年、広告レートより大幅に割引したレート提供により、大手銀行が積極的に競争を行っている。さらに、世界金融危機の間に経験した市場の混乱は、ノンバンクのオリジネーターのビジネス・モデルに大いに影響を与えており、これが大手銀行への流入を全体的に増す結果となった。これはその後2010年に引き出された。

オーストラリアのリテール預金市場もまた、最近、多数の高金利の現金管理口座およびオンライン口座が市場に導入されたことならびに定期預金資金の競争の高まりにより、非常に競争が激しい。リテール顧客の銀行預金に対するオーストラリア政府による保証は、世界金融危機の最中の2008年に導入され、大手オーストラリア銀行への預金の増加および仕組預金ファンド提供者への預金の減少をもたらした。

オーストラリアにおける銀行部門の競争水準をめぐる継続的な議論により、2010年後半、連邦政府は競争水準の一層の向上を目指した一連の銀行業改革を発表した。これらの改革には、モーゲージの解約手数料の禁止、銀行口座番号のポータビリティの実現可能性調査、および資金調達の追加形態としてのカバード社債の発行許可を含んでいた。オーストラリア上院も2010年後半にオーストラリアの銀行業の競争について調査を行った。2011年5月6日、上院経済委員会は2010年10月に開始した調査を受けて、オーストラリアの銀行部門における競争に関する結論を公表した。上院の最終報告はオーストラリア連邦政府に対して多数の勧告を行っている。本書日付現在、上院の勧告の一部あるいはいずれかが政府により採用されるかについては依然不確定であり、従って現時点でオーストラリアの銀行部門に対して与える影響を決定するのは不可能である。

さらに最近、大手銀行数行がより大きな市場シェアを得るために積極的な販売キャンペーンおよび割引での提供を採用しているため、住宅ローン市場での競争も激しくなっている。

法人部門は広範囲にわたる金融市場サービスを大企業、法人である得意先に提供する。すなわち、外国為替、デリバティブおよび固定金利取引、プロジェクト・ファイナンスおよびストラクチャード・ファイナンス、コーポレート・ファイナンス（合併および買収その他の助言）、発行市場オリジネーション、シンジケーションおよびリース金融である。競争者はそのクライアント基盤の質、認知された技術の組合せ、評判およびブランドにより評価を獲得する。国内市場においては、大企業および大手金融機関のレベルでの法人部門の競合相手は一般に、他のオーストラリア大手銀行の他、ニッチ市場で業務を行う国際投資銀行、巨大多国籍銀行コングロマリットのブティック型事業、またはニッチ分野に力を入れている国内投資銀行のいずれかである。法人部門の主要な競争上の強みは、対象とした地域および部門の経験、業績順位および確立したクライアント基盤である。世界金融危機の結果もたらされた市場の混乱により、外国銀行による活動低下を伴う利鞘低下水準の緩和、および競争の減少と適切なリスク金利改定による純預貸利鞘の増加が見られる。これは、過去10年の大部分における利鞘減少に続くものであった。より最近では、利鞘に対する競争圧力が現れ始める兆候があり、競争が再び激化し始めている。

資産運用業はオーストラリア4大銀行およびオーストラリアの生命保険会社間で激しい競争がある分野である。オーストラリア政府が課税緩和を行い、および雇用主に対して強制退職積立金の拠出義務を課したことにより退職積立金を通じて長期貯蓄を奨励したので、競争が激化している。

リテールの資産運用および生命保険市場は高度に集中しており、上位6社が市場シェアの80%超を占めている。大手リテール会社は一般に十分統合されたものとなっており、広範に整備された販売ネットワークからの恩恵を得ており、大規模なプラットフォーム（販売流通経路）を運営することにより多数の商品を管理し販売する（「ファンド・スーパーマーケット」）。

過去5年間における市場シェアの重要な変更は、大型買収により推進された。最近、大手年金および生命保険専門会社であるAMPがAXAオーストラリア・リミテッドの買収をようやく終え、新たな市場最大手となった。

過去2年間、多数の政府調査がオーストラリアの強制確定拠出退職年金制度および投資顧問業に重点を置いてきた。勧告が仮に実施された場合には、商品の組成者が払う金額ベースの手数料の禁止によるものを含めて、デフォルト・オプション制度の費用を削減し、個人の年金基金への拠出の強制基準を引上げ、投資顧問の提供において発生する利益相反の可能性を低減させると予想される。

ニュージーランド

ANZナショナル・バンク・リミテッド（「ANZNB」）が営業を行うニュージーランドの金融サービス部門は非常に集中しており、また非常に競争が激しい。ANZNBの主な競合相手は、ASB銀行、ニュージーランド銀行、ウェストパック・バンキング・コーポレーション/ウェストパック・ニュージーランドという他の3大銀行である。これらの各行は、オーストラリアの銀行の子会社である。ANZNB（ANZBGLのニュージーランド支店を含む。）とともに、これらの銀行（そのオーストラリアの親会社である銀行のニュージーランド支店を含む。）は、2011年3月31日現在、ニュージーランドの銀行制度の資産の約90%を保有しており、個人から大企業まであらゆる顧客セグメント全体に関与する。

競争はまた、その他銀行の特定の事業部門にも存在する。ニュージーランド政府が所有するキウィ銀行は、リテール部門において活動し、ラボバンク・ニュージーランドは、リテール預金および農業貸付市場において活動する。シティグループ、香港上海銀行、ドイツ銀行などの国際的な銀行は、法人市場に限定的に参加している。

金融サービス部門の競争は激しく、予測するのは難しい。預金市場における競争は、銀行がリテール預金のシェア拡大およびホールセール資金調達縮小を目指しているため、ニュージーランドで急速に拡大している。住宅ローン市場が登録銀行によるニュージーランドでの貸付の半分以上を占めており、この市場が競争における主要分野である。

ニュージーランドの銀行以外の金融部門は比較的小さく、金融制度の資産合計のおよそ4%未満を占めている。これは主に、ファイナンス会社（典型的にはアセット・ファイナンス/不動産開発に従事）および貯蓄機関（大半は共同組合/共済組合）という2つの参加者グループにより構成されている。ニュージーランドのファイナンス会社の多くは、信用の質および/または流動性の不足の結果、管財人の管理下または支払停止のいずれかであり、もはや取引を行っていない。貯蓄機関は、規制/コンプライアンス費用の増加、資金調達費用の上昇および信用の質の悪化のため、統合の時期を経験している。

2010年12月1日、ニュージーランド準備銀行は、銀行以外の金融部門に対して、資本水準、流動性規制、ガバナンス要件および関連当事者エクスポージャーの制限に係る規制を導入した。開示要件が後に続くものと見込まれる。これらがこの部門の回復力を高めることが期待されている。

2008年11月1日、ニュージーランド政府はホールセール資金調達保証制度を発表した。同保証は個別の取引ごとの承認に基づいていた。承認された取引の詳細は、ウェブサイト（www.treasury.govt.nz/economy/guarantee/wholesale）に掲載されている。返金されない手数料が各取引について課された。2010年4月30日、ニュージーランド政府はホールセール資金調達保証制度を終了した。

アジア太平洋

アジア太平洋における銀行業は、各市場の現地銀行に加えて、地域を越えて営業を行う世界的およびリージョナルな銀行が多数あるため、非常に競争が激しい。

当グループはアジアおよび太平洋において長期的に地位を確立している。現在、ANZは14のアジア市場および太平洋を越えて12か国において営業を行っている。これらの市場全域の当グループの競争上の地位は、太平洋を越える多数の国々における高い市場占有率の維持から、アジア市場の数か国においては新興参入者という様々な幅がある。この幅は散在の長さおよびANZが各市場で採用している個別の戦略的アプローチを反映する。ANZにとっての優先事項は、当グループが高い成長率であると考え、競争の余地が拡大していると期待するアジアにおいて、多数のフランチャイズ市場を構築することである。

3【関係会社の状況】

2011年3月31日までの半期中に重要な会社の買収はなかった。

2011年3月31日までの半期中に当グループの重要な被支配会社の処分はなかった。

2011年3月31日までの半期中に当グループの重要な関連会社に変更はなかった。

「第一部 企業情報 - 第6 経理の状況 - 1 . 中間財務書類 - () 要約中間連結財務書類注記18、19および20」を参照のこと。

4【従業員の状況】

2011年3月31日現在、ANZは世界全体でフルタイム換算基準で4万8,460人（2010年3月31日：4万2,144人）の従業員を雇用していた。オーストラリア国内では、2010年3月31日のフルタイム換算基準で2万2,489人に対して、2011年3月31日にはフルタイム換算基準で2万4,409人が雇用されていた（以下の表を参照のこと）。

従業員数（3月31日現在）	2011年	2010年
オーストラリア	17,707	16,778
アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ	10,852	7,078
法人（法人向けアジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカを除く）	4,626	3,905
ニュージーランド事業	9,034	8,988
グループ・センター	6,241	5,395
	<u>48,460</u>	<u>42,144</u>
オーストラリア	24,409	22,489
ニュージーランド	9,373	9,279
海外市場	14,678	10,376
	<u>48,460</u>	<u>42,144</u>

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

以下は、2010年10月1日から2011年3月31日までの中間期に関するANZの「連結財務報告、配当宣言およびAppendix 4D」を基に、抜粋したものである。参照のいくつかは、本半期報告書との整合性をとるために、省略または修正されている。以下の説明は、「第6 経理の状況」に記載の財務書類およびその注記に基づいている。

利益は基本利益（当グループの継続的事業活動の業績）を導くために非中核項目を除外するよう調整されている。これらの調整は前報告期間においてなされた調整と一貫した基準で決定されている。基本利益の定義および調整の説明についての詳細は、下記A(1)を参照のこと。下記A．およびB．において、「基本利益」をベースに計算された数字および比率は、法定利益ベースで計算された数字と区別するために青色で表示されている。また形式上の業績（下記A(1)を参照のこと。）も提示され、水色で表示されている。

A．最高財務責任者による概説

(1) 基本利益

この業績は、当グループの継続的事業活動以外の多数の重要かつ反復しない項目を含む。当グループの基本的業績を読者が理解する助けとなるように、基本利益が提供されている。基本利益を計算するために法定利益になされた調整は、監査またはレビューの対象ではない。

	2011年 3月中間期	2010年 9月中間期	2010年 3月中間期	2011年 3月期 対2010年 9月期 増減率	2011年 3月期 対2010年 3月期 増減率
	(百万ドル)			(%)	
当行株主に帰属する法定利益	2,664	2,576	1,925	3	38
法定利益（税引後）に含まれる					
以下の利益（損失）を調整					
ニュージーランドのテクノロジー統合	(75)	-	-	該当なし	該当なし
買収費用および評価調整	(72)	(158)	(322)	-54	-78
自己株式調整	(15)	20	(52)	大	-71
ニュージーランドの導管体に係る税金	-	-	38	該当なし	-100
ニュージーランドの税制変更	3	(36)	-	大	該当なし
経済ヘッジ - 公正価値利益 / (損失)	(114)	(8)	(138)	大	-17
収益および純投資ヘッジ	30	1	23	大	30
ニュージーランド管理ファンドの影響	42	9	25	大	68
非継続事業					
信用仲介取引	45	3	51	大	-12
その他	2	18	2	-89	0
基本利益	2,818	2,727	2,298	3	23

法定利益と基本利益との調整の詳細については補足情報の114から118ページ（原文のページ数。本書においては訳出省略）を参照のこと。

法定利益と基本利益との調整の説明

・ニュージーランドのテクノロジー統合

2010年11月25日、ANZは、事業を単純化し、顧客向けの商品およびサービスを改善するために、ニュージーランドにおけるANZおよびナショナル・バンクのネットワーク全体について単一の中核的なバンキング・システムを採用すると発表した。その結果、ANZはシステム統合に関連する1億800万ドル（税引後7,500万ドル）の費用を負担した。当年度下半期において、およそ1,000万ドルの追加コストが予想されている。このプロジェクトは、運用費用およびテクノロジー費用の低減をもたらすと期待されている。

・買収費用および評価調整

	税引前			税引後		
	2011年 3月中間期	2010年 9月中間期	2010年 3月中間期	2011年 3月中間期	2010年 9月中間期	2010年 3月中間期
		(百万ドル)			(百万ドル)	
OnePath段階的買収 ⁽¹⁾	-	4	181	-	4	181
AFS準備金償却 ⁽²⁾	-	-	32	-	-	32
統合および取引費用 (下記参照)	68	165	110	55	136	95
買収に関連する無形資産の 償却	24	26	20	17	18	14
合計	92	195	343	72	158	322

注：(1) AASB3R「企業統合（改訂済）」の規定に基づく、買収日付の当グループの既存の49%持分の公正価値の再測定による評価調整。

(2) 以前に持分法で借方に計上された売却可能準備金の償却の調整。

統合および取引費用は以下のとおりである：

- ロイヤル・バンク・オブ・スコットランドの買収資産 - RBSとの移行サービス契約からの撤退、ならびに買収事業のテクノロジーおよび処理過程をANZのテクノロジーおよび処理過程に転換する費用に関連する3,600万ドル（税引後3,200万ドル）。統合は、下半期におよそ3,000万ドルから4,000万ドル（税引後）の追加コストをもって、2011年9月までに完了する方向で進んでいる。
- OnePath - OnePath ブランドの新規発売、リスク、ファイナンス、テクノロジー、ガバナンス、共通サービスおよびオペレーション全体のANZの方針との調和、OnePath従業員のANZ従業員の条件への統合、ANZ給与への移行ならびにINGグループからの解約等の統合に関連するコストを含む、2,800万ドル（税引後2,000万ドル）。統合の完了までに約1,200万ドル（税引後）のさらなる費用が予想される。
- ランドマーク - ANZのシステムへのローンの移行コストに関連する400万ドル（税引後300万ドル）。統合は下半期におよそ300万ドル（税引後）の追加コストをもって、2011年9月までに完了する方向で進んでいる。

・自己株式調整

ANZが連結済みの管理ファンドおよび生命保険事業において保有するANZ株式は自己株式であるとみなされる。これらの株式からの実現および未実現損益ならびにこれらの株式に係る受取配当は収益の中で認識することが認められていないので、戻し入れられる。自己株式は収益を導く際に再評価される保険契約者の負債を下支えするため、基本利益を導く際には、当グループの利益に不均衡な影響を与えないようこれらの利益は含まれる。それに伴い、1,600万ドルの損失（2010年9月中間期：2,200万ドルの利益、2010年3月中間期：5,700万ドルの損失）（税引後では、1,500万ドルの損失（2010年9月中間期：2,000万ドルの利益、2010年3月中間期：5,200万ドルの損失））の法定利益への調整が認識されている。

・ニュージーランドの導管体に係る税金

ニュージーランド内国歳入局（IRD）は、2000年税年度から2005年税年度の監査の一部として、多数の仕組金融取引の取扱につき異議を唱えていた。2009年度には、ロイズ・バンキング・グループplcにより供与された補償金を除き、1億9,600万ドル（2億4,000万ニュージーランドドル）の引当金を認識した。2010年3月中間期に、当グループは、係争中のすべての取引に関してIRDと和解に達し、3,800万ドルの税引当金が取崩しされた。

・ニュージーランドの税制変更

2010年5月、ニュージーランド法人税率を30%から28%に引下げ、50年超の予想耐用年数を有する建物について税務上の減価償却を主張できなくする法案が可決された。これは2011-2012課税年度から施行される。繰延税金価値への影響の見積りは、2010年9月中間期において3,600万ドルであり、2011年3月中間期に300万ドルの事後調整がある。

・経済ヘッジ - 公正価値利益 / (損失)ならびに収益および純投資ヘッジに対する値洗い調整

当グループは、当グループの金利および外国為替リスクを管理するために経済ヘッジを締結している。AASB第139号「金融商品 - 認識および測定」の適用により、経済ヘッジに関して、損益計算書に以下のような変動が生じた。

- ニュージーランドドル建ておよび米ドル建て収益のヘッジを含む、会計ヘッジ関係に指定されないが経済ヘッジであると考えられる承認済みのデリバティブ商品
- 公正価値オプションの利用により生ずる収益 / (損失)（主に公正価値で指定される債券にかかる「自己名義」信用スプレッドの評価から生ずる）、および
- 指定された会計上のキャッシュ・フロー、公正価値および純投資ヘッジの非有効

ANZは経済ヘッジによる変動の影響を独立して報告する。なぜなら上記取引から生ずる損益は、基本利益の一部として経済ヘッジ対象からの損益と一致するべく経時的に戻入れられるからである。

資金調達スワップは、主に外貨建債券発行の手取金を変動金利の豪ドル建およびニュージーランドドル建債務に交換するために利用される外為レート・スワップである（「ファンディング・スワップ」）。これらのスワップはヘッジ会計に適格でないため、公正価値の変動は損益計算書に記録される。これらの公正価値の主たる変動要因は、通貨ベース・スワップのスプレッドならびにその他主要調達通貨に対する豪ドルおよびニュージーランドドルの変動である。このカテゴリーはまた、ヘッジ会計に適格でない特定の仕組金融および専門リース取引の経済ヘッジも含む。

2011年上半年期を通じて、ベース・スワップのスプレッドは、米ドル/ユーロのスプレッドの拡大、ニュージーランドドル/米ドルスプレッドの縮小および豪ドル高がもたらした当該半期の損失により、引続き比較的変動性があった。

デリバティブによりヘッジされた自己債券につき公正価値オプションを利用することから生ずる変動は、2010年9月以降の信用スプレッドのわずかな縮小によりもたらされている。

損益計算書への影響

	2011年3月 中間期	2010年9月 中間期	2010年3月 中間期
		(百万ドル)	
IFRS適用がヘッジ手段およびヘッジ対象間の 不均衡をもたらす場合における時間的差異			
ファンディング・スワップ	(158)	(94)	(159)
デリバティブによりヘッジされた自己債券にかかる 公正価値オプションの利用	(3)	59	(14)
収益および純投資ヘッジ	43	1	33
キャッシュ・フローおよび公正価値ヘッジの 非有効部分	6	25	(19)
税引前利益	(112)	(9)	(159)
税引後利益	(84)	(7)	(115)

	2011年3月 中間期末現在	2010年9月 中間期末現在	2010年3月 中間期末現在
		(百万ドル)	
IFRS適用がヘッジ手段および ヘッジ対象間の不均衡をもたらす 場合における時間的差異			
ファンディング・スワップ	(419)	(261)	(167)
デリバティブによりヘッジされた自己 債務にかかる公正価値オプションの利用	25	28	(31)
収益および純投資ヘッジ	89	46	45
キャッシュ・フローおよび 公正価値ヘッジの非有効部分	33	27	2
	(272)	(160)	(151)

・ニュージーランド管理ファンドの影響

2011年2月、INGディバーシファイド・イールド・ファンドおよびINGレギュラー・インカム・ファンドにおいて保有されてきた債務担保証券が売却され、その結果4,500万ドル（税引後3,100万ドル）の売却益が当期利益に認識されている。このうち、3,200万ドル（税引後2,200万ドル）は、売却可能準備金から振替えられた。2011年中に、裏付けとなる証券から1,600万ドル（税引後1,100万ドル）の追加利益が売却時点までさらに認識された（税引後で、2010年9月中間期：900万ドル、2010年3月中間期：2,500万ドル）。

・減損デリバティブにかかる信用リスク（税引後の利益に影響しない）

不履行および減損したデリバティブに係る信用評価調整の利益計上について、1,500万ドルの貸倒引当金への戻入れへの再分類（2010年9月中間期：1,700万ドルの計上、2010年3月中間期：1,700万ドルの計上）。

・非継続事業

2009年、法人部門は、最適な部門構造を決定するための新規戦略および事業目標の面から既存の事業ポートフォリオを見直した。この結果、代替資産およびプライベート・エクイティ事業を含む、いくつかの商品分野で新規事業が中止となった。当グループの仕組信用仲介取引もまた、非継続事業に含まれ、信用リスク調整が信用スプレッドの市場での推移および為替レートの推移により影響を受けるのに伴って利益/(損失)の変動をもたらすと見込まれる。非継続事業の影響の概要は以下のとおりである。

	2011年	2010年	2010年	2011年	2011年
	3月中間期	9月中間期	3月中間期	3月期 対2010年 9月期 増減率	3月期 対2010年 3月期 増減率
	(百万ドル)			(%)	
非継続事業					
純利息収益	-	1	1	-100	-100
その他営業利益	58	38	72	53	-19
営業利益	58	39	73	49	-21
営業費用	(4)	(7)	(7)	-43	-43
貸倒引当および法人税控除前利益	54	32	66	69	-18
貸倒引当金	-	-	(1)	該当なし	-100
税引前利益	54	32	65	69	-17
法人税費用	(7)	(11)	(12)	-36	-42
利益/(損失)	47	21	53	大	-11

基本利益

	2011年	2010年	2010年	2011年	2011年
	3月中間期	9月中間期	3月中間期	3月期 対2010年 9月期 増減率	3月期 対2010年 3月期 増減率
	(百万ドル)			(%)	
純利息収益	5,642	5,623	5,239	0	8
その他営業利益	2,788	2,592	2,328	8	20
営業利益	8,430	8,215	7,567	3	11
営業費用	(3,821)	(3,722)	(3,249)	3	18
貸倒引当および法人税控除前利益	4,609	4,493	4,318	3	7
貸倒引当金	(660)	(722)	(1,098)	-9	-40
税引前利益	3,949	3,771	3,220	5	23
法人税費用	(1,126)	(1,040)	(920)	8	22
非支配持分	(5)	(4)	(2)	25	大
基本利益	2,818	2,727	2,298	3	23

基本利益（為替相場調整後）の形式上の検討

報告期間の間での財務情報の理解および比較可能性を高めるために、「形式上の」情報が作成されている。形式上の調整は、OnePathオーストラリアおよびニュージーランド買収による所有権の49%から100%への増加ならびにランドマークおよびRBSの買収が2009年10月1日より有効となったと想定し、2010年3月中間期および2010年9月中間期の当グループの基本利益を効果的に修正表示する。この分析は、最近の買収を含む当グループの継続事業業績の予想成長率を提供する。以下の形式上の業績はまた、為替相場変動の影響を除外するよう調整されている。為替相場変動の影響および形式上の調整の詳細は下記A(2)に記載されている。

	2011年	2010年	2010年	2011年	2011年
	3月中間期	9月中間期	3月中間期	3月期 対2010年 9月期 増減率	3月期 対2010年 3月期 増減率
	(百万ドル)			(%)	
純利息収益	5,642	5,548	5,317	2	6
その他営業利益	2,788	2,554	2,524	9	10
営業利益	8,430	8,102	7,841	4	8
営業費用	(3,821)	(3,669)	(3,477)	4	10
貸倒引当および法人税控除前利益	4,609	4,433	4,364	4	6
貸倒引当金	(660)	(726)	(1,120)	-9	-41
税引前利益	3,949	3,707	3,244	7	22
法人税費用	(1,126)	(1,032)	(930)	9	21
非支配持分	(5)	(4)	(2)	25	大
形式上の利益	2,818	2,671	2,312	6	22

・ 2011年3月中間期と2010年3月中間期の比較

- ・ 純利息収益（グローバル・マーケットを除く）の12ベース・ポイントの増加は、2010年中のニュージーランドおよび法人のポートフォリオの価格改定を反映し、平均利付資産および平均顧客預金はそれぞれ8%および15%の堅調な伸びを示した。
- ・ 法人のコストの伸びは、テクノロジー、システム向上および人員への投資が牽引して20%増であり、アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカは継続的な投資によりコストが28%増加した。
- ・ 貸倒引当金は、ニュージーランド、法人ならびにアジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカのポートフォリオ全体の改善により41%減少した。ニュージーランドの引当金は、クライストチャーチの地震の影響がなければ、さらに改善していたであろう。オーストラリアのリテールおよび商業の帳簿における増加は、クイーンズランド州およびヴィクトリア州の洪水の影響による引当金を反映する。

(2) 為替相場変動の影響

以下に、為替動向の損益計算書への影響分析（ニュージーランドドル建ておよび米ドル建て収益をヘッジする目的で導入した経済収益ヘッジによる利益を除く。）について記述する。

為替相場の変動は、2010年9月中間期と比較した本中間期の基本利益の増加において5,300万ドル（2%）の減少をもたらした（2010年3月中間期：3,000万ドルの減少）。これは主に、関連ヘッジ控除後のアジア太平洋地域における外国通貨および米ドル建て利益額の換算損によるものである。これが、オーストラリアにおいて外国為替差益として計上される関連収益ヘッジ控除後のニュージーランドドル建て利益額の換算益により部分的に相殺されている。ニュージーランドドル建て利益は、2011年3月中間期は実効為替レート1.2757で、2010年9月中間期は1.2214で換算された。米ドル建て利益は、2011年3月中間期は実効為替レート0.9893で、2010年9月中間期は0.8990で換算された。

	2011年3月中間期対 2010年9月中間期			2011年3月中間期対 2010年3月中間期		
	為替 調整前 伸び率	為替 調整後 伸び率	為替 による 影響	為替 調整前 伸び率	為替 調整後伸 び率	為替 による 影響
	(%)		(百万ドル)	(%)		(百万ドル)
純利息収益	0	2	(99)	8	9	(76)
その他営業利益	8	9	(50)	20	21	(32)
営業利益	3	5	(149)	11	13	(108)
営業費用	3	5	77	18	20	53
貸倒引当および法人税控除前 利益	3	4	(72)	7	8	(55)
貸倒引当金	-9	-7	10	-40	-39	16
税引前利益	5	7	(62)	23	24	(39)
法人税費用	8	9	9	22	24	9
非支配持分	25	60	-	大	大	-
基本利益	3	5	(53)	23	24	(30)

形式上の調整

損益計算書への形式上の調整は、以下により計算されている。

- ・ OnePathオーストラリアおよび OnePathニュージーランド - 2009年11月30日に残り51%を買収した。2010年3月中間期は、持分法で計上された2か月の業績の除去と、購入価格調整および会社間消去を含んだ100%の所有権を想定した2か月の追加を含む。
- ・ ロイヤル・バンク・オブ・スコットランド - 2009年11月21日から2010年6月12日までの様々な買収。2010年3月および2010年9月の形式上の数字は、3月および9月中間期に渡って推定された現在の収益性をベースとした今後の業績予測に基づいている。費用は、買収が行われなければ生じなかった項目を調整している。引当金は、ANZの方法論に従って各資産種類について適切な損失率を用いた各国の予測に基づいている。買収の性質により、前期の損益項目の信頼できるデータは入手できない。
- ・ ランドマーク - 2010年3月1日買収。2010年3月中間期の調整は、2010年の7か月の実際の業績に基づいて算定されている。引当金は、2010年度のANZの方針およびリスク予測に一致させるよう調整した。買収中のデュー・デリジェンスの発見事項に基づいている。
- ・ 資金調達およびその他調整 - ING買収以前に調達された18億ドルの資本について生じた実際の利息の戻入れおよびその他会社間消去の調整。
- ・ 形式上の調整は全て、2011年3月の為替レートを使用している。形式上の調整は貸借対照表に対しては行われていない。

2011年3月中間期

	ランドマーク	RBS	OnePath		OnePath 合計	資金調達 調整	買収合計
			オースト ラリア	ニュージ ーランド			
			(百万ドル)				
純利息収益	-	-	-	-	-	-	-
その他営業利益	-	-	-	-	-	-	-
営業利益	-	-	-	-	-	-	-
営業費用	-	-	-	-	-	-	-
貸倒引当および 法人税控除前利益	-	-	-	-	-	-	-
貸倒引当金	-	-	-	-	-	-	-
税引前利益	-	-	-	-	-	-	-
法人税費用	-	-	-	-	-	-	-
非支配持分	-	-	-	-	-	-	-
形式上の調整	-	-	-	-	-	-	-

2010年9月中間期

	ランドマーク	RBS	OnePath		OnePath 合計	資金調達 調整	買収合計
			オースト ラリア	ニュージ ーランド			
			(百万ドル)				
純利息収益	-	24	-	-	-	-	24
その他営業利益	-	12	-	-	-	-	12
営業利益	-	36	-	-	-	-	36
営業費用	-	(24)	-	-	-	-	(24)
貸倒引当および 法人税控除前利益	-	12	-	-	-	-	12
貸倒引当金	-	(14)	-	-	-	-	(14)
税引前利益	-	(2)	-	-	-	-	(2)
法人税費用	-	(1)	-	-	-	-	(1)
非支配持分	-	-	-	-	-	-	-
形式上の調整	-	(3)	-	-	-	-	(3)

2010年3月中間期

	ランドマーク	RBS	OnePath		OnePath 合計	資金調達 調整	買収合計
			オースト ラリア	ニュージ ーランド			
			(百万ドル)				
純利息収益	36	116	4	-	4	(2)	154
その他営業利益	1	85	145	13	158	(16)	228
営業利益	37	201	149	13	162	(18)	382
営業費用	(12)	(161)	(95)	(13)	(108)	-	(281)
貸倒引当および 法人税控除前利益	25	40	54	-	54	(18)	101
貸倒引当金	(15)	(23)	-	-	-	-	(38)
税引前利益	10	17	54	-	54	(18)	63
法人税費用	(3)	(4)	(19)	2	(17)	5	(19)
非支配持分	-	-	-	-	-	-	-
形式上の調整	7	13	35	2	37	(13)	44

(3) 収入および費用

純利息収益

	2011年 3月中間期	2010年 9月中間期	2010年 3月中間期	2011年 3月期 対2010年 9月期 増減率	2011年 3月期 対2010年 3月期 増減率
純利息収益の一致	(百万ドル)			(%)	
形式上の純利息収益	5,642	5,548	5,317	2	6
外国為替調整	該当なし	99	76	該当なし	該当なし
形式上の調整	-	(24)	(154)	-100	-100
基本純利息収益	5,642	5,623	5,239	0	8
法定純利息収益と基本純利息収益との調整	4	10	(3)	-60	大
純利息収益	5,646	5,633	5,236	0	8
当グループ					
純利息収益	5,646	5,633	5,236	0	8
平均利付資産	458,029	449,861	428,636	2	7
純預貸利鞘(%)	2.47	2.50	2.45	-1	1
当グループ (グローバル・マーケットを除く、)					
純利息収益	5,375	5,224	4,781	3	12
平均利付資産	383,835	374,792	356,041	2	8
純預貸利鞘(%)	2.81	2.78	2.69	1	4

・ 2011年3月中間期と2010年3月中間期の比較

取引高

平均利付資産は、為替相場変動の影響を除外して、367億ドル(9%)増加した。

- 正味貸付金の残高は、344億ドル(10%)増加した。オーストラリアは248億ドル(10%)増加したが、これは主に、リテール住宅に対する継続的な顧客需要を受けたモーゲージ(178億ドル)、2011年3月中間期の引受手形の再分類によるマーケット・オーストラリア(40億ドル)およびランドマークの貸付金買取後の地方商業銀行業(21億ドル)によるものである。アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ地域は、アジアにおける成長および買収を通じて、97億ドル(56%)増加した。
- その他の利付資産は、23億ドル(3%)増加した。これは主に、流動性目的のアジアの金融機関への預金の増加ならびにマーケット・オーストラリアおよびアジア全体でのトレーディングおよび売却可能資産の増加が推進役となった。

預金およびその他の借入金の平均残高は、為替相場変動を除外して、355億ドル(12%)増加した。

- 顧客預金は、349億ドル(15%)増加した。オーストラリア地域は、事業別の競争力のある価格設定および顧客獲得による定期預金の増加を主たる理由として、165億ドル(11%)の成長となった。アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ地域は、主にアジアにおいて、預金獲得戦略およびRBS買収による同地域での事業拡大に牽引され、172億ドル(50%)の成長であった。ニュージーランドは、12億ドル(3%)増加した。
- ホールセール資金調達は、6億ドル(1%)増加した。これは主に譲渡性預金の増加によるが、世界的な信用市場の状況および顧客預金の伸びの結果、コマーシャル・ペーパーの減少により部分的に相殺された。

利鞘

純預貸利鞘は、2 ベーシス・ポイント伸び2.47%となった。グローバル・マーケット事業の影響を除くと、当グループの利鞘は12ベーシス・ポイント成長した。グローバル・マーケットを除く利鞘の実績改善の主な要因は、以下のとおりである。

- 特にオーストラリアおよびニュージーランドのリテール事業における資金調達および預金コストの上昇の回復およびレート調整を通じたフローならびに約定手数料および当座貸越限度額手数料上昇による法人における手数料利益の改善による資産利鞘の改善 (+23ベーシス・ポイント)。
- これは預金コストの上昇 (-10ベーシス・ポイント) および資金調達費用の上昇 (-3ベーシス・ポイント) により部分的に相殺された。預金コストは顧客預金獲得のための激しい競争の影響 (-5ベーシス・ポイント)、顧客の低利鞘預金への移動継続 (-4ベーシス・ポイント) および複製ポートフォリオからの利回り低下 (-1ベーシス・ポイント) により上昇した。資金調達費用の上昇は、主にホールセール資金調達費用の増加によるものであった。
- その他の項目 (+2ベーシス・ポイント) は、主に高利鞘資産 (RBSおよびランドマーク) の買収からの好ましい複合的な効果によるものである。

グローバル・マーケットは、当グループの利鞘合計に対して-10ベーシス・ポイントの影響を与えた。これは主として、貸借対照表リスク管理からの利益低下 (-7ベーシス・ポイント)、デリバティブの未実現売買益に関連する資金調達費用の増加 (-1ベーシス・ポイント) ならびに貸付および投資活動による利益減少 (-2ベーシス・ポイント) による。

その他の営業利益

	2011年	2010年	2010年	2011年	2011年
	3月中間期	9月中間期	3月中間期	3月期 対2010年 9月期 増減率	3月期 対2010年 3月期 増減率
	(百万ドル)			(%)	
手数料収入	1,175	1,176	1,171	0	0
外国為替差益	388	351	366	11	6
売買目的商品に係る利益	334	152	161	大	大
富裕層資産運用からの純利益	592	567	535	4	11
その他	299	308	291	-3	3
形式上のその他営業利益	2,788	2,554	2,524	9	10
外国為替調整	該当なし	50	32	該当なし	該当なし
形式上の調整	-	(12)	(228)	-100	-100
基本その他の営業利益	2,788	2,592	2,328	8	20
経済ヘッジ - 公正価値利益 / (損失)	(155)	(10)	(192)	大	-19
収益および純投資ヘッジ	43	1	33	大	30
ニュージーランド管理ファンドの影響	60	5	27	大	大
OnePathオーストラリアおよびOnePath ニュージーランドの公正価値減損	-	(4)	(213)	-100	-100
減損デリバティブに関する信用リスク ⁽¹⁾	15	(17)	(17)	大	大
自己株式調整	(16)	22	(57)	大	-72
保険契約者税のグロスアップ	166	215	-	-23	該当なし
非継続事業					
信用仲介取引	55	5	64	大	-14
その他	3	33	8	-91	-63
その他営業利益	2,959	2,842	1,981	4	49

注：(1) 下記A(4)で貸倒引当金に再分類。

グローバル・マーケットの基本収益の構成

純利息収益	271	409	455	-34	-40
外国為替差益	268	236	282	14	-5
売買目的商品に係る利益	333	151	161	大	大
手数料その他収入	91	93	85	-2	7
基本グローバル・マーケットの収益合計	963	889	983	8	-2
形式上のグローバル・マーケットの 収益合計	963	863	956	12	1

商品種類別のグローバル・マーケットの
基本利益の構成

固定利付	413	370	503	12	-18
外国為替	303	272	261	11	16
資本市場	114	108	127	6	-10
その他	133	139	92	-4	45
基本グローバル・マーケットの収益合計	963	889	983	8	-2

以下は、為替相場の影響を除外した形式上の基本その他営業利益に関する説明である。

・ 2011年3月中間期と2010年3月中間期の比較

- 手数料収入は、400万ドル増加した。
 - ・ 貸付手数料収入は、100万ドル減少した。オーストラリアは、預金の特例手数料の減少（1,200万ドル）がトランザクション・バンキングの取引高増加（700万ドル）により相殺され、500万ドル減少した。ニュージーランドは、主に特例手数料の減少の影響により、400万ドル減少した。アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカは、英国における400万ドル増が主たる要因で、800万ドル増加した。
 - ・ 貸付以外の手数料収入は300万ドル増加した。アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカは、シンガポールおよびインドネシアでの成長によるアジアの増加900万ドルならびに引受手数料の上昇によるアメリカの700万ドルの増加により、1,900万ドル増加した。オーストラリアは、特例手数料の減少の結果、預金が減少（1,400万ドルの減少）したことで1,500万ドル減少した。その他リテール商品は、商業価格競争およびインターチェンジ・レートの結果商業サービス手数料が低下したことにより1,400万ドル減少した。無担保貸付は支出の増加からインターチェンジ収入が上昇した結果、1,600万ドル増加した。
- 外国為替差益は、2,200万ドルの増加であった。オーストラリアは、取引高増加および価格設定策によるトランザクション・バンキングの1,500万ドルの増加により1,400万ドルの増加となった。ニュージーランドは法人の外国為替トレーディング収益の増加が牽引し、1,400万ドルの増加となった。グローバル・マーケットは以下の説明のとおり500万ドル減少した。
- 売買目的商品に係る利益は1億7,300万ドル増加した。グローバル・マーケットの利益に関する下記の説明を参照のこと。
- 富裕層資産運用からの純利益は、OnePathオーストラリア（3,900万ドルの増加）およびアジア（1,600万ドルの増加）が主に牽引し、投資市場改善の結果、5,700万ドル増加した。
- その他の利益は、800万ドル増加した。
 - ・ アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカは2,800万ドル増加した。上海農村商業銀行（SRCB）およびAMMBホールディングスBerhad（AMMB）の利益増により持分法会計利益は9,600万ドル増加した。これは、主にベトナム通貨の下落によるサコムバンクへの投資の評価減による損失3,500万ドルにより相殺された。これに対して2010年上半期は、サイゴン証券会社（SSI）への投資のそれ以前の評価減の戻入れにより2,500万ドルの利益を計上していた。
 - ・ ニュージーランドは、以前所有していた被支配会社を連結から外したことを主たる原因として、1,000万ドル減少した。
 - ・ オーストラリアは、保険料収入の減少の結果モーゲージが900万ドル減少し、900万ドルの減少となった。
- グローバル・マーケットの収益合計は、その他の営業利益および純利息収益内の分類間の混合的な影響に左右される。グローバル・マーケットの収益合計は、市場の状況がより安定していたため、顧客の活動が不活発となり、またトレーディング収益が減少し、2,000万ドル減少した。

費用

	2011年	2010年	2010年	2011年	2011年
	3月中間期	9月中間期	3月中間期	対2010年 9月期 増減率	対2010年 3月期 増減率
	(百万ドル)			(%)	
人件費	2,355	2,244	2,039	5	16
土地建物費	341	327	329	4	4
コンピューター費	498	434	434	15	15
その他費用	627	664	675	-6	-7
形式上の営業費用	3,821	3,669	3,477	4	10
外国為替調整	該当なし	77	53	該当なし	該当なし
形式上の調整	-	(24)	(281)	-100	-100
基本営業費用	3,821	3,722	3,249	3	18
ニュージーランドのテクノロジー統合	108	-	-	該当なし	該当なし
非継続事業	4	7	7	-43	-43
統合および買収費用ならびに無形資産償却	93	193	126	-52	-26
営業費用合計	4,026	3,922	3,382	3	19
従業員数合計	48,460	47,099	42,144	3	15

以下は、為替相場の影響を除外した形式上の基本費用に関する説明である。

・ 2011年3月中間期と2010年3月中間期の比較

形式上の営業費用は10%増加し、これは法人ならびにアジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカにより牽引された。法人費用は、同部門がテクノロジー、システム向上および人員への投資を継続したため20%の増加であった。主要な機能構築には、現金管理システムおよび業務フローの統合による処理過程の自動化を含む。アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカの費用は、同地域全体への地域オペレーティングおよびサポート機能構築への巨額投資により28%増加した。ニュージーランド事業は前年並みであった。オーストラリア部門は主に給与の増加および取引高に関連した費用により4%上昇した。

- 人件費は、従業員数の15%増の結果、15%増加した。アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカの従業員は、同地域の継続的な成長により23%増加（RBSを除く）した。法人は19%増、グループ・センターはセンターでのプロジェクト支出増の結果、16%増であった。オーストラリア部門は6%増、ニュージーランドは前年並みであった。
- 土地建物費は、オーストラリアならびにアジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカでの微増により、4%増加した。
- コンピューター費は、プロジェクト支出の増加（減価償却および償却費の増加を伴う）、コンピューター請負業者およびソフトウェア購入が主たる原因となり、15%増加した。
- その他費用は、貸付以外の損失の減少（2,200万ドル）および法人のその他費用の2,200万ドルの削減を主な要因として、7%減少した。

[次へ](#)

(4) 信用リスク（デリバティブに関する信用リスクを含む。）

貸倒引当金繰入額

	2011年3月 中間期	2010年9月 中間期	2010年3月 中間期	2011年	2011年
				3月期 対2010年 9月期 増減率	3月期 対2010年 3月期 増減率
	(百万ドル)			(%)	
オーストラリア	552	565	750	-2	-26
アジア太平洋、ヨーロッパ					
およびアメリカ ⁽¹⁾	43	62	119	-31	-64
ニュージーランド	65	99	251	-34	-74
形式上の貸倒引当金繰入額 ⁽¹⁾	660	726	1,120	-9	-41
外国為替調整	該当なし	10	16	該当なし	該当なし
形式上の調整	-	(14)	(38)	-100	-100
基本貸倒引当金繰入額⁽¹⁾	660	722	1,098	-9	-40
非継続事業	-	-	1	該当なし	-100
減損デリバティブに関する信用リスク	15	(17)	(17)	大	大
貸倒引当金繰入額	675	705	1,082	-4	-38

注：(1) AFS資産の減損を含む。

個別引当金繰入額

	2011年3月 中間期	2010年9月 中間期	2010年3月 中間期	2011年	2011年
				3月期 対2010年 9月期 増減率	3月期 対2010年 3月期 増減率
	(百万ドル)			(%)	
オーストラリア	428	552	768	-22	-44
アジア太平洋、ヨーロッパ					
およびアメリカ	35	60	90	-42	-61
ニュージーランド	115	147	203	-22	-43
貸付金および前渡金に係る形式上の					
個別引当金繰入額	578	759	1,061	-24	-46
外国為替調整	該当なし	11	14	該当なし	該当なし
形式上の調整	-	(9)	(33)	-100	-100
貸付金および前渡金に係る					
基本個別引当金繰入額	578	761	1,042	-24	-45
平均正味前渡金に対する					
個別引当金繰入額の割合(%) ⁽¹⁾	0.31%	0.42%	0.61%		
AFS資産の減損 ⁽²⁾	16	1	20	大	-20
基本個別引当金繰入額合計	594	762	1,062	-22	-44
非継続事業	1	-	1	該当なし	0
減損デリバティブに関する信用リスク	15	(17)	(17)	大	大
個別引当金繰入額合計	610	745	1,046	-18	-42

注：(1) 2010年は、以前は売買目的証券として含まれていた、平均引受手形（2010年9月：54億3,000万ドル、2010年3月：49億3,000万ドル）を含むように調整されている。AFS資産の減損は含まない。

(2) AFS資産の減損は、アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカに影響する。

形式上の貸付金および前渡金に係る基本個別引当金繰入額は、主にオーストラリアにおける減少により、2010年9月中間期から1億8,100万ドル減少した。オーストラリアでの1億2,400万ドルの減少は、法人のポートフォリオの質の改善および大規模な1件の引当金の減少を反映する。ニュージーランドでの3,200万ドルの減少は徐々に回復する経済を反映するが、2月のクライストチャーチの地震の影響がこの傾向を変える可能性がある。アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカは、経済状態の改善および回復を反映し、2,500万ドルの減少となった。

新規および増加した基本引当金	2011年3月	2010年9月	2010年3月	2011年	2011年
	中間期	中間期	中間期	3月期	3月期
	(百万ドル)			対2010年	対2010年
				9月期	3月期
				増減率	増減率
				(%)	
オーストラリア	648	732	909	-11	-29
アジア太平洋、ヨーロッパ					
およびアメリカ	92	80	90	15	2
ニュージーランド	223	260	303	-14	-26
新規および増加した貸付金および前渡金に係る引当金	963	1,072	1,302	-10	-26

基本回収および戻入れ	2011年3月	2010年9月	2010年3月	2011年	2011年
	中間期	中間期	中間期	3月期	3月期
	(百万ドル)			対2010年	対2010年
				9月期	3月期
				増減率	増減率
				(%)	
オーストラリア	(220)	(180)	(156)	22	41
アジア太平洋、ヨーロッパ					
およびアメリカ	(57)	(25)	(13)	大	大
ニュージーランド	(108)	(106)	(91)	2	19
回収および戻入れ	(385)	(311)	(260)	24	48

一括引当金繰入額

源泉別一括引当金繰入額	2011年3月	2010年9月	2010年3月	2011年	2011年
	中間期	中間期	中間期	3月期	3月期
	(百万ドル)			対2010年	対2010年
				9月期	3月期
				増減率	増減率
				(%)	
貸付高増加	56	42	19	33	大
リスク・プロファイル	(35)	(48)	(20)	-27	75
ポートフォリオ・ミックス	(16)	(32)	6	-50	大
景気循環および集中リスク調整	60	(2)	31	大	94
一括引当金繰入額	65	(40)	36	大	81

地域別形式上の一括引当金繰入額	2011年3月	2010年9月	2010年3月	2011年	2011年
	中間期	中間期	中間期	3月期	3月期
	(百万ドル)			対2010年	
				9月期	3月期
				増減率	増減率
				(%)	
オーストラリア	124	13	(18)	大	大
アジア太平洋、ヨーロッパ	(8)	2	9	大	大
およびアメリカ					
ニュージーランド	(50)	(48)	48	4	大
形式上の一括引当金繰入額	66	(33)	39	大	69
外国為替調整	該当なし	(2)	2	該当なし	該当なし
形式上の調整	-	(5)	(5)	-100	-100
基本一括引当金繰入額	66	(40)	36	大	83
非継続事業	(1)	-	-	該当なし	該当なし
一括引当金繰入額	65	(40)	36	大	81

形式上の一括引当金繰入額は、2010年9月中間期から9,900万ドル増えて、6,600万ドルとなった。オーストラリアは、自然災害による景気循環調整への7,900万ドルの正味計上がりテールのポートフォリオ内の不履行の増加とあいまって、1億1,100万ドル増加した。ニュージーランドでの取崩しは、信用の質の改善を反映し、景気循環調整への1,900万ドルの取崩しをもたらした。アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカの減少は、信用の質の改善および不履行の減少が、アジアによる増加により部分的に相殺されたことを反映している。

期待損失

経営陣は、個別引当金についてのモデル化された期待損失データの開示が、IFRSの信用損失引当金繰入れ方法を用いて計上された報告利益における変動性（ボラティリティ）を除去するので、貸付ポートフォリオのより長期の期待損失率を推定するのに役立つと考える。期待損失の方法は、株主資本利益率の分析と経済的利益報告のため内部使用されている。現在のポートフォリオに関する期待損失は17億5,200万ドルであり、2010年9月中間期からは3,200万ドルの増加である。

デフォルト時のエクスポージャーに占める 期待損失の割合	当グループの	2011年3月	2010年9月	2010年3月
	デフォルト時 エクスポ ージャーに占め る割合	中間期末	中間期末	中間期末
		(%)		
オーストラリア	69	0.31	0.31	0.32
アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ	14	0.33	0.36	0.35
ニュージーランド	17	0.26	0.26	0.28
合計	100	0.31	0.31	0.32
年間期待損失(百万ドル)		1,752	1,720	1,669

総貸付資産に占める期待損失の割合	当グループの 総貸付資産に 占める割合	2011年 3月	2010年 9月	2010年 3月
		中間期末	中間期末	中間期末
		(%)		
オーストラリア	74	0.44	0.42	0.43
アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ	7	0.94	1.09	1.15
ニュージーランド	19	0.35	0.36	0.37
合計	100	0.46	0.45	0.46

デリバティブに関する信用リスク（利益）／損失

ANZは、2011年3月中間期に仕組信用仲介取引および法人顧客と取引する減損デリバティブに関する信用リスク利益7,000万ドルを認識した。

デリバティブに関する信用リスク	2011年 3月	2010年 9月	2010年 3月	2011年 3月期 対2010年 9月期 増減率	2011年 3月期 対2010年 3月期 増減率
	中間期	中間期	中間期	(%)	
	(百万ドル)				
信用仲介取引関連 ⁽¹⁾	(55)	(5)	(64)	大	-14
減損デリバティブに関する信用リスク	(15)	17	17	大	大
デリバティブに関する 信用リスク(利益)/損失	(70)	12	(47)	大	49

注：(1) 2009年および2010年にANZは、仕組信用仲介取引に関する外貨建エクスポージャーを一部ヘッジした。2010年3月中間期の業績には、1,400万ドルの外貨ヘッジの損失が含まれる。すべてのヘッジは2010年3月以前に終了した。

仕組信用仲介取引

ANZは、2004年から2007年にかけて、一連の仕組信用仲介取引を締結した。元になるストラクチャーは、合成債務担保証券（CDOs）、外部のローン担保証券（CLOs）のポートフォリオまたは特定社債/変動利付社債（FRNs）に関するクレジット・デフォルト・スワップ（CDS）を含んでいる。ANZはこれらのストラクチャーに関するクレジット・デフォルト・スワップを利用してプロテクションを売り、その後、リスクを軽減するために、米国の金融保証会社8社から同じストラクチャーに関するクレジット・デフォルト・スワップを通じてプロテクションを買った。

デリバティブとして、プロテクションの売りおよびプロテクションの買いの両方が時価評価される。世界的な信用危機が始まる以前は、これらのポジションの評価変動は多額でなく、収入において大部分はお互いに相殺されていた。信用危機の発生以後、売りプロテクションの評価変動に対する買いプロテクションは、以下の理由で一部に限り相殺をもたらした。

- ・ 買いプロテクション相手方の1社が債務履行を怠り、残りの相手方の多くが格下げを受けた。
- ・ 信用力の変化に対応して、残りの買いプロテクション相手方について信用評価調整を適用されている。

ANZは、個別の取引または相手方に関連して認識されるリスクと比較して費用効率が良いとみなす場合、買いおよび売りプロテクション双方の終了および再編を通じてエクスポージャーを減少させるため、積極的にこのポートフォリオを管理している。費用はこれらのポジションを管理する以前の期間において負担された。2011年3月末現在の売り取引残高の名目価額は、84億米ドル（2010年9月中間期末：84億米ドル、2010年3月中間期末：86億米ドル）であった。

信用仲介への財務上の影響	2011年 3月	2010年 9月	2010年 3月	2011年	2011年
	中間期末	中間期末	中間期末	3月期末 対2010年 9月期末 増減率	3月期末 対2010年 3月期末 増減率
	(百万ドル)			(%)	
金融保証会社に対する 値洗い信用エクスポージャー	443	641	588	-31	-25
金融保証会社に関連する累積費用					
取引残高の信用評価調整	143	195	196	-27	-27
その他費用(今日までの累積)	317	320	324	-1	-2
累積費用	460	515	520	-10	-11

累積費用には、リスクを減少させるための取引再編に関する実現損失および売りプロテクション取引の終了による実現損失を含む。また、為替ヘッジ損失も含む。

仕組信用デリバティブに関する信用リスク費用には、信用スプレッドおよび米ドル/豪ドルレートの市場変動の影響を反映して、引き続き著しい変動性(ボラティリティ)がある。この市場価値の著しい変動性は継続すると見込まれる。全体のエクスポージャーは、比較的安定化した信用市場および会社の信用デフォルト水準の減少を反映して、減少した。残りの取引は、適切な機会が生じた際の終了を目指して、引き続き監視されている。

不良資産総額

不良資産総額は、全地域にわたるポートフォリオの改善に後押しされ、2010年9月30日から5%減の62億2,100万ドルであった。

不良資産純額

不良資産純額は2010年9月30日から4%減の45億400万ドルとなった。当グループの個別引当金カバレッジ・レシオは、不良資産のうち十分に担保のあるエクスポージャーの普及を反映して28%である。

不良資産総額	2011年 3月	2010年 9月	2010年 3月	2011年	2011年
	中間期末	中間期末	中間期末	3月期末 対2010年 9月期末 増減率	3月期末 対2010年 3月期末 増減率
	(百万ドル)			(%)	
不良貸付債権	5,203	6,075	5,330	-14	-2
再編項目	704	141	560	大	26
不良コミットメントおよび偶発債務	314	345	671	-9	-53
不良資産総額	6,221	6,561	6,561	-5	-5
個別引当金					
不良貸付債権	(1,700)	(1,849)	(1,560)	-8	9
不良コミットメントおよび偶発債務	(17)	(26)	(33)	-35	-48
不良資産純額	4,504	4,686	4,968	-4	-9

新規不良資産 ⁽¹⁾	2011年3月	2010年9月	2010年3月	2011年	2011年
	中間期	中間期	中間期	3月期	3月期
	(百万ドル)			対2010年	
				9月期	3月期
				増減率	増減率
				(%)	
不良貸付債権	1,814	2,302	2,761	-21	-34
再編項目	613	6	165	大	大
不良コミットメントおよび偶発債務	10	11	200	-9	-95
新規不良資産合計	2,437	2,319	3,126	5	-22

注：(1) 2010年は、買収による減損資産を除く（2010年9月中間期：3億4,500万ドル、2010年3月中間期：7,800万ドル）。

地域別新規不良資産	2011年3月	2010年9月	2010年3月	2011年	2011年
	中間期	中間期	中間期	3月期	3月期
	(百万ドル)			対2010年	
				9月期	3月期
				増減率	増減率
				(%)	
オーストラリア	1,633	1,406	2,019	16	-19
アジア太平洋、ヨーロッパ					
およびアメリカ	146	100	224	46	-35
ニュージーランド	658	813	883	-19	-25
新規不良資産合計	2,437	2,319	3,126	5	-22

[次へ](#)

(5) 法人税

	2011年 3月	2010年 9月	2010年 3月	2011年	2011年
	中間期	中間期	中間期	3月期	3月期
	(百万ドル)			対2010年	
				9月期	3月期
				増減率	増減率
				(%)	
損益計算書計上の法人税	1,235	1,270	826	-3	50
実効税率	31.6%	33.0%	30.0%		
保険契約者収益および年金拠出税に関する収益に帰属する法人税	166	215	-	-23	該当なし
保険契約者収益および年金拠出税に関する収益に帰属するものを除く損益計算書計上の法人税	1,069	1,055	826	1	29
実効税率	28.6%	29.0%	30.0%		
形式上の基本利益 ⁽¹⁾ に対する法人税	1,126	1,032	930	9	21
実効税率(形式上の基本利益) ⁽¹⁾	28.5%	27.8%	28.7%		
基本利益 ⁽²¹⁾ に対する法人税	1,126	1,040	920	8	22
実効税率(基本利益) ⁽²⁾	28.5%	27.6	28.6%		

注：(1) 買収および為替相場変動の影響の調整済み、調整の説明については上記A(1)およびA(2)を参照。

(2) 当グループの継続事業活動の結果を反映するよう調整済み、調整の説明については上記A(1)を参照。

・ 2011年3月中間期と2010年3月中間期の比較

当グループの実効税率は、保険契約者収益および年金拠出税に関する収益に帰属するものを除き、1.4%低下した。この低下は、主として、OnePathオーストラリアおよびOnePathニュージーランドにおける当グループの持分の控除不可の公正価値減損が、2010年3月中間期に含まれたニュージーランドの導管税引当金の超過分の取崩しに相殺されたことによる。2011年3月中間期には、関連会社およびジョイントベンチャー法人からの利益増加を含む。

形式上の基本実効税率は、0.2%減少した。

(6) 1株当たり利益(セント)⁽¹⁾

	2011年	2010年	2010年	2011年	2011年
	3月中間期	9月中間期	3月中間期	3月期	3月期
				対2010年	
				9月期	3月期
				増減率	増減率
				(%)	
基本	104.2	102.1	76.8	2	36
希薄化後	101.2	99.0	75.4	2	34
1株当たり基本利益					
当行株主に帰属する利益(百万ドル)	2,664	2,576	1,925	3	38
控除：法定利益と基本利益との調整(百万ドル)	(154)	(151)	(373)	2	-59
基本利益(百万ドル)	2,818	2,727	2,298	3	23
優先株式の配当(百万ドル) ⁽²⁾	(6)	(5)	(6)	20	0
優先株式の配当を除く基本利益(百万ドル)	2,812	2,722	2,292	3	23
加重平均普通株式数(百万) ⁽³⁾	2,566.7	2,535.4	2,511.0	1	2
1株当たりの基本利益(セント)	109.6	107.4	91.3	2	20

注：(1) 完全な計算書については、下記「第6 経理の状況 1 中間財務書類 - () 要約中間連結財務書類注記7」を参照。

(2) 1株当たり利益の計算はユーロ・ハイブリッド優先株式を除外している。

(3) OnePathオーストラリアに保有される自己株式を含む。

・ 2011年3月中間期と2010年3月中間期の比較

1株当たり利益は2010年3月中間期に対して35.7%（27.4セント）増加した。当グループの1株当たりの基本利益は2010年3月中間期に対して20.0%（18.3セント）増加した。2010年3月中間期から1株当たりの基本利益が増加した主な要因は、以下の通りである。

- ・ 貸倒引当金（税引後）利益の増加（9.1%）
- ・ 貸倒引当金繰入額の税引後の減少（13.5%）
- ・ 加重平均株式数の増加による希薄化（2.6%）

(7) 配当

	2011年 3月中間期	2010年 9月中間期	2010年 3月中間期	2011年 3月期対 2010年 9月期 増減率	2011年 3月期 対2010年 3月期 増減率
普通株式1株当たりの配当（セント）				（%）	
中間配当（課税済）	64	該当なし	52	該当なし	23
最終配当（課税済）	該当なし	74	該当なし	該当なし	該当なし
普通株式配当性向（%）⁽¹⁾	62.5%	73.7%	68.7%		
配当性向に用いられた普通株式配当（百万 ドル） ⁽¹⁾	1,662	1,895	1,318	-12	26
税引後利益（百万ドル）	2,664	2,576	1,925	3	38
控除：法定利益と基本利益との調整（百万 ドル）	(154)	(151)	(373)	2	-59
基本利益（百万ドル）	2,818	2,727	2,298	3	23
普通株式配当性向（基本ベース）（%）⁽¹⁾	59.1%	69.7%	57.5%		

注：(1) 提案中の2011年中間配当16億6,200万ドルを用いて算出された配当性向。配当基準日の発行済普通株式数の予測に基づいている。2010年9月中間期および2010年3月中間期の配当性向はそれぞれ、実際の支払い配当金18億9,500万ドルおよび13億1,800万ドルを用いてそれぞれ算出された。配当性向は、純利益を払込済優先株式配当について調整して算出される。

取締役は、権利を有する全額払込済ANZ普通株式それぞれに対し2011年7月1日に64セントの中間配当を支払うことを提案している。この提案された2011年中間配当は、オーストラリアにおける税務の目的において、完全に課税済みである。

ANZには2011年の中間配当に関して運用される配当再投資制度（以下「DRP」という。）およびボーナスオプション制度（以下「BOP」という。）があり、ANZは新株発行によりDRPおよびBOPに基づく株式を提供する意向である。DRPおよびBOPに基づいて提供する株式数を決定する際に用いる「取得価格」は、1.5%の割引率を用いてDRPおよびBOPの条件に基づいて計算される。「取得価格」の計算ならびにDRPおよびBOPの運用に関するさらなる詳細は下記「第6 経理の状況 1 中間財務書類 - () 要約中間連結財務書類注記6」を参照のこと。

(8) 経済的利益

	2011年 3月中間期	2010年 9月中間期	2010年 3月中間期	2011年 3月期対 2010年 9月期 増減率	2011年 3月期 対2010年 3月期 増減率
	(百万ドル)			(%)	
当行株主に帰属する利益	2,664	2,576	1,925	3	38
控除：法定利益と基本利益との調整	(154)	(151)	(373)	2	-59
基本利益	2,818	2,727	2,298	3	23
経済的信用コスト調整	(167)	(105)	164	59	大
インピュテーション税額控除	575	585	546	-2	5
経済的リターン	3,226	3,207	3,008	1	7
資本コスト	(1,857)	(1,830)	(1,734)	1	7
経済的利益	1,369	1,377	1,274	-1	7

経済的利益は、事業ユニットの業績を評価するのに利用されるリスク調整済利益指標であり、報酬パッケージの変動構成部分を決定する際に含まれる。

経済的利益は、基本利益への一連の調整を通じて算出される。経済的信用コスト調整は、実際の信用損失繰入額を、景気循環を通じたポートフォリオの年間平均損失に基づいた期待損失と入れ替える。インピュテーション税額控除の利益が認識され、オーストラリア税の70%で測定される。資本コストは、経済的利益の主要な構成要素である。ANZグループのレベルでは、これは、資本率コスト（現在11%）を乗じた普通株式株主資本、および優先株式配当を用いて算定される。事業ユニットのレベルでは、資本は、経済的資本に基づいて配分されるので、高リスクの事業が高水準の資本を引き寄せるようにしている。この方法は、適切なリスク管理の遂行を支援し、事業利回りが関連リスクと確実に一致するよう設計されている。カバーされる主要なリスクは、信用リスク、オペレーティング・リスク、市場リスクおよびその他リスクを含む。

経済的利益は、基本利益の3%の増加と比べて、前中間期比で横ばいであった。この差異は以下の要因による。

- ・ 実際の信用損失がポートフォリオの平均期待損失を下回ったことによる、負の経済的信用コスト調整による影響
- ・ オーストラリア以外の資金源から生じる利益の割合が増加したことによる、インピュテーション税額控除の減少
- ・ 株主資本の増加に伴う資本繰入額コストの増加

(9) 市場リスク

取引市場リスク

下表は、当行の主たるトレーディング拠点における現物およびデリバティブのトレーディング・ポジションの双方をカバーする、信頼水準97.5%および99%でのバリュー・アット・リスク（VaR）の残高の合計を示している。数字は最終為替相場で米ドルから換算したものである。VaRの残高は取引ポジションではないため、ここには、仕組信用デリバティブの信用リスクの値洗いに関する外国為替換算のエクスポージャーを含まない。

・ 信頼水準97.5% (保有期間1日)

	2011年	2011年	2011年	2011年	2010年	2010年	2010年	2010年
	3月中旬 期末	3月中旬 期の最高	3月中旬 期の最低	3月中旬 期平均	9月終了 年度末	9月終了 年度の最 高	9月終了 年度の最 低	9月終了 年度平均
	(百万ドル)				(百万ドル)			
信頼水準97.5%の VaR								
外国為替	3.3	6.0	1.5	3.1	2.6	7.8	0.8	2.0
金利	8.3	14.9	7.4	10.8	11.2	24.9	9.2	17.2
信用スプレッド	7.1	7.9	2.4	5.2	3.0	4.9	1.7	3.1
商品	3.4	4.1	1.8	2.7	2.1	3.7	1.1	2.3
株式	0.6	1.0	0.4	0.7	0.5	0.8	0.2	0.4
分散効果	(10.1)	該当なし	該当なし	(10.5)	(7.1)	該当なし	該当なし	(8.2)
VaRの合計	12.6	17.6	8.8	12.0	12.3	24.9	10.0	16.8

・ 信頼水準99% (保有期間1日)

	2011年	2011年	2011年	2011年	2010年	2010年	2010年	2010年
	3月中旬 期末	3月中旬 期の最高	3月中旬 期の最低	3月中旬 期平均	9月終了 年度末	9月終了 年度の最 高	9月終了 年度の最 低	9月終了 年度平均
	(百万ドル)				(百万ドル)			
信頼水準99%のVaR								
外国為替	4.2	10.2	2.1	4.1	3.6	10.4	1.3	3.1
金利	11.6	27.1	9.6	16.3	19.3	57.4	15.2	30.5
信用スプレッド	8.3	9.6	3.2	6.9	3.9	7.0	2.1	4.4
商品	4.1	5.9	2.5	4.1	3.6	5.4	2.4	3.6
株式	0.9	1.4	0.6	1.0	0.8	1.2	0.5	0.8
分散効果	(12.4)	該当なし	該当なし	(14.5)	(9.4)	該当なし	該当なし	(9.8)
VaRの合計	16.7	28.8	11.8	17.9	21.8	71.4	15.0	32.6

非取引金利リスク

非取引金利リスクは、市場金利の変動が将来の純利息収益に与える潜在的な悪影響に関連する。金利リスクは、VaRおよび1%の利率の変動の影響についてのシナリオ分析を含む様々な手法を用いて報告される。

・ 信頼水準97.5% (保有期間1日)

	2011年	2011年	2011年	2011年	2010年	2010年	2010年	2010年
	3月中旬 期末	3月中旬 期の最高	3月中旬 期の最低	3月中旬 期平均	9月終了 年度末	9月終了 年度の最 高	9月終了 年度の最 低	9月終了 年度平均
	(百万ドル)				(百万ドル)			
信頼水準97.5%の VaR								
オーストラリア	16.4	20.1	15.3	17.1	18.2	27.3	18.0	22.0
ニュージーランド	8.3	13.5	8.3	10.0	13.8	12.8	7.8	11.1
アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ	3.3	5.5	3.3	4.2	4.3	8.9	4.3	6.0
分散効果	(6.5)	該当なし	該当なし	(7.3)	(11.6)	該当なし	該当なし	(8.3)
VaRの合計	21.5	26.5	21.5	24.0	24.7	39.6	24.7	30.8

・ 1%の利率の変動が向こう12か月の純利息収益に与える影響⁽¹⁾

	2011年3月中間期末	2010年9月期末
	(%)	
期末現在	0.96	1.09
最大エクスポージャー	0.97	1.61
最小エクスポージャー	0.51	0.60
平均エクスポージャー(絶対値)	0.80	0.98

注：(1) 影響は、純利息収益に対する比率で表す。正の値は、利率の上昇が純利息収益を増加させることを示す。逆に、負の値は、利率の上昇が純利息収益を減少させることを示す。

収益関連ヘッジ

当グループは、為替相場変動による将来の海外の収益源に対する悪影響を経済的にヘッジするためにデリバティブ商品を用いる。平均為替相場の変動(関連する収益ヘッジ控除後)により、2011年3月中間期の当グループにおける税引後基本利益は、2010年9月中間期比で5,300万ドル減少する結果となった(2010年3月中間期比：3,000万ドル減少)(上記A(2)参照)。これは、2010年9月中間期間に800万ドル(税引前)(2010年3月中間期比：900万ドル増加)増加した、関連する収益ヘッジによる収益(基本ベース)への影響を含んだ。ヘッジ収益は、グループ・センターに計上される。

当グループは、ニュージーランドドル建て収益源に対し、経済ヘッジを設定した。ニュージーランドドルのエクスポージャーは最も重要であり、地理的範囲としてのニュージーランド(下記B(5)参照)およびかかる事業のグループ間資金調達のニュージーランドドルの債務部分を対象とし、2011年3月31日現在17億6,600万ニュージーランドドルに達した。米ドル建て利益の大部分はアジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカにおけるものである(下記B(4)参照)。収益ヘッジの詳細は次表の通りである。

	2011年3月 中間期	2010年9月 中間期	2010年3月 中間期
ニュージーランドドル建て経済ヘッジ	(百万ドル)		
正味未決済ニュージーランドドル・ポジション (想定元本) ⁽¹⁾	302	369	632
収入に計上された金額(税引前) ⁽²⁾	17	5	48
収入に計上された金額(税引前基本ベース) ⁽³⁾	20	16	15

米ドル建て経済ヘッジ

正味未決済米ドル・ポジション (想定元本) ⁽¹⁾	1,022	100	-
収入に計上された金額(税引前) ⁽²⁾	48	13	-
収入に計上された金額(税引前基本ベース) ⁽³⁾	4	-	-

注：(1) 当初の契約レートでの豪ドル建て価値

(2) 未実現評価変動に終了ヘッジからの実現収益を加えたもの

(3) 終了ヘッジからの実現収益

2011年3月中間期においては、

- ・ 経済ヘッジ3億ニュージーランドドルが満期を迎え、実現利益2,000万ドル(税引前)が損益計算書に計上された。
- ・ 経済ヘッジ4億ニュージーランドドルが、おおよそ1豪ドル=1.21ニュージーランドドルの先物相場で実施されており、2011年および2012年収益を一部ヘッジしている。

- ・ 経済ヘッジ1億米ドルが満期を迎え、実現利益400万ドル（税引前）が損益計算書に計上された。
- ・ 経済ヘッジ10億米ドルが、おおよそ1豪ドル=0.95米ドルの先物相場で実施されており、2011年および2012年収益を一部ヘッジしている。
- ・ 経済ヘッジの残高4億ニュージーランドドルおよび10億米ドルに対する未実現利益4,100万ドル（税引前）が、将来の年度のニュージーランドドルおよび米ドル収益のヘッジとなることから、損益計算書に計上され、法定利益への調整とみなされた。

(10) 要約貸借対照表

	2011年	2010年	2010年	2011年	2011年
	3月中間期	9月中間期	3月中間期	3月期 対2010年 9月期 増減率	3月期 対2010年 3月期 増減率
	(百万ドル)			(%)	
資産					
流動資産	22,803	21,521	22,626	6	1
他の金融機関に対する債権	7,479	5,481	6,894	36	8
売買目的および売却可能資産 ⁽¹⁾	47,289	48,222	46,316	-2	2
デリバティブ金融商品	29,646	37,821	27,630	-22	7
支払承諾見返を含む正味貸付金および前渡金 ⁽¹⁾	375,883	366,851	352,597	2	7
保険事業関連投資	32,958	32,171	32,054	2	3
その他	21,420	19,672	18,591	9	15
資産合計	537,478	531,739	506,708	1	6
負債					
他の金融機関に対する債務	20,415	20,521	16,068	-1	27
顧客預金	268,705	257,964	238,212	4	13
その他預金およびその他の借入金	64,683	53,508	63,545	21	2
預金およびその他の借入金	333,388	311,472	301,757	7	10
デリバティブ金融商品	29,796	37,217	27,289	-20	9
支払承諾	577	11,495	12,510	-95	-95
社債およびノート	58,526	59,714	58,390	-2	0
保険契約負債 / 外部投資信託所有者負債	35,219	34,429	33,942	2	4
その他	24,428	22,736	24,169	7	1
負債合計	502,349	497,584	474,125	1	6
株主資本合計	35,129	34,155	32,583	3	8

注：(1) 2010年の比較数字は、売買目的証券ではなく正味貸付金および前渡金として引受手形（2010年9月：60億3,500万ドル、2010年3月：47億3,500万ドル）を含むように調整されている。

・ 2011年3月中間期と2010年3月中間期の比較

為替相場の影響を除外すると、

- ・ 資産の405億ドルの増加（8%）は主に、モーゲージ・オーストラリアにおける正味貸付金および前渡金の290億ドルの増加（8%）ならびに2010年下半期のRBS買収完了後の台湾、香港およびシンガポールにおける伸びによる。この増加に貢献したその他要因には、外国為替相場のボラティリティによって牽引されたデリバティブの25億ドルの増加、およびその他資産（主に決済待ちの証券）の28億ドルの増加がある。

- ・ 負債の375億ドルの増加（8％）は主に、RBS買収（約27億ドル）および顧客預金獲得施策への集中強化を理由の一部とする顧客預金の伸びにより牽引された。その他預金は、支払承諾からの資金調達への転換を除き、97億ドル減少した。その他要因には、主に銀行間借入の増加したアジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカにおける他の金融機関に対する債務の52億ドルの増加（35％）が含まれる。

(11) 流動性リスク

流動性リスクは当グループが預金または満期ホールセール債券の払戻を含む、期限の到来した支払義務を果たせない、あるいは、資金を調達し資産を増加させる能力が不十分であるリスクである。キャッシュ・フローの時期の不一致および関連する流動性リスクは、全ての銀行業務に内在するものであり、当グループは注意深く監視している。当グループは、資金調達源の潜在的な短期的ストレスを管理するために流動資産ポートフォリオを維持する。保有すべき流動性ポートフォリオ資産の最低レベルは、ANZの特定および一般の市場流動性ストレス・シナリオの範囲に基づいており、短期から中期にわたって潜在的キャッシュ・フローの義務を果たせるようにしている。

当グループの流動性リスク管理は、以下の主要な要素を含む。

・ 資金調達源のシナリオのモデル化

世界的な金融危機は、特定案件危機においてストレス下および通常の市場状況、ならびに市場ストレス事象時の海外および国内のホールセール資金調達市場が示す異なった行動を区別する重要性を明らかにした。ANZの流動性シナリオのモデル化は、複数の「サバイバル期間」に対して一部および全体の銀行のキャッシュ・フロー予測にストレスをかける（「サバイバル期間」とは、当グループがキャッシュ・フローをプラスに維持しておくことが要求される期間である。）。モデル化されたシナリオは、健全性要件、つまり「ゴーイング・コンサーン」シナリオ、もしくは「特定案件危機」シナリオのいずれか、または「特定案件」ストレスおよび「資金調達市場」事象を含む取締役会が要求したシナリオである。これらのシナリオの下で、顧客およびホールセールの貸借対照表の資産/負債フローはストレスにかけられる。

・ 流動性ポートフォリオ

当グループは、現金および同日に流動性を提供するために売却または担保に付される可能性のある信用の質の高い証券で構成される分散ポートフォリオを保有している。このポートフォリオは、厳しいストレス環境下で現金を供給することにより、当グループの流動性ポジションを守ることに役立っている。このポートフォリオに含まれる全ての資産は、関連する中央銀行との買戻条件付売買契約の適格証券（レポ適格）である。

流動性ポートフォリオは相手方、通貨および期間により十分に分散されている。ANZの流動性ポートフォリオのために取得した証券は、流動性に関する方針の枠内で、長期または短期のANZの外部信用格付に匹敵する、またはそれ以上の信用の質を有し、引続きレポ適格でなければならない。

主要な流動資産ポートフォリオを補完するため、当グループは以下を保有している。

- 現地国の規制上の流動性要件を満たすために追加的な現金およびその他証券
- 売買目的ポートフォリオに流動性の高い商品として補完的な流動性の源泉

これらのその他の資産は、以下に示す主要な流動性ポートフォリオには含まれない。

	2011年3月 中間期末	2010年9月 期末	2010年3月 中間期末
主要な流動性ポートフォリオ（市場価値）⁽¹⁾	(百万豪ドル)		
オーストラリア	24,900	20,974	20,563
ニュージーランド	8,447	7,547	8,506
米国	1,229	1,275	1,390
英国	2,207	2,183	2,521
アジア	2,019	4,204	3,564
社内担保付住宅ローン証券化商品 （RMBS）（オーストラリア）	24,544	26,657	22,696
社内担保付住宅ローン証券化商品 （RMBS）（ニュージーランド）	3,705	3,812	3,937
合計	67,051	66,652	63,177

相手方の長期信用格付 ⁽²⁾	市場価値 (ヘアカット(担保価値引 下げ)後) (百万豪ドル)
	A A A
A A +	5,073
A A	6,234
A A -	732
A +	195
A	92
合計	67,051

注：(1) 市場価値は、関連する中央銀行によるレボ割引適用後のものである。

(2) 利用可能な場合、スタンダード＆プアーズ社の長期信用格付に基づいている。

規制の変更

流動性健全性要件に関連する先の協議文書の公表後、APRAおよびパーゼル銀行監督委員会は双方とも、この議題に関してさらに発表を行った。これらの提案は、取締役会からの流動性リスクについての明確なリスク選好声明を要求することを含んだ、ガバナンスおよびその他質的要件の拡大を含む。これらの側面の多くは、しばらくの間ANZの流動性管理フレームワークに統合されている。シナリオ・ストレス・テストおよび構造的な流動性評価指標への変更を含む量的要件への提案された変更はさらに重要である。ANZは既存のストレス・シナリオのフレームワークならびに構造的流動性リスク評価指標および上限を備えているが、提案された要件は、概してさらに厳しい。これらの変更は、ANZの流動性ポートフォリオの将来の構成および規模、ならびに当銀行の資金調達基盤の規模および構成に影響を与える可能性がある。APRAは、2015年までに要求される新しいストレス・シナリオ比率に従って、今後12か月にわたってパーゼル 要件に沿った健全性基準の草案を公表する予定である。

資金調達

ANZは、一連の資金調達評価指標および貸借対照表規則を用いて資金調達プロファイルを管理する。このアプローチは、当グループ資産の適切な割合が、中核顧客預金、より長期のホールセール資金調達(1年を超える残存期間を有するもの)およびエクイティを含む安定的な資金源により確実に調達されるよう設計されている。これには、投資家種別、満期、調達市場および通貨ごとの過度の集中を避け、分散化した資金調達基盤を目標とすることを含む。

当グループの資金調達プロファイルは、顧客預金およびその他の資金調達負債が5%増加して2,805億ドルとなり、現在、2010年9月から2%増加して資金調達全体の60%となったことにより、2011年3月中間期に改善した。

期限付ホールセール債券(1年を超える残存期間を有するもの)117億ドルが、2011年3月中間期に発行された。追加の24億ドルの期限付債券の資金調達が2010年度中に前もって開始され、2011年度に発行された期限付債券合計は141億ドルとなり、通年目標の約70%となった。2011年3月現在、期限付ホールセール資金調達は、資金調達全体の15%を占め、2010年9月現在から1%減少した(一部は2011年度の前倒しの資金調達が2010年度に完了したことによる。)

ANZはすべての主要なホールセール資金調達市場へのアクセスを維持した。ベンチマークとなる期限付発行債券は豪ドル、米ドル、円、スイスフランおよびニュージーランドドルで発行された。期限付新規発行債券の加重平均期間は、4.5年であった(2010年は4.7年)。短期ホールセール資金調達市場は国内外の両方で効率的に機能し続けている。

期限付新規発行債券の加重平均コストは、2010年と比較して一定である。ポートフォリオの平均コストは、金融危機発生前の水準を依然として大幅に上回っており、満期を迎える期限付ホールセール資金調達が高いスプレッドで借り替えられているため、引き続き上昇している。

過去12か月にわたり継続する顧客預金の伸びと比較的安定した期限付債券発行によって、ANZは、短期ホールセール資金調達市場からの調達が資金調達合計に占める割合を減少させることができた。2011年3月、短期ホールセール資金調達は、2010年3月から14%減少し、資金調達合計の11%を占めた。

下表は当グループの資金調達構成を示す。

	2011年			2011年3月	
	3月 中間期末	2010年 9月期末	2010年 3月 中間期末	対2010年 9月期末 増減率	対2010年 3月期末 増減率
	(百万ドル)			(%)	
顧客預金その他債務⁽¹⁾					
オーストラリア	168,090	164,795	151,438	2	11
アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ	54,389	47,699	40,835	14	33
ニュージーランド	46,226	45,470	45,939	2	1
顧客預金合計 ⁽²⁾	268,705	257,964	238,212	4	13
その他 ⁽²⁾	11,755	9,113	9,196	29	28
顧客預金その他債務(資金調達)合計	280,460	267,077	247,408	5	13
ホールセール資金調達					
非劣後社債	58,526	59,714	58,390	-2	0
資本金借入金	11,665	12,316	13,513	-5	-14
譲渡性預金	51,513	39,530	44,695	30	15
支払承諾 ⁽³⁾	577	11,495	12,510	-95	-95
発行済コマースシャル・ペーパー	10,769	11,641	16,525	-7	-35
他の金融機関に対する債務	20,415	20,521	16,068	-1	27
他のホールセール借入金 ⁽⁴⁾	2,735	2,140	2,325	28	18
ホールセール資金調達合計	156,200	157,357	164,026	-1	-5
株主資本(優先株式を除く)	34,258	33,284	31,712	3	8
資金調達合計	470,918	457,718	443,146	3	6
ホールセール資金調達⁽⁵⁾					
短期ホールセール資金調達	53,002	52,989	62,799	0	-16
長期ホールセール資金調達					
- 満期まで残存期間1年未満	26,736	26,779	23,280	0	15
- 満期まで残存期間1年超	71,052	72,065	72,395	-1	-2
優先株式を含むハイブリッド資本	5,410	5,524	5,552	-2	-3
株主資本を除くホールセール資金調達および優先株式資本合計	156,200	157,357	164,026	-1	-5
資金調達満期合計					
	(%)				
短期ホールセール資金調達	11	12	14		
長期ホールセール資金調達					
- 満期まで残存期間1年未満	6	6	5		
- 満期まで残存期間1年超	15	16	17		
顧客債務(資金調達)合計	60	58	56		
株主資本およびハイブリッド債券	8	8	8		
資金調達および株主資本合計	100	100	100		

注：(1) 定期預金、証券化預金を除くその他預金を含み、ANZ預金商品へのOnePathオーストラリアの投資を除去する調整を含む。

(2) 未払利息、未払債務およびその他債務、引当金および税引後引当金を含み、OnePathにおけるその他債務を含まない。

(3) 支払承諾の減少は、資金調達目的で利用された商品の転換によるものである。

(4) デリバティブの純残高、特別目的会社、その他借入金および優先株式資本(ユーロハイブリッド)を含む。

(5) 長期ホールセール資金調達額は当初ヘッジされた為替レートで表示される。実際の借入金額の通貨変動による動きは、短期ホールセール資金調達として分類される。

[前へ](#) [次へ](#)

(12) 自己資本管理

	2011年3月 中間期末	2010年9月 期末 (%)	2010年3月 中間期末
中核的Tier 1 ⁽¹⁾	8.5	8.0	8.5
Tier 1	10.5	10.1	10.7
Tier 2	1.6	1.8	2.3
資本合計	12.1	11.9	13.0
リスク・アセット(RWA)(単位:百万ドル)	264,236	264,242	248,961

注:(1) 中核的Tier 1は、ハイブリッドTier 1資本商品を除くTier 1である。

資本構成および自己資本比率の算出についての詳細は、126ページから129ページ(原文のページ数。本書においては訳出省略)で述べている。

2008年1月1日より、バーゼルが発効した。バーゼルの第1の柱で規定の最低所要自己資本比率(自己資本比率)算出に関して、ANZはオーストラリア適正規制庁(APRA)から、信用リスク加重資産の先進的内部格付手法(AIRB)、およびオペレーティング・リスク加重資産相当額の先進的計測手法(AMA)の認定を受けている。

ティア1比率

2011年3月現在のティア1比率10.5%は、2010年9月から41ベース・ポイントの増加であった。増加の主たる要因は以下の通りである。

正味有機的 +48ベース・ポイント

- ・ 優先株式の配当後の基本利益 28億ドル(+106ベース・ポイント)
- ・ DRPおよびBOP制度による予測再投資額(前期の積立て不足の調整を含む。)を除く、普通株式配当コミットメント 10億ドル(-37ベース・ポイント)
- ・ 為替レートの変動による影響を除く、リスク・アセット(RWA)の増加は37億ドルであった。その原因は以下の通りである:
 - ポートフォリオ増加および構成(-18ベース・ポイント)
 - 適格引当金の不足に対するRWAの低下および期待損失の減少を含むリスクの移行(+8ベース・ポイント)
 - 銀行業帳簿における金利リスクおよび低下する市場RWAを相殺するオペレーショナルRWAを理由とする、非信用リスクRWAの上昇(-1ベース・ポイント)
- ・ 為替相場の変動による影響を除く、資産運用事業、関連会社および商業活動への投資/利益留保の増加(-6ベース・ポイント)
- ・ その他項目(正味-4ベース・ポイント)には以下が含まれる。非中核損益項目(-6ベース・ポイント)、ソフトウェア資本化費用の増減(-5ベース・ポイント)が、繰延税金資産純額の増減(+3ベース・ポイント)およびその他控除(+4ベース・ポイント)に一部相殺された。

投資 -7ベース・ポイント

- ・ 上海農村商業銀行(-5ベース・ポイント)へのさらなる投資および天津銀行へのさらなる投資コミットメント(-2ベース・ポイント)。

ハイブリッド資本およびティア1資本

ANZは、APRAの自己資本に係る健全性要件の遵守を確実にし、また、Tier 1に対する当グループの運用目標を達成するために、当グループの自己資本基盤をさらに強化し、また中核Tier 1資本のポジションを補完するハイブリッドTier 1資本を調達する。適格なハイブリッド資本の合計額は剰余Tier 1資本とも呼ばれ、Tier 1資本の25%に制限される。剰余Tier 1資本の低位分類である革新的Tier 1資本は、Tier 1資本の15%に制限される。2011年3月31日現在、ANZのハイブリッド利用および商品の詳細は以下の通りであった。

商品	(単位： 百万ドル)	正味Tier 1 資本に占める 割合	限度	発行通貨建て金額	会計 分類	金利
英国ハイブリッド	701			450百万英ポンド	債券	クーポン6.54%
ANZ転換優先株式	1,081			1,081百万ドル	債券	90日BBSW+2.50% (総支払額相当)
ANZ転換優先株式	1,969			1,969百万ドル	債券	90日BBSW+3.10% (総支払額相当)
非革新的商品	3,751					
ユーロ信託証券	871			500百万ユーロ	持分 証券	Euribor(3か月)+0.66%
米国綴合信託証券	726			750百万米ドル	債券	クーポン：5.36%
革新的商品	1,597	5.8%	15%			
剰余Tier 1資本	5,348	19.3%	25%			

規制の変更

バーゼル銀行監督委員会は、金融危機および経済危機から生ずる衝撃を吸収する銀行部門の能力を向上させるために、グローバルな資本および流動性の枠組みを強化する多数の提案を含む、一連の協議文書（バーゼル）を発表した。

協議文書は資本基盤の質、量、一貫性、透明性を強化しつつ、以下により資本枠組みのリスク・カバレッジを強化することを目指す。

- ・ 最低資本レベルの増加。中核的Tier 1（4.5%）、Tier 1（6.0%）および総資本（8.0%）の新たな最低資本目標が、2013年から2015年の間に段階的に実施される。
- ・ 銀行が、ストレス・シナリオのために保有を求められ、信用秩序維持規則の周期的要因の影響低減を求められる資本バッファを増加。資本保持バッファ2.5%および周期と逆のバッファ0.0%から2.5%が2016年から2019年の間に段階的に達成される。完全な資本バッファを維持できない場合、従業員への裁量的ボーナスならびにTier 1およびTier 2投資家への利息および資本払戻しとして支払うことができる、当年度利益の金額に対する制限となる。
- ・ 多数の提案は、現在のAPRA信用秩序維持基準に一致したものであるが、Tier 1控除を増やす。
- ・ 中核的Tier 1資本への集中を強化し、ハイブリッドTier 1およびTier 2資本商品の規制を厳しくする。これには、「実現可能性がない」時に、これらの商品は償却され、投資家への報酬の可能性は普通株式の発行に限定されるという提案を含む。これらの要件を持たない既存のTier 1およびTier 2証券は、2013年から2022年の間に段階的に廃止する。これらの提案は、まだ公表されていないが、「偶発資本」および「ベイルイン」証券の詳細により補足される予定である。「偶発資本」および「ベイルイン」は当初は信用秩序維持上の資本ではないが、予め決められたトリガー・ポイントで中核的Tier 1資本に転換される。

- ・ リスク調整資本比率の目標値を、2013年から2018年の間に3.0%の最低レバレッジ率（Tier 1 資本をオフバランスシート・エクスポージャーを含む調整済総資産で除した率）導入をもって、補足する。
- ・ 系統的风险および関係性リスクの影響に対処するための施策を導入する（未発表）。
- ・ 財務書類において資本比率算定の報告の透明性を向上させる。
- ・ 取引市場リスク、信用リスクおよび証券化取引の必要資本を増加させる。

バーゼル委員会は2010年12月に最終的な形でこれらの提案の大半を公表しており、APRAは、2011年中頃の修正済みオーストラリア信用秩序維持基準草案の発展および公表に先駆けて、オーストラリアの銀行・保険業界を参加させると予定される。最終的な修正済みオーストラリア信用秩序維持基準は、2013年実施のため2012年に予定されている。オーストラリア信用秩序維持基準草案が発行されるまで、ANZに対するこれらの改正（修正済み運転資本目標を含む。）に関連する影響を正確に決定することはできない。

(13) 繰延取得費用および繰延利益

当グループは、利付資産の取得に関連した繰延取得費用を資産として認識している。当グループではまた、オリジネートした金融商品の利回りに不可欠な繰延利益も、増分直接費用を除いて認識している。この利益は繰延べられ、AASB第139号「金融商品：認識および測定」に基づく金融商品の予想耐用年数にわたり純利息収益として認識される。OnePathオーストラリアに関する繰延取得費用は、この分析から除外されている。

繰延取得費用および繰延利益の残高は以下の通りである。

	繰延取得費用 ⁽¹⁾			繰延利益		
	2011年3月	2010年9月	2010年3月	2011年3月	2010年9月	2010年3月
	(百万ドル)					
オーストラリア	629	606	561	301	313	345
ニュージーランド	32	42	50	40	38	40
アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ	-	1	1	57	51	40
合計	661	649	612	398	402	425

注：(1) 繰延取得費用に含まれるのは、主にオーストラリアおよびニュージーランド事業において資本化および償却された仲介手数料額である。繰延取得費用には、資本化された債務調達費用も含まれる。

繰延取得費用分析：

	2011年3月中間期		2010年9月中間期	
	償却費用	資本化費用 ⁽¹⁾	償却費用	資本化費用 ⁽¹⁾
	(百万ドル)			
オーストラリア	159	182	147	192
ニュージーランド	21	11	18	10
アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ	1	-	-	-
合計	181	193	165	202

注：(1) 当該年度中の資本化費用は、長期分割仲介手数料を除く。

(14) ソフトウェアの資本化

2011年3月31日の当グループの無形資産には、ソフトウェアの取得および開発の際に発生した費用に関連する13億4,900万ドルが含まれている。詳細は下表の通りである。

	2011年3月 中間期	2010年9月 中間期	2010年3月 中間期	2011年 3月期 対2010年 9月期 増減率	2011年 3月期 対2010年 3月期 増減率
	(百万ドル)			(%)	
期首残高	1,217	1,034	849	18	43
当期中に資本化された ソフトウェア	277	310	282	-11	-2
当期償却費	(122)	(121)	(86)	1	42
ソフトウェア減損 / 償却費	(23)	(6)	(11)	大	大
ソフトウェアの資本化合計	1,349	1,217	1,034	11	30

[前へ](#) [次へ](#)

B. セグメント別概説

(1) セグメント別業績

ANZは3つの地域（オーストラリア、ニュージーランドならびにアジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ）とグローバルな法人事業セグメントで構成される。各地域の中で、事業セグメントは世界的に統合調整されるリテール、富裕層、商業を含む。全ての事業はテクノロジー、グローバル・サービスおよびオペレーションならびに様々な当グループおよび事業支援機能により支えられている。

	2011年3月 中間期	2010年9月 中間期	2010年3月 中間期	2011年 3月期 対2010年 9月期 増減率	2011年 3月期 対2010年 3月期 増減率
	(百万ドル)			(%)	
税引後純利益					
オーストラリア	1,917	1,903	1,390	1	38
アジア太平洋、ヨーロッパ およびアメリカ	384	291	229	32	68
ニュージーランド	363	382	306	-5	19
	2,664	2,576	1,925	3	38
アジア太平洋、ヨーロッパおよび アメリカ(百万米ドル)	382	260	208	47	84
ニュージーランド (百万ニュージーランドドル)	478	481	386	-1	24

	2011年3月 中間期	2010年9月 中間期	2010年3月 中間期	2011年 3月期 対2010年 9月期 増減率	2011年 3月期 対2010年 3月期 増減率
	(百万ドル)			(%)	
基本利益					
オーストラリア	1,962	1,924	1,699	2	15
アジア太平洋、ヨーロッパ およびアメリカ	397	398	303	0	31
ニュージーランド	459	405	296	13	55
	2,818	2,727	2,298	3	23
アジア太平洋、ヨーロッパ およびアメリカ(百万米ドル)	396	356	275	11	44
ニュージーランド (百万ニュージーランドドル)	605	510	372	19	63
法人(百万豪ドル)	1,028	939	832	10	24

	2011年3月 中間期	2010年9月 中間期	2010年3月 中間期	2011年	2011年
				3月期 対2010年 9月期 増減率	3月期 対2010年 3月期 増減率
	(百万ドル)			(%)	
形式上の利益					
オーストラリア	1,962	1,927	1,733	2	13
アジア太平洋、ヨーロッパ					
およびアメリカ	397	359	294	11	35
ニュージーランド	459	385	285	19	61
	2,818	2,671	2,312	6	22
アジア太平洋、ヨーロッパ					
およびアメリカ(百万米ドル)	396	353	287	12	38
ニュージーランド					
(百万ニュージーランドドル)	605	510	374	19	62
法人(百万豪ドル)	1,028	914	816	12	26

	2011年3月 中間期	2010年9月 中間期	2010年3月 中間期	2011年	2011年
				3月期 対2010年 9月期 増減率	3月期 対2010年 3月期 増減率
	(百万ドル)			(%)	
地域別正味貸付金および前渡金					
(支払承諾見返を含む)					
オーストラリア ⁽¹⁾	277,795	268,817	258,984	3	7
アジア太平洋、ヨーロッパ					
およびアメリカ	27,854	24,932	19,362	12	44
ニュージーランド	70,206	73,075	74,188	-4	-5
基本正味貸付金および前渡金					
(支払承諾見返を含む)	375,855	366,824	352,534	2	7
非継続事業	28	27	63	4	-56
正味貸付金および前渡金					
(支払承諾見返を含む)	375,883	366,851	352,597	2	7

	2011年3月 中間期	2010年9月 中間期	2010年3月 中間期	2011年	2011年
				3月期 対2010年 9月期 増減率	3月期 対2010年 3月期 増減率
	(百万ドル)			(%)	
セグメント別正味貸付金 および前渡金(支払承諾見返を含む)					
リテール	207,792	202,315	191,415	3	9
オーストラリア	175,877	169,321	159,256	4	10
アジア太平洋、ヨーロッパ					
およびアメリカ	5,652	5,586	4,126	1	37
ニュージーランド	26,263	27,408	28,033	-4	-6
商業	84,074	85,166	84,446	-1	0
オーストラリア	46,196	45,720	44,533	1	4
ニュージーランド	37,878	39,446	39,913	-4	-5
法人	80,222	75,630	73,112	6	10
オーストラリア ⁽¹⁾	52,827	50,940	52,421	4	1
アジア太平洋、ヨーロッパ					
およびアメリカ	22,248	19,352	15,271	15	46
ニュージーランド	5,147	5,338	5,420	-4	-5
富裕層	3,774	3,793	3,771	-1	0
グループ・センター、サポート およびオペレーション	(7)	(80)	(210)	-91	-97
基本正味貸付金および前渡金 (支払承諾見返を含む)	375,855	366,824	352,534	2	7
非継続事業	28	27	63	4	-56
正味貸付金および前渡金 (支払承諾見返を含む)	375,883	366,851	352,597	2	7

注：(1) 2010年の比較数字は、以前は売買目的証券に含まれていた引受手形を含むように調整されている（2010年9月：60億3,500万ドル、2010年3月：47億3,500万ドル）。

	2011年3月 中間期	2010年9月 中間期	2010年3月 中間期	2011年	2011年
				3月期 対2010年 9月期 増減率	3月期 対2010年 3月期 増減率
	(百万ドル)			(%)	
地域別顧客預金					
オーストラリア	168,086	164,795	151,438	2	11
アジア太平洋、ヨーロッパ					
およびアメリカ	54,389	47,697	40,835	14	33
ニュージーランド	46,226	45,470	45,939	2	1
基本顧客預金	268,701	257,962	238,212	4	13
非継続事業	4	3	-	33	該当なし
顧客預金	268,705	257,965	238,212	4	13

	2011年3月 中間期	2010年9月 中間期	2010年3月 中間期	2011年	2011年
				3月期 対2010年 9月期 増減率	3月期 対2010年 3月期 増減率
	(百万ドル)			(%)	
セグメント別顧客預金					
リテール	115,564	110,696	102,267	4	13
オーストラリア	82,612	77,503	72,404	7	14
アジア太平洋、ヨーロッパ					
およびアメリカ	12,472	12,643	9,220	-1	35
ニュージーランド	20,480	20,550	20,643	0	-1
商業	50,731	46,560	46,715	9	9
オーストラリア	37,198	33,677	33,198	10	12
ニュージーランド	13,533	12,883	13,517	5	0
法人	100,345	98,667	86,369	2	16
オーストラリア	49,827	55,108	46,571	-10	7
アジア太平洋、ヨーロッパ					
およびアメリカ	41,919	35,044	31,567	20	33
ニュージーランド	8,599	8,515	8,231	1	4
富裕層	4,843	4,743	4,821	2	0
グループ・センター、サポート およびオペレーション	(2,782)	(2,704)	(1,960)	3	42
基本顧客預金	268,701	257,962	238,212	4	13
非継続事業	4	3	-	33	該当なし
顧客預金	268,705	257,965	238,212	4	13

(2) オーストラリア地域

オーストラリア地域はオーストラリア部門（リテール、商業および富裕層セグメントを含む）、法人オーストラリアおよびグループ・センターのいくつかの支援機能から構成される。比較のため、以下の業績は、OnePathオーストラリアとランドマークを2010年度に通年完全所有していたと仮定した、形式上の業績である。

	2011年 3月 中間期	2010年 9月 中間期	2010年 3月 中間期	2011年 3月期 対2010年 9月期 増減率	2011年 3月期 対2010年 3月期 増減率
	(百万ドル)			(%)	
純利息収益	4,129	4,072	3,932	1	5
その他外部営業利益	1,768	1,720	1,674	3	6
営業利益	5,897	5,792	5,606	2	5
営業費用	(2,536)	(2,437)	(2,358)	4	8
貸倒引当および法人税控除前利益	3,361	3,355	3,248	0	3
貸倒引当金	(552)	(565)	(750)	-2	-26
税引前利益	2,809	2,790	2,498	1	12
法人税	(847)	(863)	(765)	-2	11
形式上の利益	1,962	1,927	1,733	2	13
外国為替調整	該当なし	(3)	(4)	該当なし	該当なし
形式上の調整	-	-	(30)	該当なし	-100
基本利益	1,962	1,924	1,699	2	15
法定利益と基本利益との調整 ⁽¹⁾	(45)	(21)	(309)	大	-85
純利益	1,917	1,903	1,390	1	38

貸借対照表

正味貸付金および前渡金 (支払承諾見返を含む) ⁽²⁾	277,795	268,817	258,984	3	7
その他外部資産	108,471	112,253	102,189	-3	6
外部資産	386,266	381,070	361,173	1	7
顧客預金	168,086	164,795	151,438	2	11
その他預金および借入金	55,436	37,899	47,815	46	16
預金およびその他借入金	223,522	202,694	199,253	10	12
その他外部負債	135,893	154,944	146,220	-12	-7
外部負債	359,415	357,638	345,473	0	4
リスク・アセット	169,653	171,078	163,337	-1	4
平均正味貸付金および前渡金 (支払承諾見返を含む) ⁽³⁾	274,201	259,060	249,324	6	10
平均預金およびその他借入金	217,896	199,162	195,964	9	11

比率

純平均預貸利鞘 (%)	2.59	2.63	2.59		
純平均預貸利鞘 (グローバル・ マーケットを除く) (%)	2.88	2.88	2.86		
純平均預貸利鞘 (オーストラリア部門) (%)	2.58	2.54	2.64		
営業利益に対する営業費用 (%)	43.0	42.1	41.4		
平均資産に対する営業費用 (%)	1.29	1.27	1.26		
個別引当金繰入額	428	552	752	-22	-43
平均正味貸付金に対する 個別引当金繰入額の割合 (%) ⁽³⁾	0.31	0.42	0.59		
一括引当金繰入額	124	13	(18)	大	大
平均正味貸付金に対する 一括引当金繰入額の割合 (%) ⁽³⁾	0.09	0.01	-0.01		
不良資産純額	3,059	3,382	3,560	-10	-14
正味貸付金に対する 不良債権純額の割合 (%) ⁽²⁾	0.74	1.07	1.03		
従業員合計	24,315	23,633	22,425	3	8

注：(1) 調整の説明については、上記A(1)を参照。法定利益と基本利益の地理別一致については、118ページ（原文のページ数、本書においては訳出省略）の補足情報に含まれる。

(2) 2010年の比較数字は、以前は売買目的証券に含まれていた引受手形を含むように調整されている（2010年9月：60億3,500万ドル、2010年3月：47億3,500万ドル）。

(3) 2010年の比較数字は、以前は売買目的証券に含まれていた平均引受手形を含むように調整されている（2010年9月：54億3,000万ドル、2010年3月：49億3,000万ドル）。

[前へ](#) [次へ](#)

2011年3月中間期

	リテール	商業	富裕層	その他	オーストラ リア部門	法人
	(百万ドル)					
純利息収益	1,724	1,115	28	7	2,874	1,067
その他外部営業利益	482	134	569	-	1,185	614
営業利益	2,206	1,249	597	7	4,059	1,681
営業費用	(968)	(438)	(335)	(6)	(1,747)	(597)
貸倒引当および 法人税控除前利益	1,238	811	262	1	2,312	1,084
貸倒引当金	(224)	(192)	2	-	(414)	(137)
税引前利益	1,014	619	264	1	1,898	947
法人税	(305)	(185)	(78)	(1)	(569)	(276)
形式上の利益	709	434	186	-	1,329	671

	グループ・ センター	形式上の 利益	外国為替 調整	形式上の 調整	基本利益	法定利益と基 本利益の調整	純利益
	(百万ドル)						
純利息収益	188	4,129	該当なし	-	4,129	1	4,130
その他外部営業利益	(31)	1,768	該当なし	-	1,768	166	1,934
営業利益	157	5,897	該当なし	-	5,897	167	6,064
営業費用	(192)	(2,536)	該当なし	-	(2,536)	(58)	(2,594)
貸倒引当および 法人税控除前利益	(35)	3,361	該当なし	-	3,361	109	3,470
貸倒引当金	(1)	(552)	該当なし	-	(552)	(15)	(567)
税引前利益	(36)	2,809	該当なし	-	2,809	94	2,903
法人税	(2)	(847)	該当なし	-	(847)	(139)	(986)
形式上の利益	(38)	1,962	該当なし	-	1,962	(45)	1,917

2010年3月中間期

	リテール	商業	富裕層	その他	オーストラ リア部門	法人
	(百万ドル)					
純利息収益	1,614	1,031	34	20	2,699	1,097
その他外部営業利益	522	135	535	(17)	1,175	526
営業利益	2,136	1,166	569	3	3,874	1,623
営業費用	(952)	(405)	(321)	3	(1,675)	(521)
貸倒引当および 法人税控除前利益	1,184	761	248	6	2,199	1,102
貸倒引当金	(198)	(157)	3	(1)	(353)	(387)
税引前利益	986	604	251	5	1,846	715
法人税	(297)	(179)	(66)	(1)	(543)	(212)
形式上の利益	689	425	185	4	1,303	503

	グループ・ センター	形式上の 利益	外国為替 調整	形式上の 調整 (百万ドル)	基本利益	法定利益と基 本利益の調整	純利益
純利息収益	136	3,932	1	(40)	3,893	1	3,894
その他外部営業利益	(27)	1,674	(9)	(129)	1,536	(337)	1,199
営業利益	109	5,606	(8)	(169)	5,429	(336)	5,093
営業費用	(162)	(2,358)	2	106	(2,250)	(41)	(2,291)
貸倒引当および							
法人税控除前利益	(53)	3,248	(6)	(63)	3,179	(377)	2,802
貸倒引当金	(10)	(750)	-	15	(735)	12	(723)
税引前利益	(63)	2,498	(6)	(48)	2,444	(365)	2,079
法人税	(10)	(765)	2	18	(745)	56	(689)
形式上の利益	(73)	1,733	(4)	(30)	1,699	(309)	1,390

比較 2011年3月中間期対2010年3月中間期

	リテール	商業	富裕層	その他	オーストラ リア部門	法人
	(%)					
純利息収益	7	8	-18	-65	6	-3
その他外部営業利益	-8	-1	6	-100	1	17
営業利益	3	7	5	大	5	4
営業費用	2	8	4	大	4	15
貸倒引当および						
法人税控除前利益	5	7	6	-83	5	-2
貸倒引当金	13	22	-33	-100	17	-65
税引前利益	3	2	5	-80	3	32
法人税	3	3	18	0	5	30
形式上の利益	3	2	1	-100	2	33

	グループ・ センター	形式上の 利益	外国為替 調整	形式上の 調整 (%)	基本利益	法定利益と基 本利益の調整	純利益
純利息収益	38	5	該当なし	-100	6	0	6
その他外部営業利益	15	6	該当なし	-100	15	大	61
営業利益	44	5	該当なし	-100	9	大	19
営業費用	19	8	該当なし	-100	13	41	13
貸倒引当および							
法人税控除前利益	-34	3	該当なし	-100	6	大	24
貸倒引当金	-90	-26	該当なし	-100	-25	大	-22
税引前利益	-43	12	該当なし	-100	15	大	40
法人税	-80	11	該当なし	-100	14	大	43
形式上の利益	-48	13	該当なし	-100	15	-85	38

	2011年 3月 中間期	2010年 9月 中間期	2010年 3月 中間期	2011年	2011年
				3月期 対2010年 9月期 増減率	3月期 対2010年 3月期 増減率
			(百万ドル)	(%)	
個別引当金繰入額					
リテール	169	163	174	4	-3
預金	7	8	9	-13	-22
モーゲージ	5	8	13	-38	-62
消費者カードおよび無担保貸付	147	141	146	4	1
その他	10	6	6	67	67
商業	129	134	130	-4	-1
Esanda	42	43	52	-2	-19
地方商業銀行業	50	46	33	9	52
企業銀行業	16	17	23	-6	-30
小企業銀行業	21	28	22	-25	-5
富裕層	-	(7)	(2)	-100	-100
法人	130	262	455	-50	-71
トランザクション・バンキング	6	6	3	0	100
グローバル・ローンズ	123	214	436	-43	-72
グローバル・マーケット	(14)	18	13	大	大
その他	15	24	3	-38	大
グループ・センター	-	-	10	該当なし	-100
形式上の個別引当金繰入額	428	552	767	-22	-44
形式上の調整	-	-	(15)	該当なし	-100
基本個別引当金繰入額	428	552	752	-22	-43

	2011年 3月 中間期	2010年 9月 中間期	2010年 3月 中間期	2011年	2011年
				3月期 対2010年 9月期 増減率	3月期 対2010年 3月期 増減率
			(百万ドル)	(%)	
一括引当金繰入額					
リテール	55	-	24	該当なし	大
預金	-	-	3	該当なし	-100
モーゲージ	10	15	8	-33	25
消費者カードおよび無担保貸付	21	(15)	12	大	75
その他	24	-	1	該当なし	大
商業	63	(19)	27	大	大
Esanda	(3)	(1)	(7)	大	-57
地方商業銀行業	(9)	(3)	16	大	大
企業銀行業	4	(18)	4	大	0
小企業銀行業	4	3	14	33	-71
その他	67	1	-	大	該当なし
富裕層	(2)	(27)	(1)	-93	100
法人	7	59	(68)	-88	大
トランザクション・バンキング	1	(21)	(2)	大	大
グローバル・ローンズ	25	63	(65)	-60	大
グローバル・マーケット	(18)	17	(1)	大	大
その他	(1)	-	-	該当なし	該当なし
グループ・センター	1	-	-	該当なし	該当なし
形式上の一括引当金繰入額	124	13	(18)	大	大
形式上の調整	-	-	-	該当なし	該当なし
基本一括引当金繰入額	124	13	(18)	大	大

	2011年 3月 中間期	2010年 9月 中間期	2010年 3月 中間期	2011年	2011年
				3月期 対2010年 9月期 増減率	3月期 対2010年 3月期 増減率
	(百万ドル)			(%)	
正味貸付金および前渡金 (支払承諾見返を含む)					
リテール	175,877	169,321	159,256	4	10
モーゲージ	165,177	158,972	148,939	4	11
消費者カードおよび無担保貸付	10,162	9,808	9,778	4	4
その他	538	541	539	-1	0
商業	46,196	45,720	44,533	1	4
Esanda	14,319	14,270	14,124	0	1
地方商業銀行業	13,071	13,520	13,125	-3	0
企業銀行業	15,547	14,658	14,129	6	10
小企業銀行業	3,377	3,272	3,155	3	7
その他	(118)	-	-	該当なし	該当なし
富裕層	2,856	2,910	2,949	-2	-3
法人	52,827	50,940	52,421	4	1
トランザクション・バンキング	1,727	1,592	1,567	8	10
グローバル・ローンズ	46,805	44,751	45,772	5	2
グローバル・マーケット ⁽¹⁾	4,295	4,597	5,082	-7	-15
グループ・センター	39	(74)	(175)	大	大
基本正味貸付金および前渡金 (支払承諾見返を含む)	277,795	268,817	258,984	3	7

注：(1) 2010年の比較数字は、以前は売買目的証券に含まれていた引受手形を含むように調整されている（2010年9月：60億3,500万ドル、2010年3月：47億3,500万ドル）。

	2011年 3月 中間期	2010年 9月 中間期	2010年 3月 中間期	2011年	2011年
				3月期 対2010年 9月期 増減率	3月期 対2010年 3月期 増減率
	(百万ドル)			(%)	
顧客預金					
リテール	82,612	77,503	72,404	7	14
モーゲージ	10,754	10,374	9,531	4	13
消費者カードおよび無担保貸付	248	253	201	-2	23
預金	71,515	66,773	62,586	7	14
その他	95	103	86	-8	10
商業	37,198	33,677	33,200	10	12
Esanda	314	496	879	-37	-64
地方商業銀行業	10,316	9,195	8,577	12	20
企業銀行業	13,233	11,838	11,798	12	12
小企業銀行業	13,335	12,148	11,946	10	12
富裕層	1,285	1,279	1,330	0	-3
法人	49,827	55,108	46,571	-10	7
トランザクション・バンキング	32,348	34,066	32,383	-5	0
グローバル・マーケット	17,256	20,193	13,291	-15	30
その他	223	849	897	-74	-75
グループ・センター⁽¹⁾	(2,836)	(2,772)	(2,067)	2	37
基本顧客預金	168,086	164,795	151,438	2	11

注：(1) OnePathオーストラリアのANZ預金商品への投資の消去を含む。

2011年3月中間期と2010年3月中間期の比較

形式ベースで、純利益は13%増加し、貸倒引当および法人税控除前利益は3%増であった。

純利息収益は、平均預金（11%）および平均正味貸付金および前渡金（10%）のいずれも力強く成長したことにより、5%増加し、他方純預貸利鞘（グローバル・マーケットを除く）は2ベース・ポイント増加した。主要な要因としては、

- ・ オーストラリア部門の純預貸利鞘は、長期ホールセール資金調達費用の上昇ならびに価格と組合せについての預金競争の継続の影響を反映して、6ベース・ポイント低下した。
- ・ オーストラリア法人の純預貸利鞘は、貸付金の価格改定の減少を反映し、安定していた。

平均正味貸付金および前渡金は、オーストラリア部門での成長、とりわけモーゲージおよび企業銀行業における成長のため、10%増加した。平均預金は、リテールおよび商業ビジネス両方での上記のシステムの成長によりオーストラリア部門の好調な成長があり、11%の増加であった。オーストラリア法人の預金は、顧客預金のより大きなシェアを獲得する事業内の施策を主要な要因として7%の成長であった。

その他外部営業利益は6%増加した。オーストラリア部門は、リテールにおける減少（特例手数料および繰延設定手数料の減少）が富裕層事業の成長で相殺され、わずかな上昇であった。オーストラリア法人においては、グローバル・ローンの手数料収入の減少により部分的に相殺されたものの、もっぱらマーケットの営業利益の増加およびトランザクション・バンキングの外国為替利益により17%増加した。

営業費用は全体として8%増加した。オーストラリア部門は主に給与の増加および取引高に関連する費用により4%増加したが、オーストラリア法人は、主要施策への投資および競争の激しい雇用市場を反映した給与増加により15%増加した。

貸倒引当金は、経済環境の改善を反映したオーストラリア法人に主に後押しされ、26%減少した。オーストラリア法人における個別引当金の減少（3億2,500万ドル）は、大口顧客の債務返済およびポートフォリオの信用改善を反映する。今後予測される洪水の損失、貸付の成長、オーストラリア部門の不履行および破産の増加は、6,600万ドルの一括引当金の増加をもたらしている。

[前へ](#) [次へ](#)

(3) 富裕層

比較目的で、以下に示す数字に含まれるOnePathオーストラリアの財務実績は、すべての報告期間について独立ベースでの100%の所有権に基づいている。いくつかの前年度の比較数字は、当年度の表示にあわせるよう再分類されている。

	2011年3月	2010年9月	2010年3月	2011年	2011年
	中間期	中間期	中間期	3月期	3月期
	(百万ドル)			対2010年	対2010年
				9月期	3月期
				増減率	増減率
				(%)	
純利息収益	28	32	34	-13	-18
その他営業利益	56	60	61	-7	-8
正味資産運用および保険収入	513	498	474	3	8
営業利益	597	590	569	1	5
営業費用	(335)	(334)	(321)	0	4
貸倒引当および法人税控除前利益	262	256	248	2	6
貸倒引当金	2	34	3	-94	-33
税引前利益	264	290	251	-9	5
法人税	(78)	(63)	(66)	24	18
非支配持分	-	-	-	該当なし	該当なし
税引後利益	186	227	185	-18	1
OnePath連結 ⁽¹⁾	166	175	150	-5	11
ANZプライベート&その他富裕層 ⁽²⁾	20	26	32	-23	-38
ホールセール遺産	-	26	3	-100	-100
税引後利益	186	227	185	-18	1

注：(1) OnePath連結には、OnePathグループ、ANZファイナンシャル・プランニングおよびANZ損害保険が含まれる。

(2) ANZプライベートには、プライベート・バンク、ANZトラスティー、投資貸付およびE*TRADEおよびその他富裕層を含む（ホールセール遺産を除く）。

	2011年3月	2010年9月	2010年3月	2011年	2011年
	中間期末	期末	中間期末	3月期末	3月期末
	(百万ドル)			対2010年	対2010年
				9月期末	3月期末
				増減率	増減率
				(%)	
資産運用純利益および保険純利益					
資産運用純利益	195	203	200	-4	-3
保険純利益	204	178	191	15	7
助言純利益	56	56	60	0	-7
資本投資利益 ⁽³⁾	58	61	23	-5	大
合計	513	498	474	3	8

注：(3) 株主資産利回り、リスクおよび年金準備金にかかる金利およびインフレ率の影響、資本保証準備金の時価評価による推移を含む。

	2011年 3月	2010年 9月	2010年 3月	2011年	2011年
	中間期	中間期	中間期	3月期	3月期
	(百万ドル)			(%)	
保険純利益					
予定期間				対2010年	対2010年
グループおよび個別	176	167	160	9月期	3月期
損害保険	17	15	13	増減率	増減率
経験利益 ⁽⁴⁾	11	(2)	21		
仮定変更 ⁽⁵⁾	-	(2)	(3)		
合計	204	178	191	15	7

注：(4) 経験利益変動とは、予定と異なる実際の経験、主に死亡や疾病により発生する利益または損失である。

(5) 仮定変更とは、評価方法および最良の見積りの仮定の変更から生ずる利益または損失である。

	2011年 3月	2010年 9月	2010年 3月	2011年	2011年
	中間期末	期末	中間期末	3月期末	3月期末
	(百万ドル)			(%)	
営業費用					
OnePath連結	(256)	(263)	(256)	対2010年	対2010年
ANZプライベート&その他富裕層	(79)	(71)	(65)	9月期末	3月期末
合計	(335)	(334)	(321)	増減率	増減率

	2011年 3月	2010年 9月	2010年 3月
	中間期	中間期	中間期
	(%)		
業績測定			
コスト収益率 ⁽⁶⁾	56.1	56.7	56.5
営業費用対平均運用資産	0.6	0.6	0.6
富裕層資産運用流出フロー率	13.8	15.0	13.1
保険費用対平均有効保険料	12.7	13.1	15.8
リテール保険失効率	13.2	14.6	14.1

注：(6) コスト収益率は、営業利益に対する営業費用である。

	2011年3月 中間期末現在	2010年9月 期末現在	2010年3月 中間期末現在	2011年 3月期末 対2010年 9月期末 増減率	2011年 3月期末 対2010年 3月期末 増減率
	(百万ドル)			(%)	
運用資産					
運用資産 - 平均	44,974	44,550	44,066	1	2
運用資産 - 期末	45,456	44,493	44,608	2	2

構成

オーストラリア株式	16,127	15,234	15,530	6	4
世界の株式	7,124	4,534	4,798	57	48
現金および固定利息	16,357	19,161	18,609	-15	-12
不動産および					
インフラストラクチャー	2,936	2,782	2,803	6	5
ANZトラスティー	2,912	2,782	2,868	5	2
合計	45,456	44,493	44,608	2	2

	2011年 3月	流入 フロー	流出 フロー	その他 フロー ⁽⁷⁾	2010年 9月
	(百万ドル)				

富裕層資産運用のキャッシュ・フロー

ワンアンサー (OneAnswer)	16,981	1,017	(1,369)	534	16,799
その他個人投資	5,530	135	(392)	145	5,642
メザニン	1,400	65	(177)	112	1,400
Employer Super	12,834	849	(624)	369	12,240
オアシス(Oasis)	5,799	361	(395)	203	5,630
ANZトラスティー	2,912	198	(211)	143	2,782
合計	45,456	2,625	(3,168)	1,506	44,493

注：(7) その他フローは、税引後投資利益、手数料、分配およびタイミングを含む。

	2011年3月 中間期末現在	2010年9月 期末現在	2010年3月 中間期末現在	2011年 3月期末 対2010年 9月期末 増減率	2011年 3月期末 対2010年 3月期末 増減率
	(百万ドル)			(%)	
保険年間有効保険料					
グループ	462	452	422	2	9
個別	686	641	612	7	12
損害保険	233	227	196	3	19
合計	1,381	1,320	1,230	5	12

	2011年3月			2010年9月
	中間期末現在	新規	失効	期末現在
	(百万ドル)			
保険キャッシュ・フロー				
グループ	462	23	(13)	452
個別	686	89	(44)	641
損害保険	233	28	(22)	227
合計	1,381	140	(79)	1,320

	2011年3月	2010年9月	2010年3月	2011年	2011年
	中間期末現在	期末現在	中間期末現在	3月期末	3月期末
			対2010年		対2010年
			9月期末		3月期末
			増減率		増減率
	(%)				
提携アドバイザー数					
グループおよび提携フィナンシャル・プランナー ⁽⁸⁾	2,131	2,134	2,082	0	2

注：(8) OnePathオーストラリアが完全または部分的に支配するディーラー・グループの公認代表およびANZグループのフィナンシャル・プランナーを含む。

	(百万ドル)
潜在価値および新規事業価値 (OnePathのみ)⁽⁹⁾	
2010年9月末現在の潜在価値	3,412
ANZへ振替られた預金残高の税控除価値 ⁽¹⁰⁾	(139)
修正済み2010年9月末現在の潜在価値	3,273
新規事業価値 ⁽¹¹⁾	74
予想利回り ⁽¹²⁾	164
経験からのずれおよび仮定変更 ⁽¹³⁾	(32)
経済的仮定の変更および正味振替前の潜在価値小計	3,479
経済的仮定の変更 ⁽¹⁴⁾	(46)
正味振替 ⁽¹⁵⁾	(196)
2011年3月末現在の潜在価値	3,237

注：(9) 潜在価値は、評価日現在の保有事業から生ずる将来利益および資本の取崩しの現在価値ならびに調整済み純資産を表す。額面価値の70%で含まれる税控除とともに最良の見積りの仮定を用いて決定される。予想キャッシュ・フローは資本資産評価モデルのリスク割引率(10.50%から12.25%)を用いて割引かれている。

(10) OnePathの法人税の問題は、現在ANZグループのレベルに統合されているため、預金残高の税控除価値はANZへ振替えられた。

(11) 新規事業価値とは、将来の利益の現在価値から本中間期中に計上された新規事業により発生する資本コストを差引いたものである。

(12) 予想利回りは本中間期中の予想価値上昇を表す。

(13) 経験からのずれおよび仮定変更は、前年度の潜在価値の基礎となる最良の見積りの仮定からのずれおよび変更により生ずる。

(14) リスクの割引率はこの6か月間で50ベース・ポイント上昇し、潜在価値にマイナスの影響をもたらした。

(15) 正味振替は、資本注入1億4,200万ドルに相殺された配当総額3億200万ドルを含む。本中間期の利益に係る税額が支払われるとき利用可能となる将来の税控除3,600万ドルも含む。

	2011年3月期末現在	2010年9月期末現在
OnePathのみ	(百万ドル)	
資本種別別資本資源合計		
株式	1,914	1,772
準備金	(44)	(35)
留保利益 ⁽¹⁶⁾	527	698
OnePathオーストラリアの株主資本合計	2,397	2,435
無担保貸付	432	432
OnePathオーストラリアの資本資源合計	2,829	2,867
資産種別別資本資源合計		
オーストラリア株式	41	39
国際固定金利	120	117
オーストラリア固定金利	350	337
現金	935	1,125
OnePathオーストラリア株主資金合計	1,446	1,618
その他(無形資産を含む) ⁽¹⁷⁾	1,383	1,249
OnePathオーストラリアの資本資源合計	2,829	2,867

注：(16) OnePathオーストラリアの100%取得から生じるプッシュダウンによる配分コストの税調整の影響を含む。

(17) 無形資産にはのれん、繰延取得費用、資産計上したソフトウェアを含む。

2011年3月中間期と2010年3月中間期の比較

富裕層の税引後利益は、保険純利益および資本投資利益の増加がE*TRADEの仲介収入の減少および営業費用の上昇により相殺され、前年並みであった。

純利息収益は、貸付金の返済がANZプライベート&その他富裕層における資金調達費用の上昇と相まって、減少した。

資産運用純利益は、利鞘の縮小および取引高成長の減速の組み合わせにより、2%減少した。平均顧客管理資産(FUM)は前年同期比で2%の増加であった。

保険業務からの利益はすべてのセグメントにおける継続的な力強い成長を反映した。リテール&グループ生命保険の新規事業は、請求および失効率が最良の見積り仮定よりはるかによかったため特に好調であったが、損害保険請求は2011年3月中間期の壊滅的な気象事象により増加した。

その他営業利益はE*TRADEの基本レートの価格改定による、仲介収入への悪影響にもっぱら牽引された。

営業費用は、プロジェクト支出の増加が資産運用およびANZプライベートの営業費用の節減により部分的に相殺されて、4%増加した。

資本投資利益は利付証券の利回り上昇が主因となり増加した。利回りの上昇は、2011年3月中間期における金利上昇ならびに金利およびインフレ率がリスクおよび年金準備金に与えるマイナスの影響が少なくなったことによる。

税金費用および関連する実効税率は、2010年3月中間期が前年度の損失を利用できたのに対して、上昇した。

(4) アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ地域

下表はアジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ地域についての米ドル建の数値を示す。

豪ドル建ての業績は下記の表（アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ地域に関する豪ドル建ての業績）に示す。

	2011年3月 中間期	2010年9月 中間期	2010年3月 中間期	2011年 3月期 対2010年 9月期 増減率	2011年 3月期 対2010年 3月期 増減率
	(百万米ドル)			(%)	
純利息収益	534	500	461	7	16
その他外部営業利益	706	549	537	29	31
営業利益	1,240	1,049	998	18	24
営業費用	(703)	(609)	(542)	15	30
貸倒引当および法人税控除前利益	537	440	456	22	18
貸倒引当金	(43)	(61)	(114)	-30	-62
税引前利益	494	379	342	30	44
法人税	(93)	(23)	(53)	大	75
非支配持分	(5)	(3)	(2)	67	大
形式上の利益	396	353	287	12	38
形式上の調整	-	3	(12)	-100	-100
基本利益	396	356	275	11	44
法定利益と基本利益との調整 ⁽¹⁾	(14)	(96)	(67)	-85	-79
純利益	382	260	208	47	84

地理的セグメント

アジア	266	190	178	40	49
太平洋	63	68	63	-7	0
ヨーロッパおよびアメリカ	56	77	39	-27	44
その他	11	18	7	-39	57
形式上の利益	396	353	287	12	38

貸借対照表

正味貸付金および前渡金 (支払承諾見返を含む)	28,782	24,104	17,727	19	62
その他外部資産	35,261	31,162	29,132	13	21
外部資産	64,043	55,266	46,859	16	37
顧客預金	56,199	46,113	37,388	22	50
その他預金および借入金	5,345	7,326	6,337	-27	-16
預金およびその他借入金	61,544	53,439	43,725	15	41
その他外部負債	11,677	9,245	5,239	26	大
外部負債	73,221	62,684	48,964	17	50
リスク・アセット	49,136	42,168	31,346	17	57
平均正味貸付金および前渡金 (支払承諾見返を含む)	26,900	21,943	17,037	23	58
平均預金およびその他借入金	58,423	51,502	42,668	13	37

比率

純平均預貸利鞘(%)	1.59	1.61	1.45		
純平均預貸利鞘(グローバル・ マーケットを除く)(%)	2.82	2.76	2.58		
営業利益に対する営業費用(%)	56.7	57.7	47.6		
平均資産に対する営業費用(%)	1.83	1.72	1.37		
個別引当金繰入額	51	50	88	2	-42
平均正味貸付金に対する 個別引当金繰入額の割合 ⁽²⁾ (%)	0.27	0.44	0.83		
一括引当金繰入額	(8)	(3)	4	大	大
平均正味貸付金に対する 一括引当金繰入額の割合(%)	-0.06	-0.02	0.05		
不良資産純額	283	258	471	10	-40
正味貸付金に対する 不良債権純額の割合(%)	0.97	1.03	1.05		
従業員合計 ⁽³⁾	14,513	13,812	10,200	5	42

注：(1) 調整の説明については、上記A(1)を参照。

(2) 本比率の目的では、個別引当金繰入額は売却可能資産の減損費用を含まない。

(3) バンガロールおよびマニラにおける共通サービス・オペレーションの従業員を含む。

[前へ](#) [次へ](#)

2011年3月中間期

	リテール	アジア・パ ートナーシップ	法人	オペレーション & サポート	アジア太平洋 ヨーロッパお よびアメリカ 部門
	(百万米ドル)				
純利息収益	279	(34)	310	1	556
その他外部営業利益	176	191	347	(2)	712
営業利益	455	157	657	(1)	1,268
営業費用	(355)	(4)	(317)	(54)	(730)
貸倒引当および 法人税控除前利益	100	153	340	(55)	538
貸倒引当金	(16)	-	(27)	-	(43)
税引前利益	84	153	313	(55)	495
法人税	(20)	(5)	(79)	(1)	(105)
非支配持分	(1)	-	(2)	(2)	(5)
形式上の利益	63	148	232	(58)	385

	その他	形式上の利益	形式上の調整	基本利益	法定利益と基 本利益の調整	純利益
	(百万米ドル)					
純利息収益	(22)	534	-	534	2	536
その他外部営業利益	(6)	706	-	706	35	741
営業利益	(28)	1,240	-	1,240	37	1,277
営業費用	27	(703)	-	(703)	(38)	(741)
貸倒引当および 法人税控除前利益	(1)	537	-	537	(1)	536
貸倒引当金	-	(43)	-	(43)	-	(43)
税引前利益	(1)	494	-	494	(1)	493
法人税	12	(93)	-	(93)	(13)	(106)
非支配持分	-	(5)	-	(5)	-	(5)
形式上の利益	11	396	-	396	(14)	382

2010年3月中間期

	リテール	アジア・パ ートナーシップ	法人	オペレーション & サポート	アジア太平洋 ヨーロッパお よびアメリカ 部門
	(百万米ドル)				
純利息収益	253	(25)	255	1	484
その他外部営業利益	134	156	255	(6)	539
営業利益	387	131	510	(5)	1,023
営業費用	(304)	(3)	(231)	(35)	(573)
貸倒引当および 法人税控除前利益	83	128	279	(40)	450
貸倒引当金	(47)	-	(61)	(6)	(114)
税引前利益	36	128	218	(46)	336
法人税	(12)	4	(54)	8	(54)
非支配持分	(1)	-	-	(1)	(2)
形式上の利益	23	132	164	(39)	280

	その他	形式上の利益	形式上の調整	基本利益	法定利益と基 本利益の調整	純利益
	(百万米ドル)					
純利息収益	(23)	461	(112)	349	(1)	348
その他外部営業利益	(2)	537	(86)	451	1	452
営業利益	(25)	998	(198)	800	-	800
営業費用	31	(542)	161	(381)	(71)	(452)
貸倒引当および 法人税控除前利益	6	456	(37)	419	(71)	348
貸倒引当金	(0)	(114)	22	(92)	-	(92)
税引前利益	6	342	(15)	327	(71)	256
法人税	1	(53)	3	(50)	4	(46)
非支配持分	-	(2)	-	(2)	-	(2)
形式上の利益	7	287	(12)	275	(67)	208

比較 2011年3月中間期対2010年3月中間期

	リテール	アジア・パ トナーシップ	法人	オペレーショ ン&サポート	アジア太平洋 ヨーロッパお よびアメリカ 部門
	(%)				
純利息収益	10	36	22	0	15
その他外部営業利益	31	22	36	-67	32
営業利益	18	20	29	-80	24
営業費用	17	33	37	54	27
貸倒引当および 法人税控除前利益	20	20	22	38	20
貸倒引当金	-66	該当なし	-56	-100	-62
税引前利益	大	20	44	20	47
法人税	67	大	46	大	94
非支配持分	0	該当なし	該当なし	100	大
形式上の利益	大	12	41	49	38

	その他	形式上の利益	形式上の調整	基本利益	法定利益と基 本利益の調整	純利益
	(%)					
純利息収益	-4	16	-100	53	大	54
その他外部営業利益	大	31	-100	57	大	64
営業利益	12	24	-100	55	該当なし	60
営業費用	-13	30	-100	85	-46	64
貸倒引当および 法人税控除前利益	大	18	-100	28	-99	54
貸倒引当金	-100	-62	-100	-53	該当なし	-53
税引前利益	大	44	-100	51	-99	93
法人税	大	75	-100	86	大	大
非支配持分	該当なし	大	該当なし	大	該当なし	大
形式上の利益	57	38	-100	44	-79	84

	2011年3月 中間期	2010年9月 中間期	2010年3月 中間期	2011年	2011年
				3月期	3月期
	(百万米ドル)			(%)	
				対2010年	対2010年
				9月期	3月期
				増減率	増減率
個別引当金繰入額					
リテール	24	42	25	-43	-4
アジア	20	34	20	-41	0
太平洋	4	8	5	-50	-20
法人	27	8	63	大	-57
トランザクション・バンキング	16	1	23	大	-30
グローバル・ローンズ	(5)	6	22	大	大
グローバル・マーケット	16	1	18	大	-11
基本個別引当金繰入額	51	50	88	2	-42
形式上の調整	-	9	19	-100	-100
形式上の個別引当金繰入額	51	59	107	-14	-52

	2011年3月 中間期	2010年9月 中間期	2010年3月 中間期	2011年	2011年
				3月期	3月期
	(百万米ドル)			(%)	
				対2010年	対2010年
				9月期	3月期
				増減率	増減率
個別引当金繰入額					
アジア	20	42	50	-52	-60
太平洋	4	8	5	-50	-20
ヨーロッパおよびアメリカ	27	-	33	該当なし	-18
基本個別引当金繰入額	51	50	88	2	-42
形式上の調整	-	9	19	-100	-100
形式上の個別引当金繰入額	51	59	107	-14	-52

	2011年3月 中間期	2010年9月 中間期	2010年3月 中間期	2011年	2011年
				3月期	3月期
	(百万米ドル)			(%)	
				対2010年	対2010年
				9月期	3月期
				増減率	増減率
一括引当金繰入額					
リテール	(8)	(6)	2	33	大
アジア	(6)	(1)	1	大	大
太平洋	(2)	(5)	1	-60	大
法人	-	3	(4)	-100	-100
トランザクション・バンキング	9	3	(1)	大	大
グローバル・ローンズ	(6)	(1)	1	大	大
グローバル・マーケット	(3)	1	(4)	大	-25
オペレーション&サポート	-	-	6	該当なし	-100
基本一括引当金繰入額	(8)	(3)	4	大	大
形式上の調整	-	5	3	-100	-100
形式上の一括引当金繰入額	(8)	2	7	大	大

	2011年3月 中間期	2010年9月 中間期	2010年3月 中間期	2011年	2011年
				3月期	3月期
	(百万米ドル)			(%)	
				対2010年	対2010年
				9月期	3月期
				増減率	増減率
一括引当金繰入額					
アジア	1	17	13	-94	-92
太平洋	(2)	(5)	1	-60	大
ヨーロッパおよびアメリカ	(7)	(15)	(10)	-53	-30
基本一括引当金繰入額	(8)	(3)	4	大	大
形式上の調整	-	5	3	-100	-100
形式上の一括引当金繰入額	(8)	2	7	大	大

	2011年 3月 中間期	2010年 9月 中間期	2010年 3月 中間期	2011年	2011年
				3月期	3月期
	(百万米ドル)			(%)	
正味貸付金および前渡金 (支払承諾見返を含む)				対2010年	対2010年
				9月期	3月期
				増減率	増減率
リテール	5,840	5,401	3,778	8	55
アジア	3,667	3,273	1,785	12	大
太平洋	2,173	2,128	1,993	2	9
法人	22,989	18,710	13,982	23	64
トランザクション・バンキング	6,444	4,921	4,156	31	55
グローバル・ローンズ	15,838	13,343	9,336	19	70
その他	707	446	490	59	44
その他	(47)	(7)	(33)	大	42
基本正味貸付金および前渡金 (支払承諾見返を含む)	28,782	24,104	17,727	19	62

正味貸付金および前渡金 (支払承諾見返を含む)					
アジア	23,289	18,752	12,024	24	94
太平洋	2,221	2,172	1,995	2	11
ヨーロッパおよびアメリカ	3,272	3,180	3,708	3	-12
基本正味貸付金および前渡金 (支払承諾見返を含む)	28,782	24,104	17,727	19	62

	2011年 3月 中間期	2010年 9月 中間期	2010年 3月 中間期	2011年	2011年
				3月期	3月期
	(百万米ドル)			(%)	
顧客預金				対2010年	対2010年
				9月期	3月期
				増減率	増減率
リテール	12,887	12,223	8,442	5	53
アジア	9,549	9,025	5,337	6	79
太平洋	3,338	3,198	3,105	4	8
法人	43,315	33,881	28,903	28	50
トランザクション・バンキング	21,031	16,860	12,028	25	75
グローバル・マーケット	21,642	16,597	16,622	30	30
その他	642	424	253	51	大
その他	(3)	9	43	大	大
基本顧客預金	56,199	46,113	37,388	22	50

顧客預金					
アジア	37,550	30,486	22,605	23	66
太平洋	3,405	3,213	3,106	6	10
ヨーロッパおよびアメリカ	15,244	12,414	11,677	23	31
基本顧客預金	56,199	46,113	37,388	22	50

下表はアジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ地域についての豪ドル建ての数値を示す。

米ドル建ての業績は上記の表（アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ地域に関する米ドル建ての業績）に示す。

	2011年 3月 中間期	2010年 9月 中間期	2010年 3月 中間期	2011年 3月期 対2010年 9月期 増減率	2011年 3月期 対2010年 3月期 増減率
	(百万ドル)			(%)	
純利息収益	537	507	465	6	15
その他外部営業利益	709	567	555	25	28
営業利益	1,246	1,074	1,020	16	22
営業費用	(708)	(627)	(552)	13	28
貸倒引当および法人税控除前利益	538	447	468	20	15
貸倒引当金	(43)	(62)	(119)	-31	-64
税引前利益	495	385	349	29	42
法人税	(93)	(22)	(53)	大	76
非支配持分	(5)	(4)	(2)	25	大
形式上の利益	397	359	294	11	35
外国為替調整	該当なし	36	21	該当なし	該当なし
形式上の調整	-	3	(12)	-100	-100
基本利益⁽¹⁾	397	398	303	0	31
法定利益と基本利益との調整	(13)	(107)	(74)	-88	-82
純利益	384	291	229	32	68
地理的セグメント					
アジア	267	193	182	38	47
太平洋	63	69	65	-9	-3
ヨーロッパおよびアメリカ	56	78	40	-28	40
その他	11	19	7	-42	57
形式上の利益	397	359	294	11	35

	2011年 3月 中間期	2010年 9月 中間期	2010年 3月 中間期	2011年	2011年
				3月期	3月期
	(百万ドル)			対2010年	対2010年
				9月期	3月期
				増減率	増減率
				(%)	
貸借対照表					
正味貸付金および前渡金 (支払承諾見返を含む)	27,854	24,932	19,362	12	44
その他外部資産	34,125	32,232	31,816	6	7
外部資産	61,979	57,164	51,178	8	21
顧客預金	54,389	47,697	40,835	14	33
その他預金および借入金	5,172	7,577	6,921	-32	-25
預金およびその他借入金	59,561	55,274	47,756	8	25
その他外部負債	11,301	9,563	5,721	18	98
外部負債	70,862	64,837	53,477	9	33
リスク・アセット	47,552	43,616	34,235	9	39
平均正味貸付金および前渡金 (支払承諾見返を含む)	27,019	24,598	18,804	10	44
平均預金およびその他借入金	58,681	57,735	47,095	2	25

比率

純平均預貸利鞘(%)	1.59	1.61	1.45		
純平均預貸利鞘(グローバル・ マーケットを除く)(%)	2.82	2.76	2.58		
営業利益に対する営業費用(%)	56.7	57.7	47.6		
平均資産に対する営業費用(%)	1.83	1.72	1.37		
個別引当金繰入額	51	56	98	-9	-48
平均正味貸付金に対する 個別引当金繰入額の割合 ⁽²⁾ (%)	0.27	0.44	0.83		
一括引当金繰入額	(8)	(3)	4	大	大
平均正味貸付金に対する 一括引当金繰入額の割合(%)	-0.06	-0.02	0.05		
不良資産純額	274	267	516	3	-47
正味貸付金に対する 不良債権純額の割合(%)	0.97	1.03	1.05		
従業員合計 ⁽³⁾	14,513	13,812	10,200	5	42

注：(1) 調整の説明については、上記A(1)を参照。

(2) 本比率の目的では、個別引当金繰入額は売却可能資産の減損費用を含まない。

(3) バンガロールおよびマニラにおける共通サービス・オペレーションの従業員を含む。

2011年3月中間期と2010年3月中間期の比較

以下の説明は米ドル表示の業績によるものである。

全ての事業で健全な利益成長があり、また一部には貸倒引当金繰入額の減少に助けられ、形式ベースでの利益は38%増加した。ANZは、2010年3月中間期中にフィリピン、ベトナムおよび香港におけるRBS事業の買収を完了した。2011年3月中間期にはサコムバンクの評価損計上ならびに2010年3月中間期にはサイゴン証券会社（SSI）の評価損の戻入れのプラスの効果があったにもかかわらず、アジア・パートナーシップの貢献増が達成された。

業績に影響を与えた主要な要因は、以下のとおりである。

- ・ 純利息収益は、貸借対照表の好調な増加を受けて、2010年3月中間期と比較して16%増加した。
- ・ その他外部営業利益は、主にグローバル・マーケット、台湾におけるクレジットカード・ローンのポートフォリオ売却益およびアジア・パートナーシップからの利益増加により、31%成長した。
- ・ 営業費用は、地域の収入を生み出すスタッフおよび支援能力の構築により、30%増加した。従業員は2010年9月中間期中に買収したRBS事業からの2,402人を含み、4,313人増加した。
- ・ 貸倒引当金繰入額は、62%減少した。2011年3月中間期の個別引当金繰入額は、主に法人での計上額低下により、減少した。

RBS事業の買収（特に、台湾において）ならびにトランザクション・バンキングおよびグローバル・ローンの増加により、正味貸付金および前渡金は62%、顧客預金は50%増加した。

[前へ](#) [次へ](#)

(5) ニュージーランド地域

以下の表はニュージーランド地域に関するニュージーランドドル建ての業績を示している。

豪ドル建ての業績は下記の表（ニュージーランド地域に関する豪ドル建ての業績）に示す。

	2011年 3月 中間期	2010年 9月 中間期	2010年 3月 中間期	2011年 3月期 対2010年 9月期 増減率	2011年 3月期 対2010年 3月期 増減率
	(百万ニュージーランドドル)			(%)	
純利息収益	1,285	1,278	1,211	1	6
その他外部営業利益	409	350	388	17	5
営業利益	1,694	1,628	1,599	4	6
営業費用	(759)	(797)	(747)	-5	2
貸倒引当および法人税控除前利益	935	831	852	13	10
貸倒引当金	(85)	(131)	(330)	-35	-74
税引前利益	850	700	522	21	63
法人税	(245)	(190)	(148)	29	66
形式上の利益	605	510	374	19	62
形式上の調整	-	-	(2)	該当なし	-100
基本利益⁽¹⁾	605	510	372	19	63
法定利益と基本利益との調整	(127)	(29)	14	大	大
純利益	478	481	386	-1	24

貸借対照表

正味貸付金および前渡金 (支払承諾見返を含む)	95,395	96,013	95,717	-1	0
その他外部資産	25,716	26,306	25,162	-2	2
外部資産	121,111	122,319	120,879	-1	0
顧客預金	62,812	59,743	59,271	5	6
その他預金および借入金	5,537	10,552	11,440	-48	-52
預金およびその他借入金	68,349	70,295	70,711	-3	-3
その他外部負債	29,648	28,416	26,172	4	13
外部負債	97,997	98,711	96,883	-1	1
リスク・アセット	63,904	65,102	66,302	-2	-4
平均正味貸付金および前渡金 (支払承諾見返を含む)	95,467	95,221	95,595	0	0
平均預金およびその他借入金	70,003	72,224	72,167	-3	-3

比率

純平均預貸利鞘(%)	2.35	2.33	2.20		
純平均預貸利鞘(グローバル・マーケットを除く)(%)	2.48	2.40	2.21		
純平均預貸利鞘 (ニュージーランド事業)(%)	2.44	2.39	2.21		
営業利益に対する営業費用(%)	44.8	49.0	46.1		
平均資産に対する営業費用(%)	1.23	1.28	1.18		
個別引当金繰入額	151	194	267	-22	-43
平均正味貸付金に対する 個別引当金繰入額の割合(%)	0.32	0.40	0.56		
一括引当金繰入額	(66)	(63)	63	5	大
平均正味貸付金に対する 一括引当金繰入額の割合(%)	-0.14	-0.13	0.13		
不良資産純額	1,684	1,463	1,228	15	37
正味貸付金に対する 不良債権純額の割合(%)	1.66	1.49	1.17		
従業員合計	9,365	9,404	9,276	0	1

注：(1) 調整の説明については、上記A(1)を参照のこと。地理的分類による法定利益と基本利益との調整は、118ページ(原文のページ数。本書においては訳出省略。)を参照のこと。

2011年3月中間期

	リテール	商業	富裕層	オペレー ション& サポート	ニュージー ランド事業	法人
	(百万ニュージーランドドル)					
純利息収益	418	667	1	12	1,098	198
その他外部営業利益	169	40	93	(1)	301	108
営業利益	587	707	94	11	1,399	306
営業費用	(363)	(231)	(67)	-	(661)	(88)
貸倒引当および 法人税控除前利益	224	476	27	11	738	218
貸倒引当金	(34)	(65)	1	-	(98)	13
税引前利益	190	411	28	11	640	231
法人税	(57)	(125)	(2)	(3)	(187)	(68)
形式上の利益	133	286	26	8	453	163

	その他	形式上の 利益	形式上の 調整	基本利益	法定利益と 基本利益の 調整	純利益
	(百万ニュージーランドドル)					
純利息収益	(11)	1,285	-	1,285	1	1,286
その他外部営業利益	-	409	-	409	(40)	369
営業利益	(11)	1,694	-	1,694	(39)	1,655
営業費用	(10)	(759)	-	(759)	(147)	(906)
貸倒引当および 法人税控除前利益	(21)	935	-	935	(186)	749
貸倒引当金	-	(85)	-	(85)	-	(85)
税引前利益	(21)	850	-	850	(186)	664
法人税	10	(245)	-	(245)	59	(186)
形式上の利益	(11)	605	-	605	(127)	478

2010年3月中間期

	リテール	商業	富裕層	オペレー ション& サポート	ニュージー ランド事業	法人
	(百万ニュージーランドドル)					
純利息収益	390	593	4	9	996	252
その他外部営業利益	176	53	83	(3)	309	78
営業利益	566	646	87	6	1,305	330
営業費用	(344)	(240)	(70)	(5)	(659)	(76)
貸倒引当および 法人税控除前利益	222	406	17	1	646	254
貸倒引当金	(88)	(261)	(2)	-	(351)	21
税引前利益	134	145	15	1	295	275
法人税	(41)	(43)	7	-	(77)	(79)
形式上の利益	93	102	22	1	218	196

	その他	形式上の 利益	形式上の 調整	基本利益	法定利益と 基本利益の 調整	純利益
	(百万ニュージーランドドル)					
純利息収益	(37)	1,211	-	1,211	(3)	1,208
その他外部営業利益	1	388	(17)	371	(14)	357
営業利益	(36)	1,599	(17)	1,582	(17)	1,565
営業費用	(12)	(747)	17	(730)	(16)	(746)
貸倒引当および 法人税控除前利益	(48)	852	-	852	(33)	819
貸倒引当金	-	(330)	-	(330)	5	(325)
税引前利益	(48)	522	-	522	(28)	494
法人税	8	(148)	(2)	(150)	42	(108)
形式上の利益	(40)	374	(2)	372	14	386

比較 2011年3月中間期対2010年3月中間期

	リテール	商業	富裕層	オペレー ション& サポート	ニュージー ランド事業	法人
	(%)					
純利息収益	7	12	-75	33	10	-21
その他外部営業利益	-4	-25	12	-67	-3	38
営業利益	4	9	8	83	7	-7
営業費用	6	-4	-4	-100	0	16
貸倒引当および 法人税控除前利益	1	17	59	大	14	-14
貸倒引当金	-61	-75	大	該当なし	-72	-38
税引前利益	42	大	87	大	大	-16
法人税	39	大	大	該当なし	大	-14
形式上の利益	43	大	18	大	大	-17

	その他	形式上の利益	形式上の調整 (%)	基本利益	法定利益と基本利益の調整	純利益
純利息収益	-70	6	該当なし	6	大	6
その他外部営業利益	-100	5	-100	10	大	3
営業利益	-69	6	-100	7	大	6
営業費用	-17	2	-100	4	大	21
貸倒引当および						
法人税控除前利益	-56	10	該当なし	10	大	-9
貸倒引当金	該当なし	-74	該当なし	-74	-100	-74
税引前利益	-56	63	該当なし	63	大	34
法人税	25	66	-100	63	40	72
形式上の利益	-73	62	-100	63	大	24

	2011年3月 中間期	2010年9月 中間期	2010年3月 中間期	2011年 3月期 対2010年 9月期 増減率	2011年 3月期 対2010年 3月期 増減率
	(百万ニュージーランドドル)			(%)	
個別引当金繰入額					
リテール	47	70	92	-33	-49
商業	114	116	175	-2	-35
商業および農業銀行業務	103	92	125	12	-18
企業銀行業務	11	24	50	-54	-78
法人	(9)	7	(1)	大	大
グローバル・ローンズ	2	13	17	-85	-88
トランザクション・バンキング	(11)	(6)	(24)	83	-54
グローバル・マーケット	-	-	6	該当なし	-100
富裕層	(1)	1	1	大	大
形式上の個別引当金繰入額	151	194	267	-22	-43
形式上の調整	-	-	-	該当なし	該当なし
基本個別引当金繰入額	151	194	267	-22	-43

	2011年3月 中間期	2010年9月 中間期	2010年3月 中間期	2011年 3月期 対2010年 9月期 増減率	2011年 3月期 対2010年 3月期 増減率
	(百万ニュージーランドドル)			(%)	
一括引当金繰入額					
リテール	(12)	(9)	(4)	33	大
商業	(50)	(12)	87	大	大
商業および農業銀行業務	(42)	(3)	91	大	大
企業銀行業務	(8)	(9)	(4)	-11	100
法人	(4)	(42)	(20)	-90	-80
グローバル・ローンズ	(3)	(22)	(13)	-86	-77
トランザクション・バンキング	(1)	(9)	(6)	-89	-83
グローバル・マーケット	-	(4)	-	-100	該当なし
その他	-	(7)	(1)	-100	-100
形式上の一括引当金繰入額	(66)	(63)	63	5	大
形式上の調整	-	-	-	該当なし	該当なし
基本一括引当金繰入額	(66)	(63)	63	5	大

	2011年3月 中間期	2010年9月 中間期	2010年3月 中間期	2011年	2011年
				3月期 対2010年 9月期 増減率	3月期 対2010年 3月期 増減率
(百万ニュージーランドドル)				(%)	
正味貸付金および前渡金 (支払承諾見返を含む)					
リテール	35,686	36,011	36,169	-1	-1
商業	51,469	51,827	51,495	-1	0
商業および農業銀行業務	36,294	36,984	36,893	-2	-2
企業銀行業	15,175	14,843	14,602	2	4
法人	6,993	7,014	6,993	0	0
グローバル・ローンズ	6,154	6,029	5,999	2	3
トランザクション・バンキング	353	365	341	-3	4
グローバル・マーケット	486	620	659	-22	-26
その他	-	-	(6)	該当なし	-100
富裕層	1,247	1,161	1,060	7	18
基本正味貸付金および前渡金 (支払承諾見返を含む)	95,395	96,013	95,717	-1	0

	2011年3月 中間期	2010年9月 中間期	2010年3月 中間期	2011年	2011年
				3月期 対2010年 9月期 増減率	3月期 対2010年 3月期 増減率
(百万ニュージーランドドル)				(%)	
顧客預金					
リテール	27,828	27,000	26,634	3	4
商業	18,388	16,927	17,440	9	5
商業および農業銀行業務	10,712	9,630	10,141	11	6
企業銀行業	7,676	7,297	7,299	5	5
法人	11,685	11,188	10,620	4	10
トランザクション・バンキング	6,466	6,126	5,751	6	12
グローバル・マーケット	5,219	5,062	4,869	3	7
富裕層	4,835	4,553	4,503	6	7
その他	76	75	74	1	3
基本顧客預金	62,812	59,743	59,271	5	6

以下の表はニュージーランド地域に関する豪ドル建ての業績を示している。

ニュージーランドドル建ての業績は上記の表（ニュージーランド地域に関するニュージーランドドル建ての業績）に示す。

	2011年 3月 中間期	2010年 9月 中間期	2010年 3月 中間期	2011年 3月期 対2010年 9月期 増減率	2011年 3月期 対2010年 3月期 増減率
	(百万ドル)			(%)	
純利息収益	976	969	920	1	6
その他外部営業利益	311	266	295	17	5
営業利益	1,287	1,235	1,215	4	6
営業費用	(577)	(605)	(567)	-5	2
貸倒引当および法人税控除前利益	710	630	648	13	10
貸倒引当金	(65)	(99)	(251)	-34	-74
税引前利益	645	531	397	22	63
法人税	(186)	(146)	(112)	27	67
形式上の利益	459	385	285	19	61
外国為替調整	該当なし	20	13	該当なし	該当なし
形式上の調整	-	-	(2)	該当なし	-100
基本利益⁽¹⁾	459	405	296	13	55
法定利益と基本利益との調整	(96)	(23)	10	大	大
純利益	363	382	306	-5	19

貸借対照表

正味貸付金および前渡金 (支払承諾見返を含む)	70,206	73,075	74,188	-4	-5
その他外部資産	18,925	20,021	19,502	-5	-3
外部資産	89,131	93,096	93,690	-4	-5
顧客預金	46,226	45,470	45,939	2	1
その他預金および借入金	4,075	8,031	8,867	-49	-54
預金およびその他借入金	50,301	53,501	54,806	-6	-8
その他外部負債	21,819	21,627	20,286	1	8
外部負債	72,120	75,128	75,092	-4	-4
リスク・アセット	47,030	49,548	51,389	-5	-8
平均正味貸付金および前渡金 (支払承諾見返を含む)	72,554	75,626	75,779	-4	-4
平均預金およびその他借入金	53,202	57,361	57,207	-7	-7

比率

純平均預貸利鞘(%)	2.35	2.33	2.20		
純平均預貸利鞘(グローバル・ マーケットを除く)(%)	2.48	2.40	2.21		
純平均預貸利鞘 (ニュージーランド事業)(%)	2.44	2.39	2.21		
営業利益に対する営業費用(%)	44.8	49.0	46.1		
平均資産に対する営業費用(%)	1.23	1.28	1.18		
個別引当金繰入額	115	154	212	-25	-46
平均正味貸付金に対する 個別引当金繰入額の割合(%)	0.32	0.40	0.56		
一括引当金繰入額	(50)	(50)	50	0	大
平均正味貸付金に対する 一括引当金繰入額の割合(%)	-0.14	-0.13	0.13		
不良資産純額	1,239	1,113	953	11	30
正味貸付金に対する 不良債権純額の割合(%)	1.66	1.49	1.17		
従業員合計	9,365	9,404	9,276	0	1

注：(1) 調整の説明については、上記A(1)を参照のこと。地理的分類による法定利益と基本利益との調整は、118ページ(原文のページ数、本書においては訳出省略。)を参照のこと。

2011年3月中間期と2010年3月中間期の比較

以下の説明はニュージーランドドル表示の業績によるものである。

2011年3月中間期の財務実績は、景気循環が牽引し、対前年同期の業績より著しく改善した。これは引当金の減少に反映され、信用成長の不足がその影響を弱めたものの、利鞘の回復から収入増となった。

形式ベースで、2011年3月中間期の基本利益は62%増加した。この業績には、貸倒引当金繰入額の税引後の減少1億7,200万ニュージーランドドルを含む。ニュージーランド事業における貸倒引当および法人税控除前利益は、厳しいコスト管理に支えられた順調な収益成長により、14%増加した。法人事業の業績は好調であったが、全体的な業績は金利リスク管理からの貢献分が減少したことにより影響された。

業績の主要な要因は、

- ・ 純利息収益は、6%増加した。この成長は、固定利付貸付帳簿の価格改定から利益を受けた利鞘、およびモーゲージのポートフォリオにおける変動金利貸付比率の上昇による構成上の利益を反映した。しかしながら、預金の利鞘は競争の厳しい環境で低減した。純利息収益合計の増加もまた、金利リスク管理からの貢献分が低下したため抑制された(5,100万ニュージーランドドル)。
- ・ 信用スプレッドによりもたらされる流動性ポートフォリオの高い再評価を含む、マーケットの力強い貢献により、その他外部営業利益は5%増加した。これは、2010年3月中間期中に実施されたリテール手数料の再構成からの完全な半年間の影響を反映した手数料収入の減少(600万ニュージーランドドル)により部分的に相殺された。
- ・ 営業費用は、年間給与の増加による人件費の上昇を反映して、2%増加した。
- ・ 貸倒引当金繰入額は2億4,500万ニュージーランドドル減少した。個別引当金繰入額は景気循環のため減少し、対前年同期比で1億1,600万ニュージーランドドル減少した。一括引当金繰入額は1億2,900万ニュージーランドドル減少し、これは主に2010年3月中間期に記録された信用サイクルの調整とともに本中間期の部分的な取崩しを反映する。損失率合計(平均正味貸付金に対する引当金繰入額総額の割合)は、2010年3月中間期の0.69%から下がり、2011年3月中間期において0.18%であった。

[前へ](#) [次へ](#)

(6) 法人部門

法人部門は、トランザクション・バンキング、グローバル・ローンズおよびグローバル・マーケットの分野で専門的商品およびサービスを提供する3つの地域区分すべてを横断したグローバルな一連のビジネスとして業務を行うため、独立したセグメントとして含まれている。法人の業績は、該当する地域においても報告されている。

	2011年3月 中間期	2010年9月 中間期	2010年3月 中間期	2011年 3月期 対2010年 9月期 増減率	2011年 3月期 対2010年 3月期 増減率
	(百万ドル)			(%)	
純利息収益	1,529	1,631	1,548	-6	-1
その他外部営業利益	1,044	841	846	24	23
営業利益	2,573	2,472	2,394	4	7
営業費用	(982)	(911)	(816)	8	20
貸倒引当および法人税控除前利益	1,591	1,561	1,578	2	1
貸倒引当金	(154)	(310)	(434)	-50	-65
税引前利益	1,437	1,251	1,144	15	26
法人税および非支配持分	(409)	(337)	(328)	21	25
形式上の利益	1,028	914	816	12	26
外国為替調整	該当なし	24	21	該当なし	該当なし
形式上の調整	-	1	(5)	-100	-100
基本利益	1,028	939	832	10	24

構成

トランザクション・バンキング	220	263	179	-16	23
グローバル・ローンズ	439	322	221	36	99
グローバル・マーケット	408	320	434	28	-6
リレーションシップおよびインフラストラクチャー	(39)	9	(18)	大	大
形式上の利益	1,028	914	816	12	26

地理的セグメント

オーストラリア	670	610	503	10	33
アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ	234	185	164	26	43
ニュージーランド	124	119	149	4	-17
形式上の利益	1,028	914	816	12	26

	2011年 3月 中間期	2010年 9月 中間期	2010年 3月 中間期	2011年	2011年
				3月期	3月期
	(百万ドル)			(%)	
				対2010年	対2010年
				9月期	3月期
				増減率	増減率
貸借対照表					
正味貸付金および前渡金（支払承諾見返を含む） ⁽¹⁾	80,222	75,630	73,112	6	10
その他外部資産	107,563	108,893	100,089	-1	7
外部資産	187,785	184,523	173,201	2	8
顧客預金	100,345	98,667	86,369	2	16
その他預金および借入金	9,004	11,950	11,805	-25	-24
預金およびその他借入金	109,349	110,617	98,174	-1	11
その他外部負債	48,512	66,586	54,103	-27	-10
外部負債	157,861	177,203	152,277	-11	4
リスク・アセット	129,788	130,643	120,196	-1	8

比率

純預貸利鞘 (%)	1.98	2.17	2.14		
純預貸利鞘（グローバル・マーケットを除く） (%)	3.13	3.22	3.01		
営業利益に対する営業費用 (%)	38.2	37.1	33.6		
平均資産に対する営業費用 (%)	1.01	0.96	0.89		
個別引当金繰入額	149	276	523	-46	-72
平均正味貸付金に対する個別引当金繰入額の割合 ⁽²⁾ (%)	0.34	0.72	1.36		
一括引当金繰入（貸方計上）額	5	30	(88)	-83	大
平均正味貸付金に対する一括引当金繰入（貸方計上）額の割合 ⁽²⁾ (%)	0.01	0.08	(0.24)		
不良資産純額	2,667	3,012	3,562	-11	-25
正味貸付金に対する不良債権純額の割合 ⁽¹⁾ (%)	2.10	3.34	3.26		
従業員合計	6,356	6,167	5,157	3	23

注：(1) 2010年の比較数字は、以前は売買目的証券に含まれていた引受手形を含むように調整されている（2010年9月：60億3,500万ドル、2010年3月：47億3,500万ドル）。

(2) 2010年の比較数字は、以前は売買目的証券に含まれていた平均引受手形を含むように調整されている（2010年9月：54億3,000万ドル、2010年3月：49億3,000万ドル）。

2011年3月中間期と2010年3月中間期の比較

収入増および貸倒引当金繰入額減少の恩恵を受け、形式ベースで、利益は26%増加した。主に貸付ポートフォリオ全体のリスク価格改定ならびに預金帳簿の残高増および利鞘の上昇の効果により、収入は7%増加した。グローバル・マーケットの収入は、より落ち着いた市場状況における顧客活動の減少およびトレーディング収入の低下により影響を受け、減少した。

純預貸利鞘（グローバル・マーケットを除く）は、競争圧力は厳しくなりつつあるものの、融資の価格改定および堅調な預金の成長により12ベース・ポイント上昇した。正味貸付資産は、主に当グループのアジアのフランチャイズ構築の結果、70億ドル増加した。他方、顧客預金は当グループのアジア事業の成長ならびにオーストラリアのグローバル・マーケットおよびトランザクション・バンキングの力強い第4四半期の成長により10%増加した。

営業費用は、テクノロジー、システム向上および人員への投資が継続したため、20%増加した。主要な能力構築は、現金管理システム、支払インフラストラクチャーおよび顧客データ管理を含む。

貸倒引当金は経済環境の改善を反映して、65%減少した。個別引当金が大きく減少したが、一括引当金の増加により部分的に相殺された。

地域別の収入に影響を与える重要な要因は以下のとおりである。

- ・オーストラリアの収入は、預金残高の成長および利鞘の改善があったトランザクション・バンキングの好調な業績により4%増加した。
- ・アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカの収入は、一連のビジネス（マーケット24%、トランザクション・バンキング57%およびグローバル・ローンズ49%）において収入増となり、36%増加した。これは顧客活動の活発化ならびに預金および貸付残高の増加を反映した。
- ・ニュージーランドの収入は、主に2010年3月中間期と比較して市場の不安定さが著しく減少したため、8%減少した。

(7) グループ・センター⁽¹⁾

	2011年3月 中間期	2010年9月 中間期	2010年3月 中間期	2011年	2011年
				3月期 対2010年 9月期 増減率	3月期 対2010年 3月期 増減率
	(百万ドル)			(%)	
純利息収益	157	132	79	19	99
その他外部営業利益	(37)	(58)	(29)	-36	28
営業利益	120	74	50	62	大
営業費用	(173)	(166)	(134)	4	29
貸倒引当および法人税控除前利益	(53)	(92)	(84)	-42	-37
貸倒引当金	(1)	-	(10)	該当なし	-90
税引前利益	(54)	(92)	(94)	-41	-43
法人税および非支配持分	18	(6)	(3)	大	大
形式上の損失	(36)	(98)	(97)	-63	-63
外国為替調整	該当なし	1	(3)	該当なし	該当なし
形式上の調整	-	-	13	該当なし	-100
基本損失	(36)	(97)	(87)	-63	-59
従業員合計	6,241	5,557	5,395	12	16

注：(1) グループ・センターは、テクノロジー、グローバル・サービスおよびオペレーション、グループ人事、グループ・リスク管理、グループ・トレジャリー（トレジャリーの業績の資金調達部分を含む。相違部分は法人部門のグローバル・マーケット事業に含まれる。）、グループ戦略およびマーケティング、コーポレート業務、コーポレート・コミュニケーション、グループ財務管理および株主機能を含む。

2011年3月中間期と2010年3月中間期の比較

2011年3月中間期の基本損失3,600万ドルは、2010年3月中間期の損失8,700万ドルから減少した。

- ・ 営業利益は、銀行引き落とし税残高低下に関連する資金調達コストの減少とあいまって、重要な資本に係る利益増加により7,000万ドル改善した。OnePathオーストラリアの統合に関連する消去仕訳の結果、純利息収益とその他収益との間に相殺する相違があった。
- ・ 営業費用は、主にセンターにおけるプロジェクト関連支出の増加および買収合併活動の費用の結果、3,900万ドル増加した。
- ・ 貸倒引当金は900万ドル改善した。2010年3月中間期は、社内の保険の手配により一部カバーされているオーストラリア部門の個別引当金繰入額を含んでいた。

C. 最近の動向

2011年3月31日から本書提出日までの間について、以下の重要な最近の動向がANZに生じた。

ムーディーズがオーストラリアの銀行部門の見直しを終了。現在のANZBGLの格付けは、Aa2/安定的。

ムーディーズ・インベスターズ・サービスPty. Ltd（「ムーディーズ」）によるオーストラリアの銀行部門の見直しを受けて、2011年5月18日、ムーディーズはANZBGLの預金および長期非劣後無担保社債の格付けをAa2/安定的（従前はAa1/引下げ方向で見直し）へと引下げたと発表した。1ノッチの格下げはANZBGLの長期社債（非劣後および劣後）すべてに影響を与える。

ANZBGLのAa2/安定的という格付けは、その主なオーストラリアの同業者と一致しており、オーストラリアの四大銀行すべてのAa1格付けおよびそのニュージーランド子会社のAa2格付けを引下げ方向で見直すという2011年2月のムーディーズによる発表に続くものである。

ムーディーズの見直しは「ホールセール資金調達市場の状況に対するオーストラリア銀行制度の構造的な感応性」に焦点をあわせた。

ANZBGLの短期社債格付けは引続きP-1で、ムーディーズの最高格付けである。ムーディーズにより確認された格付けは、現在ANZBGLに割当てられているムーディーズの銀行財務格付け「B- 見通し安定的」を反映する。

ANZBGLのAa2格付けは、スタンダード・アンド・プアーズの長期社債格付けAAと現在足並みを揃えており、2007年5月より前にANZBGLに適用されていたAa3の格付けより依然として1ノッチ高い。

[前へ](#)

2【生産、受注及び販売の状況】

該当事項なし

3【対処すべき課題】

当グループの戦略優先事項

当グループの第1の戦略的優先事項は、オーストラリア、ニュージーランドおよびアジア太平洋地域に重点を置いたスーパーリージョナルバンクとなることである。これには、地域全体の利益のリバランス、ならびに2017年までにアジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカの地域セグメントからの収入が当グループの税引後利益の25%から30%となるようにすることが含まれる。この戦略には3つの部分がある。

1. 地理： 当グループのオーストラリアおよびニュージーランドにおける強固な国内事業とアジアにおける存在感の成長との間の地域的な連結性を確保。
 2. 能力： 経営面および国際的な素質の強みの構築、地域のテクノロジーおよびオペレーションセンターの優越性を維持、革新的商品の能力の支援、健全なガバナンスおよびリスク管理制度およびプロセスの確保。
 3. 顧客： 当グループ顧客の支援、特色ある洞察の提供ならびにアジア太平洋地域内の取引、移動および投資フローの促進。
- スーパーリージョナル戦略は2007年12月に開始され、これは以下の3つの主要な段階からなる。

- ・回復期（2007年 - 2009年）
 - 法人銀行業務におけるパフォーマンスを改善する。
 - ガバナンスおよびリスク・プロセスを強化する。
 - 国際的な銀行業の経験を深める。
 - 貸借対照表および資本管理への重点的取組みを継続的に確保する。
- ・凌駕期（2009年 - 2010年）
 - アジアに存在することから実際のビジネスへと移行する。
 - 強い国内フランチャイズを維持する。
 - 経営指標の強みを強化し、地域ハブの基盤を構築する。
 - 貸借対照表の構成および資金調達の高多様性を改善する。
- ・凌駕および移行期（2011年 - 2017年）
 - スーパーリージョナル目標の完全な潜在力を実現する。
 - アジアへの、アジア内の、アジアからのフローから価値を獲得する。

戦略が開始されて以来、当グループは以下を達成してきたと考える。

- オーストラリアおよびニュージーランドにおける事業強化のための補完的な買収。
- 法人部門の成長およびアジアでの現実的に重要な事業の構築のための投資。
- 貸借対照表の強化および国際的レベルのチームの創設。
- 長期的目標を達成する能力を持つ持続可能な事業の構築。
- 顧客セグメントに重点的に取り組む組織再編。
- 従業員の能力向上を手助けするために訓練および開発により従業員を支援。

2011年3月18日、ANZは、スーパーリージョナル戦略の完全な潜在力を実現するため、以下を含む、新たな目標を発表した。

- アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカからの収入を2017年までに当グループ利益の25%から30%とする。
- 貿易、投資およびアジア太平洋地域全体の人の流れに関連する機会を獲得するために、アジアへの、アジア内の、アジアからの関連性および成長に重点的に取り組む。
- オーストラリアおよびニュージーランドにおける新たな事業機会構築のために当グループの成長する地域との関係を利用することを含み、国内のパフォーマンスを促進する。
- 生産性向上および当グループを固定費用ベースから柔軟な費用ベースへ移動させるために、優位性あるセンターとしてハブを構築する。

- 同意された計画表を通じてテクノロジーに投資する。これは、顧客チャネルおよび国境を越えたシステムの開発を優先させる。
- ANZの貸借対照表の強化ならびに地域別のリスク管理の文化および能力構築に継続的に重点を置く。

4【事業等のリスク】

ANZの活動は、ANZの事業、業務および財務状態に悪影響を与える可能性のあるリスクに左右される。投資家は、ANZが発行する証券に投資を行う前に、本半期報告書に含まれるリスクおよびその他情報を注意深く検討すべきである。以下に記載するリスクおよび不確実性はANZが直面する可能性のあるすべてのものではない。ANZが認識していないまたはANZが現在重要でないのみとしているさらなるリスクおよび不確実性も影響を与える重要な要因になる可能性がある。以下に記載する、または記載していないリスクのいずれかが実際に生じた場合、ANZの事業、業務、財務状態または評判が深刻な悪影響を受ける可能性があり、その結果、ANZの株式または債券の取引価格が下落し、投資家は投資額のすべてまたは一部を損失することがある。

地域的または世界的な信用市場および資本市場における混乱を含む一般的な事業・経済情勢の変化は、ANZの事業、業務および財務状態に悪影響を与える可能性がある。

ANZの財務業績は、ANZが業務および取引活動を行う主要諸国および地域、すなわちオーストラリア、ニュージーランド、アジア太平洋地域、ヨーロッパおよび米国における経済情勢および事業活動の水準に主に影響される。ANZの事業、業務および財務状態はこれらの経済および事業環境の変化によりマイナスの影響を受ける可能性がある。

ANZが主要な業務および取引活動を行う市場における経済および事業環境は、国内外の経済事象、政治的事象、自然災害により、また世界の金融市場で発生する趨勢および事象により、影響を受ける。

2008年および2009年の世界金融危機の影響は、多くの地域で、信用市場および株式資本市場における突然かつ長期にわたる混乱、世界の経済活動の収縮、ならびに世界中の金融サービス機関に依然として持続する多くの課題をもたらした。

世界金融危機の経済的影響には、リテール販売の弱体化傾向、個人および事業の貸付の伸びの低下、住宅貸付の低成長ならびに事業および消費者心理の抑制が含まれた。これらの経済的要因のいくつかはその後改善したが、これらの改善が今後持続性を持つかについては確実ではない。

ニュージーランド経済は2008年および2009年第1四半期に急激に縮小した。オーストラリア、ニュージーランドおよび一部のアジア太平洋諸国の経済情勢は、特に地方、商業およびコーポレート部門において依然として厳しい状況にある。

これら諸国の厳しい経済状況が持続またはさらに悪化した場合、住宅、商業用または地方不動産市場の資産価値が下降し、失業が増加し、企業および個人所得が悪影響を受ける可能性がある。また、世界市場（株式、不動産およびその他資産市場を含む）の悪化は、ANZの顧客ならびにANZが貸付およびその他の信用供与のエクスポージャーに対して保有する担保に影響を与え、これは貸付およびその他の信用供与のエクスポージャーを回収するANZの能力に影響を与える可能性がある。

これら経済および事業へのマイナスの影響のすべてまたはいずれかが、ANZの商品およびサービスに対する需要の減少、ならびに/または貸付およびその他債権のデフォルトならびに不良債権の増加の原因となる可能性があり、ANZの事業、業務および財務状態に悪影響を与える可能性がある。

ANZが需要の落込みまたは予想を下回る収益に対応してコスト構造、商品、価格設定または営業活動を適合させられない場合、ANZの財務実績はまた悪影響を受ける。同様に、ANZが業務を行う国々における経済、全般的な事業環境または経営環境の悪方向への変化のために、予想を上回るコスト（与信費用を含む）を負担する可能性がある。

ANZの実績および業績に悪影響を与える可能性のあるその他の経済および財務上の要因または事象には、為替レートおよび金利の水準およびボラティリティ、インフレーションおよびマネー・サプライの変化、債券および株式資本市場双方の変動、例えばアジアにおける需要減による商品価格下落ならびに消費者心理および景況感の低下が含まれるが、これらに限られない。

世界中で発生している地政学的な不安定、例えば紛争の恐れや可能性または実際の紛争、例えば中東で進行している衝突などもまた、世界の金融市場、全般的な経済および事業環境ならびにある国においてANZが営業または取引を継続する能力に悪影響を与える可能性があり、これは翻ってANZの事業、業務および財務状態に悪影響を与える可能性がある。

例えばサイクロン、洪水および地震（これらに限定されない。）などの自然災害、ならびにかかる災害が経済市場および金融市場に与える国内および世界の状況への影響は、直接または間接的に影響を受けた諸国においてANZが営業または取引を継続する能力に悪影響を与える可能性があり、翻ってANZの事業、業務および財務状態に悪影響を与える可能性がある。

為替レートの変動が、ANZの事業、業務および財務状態に悪影響を与える可能性がある。

他通貨に対する豪ドルまたはニュージーランドドルの高騰は、オーストラリアまたはニュージーランドの農業輸出、国際観光、大規模製造業者および輸入と競合する製造業者を含め経済に悪影響を与える可能性がある。一方、下落すればヘッジされていないエクスポートの豪ドルまたはニュージーランドドルで計算した元利金支払債務が増加する。豪ドルに対するニュージーランドドルの下落は、当グループのニュージーランド事業（ANZナショナル・バンク・リミテッド（「ANZNBL」）を含む。）の財務業績にマイナスの換算影響を与えてきている（将来の下落は、さらに大きなマイナスの換算影響を与える可能性がある）。同様に、米ドルおよびその他通貨に対する著しい豪ドル高も、マイナスの換算効果を与えてきており、将来の豪ドル高は当グループのオーストラリア以外の事業、特に成長するアジア事業（概ね豪ドル以外の通貨ベースである。）からの業績により大きなマイナスの影響を与える可能性がある。

競争は、特にオーストラリア、ニュージーランドおよびANZが業務を行うアジア市場におけるANZの事業、業務および財務状態に悪影響を与える可能性がある。

ANZが業務を行う市場は、非常に競争が激しく、特に高い成長が見込まれるまたは高い需要があると考えられるセグメント（例えば顧客預金）においては一層競争が激化する可能性がある。競争リスクに貢献する要因には、産業界の規制、合併と買収、顧客のニーズおよび好みの変化、新規参入、新たな流通およびサービス手法の発達、競合相手による商品の一層の多様化ならびに銀行およびノンバンクの競合相手の業務を管理する規則の規制変更が含まれる。例えば、オーストラリアおよびニュージーランドの金融サービス部門における変更は、従来銀行が提供してきた自動支払システム、住宅ローンおよびクレジットカードなどの商品やサービスをノンバンクが提供することを可能にした。さらに、オーストラリア以外の法域で設立された銀行は異なる規制基準に従っているため、なかには他より低いコスト構造をもつ銀行もある。顧客獲得競争の高まりは、ANZの純預貸利鞘の圧縮、あるいは顧客の勧誘と維持を目的とした広告費および関連費の増大につながる可能性もある。

加えて、2010年後半にオーストラリア政府は、オーストラリアにおいて競争力がある持続可能な銀行制度を推進するという表明した目的で一連の方策を発表した。この政策の変更に対応して生じる規制上の変更または行動上の変化は、銀行商品または業務から生じるANZの収益を制限または減少させる効果を持つ可能性がある。これらの規制上の変更はまた、営業費用上昇の結果を招く可能性もある。収益の減少もしくは制限または営業費用の上昇は、ANZの収益性に悪影響を与える可能性がある。

競争の激しい市場の状況は、特にANZの主要市場においては、ANZの市場シェアまたは利鞘の侵食につながる可能性があり、ANZの事業、業務および財務状態に悪影響を与える可能性がある。

金融政策の変更はANZの事業、業務および財務状態に悪影響を与える可能性がある。

オーストラリア準備銀行（「RBA」）およびニュージーランド準備銀行（「RBNZ」）はそれぞれオーストラリアおよびニュージーランドで通貨および信用の需要に影響を与えるため、政策金利を設定している。それらの政策は、ANZの貸付および投資資金コスト、およびANZがそれらの貸付および投資からあげるリターンにかなりの影響を与える。これらの要因の双方はANZの純預貸利鞘に影響を与え、ANZが保有する債券およびヘッジ商品などの金融商品の価値に影響を与える可能性がある。RBA、RBNZおよびその他関連する中央金融当局の政策はまた、ANZの借入者に影響を与える可能性があり、借入金返済を履行できないリスクを潜在的に増加させる。RBAおよびRBNZの政策の変更を正確に予測することは困難である。

ソブリン・リスクが世界の金融市場を不安定化させ、ANZを含むすべての市場参加者に悪影響を与える可能性がある。

ソブリン・リスク、または外国政府が債務契約につき不履行となる、もしくは満期を迎えたときに債務の借換えができないリスクが、世界経済の回復の見通しに対するリスクとして現れてきている。このリスクは特に若干のヨーロッパ諸国に関連するが、これはヨーロッパに限られない。1つの国家が債務不履行となる場合、他の市場および国へ連鎖的な影響を与える可能性があり、その結果は、予測は困難であるが、世界金融危機の期間中に経験した状況に類似もしくはそれより悪い可能性がある。かかる事象は再び世界の金融市場を不安定化させ、ANZを含めたすべての市場参加者に悪影響を与えるかもしれない。

大口預金およびホールセール資金調達に係るオーストラリア政府保証制度ならびにホールセール資金調達に係るニュージーランド政府保証制度の撤回は、ANZの資金調達および流動性へのアクセスに悪影響を与える可能性がある。

国際資本市場および流動性の状態の改善とともに、またその後銀行が国際ホールセール市場において再び非政府保証資金を首尾よく調達することが可能となっているため、多くの政府が資金拠出した金融安定化包括政策が徐々に撤回されつつある。これは世界の金融システムまたは地域の金融システムへの予想できないストレスにつながる可能性のリスクがあり、ANZならびにその顧客およびカウンターパーティーに悪影響を与える可能性がある。

具体的には、2010年2月7日付で、オーストラリア連邦政府は、2010年3月31日発効でホールセール資金調達に係るオーストラリア政府保証制度を撤回すると公表した。同様に、2010年3月10日付で、ニュージーランド政府は2010年4月30日発効でホールセール保証ファシリティを撤回すると公表した。

オーストラリアおよびニュージーランドのホールセール資金調達保証制度の撤回は、特に世界的な金融情勢が再び悪化または現在予測できない方法で新たなリスクが出現する場合、ANZが資金調達源にアクセスする能力に悪影響を及ぼし、ANZの流動性ポジションの低下および資金調達コストの上昇を招く可能性がある。このような状況はANZの資金調達および流動性ポジションを悪化させ、ANZの事業、業務および財務状態にマイナスの影響を与える可能性がある。

ANZは流動性および資金調達リスクに晒されており、それがANZの事業、業務および財務状態を悪化させる可能性がある。

流動性リスクは、当グループが預金者への支払や満期になったホールセール債券の支払を含め、期日どおりに債務支払を履行することができない、または当グループが資産の増加に対して融資する能力が不十分であるというリスクである。流動性リスクは、資金収入と資金支出の間のタイミングのミスマッチのため、すべての銀行業務に内在するものである。

低下した流動性は、ANZの借入コストの増加につながり、新規貸付量を抑制する場合があります。それによりANZの収益性が悪影響を受ける可能性がある。ANZに対する投資家の信頼の顕著な悪化によって、ANZの借入コストならびにANZの現在の業務および資金調達は重大な影響を受ける可能性がある。

ANZは、確実に融資債務を履行し続けるため、またANZの事業を全般的に維持あるいは成長させるため、オーストラリアおよびオフショア市場内で顧客預金およびホールセール資金調達を含む様々な調達源から資金を調達する。体系的な流動性ストレスの時期、ANZに対する市場の信頼が損なわれた時、またはオーストラリア国外からの資金調達が利用できないもしくは抑制された時に、ANZの資金調達源および流動性を利用する能力は、抑制される可能性があり、流動性リスクに晒されることになる。

2007年下半年以降、米国住宅ローン業界、さらに全般的に米国およびヨーロッパ市場の発展は、世界の資本市場の流動性に悪影響を及ぼしてきており、これは、その後資金調達コストの上昇という結果につながった。これらの市場情勢の将来の悪化は、ANZが事業に資金を賙い、および事業を成長させるのに必要なタイミングかつコスト効率の良い方法で、満期を迎える債務を借換え、および資金調達を利用する能力を制限する可能性がある。

ANZは信用格付け変更のリスクに晒されており、それがANZが資本およびホールセール資金を調達する能力に悪影響を与える可能性がある。

ANZの信用格付けは、資本およびホールセール資金調達の利用およびコストの両方に顕著な影響を与える。信用格付けは、関連信用格付け機関がANZの募集する証券への投資を推奨するものではない。信用格付けは関連信用格付け機関によっていつでも撤回、限定、修正または保留されることがある。2011年2月16日、ムーディーズ・インベスターズ・サービスPty. Ltd (「ムーディーズ」)は、オーストラリアの主要銀行の格付け見直しの一環として、ANZBGLの預金および長期非劣後社債の格付けにつき、格下げ方向で見直すことにした。2011年5月18日、ムーディーズは、ANZBGLの預金および長期非劣後無担保社債の格付けをAa2/安定的へと引下げた。

2011年1月6日、スタンダード&プアーズ・ファイナンシャル・サービスLLC(「スタンダード&プアーズ」)は、提案されている業界全体の新しい銀行格付けの方法について、コメントの要請を発表した。この新しい方法案の実施の時期および結果はまだ明らかではないが、仮に実施された場合、スタンダード&プアーズ(オーストラリア)Pty LtdにおけるANZBGL(およびその他のオーストラリアの銀行)の格付けに影響を与える可能性がある。ANZBGLのさらなる信用格付けの低下または格下げの可能性によって、株式およびホールセール債券市場の利用が制限され、資金調達コストの増加につながる可能性があると同時に、カウンターパーティーがANZと取引しようとする意思に影響を与える可能性がある。さらに、ANZBGL(および世界の銀行)が発行する個別の証券(Tier 1およびTier 2証券を含むがこれらに限られない)の格付けは、格付け機関が利用する格付け方法論の変化によってその時々に影響を受ける可能性がある。格付け機関は、法律もしくは規制上の変更またはその他市場の発展に応じてその方法論を改正することがある。

ANZは、ANZの自己資本の管理において課題に直面する可能性があり、それによってANZの自己資本比率に大きなボラティリティを引き起こす可能性がある。

ANZの自己資本は、ANZの事業を管理し資金を調達する能力にとり不可欠である。ANZは、APRA、RBNZ、英国金融庁、米国規制機関およびANZが業務を行う様々なアジア太平洋の法域を含むがそれらに限定されない規制機関により、適切な規制目的上の自己資本を維持することを義務付けられている。

現在の規制上の要件のもとで、リスク・アセットおよび予想貸付損失はカウンターパーティーのリスク度合いの悪化に従い増加する。これらの追加的な規制目的上の自己資本の要件により、ストレス時に増加した貸倒引当金および利益減少のために、資本がさらに減少する。その結果、自己資本比率における変動性がより高まる可能性があり、ANZが追加資本の調達を求められる可能性がある。必要とされる追加資本が利用可能であるか、または合理的な条件で調達可能であるかについては確実ではない。

世界および国内の規制機関は、特に、銀行、資産運用会社および保険会社の流動性および自己資本比率の強化のための諸提案(パーゼル の提案を含む)を発表している。これらの提案は、規制変更から生ずる何らかのリスクとともに、下記「規制変更または規制基準、法律もしくは方針を遵守できないことは、ANZの事業、業務および財務状態に悪影響を与える可能性がある。」の項目に記載される。

ANZに影響を与える資本管理制度についてのさらなる詳細は、「第一部 企業情報 - 第2 企業の概況 - 2 . 事業の内容 - 監督および規制」の項目に記載される。

ANZは信用リスクに晒されており、ANZの事業、業務および財務状態に悪影響を与える可能性がある。

金融機関として、ANZは取引相手への信用供与に関するリスクに晒されている。全般的、または特定の産業部門あるいは地理的地域であれ、または自然災害であれ、好調でない事業あるいは経済情勢によって、顧客またはカウンターパーティーは合意条件に従い債務を履行できない可能性がある。ANZは貸倒れをカバーするための引当金を保有している。これらの引当金の額は、現在の情報に基づき、現貸付ポートフォリオに内在する減損の程度を評価することによって決定される。この過程は、ANZの財務状態および業績に不可欠なものであるが、どのように現在および将来の経済情勢が借入者の貸付金返済能力を損ねるかという予想を含む、困難で主観的、複雑な判断を必要とする。しかし、評価が行われる情報が不正確である場合、またはANZが情報を正確に分析できない場合、信用減損の引当金は不十分である可能性があり、ANZの事業、業務および財務状態に悪影響を与えかねない。

さらに、顧客と与信取引を行うかあるいは他の取引を行うかを判断するにあたり、ANZは、財務諸表およびその他の財務情報を含む、顧客あるいは顧客の代理により提供された情報に依拠する。また、それらの情報の正確性および完全性に関しては顧客の説明に依拠し、財務諸表に関しては独立監査人の報告書に依拠する。ANZの財務実績は、不正確あるいは著しく誤解を招く恐れのある情報に依拠する場合、マイナスの影響を受ける可能性がある。

ANZの取引、貸付、デリバティブおよびその他の活動に関連する、第三者による契約不履行の増加は、ANZの事業、業務および財務状態に悪影響を与える可能性がある。

ANZは、カウンターパーティーが、その契約債務を履行することができない、あるいは履行を拒否する結果として起きる、信用関連の損失を被る潜在的リスクに晒されている。あらゆる金融サービス機関と同様、ANZは、適切な時期に第三者がANZに対する金融債務を履行する第三者の能力に依存する貸付、取引、デリバティブおよびその他の事業に関連して、カウンターパーティーリスクを負う。ANZはまた、特定の状況において第三者に対する権利が強制執行できないかもしれないというリスクに晒されている。

信用供与のエクスポージャーはまた、カウンターパーティーの財務状態、担保としてANZが保有する資産価値、ANZが保有するカウンターパーティーの証券および債務の時価の悪化を含む様々な要因によっても増加する可能性がある。信用損失によって、金融サービス機関が重大な損失を被ったり、場合によっては破綻するようなケースが生じており、また生じる可能性がある。ANZの信用供与のエクスポージャーに重大な予期しない信用損失が生じる場合、ANZの事業、業務および財務状態に悪影響を及ぼしかねない。

オーストラリア、ニュージーランドまたはANZが事業を行う其他市場の不動産市場の弱体化はANZの事業、業務および財務状態に悪影響を与える可能性がある。

住居、商業用および地方不動産への融資は、不動産開発および投資不動産向け融資を含む不動産金融とともに、ANZにとって重要な事業である。全般的に、不動産市場には変動性があり、いくつかの地域では資産価値は著しく減少した。

オーストラリア、ニュージーランドまたはANZが事業を行う其他市場における不動産の評価減によって、ANZが実行できる新規貸付額が減る可能性があり、および/あるいは既存の貸付により被る可能性のある損失が増える可能性がある。いずれにせよ、ANZの財務状態および業績に重大な悪影響を与える恐れがある。オーストラリアおよびニュージーランドの住宅市場またはANZが事業を行う其他市場には著しい低迷があり、ANZの事業、業務および財務状態に悪影響を与える可能性がある。

ANZは市場リスクに晒されており、ANZの事業、業務および財務状態に悪影響を与える可能性がある。

ANZは、金利、為替レート、信用スプレッド、株式価格および指数、商品価格、債券、ならびにデリバティブを含む其他金融契約の変動から生じるANZの収益に対するリスクである市場リスクの制約を受ける。これらのリスクから生じる損失はANZに深刻な悪影響を与える可能性がある。ANZは、いくつかの異なる通貨で事業を行っているため、ANZの事業は、為替レートの変化により影響を受ける可能性がある。さらに、ANZBGLの年次報告書および中間報告書は豪ドルで作成・提示されるため、ANZが収益をあげる他の通貨（特にニュージーランドドルおよび米ドル）に対する豪ドルの高騰は、報告された収益に悪影響を及ぼす可能性がある。

ANZの資産運用および保険事業の収益性はまた、信用、流動性またはその他問題を原因とする投資市場の変化および世界の証券市場の低迷により影響を受ける。

ANZは、信用仲介および金融保証会社に関連するリスクに晒されており、ANZの業績に悪影響を与える可能性がある。

2004年から2007年にかけて、ANZは、一連の仕組み信用仲介取引に参入した。ANZはこれらのストラクチャーに関するクレジット・デフォルト・スワップを利用したプロテクションを売り、その後、リスクを低減するために米国の金融保証会社8社から同じストラクチャーに係るクレジット・デフォルト・スワップを通じてプロテクションを買った。元になるストラクチャーは、合成債務担保証券（CDOs）、外部のローン担保証券（CLOs）のポートフォリオまたは特定社債/変動利付社債（FRNs）に関するクレジット・デフォルト・スワップ（CDSs）を含んでいる。

デリバティブであるため、売却されたプロテクションおよび購入されたプロテクションはいずれも時価評価である世界金融危機が始まる前は、これらのポジションの評価額の動きは小さく、無担保の金融保証会社から購入したプロテクションにかかる信用評価調整（「CVA」）手数料はわずかであった。

世界金融危機が始まった後、仕組み信用取引の市場価格は増加し、金融保証会社は格下げされた。この影響の組合せは金融保証会社からの購入プロテクションに対するCVA手数料を増加させた。

2009年半ば以降、信用市場は大幅に縮小した。市場価格および従ってCVAの不安定さは、信用スプレッドおよび米ドル/豪ドルレートにおける不安定さを前提として、引続き存続するであろう。

ANZはオペレーショナル・リスクに晒されており、それはANZの事業、業務および財務状態に悪影響を与える可能性がある。

オペレーショナル・リスクは、社内手続き（再編を含むがそれに限られない）、人員およびシステムの不十分もしくは障害、または外的事象から生ずる損失リスクである。オペレーショナル・リスクは法的なリスクおよび評判の喪失リスク、環境への損害、ならびに健康および安全のリスクを含むが、戦略的なリスクは含まない。

オペレーショナル・リスクによる損失には、罰金、刑罰、資金もしくは資産の損失もしくは盗難、訴訟費用、顧客補償、株主価値の喪失、評判の喪失、生命損失もしくは負傷ならびに資産および/または情報の損失を含む。

すべてのオペレーショナル・リスクは少なくとも財務上の結果をもたらす。ANZが晒されているオペレーショナル・リスクの例には、以下から生ずるリスクがある：内部不正行為、社外の詐欺、雇用、保健または安全に関する法令または合意に反する行為、専門的な顧客および法的義務を満たせないこと、事業の中断またはシステムの不具合、取引を正確に実行できないこと（内部再編を含むがそれに限られない）、不十分なプロセス管理および第三者によりもたらされた失敗。

業務運営上の障害、中断、不作為または計画外の事態の結果発生する直接的または間接的損失は、ANZの財務実績に悪影響を及ぼす可能性がある。

ITシステムの混乱、あるいは新規技術システムの配備の失敗は、事業を大いに妨害する可能性がある。

ANZは情報システムおよびITに高く依存しており、これらまたはANZが使用もしくは依存するサービスが機能しなくなる可能性がある。

ANZの日常業務の大半はコンピュータ化されており、ITシステムは顧客との効果的なコミュニケーションを維持する上で不可欠である。晒されるシステム・リスクには、ITシステムあるいはデータセンターの設備の全体もしくは部分的な障害や、特に業界の進展に対して遅れをとることによって生じる社内および第三者のITシステムの不備、および成長に効果的に対応し、既存および将来的な買収および提携を統合する既存システムの能力を含む。

これらのリスクを管理するために、ANZは然るべき場所に災害復旧および情報技術ガバナンスを有している。しかし、これらのシステムのいずれの障害も事業の中断、顧客の喪失、金銭的補償、評判の失墜、および/あるいはANZの競争的地位の弱体化を招きかねず、これはANZの事業に悪影響を与え、ANZの財務状態および業務に重大な悪影響を与えかねない。

さらに、規制上の要求を満たし、情報セキュリティを確保し、コンピュータ化されたANZの顧客向けバンキング・サービスを強化し、ANZの事業の様々なセグメントの統合を支援するために、ANZは、継続的に新しいITシステムを更新・実施する必要がある。ANZは、これらのプロジェクトを効果的に実施したり、それらを効率的に実行したりできないかもしれないが、それによってプロジェクト費用の増加や規制要件遵守能力の遅延、ANZの情報セキュリティ管理の失敗、あるいはANZの顧客に対するサービス能力の減退を招く可能性がある。

ANZは情報セキュリティに関連するリスクに晒されており、ANZの財務実績および評判に悪影響を与える可能性がある。

情報セキュリティとは、情報および情報システムを不正なアクセス、使用、開示、中断、修正、閲覧、調査、記録または破壊から守ることを意味する。銀行として、ANZは、その顧客およびその内部業務について相当量の個人情報および機密情報を扱う。

ANZは、ANZの情報セキュリティ方針の採用および実施を担当する情報セキュリティ案件の専門家チームを雇用している。ANZは、情報セキュリティへの脅威が継続して進展していることを認識しており、そのためANZは、新しい脅威を認識し、進化するリスクを緩和し、方針および手続きを更新し、最良の実践を維持することを確実にするために、定期的な内部および外部レビューを行う。しかし、情報が不注意もしくは不適切にアクセスもしくは配布されたり、または違法にアクセスもしくは盗難されるかもしれないリスクがある。機密情報の不正使用は、プライバシー法違反、規制上の制裁、法的訴訟および補償請求または当グループの市場での競争的地位へのダメージとなる可能性があり、これはANZの財務状況および評判に悪影響を与える可能性がある。

ANZはレピュテーション・リスクに晒されており、ANZの事業、業務および財務状態に悪影響を与える可能性がある。

レピュテーション・リスクは、外的事象あるいはANZ自身の活動の結果として発生し、公衆（ANZの顧客を含む）、株主、投資家、規制機関または格付け機関がもつANZに対する認識に悪影響を与える可能性がある。リスク事象のANZの評判への影響は、リスク事象自体のあらゆる直接費用を上回り、ANZの収益、資本の充実または企業価値に悪影響を与える可能性がある。したがって、ANZのレピュテーションに対する打撃は、ANZの収益性、資金調達能力および費用ならびに新事業機会の可用性への悪影響を含め、広範な影響を与える可能性がある。

主要スタッフの予期しない損失または人材の不適切な管理がANZの事業、業務および財政状態に悪影響を与える可能性がある。

ANZが相応な能力があり熟練した従業員を引き付け維持する能力は、その戦略目標を達成するのに重要な要因である。ANZには、その技能および評判がANZの戦略的方向性の設定、経営の成功および成長に不可欠である特定の個人および主要執行役員がおり、その辞職、退職、死亡または病気による予想外の喪失はANZの業務および財務状態に悪影響を与える可能性がある。さらに、ANZは将来、重要な役職に有能な人物を引き付けることが困難になる可能性があり、それがANZの事業、業務および財務状態に悪影響を与える可能性がある。

ANZは将来の気候変動、地質学的事象、植物および動物の疾病ならびにその他外因性事象の影響に晒される可能性があり、これがANZの事業、業務および財務状態に悪影響を与える可能性がある。

科学的観察および気候モデリングは、極端な天候事象の発生が頻度および程度ともに増加する可能性のある世界的な気候システムの変化を指摘している。気候変動の起こりうる影響には、暴風雨、旱魃、火災、サイクロン、ハリケーン、洪水および海面水位上昇がある。かかる事象およびその他類似の事象は、ANZの不動産ならびにANZの顧客の住宅および商業資産の浸水および損害のリスクをもたらす。時には、これは、一部のANZサービスの提供を一時的に中断または制限する可能性があり、またANZ顧客に対する信用ファシリティに関連するANZの担保ポジションに悪影響を与える可能性もある。

将来の気候変動の影響を正確に予測することは困難であるが、それでもなおANZの将来の事業、業務および財務状態に悪影響を与える可能性があるリスクとして考慮すべきものである。

気象に加え、地質学的事象およびそれらに関連する事象（例えば火山活動もしくは地震活動、津波）またはその他外因性の事象（例えば植物および動物の疾病もしくはインフルエンザの大流行）もまた、通常の事業活動を激しく混乱させ、ANZの事業、業務および財務状態にマイナスの影響を与える可能性がある。

規制変更または規制基準、法律もしくは方針を遵守できないことは、ANZの事業、業務および財務状態に悪影響を与える可能性がある。

ANZは、オーストラリア、ニュージーランド、ならびにANZが営業、取引あるいは資金調達を行っている、あるいはANZがなんらかの関係性を有しているその他の国々（英国、米国、香港、シンガポール、日本、中国およびアジア太平洋地域内のその他国々を含むがこれらに限定されない）における法律、規制、政策および慣例の対象となる。特に、ANZの銀行業、資産運用および保険業務は、主にANZの流動性レベル、資本、支払能力、引当金および保険契約の条項に関して包括的な規制の対象である。

規制は国によって異なるが、一般的に預金者、被保険者、それ以外の銀行業商品の顧客および銀行・保険業システム全体を保護するように設計されている。

APRA、RBA、およびASICを含むその他の金融業界規制組織を含むオーストラリア政府ならびにその省庁は、ANZを監督している。RBNZを含む、ニュージーランド政府およびその省庁は、ニュージーランドのANZの業務を監督している。ANZが事業、取引、あるいは資金調達をオーストラリアやニュージーランド以外の国々において行う限り、あるいはそれらの国々となんらかの関連がある限り、かかる活動は、これらの国々の法律、およびこれらの国々の省庁による規制の対象となる可能性がある。かかる規制省庁機関は、一例をあげると、米国の連邦準備制度理事会、米国財務省、米国通貨監督庁、米国海外資産管理局、英国の金融庁、シンガポール金融管理庁、香港金融管理局、中国銀行業監督管理委員会、関東財務局ならびにそれらの国々およびその他の関連国におけるその他の金融規制組織を含む。さらに、ANZのアジア太平洋地域での拡大および成長は、同地域における多数の異なる法的小および規制上の制度を遵守する必要を生じさせる。

それらのいずれかの法域における基準、法令、あるいは政策を遵守しないならば、これらあるいはその他の規制省庁による制裁、規制当局が持つ裁量権の行使または影響を受けた当事者による補償訴訟を招き、ANZの評判を著しく損ねかねない。これらの規制要件はANZの事業または柔軟性を制限する限り、ANZの収益性および見通しに悪影響を与える可能性がある。

ANZBGLに影響を与える規制および監督のさらなる詳細は、「第一部 企業情報 - 第2 企業の概況 - 2 . 事業の内容 - 監督および規制」の項目に記載される。

これらの規制その他の政府省庁（歳入および税務当局を含む）は、頻繁に銀行および税法、規制、慣例や政策を再検討する。法規制、慣例あるいは政策の解釈あるいは運用の変更を含む、法規制、慣例あるいは政策に対する変更は、実質的、また予想しない方法でANZに影響を及ぼす可能性がある。これらは銀行の流動性の要求水準および適正資本の引上げや、ANZが提供できる金融サービスおよび商品の種類の制限、および／あるいはノンバンクによる競争力のある金融サービスあるいは商品の提供能力の強化、ならびに会計基準、税務法制および健全性規制要件に対する変更を含む可能性がある。

世界金融危機の結果、規制当局はANZに影響を与える金融上の規制に様々な修正を加える提案を行った。APRA、バーゼル銀行業監督委員会（「バーゼル委員会」）およびANZが存在するその他法域の規制当局は、銀行および保険部門の回復力強化に関して協議文書および提案を発表した。これには、銀行部門の自己資本および流動性要件を強化する提案を含む。さらに、米国は、米国内の金融機関および金融活動に著しい影響を与えるドッド・フランク・ウォールストリート改革および消費者保護法を最近可決した。さらに、2010年10月から2011年5月の間に、オーストラリア上院経済委員会は、オーストラリアの銀行部門内の競争について調査を行い、2011年5月6日にその最終的な結論および勧告を公表した。オーストラリア連邦政府は上院の勧告のいくつかまたはいずれかを採用するか否かについて今後決定する。さらに、オーストラリア連邦政府は2010年12月上旬に「競争および持続可能な銀行制度包括案」（上記「競争は、特にオーストラリア、ニュージーランドおよびANZが業務を行うアジア市場におけるANZの事業、業務および財務状態に悪影響を与える可能性がある。」のリスク要因に記載）を発表した。

オーストラリア、米国およびANZが業務を行うその他国々において、これらの提案されている規制上の変更の最終的な形式については、依然として不確定であるが、いずれかのかかる変更はANZの事業、業務および財務状態に悪影響を及ぼす可能性がある。変更により、ANZは、経営陣の配慮すべきことが増える結果追加コストを負担し、質の高い追加資本（例えば普通株式）をさらに調達し、流動性資産を追加的に高水準で保有し、ANZの資産満期プロファイルにより密接に一致するよう短期ホールセール資金調達と代替するための長期ホールセール資金調達を追加で引き受ける等の可能性がある。

いずれかの法域におけるANZの免許の予想しない変更はANZの事業、業務および財務状態に悪影響を与える可能性がある。

ANZは、業務を行うさまざまな国、州および特別地域で営業する免許を取得している。政府、当局または規制省庁により、ANZがこれまで許可されていた方法での取引を禁止または制限するような予想できない変更が営業免許の条件になされた場合には、ANZの財務業績に悪影響を与える可能性がある。

ANZは保険リスクに晒されており、ANZの事業、業務および財務状態に悪影響を与える可能性がある。

保険リスクは、現在および将来の保険請求率の予想外の変化による損失のリスクである。生命保険事業において、保険リスクは主に、死亡率（死亡）および疾病率（病気および傷害）リスクが予想より大きいことを通じて生じ、年金事業の場合には、年金受給者が予想より長生きすることにより生じる。損害保険事業では、保険リスクは、主に天候に関連する事故（洪水および森林火災を含む）およびその他大きな災難（例えば地震、津波および火山活動）、ならびに住居、家財、自動車、旅行およびその他保険請求額の不利な変動を通じて生じる。気候および地質学的な事象に関する詳細は、上記「ANZは将来の気候変動、地質学的事象およびその他外因性事象の影響に晒される可能性があり、これがANZの事業、業務および財務状態に悪影響を与える可能性がある。」のリスク要因も参照のこと。ANZは生命保険事業および損害保険事業の両方において保険リスクに対するエクスポージャーがあり、これによりANZの事業、業務および財務状態は悪影響を受ける可能性がある。

ANZは、ANZの一部資産の評価の低下を経験する可能性があり、結果として公正価値調整がANZの収益に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

オーストラリア会計基準のもと、ANZは以下を公正価値で計上する。

- ・ 「売買目的保有」あるいは「損益を通して公正価値で評価される指定を受けた」と分類される金融商品
- ・ 「売却可能」と分類される金融資産
- ・ デリバティブ
- ・ 保険および投資負債を担保とした金融資産

一般的に、これらの金融商品の公正価値を確立するために、ANZは取引相場価格に依拠し、または、金融商品のマーケットが十分に活発でない場合は、公正価値は現在価値の見積もりもしくはその他認められた評価手法を基礎にする。特定の状況においては、かかる見積もりまたは手法により使用される個別の金融商品あるいは特定の種類の金融商品のデータは、市況の変化のため、使用できない、あるいは使用できなくなる可能性がある。これらの状況において、公正価値は、市場データから導き出し推定されたデータを用いて決定され、過去の取引および観察される市場のトレンドに対して検証される。

評価モデルは、市場参加者により決定される公正価値に影響を与える要因の影響を組み込んでいる。金融商品の公正価値を評価手法に基づいて決定するのに用いられる主要な入力項目には、不履行率、差し押さえ率、実際の損失、カウンターパーティーの信用スプレッド、回収率、暗黙デフォルト確率、信用インデックス・トランシェ価格および相関曲線に関する統計データなどのデータ入力がある。かかる仮定、判断、見積りは変化するトレンドおよび市況を反映するために更新される必要がある。結果としての金融商品の公正価値の変化は、ANZの収益に悪影響を与える可能性がある。

会計方針の変更がANZの事業、業務および財務状態に悪影響を与える可能性がある。

ANZが適用する会計方針および方法はANZの財務状態および営業成績を記録および報告する方法にとって基礎となる。経営陣は、かかる会計方針および方法が、一般的に認められた会計原則に適合するだけでなく、財務状態および営業成績を記録および報告するのに最も適切な方法を反映していることを確保するため、これら多くの会計方針および方法の選択および適用につき、慎重に判断を下す必要がある。しかし、これらの会計方針が不正確に適用され、その結果、財務状態および営業成績につき不実表示がされる可能性がある。

時には、経営陣は、2つ以上の選択肢から会計方針または方法を選択する必要がある。いずれの選択肢も一般的に認められた会計原則に適合しその状況下で合理的であるかもしれないが、別の選択肢に基づいて報告されたものとは著しく異なる結果を報告する結果になる可能性がある。

ANZは資産計上したソフトウェア、のれんおよびその他無形資産の評価減のリスクに晒されており、これはANZの財務状態に悪影響を与える可能性がある。

特定の状況において、ANZは無形資産の価値の減少に晒される場合がある。2011年3月31日現在、ANZは、主にニュージーランドおよびオーストラリアへの投資に関連するのれん、主に子会社買収で認識された資産に関連する無形資産ならびに資産計上したソフトウェアを帳簿上に保有していた。

ANZは最低年1回、のれん残高の回収可能性について査定する必要がある。この目的のため、ANZは割引キャッシュ・フローまたは利益倍率計算法のいずれかを使用する。計算に基づく仮定の変更は、将来のキャッシュ・フローの予想変動とともにこの査定に大きく影響し、結果として、のれん残高の一部または全部の償却の可能性をもたらす。

資産計上したソフトウェアおよびその他無形資産の回収可能性は最低年1回、査定される。資産が今後使用されない場合または資産により生み出されるキャッシュ・フローが帳簿価格を裏付けられない場合、減損が計上され、これはANZの財務状態に悪影響を与える。

訴訟および偶発債務はANZの財務状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

ANZは、その時々において重大な訴訟、規制措置、法的あるいは仲裁手続きおよびその他の偶発債務の対象となる可能性があり、それらが具体化した場合、ANZの業績に悪影響を及ぼす可能性がある。ANZの重大な偶発債務に関する詳細は、本書の「第6 経理の状況」の中間財務書類注記15（「信用関連コミットメント、保証、偶発債務および偶発資産」）および平成23年1月6日提出の有価証券報告書の「第6 経理の状況」の財務書類注記44（「信用関連コミットメント、保証、偶発債務および偶発資産」）に含まれている。これらの偶発債務が予想以上に大きい、あるいは追加的訴訟もしくはその他の偶発債務が生じるかもしれないというリスクがある。

ANZは常にも買収および処分を検討しており、ANZの財務業績に重大な悪影響を及ぼす結果になりかねない買収または処分を引き受けるかもしれないというリスクがある。

ANZは定期的に、ANZの財務業績および状態強化のチャンスか否かを判断しながら、重大な買収および処分を含め、様々な企業の機会を検討している。追求するあらゆる企業の機会は、様々な理由で、ANZに悪影響を及ぼす結果となる可能性がある。

アジア太平洋地域での拡大戦略を含む、ANZの順調な企業戦略の実施は、潜在的な資金調達戦略および買収対象事業の統合および付加価値の提供と関連した課題、ならびにオーストラリアおよびニュージーランド国外での業務拡大に関連する新しい規制上、市場その他リスクを含む様々な要因に左右されるだろう。

いずれの買収も、統合の全コスト、統合完了に必要な時間、長期的なコスト節約額、合併された法人の全体的な業績または株価に関する結果を含め、期待された好ましい結果、またはANZの証券価格上昇をもたらすという保証はない。買収した事業の統合は複雑で費用がかかり、時には関連する会計およびデータ処理システムならびに経営管理の統合とともに、関連する従業員、顧客、サプライヤーおよびその他事業相手方との関係を管理することを含む。統合の努力は、経営陣の注意および資源をそらす可能性があり、ANZの業務または業績に悪影響を及ぼす可能性がある。さらに、新しく買収した事業の顧客、事業相手方およびサプライヤーがかかる買収後も留まるという保証はなく、顧客、事業相手方およびサプライヤーの損失がANZの業務または業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

買収および処分はまた、ANZが顧客を失う、または顧客がANZから口座を解約してその事業を競合金融機関へと移すという事業中断の結果になる可能性もある。買収に関連した統合プロセスは、ANZの継続する事業の中断、または基準、支配、手続きおよび方針に一貫性のなさをもたらす結果になり、ANZが顧客、消費者、預金者および従業員との関係を維持する能力に悪影響を及ぼす可能性がある。買収または処分に関連した主要従業員の損失は、ANZが事業を成功裡に行う能力に悪影響を及ぼす可能性がある。ANZの業務実績、リスク・プロファイルあるいは資本構成もまた、これらの企業の機会に影響される可能性があり、これらの機会を追求した場合にANZのいずれかの信用格付けが監視対象となるリスクや、格下げされるリスクがある。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項なし

6【研究開発活動】

ANZは継続して、バンキング、金融および関連商品、サービスを調査し、開発している。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

上記「1 業績等の概要」を参照のこと。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

2011年3月31日現在、ANZは事業目的で（主にオーストラリア国内に）土地および建物を所有および賃借している。これら不動産は、支店、管理センターおよび従業員社宅を含み、2011年3月31日現在のその帳簿価格は10億7,000万ドルであり、以下のとおりであった。

	面積 (m ²)		不動産の数	
	所有	賃借	所有	賃借
リテール(支店網) ⁽¹⁾	46,771	500,133	68	1,292
管理およびオペレーション・センター	181,520	464,045	11	114
社宅	13,237	19,616	82	101

注：(1) 3つの支店が主に管理センターである建物内にあり、そのため不動産の数は管理センターに含まれる。

2【設備の新設、除却等の計画】

2010年10月1日から2011年3月31日までの半期中、有価証券報告書（平成23年1月6日提出）の「第一部 企業情報 - 第4 設備の状況 - 3 設備の新設、除却等の計画」に記載の内容につき重要な変更はなかった。

第5【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

(2011年3月31日現在)

	授権株数(株)	発行済株式総数(株)	未発行株式数(株)
普通株式	無制限	2,596,425,480	該当なし
優先株式	無制限	500,000	該当なし
合計	無制限	2,596,925,480	該当なし

【発行済株式】

(2011年3月31日現在)

記名・無記名の別及び 額面・無額面の別	種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品業協会名	内容
記名無額面	普通株式	2,596,425,480	オーストラリア証券取引所 ニュージーランド証券取引所	
記名無額面	優先株式	500,000	ルクセンブルグ証券取引所	
計	-	2,596,925,480		-

(2)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし

(3)【発行済株式総数及び資本金の状況】

普通株式

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金 (株主資本) 増減額(1)(2) (単位:百万 ドル(百万 円))	資本金残高 (単位:百万ド ル(百万円))	備考
2010年9月 30日		2,559,662,425		34,091 (3,019,099)	
2011年度 上半期	36,763,055		969 (85,815)		配当再投資制度、ボーナ スオプション制度、ANZ株 式オプション制度、ANZ従 業員株式購入制度および 株式募集・株式買取制度
2011年3月 31日		2,596,425,480		35,060 (3,104,914)	

注：(1) 非支配持分を除く。非支配持分を含む株主資本合計は以下の通りである。2010年9月30日：341億5,500万ドルお
よび2011年3月31日：351億2,900万ドル。

(2) 株主資本の変動は、普通株式、優先株式、準備金および利益剰余金の増減を反映する。

優先株式

年月日	発行済株式総数(株)		備考
	増加(減少)	増減後の総数	
2010年9月30日		500,000	
2011年度上半期	-	-	
2011年3月31日		500,000	

(4) 【大株主の状況】

(2011年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
HSBCカストディー・ノミニーズ(オーストラリア)リミテッド	GPO BOX 5302 シドニー、ニュー・サウス・ウェールズ州2001	442,797,227	17.05
ナショナル・ノミニーズ・リミテッド	GPO BOX 1406 メルボルン、ヴィクトリア州3001	356,304,469	13.72
JPモルガン・ノミニーズ・オーストラリア・リミテッド	LOCKED BAG 7、ロイヤル・エクスチェンジ、シドニー、ニュー・サウス・ウェールズ州1225	352,600,901	13.58
シティコープ・ノミニーズ・Pty・リミテッド	GPO BOX 764G メルボルン、ヴィクトリア州3001	105,579,625	4.07
Cogentノミニーズ・Pty・リミテッド	GPO BOX R209 ロイヤル・エクスチェンジ、ニュー・サウス・ウェールズ州2001	50,548,640	1.95

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

オーストラリア証券取引所

普通株式

月別	2010年10月	2010年11月	2010年12月	2011年1月	2011年2月	2011年3月
最高 (豪ドル(円))	25.04 (2,218円)	25.20 (2,232円)	24.18 (2,141円)	23.84 (2,111円)	25.96 (2,299円)	24.37 (2,158円)
最低 (豪ドル(円))	23.25 (2,059円)	22.05 (1,953円)	22.38 (1,982円)	22.48 (1,991円)	23.32 (2,065円)	22.15 (1,962円)

最近の株価

月別	2011年4月	2011年5月
最高 (豪ドル(円))	24.49 (2,169円)	24.30 (2,152円)
最低 (豪ドル(円))	23.25 (2,059円)	21.70 (1,922円)

3【役員の状況】

(1) 取締役

2010年度に係る有価証券報告書の提出日（平成23年1月6日）から本半期報告書の提出日までの期間中、有価証券報告書の「第一部 企業情報 - 第5 提出会社の状況 - 4 役員の状況」に記載の当行の取締役につき異動はなかった。

(2) 上級管理職および役員

2010年度に係る有価証券報告書提出日（平成23年1月6日）から本半期報告書の提出日までの期間中、有価証券報告書の「第一部 企業情報 - 第5 提出会社の状況 - 4 . 役員の状況」に記載の当行の上級管理職および役員につき異動はなかった。

第6【経理の状況】

(イ) 本書記載のオーストラリア・ニュージーランド銀行(以下「当行」という。)ならびに当行およびその被支配法人(当行と合わせて、「当グループ」という。)の2011年3月31日現在および同日までの6か月間に係る中間連結財務書類およびその他の開示(以下「中間財務書類」という。)は、1959年銀行法(改正済)の会計条項、オーストラリア会計基準(AAS)、オーストラリア会計基準委員会(AASB)解釈指針、AASBのその他の公式発表および2001年会社法(改正済)に準拠して作成されたものである。

当行(当グループ)が採用した会計基準、会計手続きおよび表示方法と、日本において一般に公正妥当と認められている企業会計基準、会計手続きおよび表示方法との主な相違点に関しては「3. 日本とオーストラリアとの会計原則の相違」に記載されている。

本書記載の中間財務書類は「中間財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)(以下「中間財務諸表等規則」という。)第76条第1項の規定の適用を受けている。

(ロ) 中間財務書類は、独立会計監査人の監査を受けていない。

(ハ) 本書記載の中間財務書類(原文)は、豪ドルで表示されている。以下の中間財務書類に「円」で表示されている金額は、「中間財務諸表等規則」第79条の規定に基づき、2011年5月25日現在の、株式会社三菱東京UFJ銀行公表の対顧客電信直物売相場(1豪ドル=88.56円)の換算レートにより換算したものである。

(ニ) 日本円への換算額ならびに「2. その他」および「3. 日本とオーストラリアとの会計原則の相違」に関する記載は、原文の中間財務書類に含まれていない。

1【中間財務書類】

2011年3月31日に終了した6か月間に係る中間連結要約財務書類

() 中間連結要約損益計算書

	注記	2011年3月中間期 自2010年10月1日 至2011年3月31日		2010年9月中間期 自2010年4月1日 至2010年9月30日		2010年3月中間期 自2009年10月1日 至2010年3月31日		2011年3月 期対2010年 9月期 増減率	2011年3月 期対2010年 3月期 増減率
		(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	%	%
受取利息		14,945	1,323,529	14,252	1,262,157	12,356	1,094,247	5	21
支払利息		(9,299)	(823,519)	(8,619)	(763,299)	(7,120)	(630,547)	8	31
純利息収益	3	5,646	500,010	5,633	498,858	5,236	463,700	0	8
その他営業利益	3	1,974	174,817	1,804	159,762	1,487	131,689	9	33
正味資産運用および保険収益	3	742	65,712	806	71,379	293	25,948	-8	大
OnePathオーストラリアおよびOnePath ニュージーランドのジョイントベンチャー持分利益	20	-	-	-	-	33	2,922	該当なし	-100
関連会社投資の持分利益	20	243	21,520	232	20,546	168	14,878	5	45
営業利益		8,605	762,059	8,475	750,546	7,217	639,138	2	19
営業費用	4	(4,026)	(356,543)	(3,922)	(347,332)	(3,382)	(299,510)	3	19
貸倒引当および法人税控除前利益		4,579	405,516	4,553	403,214	3,835	339,628	1	19
貸倒引当金	10	(675)	(59,778)	(705)	(62,435)	(1,082)	(95,822)	-4	-38
税引前利益		3,904	345,738	3,848	340,779	2,753	243,806	1	42
法人税	5	(1,235)	(109,372)	(1,270)	(112,471)	(826)	(73,151)	-3	50
税引後利益		2,669	236,367	2,578	228,308	1,927	170,655	4	39
内訳									
非支配持分に帰属する利益		5	443	2	177	2	177	大	大
当行株主に帰属する利益		2,664	235,924	2,576	228,131	1,925	170,478	3	38
普通株式1株当たり利益 (セント/円)									
基本的	7	104.2	92.3	102.1	90.4	76.8	68.0	2	36
希薄化後	7	101.2	89.6	99.0	87.7	75.4	66.8	2	34
普通株式1株当たり配当金 (セント/円)	6	64	56.7	74	65.5	52	46.1	-14	23

後述の注記は要約中間連結財務書類の重要な一部である。

() 中間連結要約包括利益計算書

	2011年3月中間期 自2010年10月1日 至2011年3月31日		2010年9月中間期 自2010年4月1日 至2010年9月30日		2010年3月中間期 自2009年10月1日 至2010年3月31日		2011年3月期 対 2010年9月期 増減率	2011年3月期 対 2010年3月期 増減率
	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	%	%
税引後利益	2,669	236,367	2,578	228,308	1,927	170,655	4	39
その他包括利益								
外貨換算調整								
資本計上された換算差額	(550)	(48,708)	(353)	(31,262)	(653)	(57,830)	56	-16
売却可能資産								
資本計上された評価益/(損失)	(56)	(4,959)	(26)	(2,303)	162	14,347	大	大
損益計算書へ振替えられた累積 (利益)/損失	35	3,100	(6)	(531)	14	1,240	大	大
キャッシュフロー・ヘッジ								
資本に計上された評価益	28	2,480	160	14,170	27	2,391	-83	4
当期の損益計算書への振替	(7)	(620)	(40)	(3,542)	(14)	(1,240)	-83	-50
関連会社その他の包括利益の持分	(7)	(620)	(9)	(797)	27	2,391	-22	大
確定給付年金制度に係る年金数理益 /(損失)	46	4,074	13	1,151	(19)	(1,683)	大	大
資本へ直接計上された/資本から振 替えられた項目に対する法人税								
外貨換算調整引当金	(6)	(531)	(6)	(531)	(4)	(354)	0	50
売却可能資産引当金	5	443	4	354	(42)	(3,720)	25	大
キャッシュフロー・ヘッジ引当 金	(4)	(354)	(37)	(3,277)	1	89	-89	大
確定給付年金制度に係る年金数 理益/(損失)	(13)	(1,151)	(3)	(266)	5	443	大	大
その他包括利益	(529)	(46,848)	(303)	(26,834)	(496)	(43,926)	75	7
当期包括利益合計	2,140	189,518	2,275	201,474	1,431	126,729	-6	50
内訳								
非支配持分に帰属する包括利益 合計	5	443	2	177	2	177	大	大
当行株主に帰属する包括利益合 計	2,135	189,076	2,273	201,297	1,429	126,552	-6	49

後述の注記は要約中間連結財務書類の重要な一部である。

() 中間連結要約貸借対照表

	注記	2011年3月中間期末		2010年9月期末		2010年3月中間期末		2011年3月末 対 2010年9月末 増減率	2011年3月末 対 2010年3月末 増減率
		(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	%	%
資産									
流動資産		22,803	2,019,434	21,521	1,905,900	22,626	2,003,759	6	1
他の金融機関に対する債権		7,479	662,340	5,481	485,397	6,894	610,533	36	8
売買目的有価証券 ⁽¹⁾		28,966	2,565,229	33,515	2,968,088	33,274	2,946,745	-14	-13
デリバティブ金融商品		29,646	2,625,450	37,821	3,349,428	27,630	2,446,913	-22	7
売却可能資産		18,323	1,622,685	20,742	1,836,912	17,777	1,574,331	-12	3
正味貸付金および前渡金 ⁽¹⁾	8	375,306	33,237,099	349,321	30,935,868	335,352	29,698,773	7	12
支払承諾見返 ⁽¹⁾		577	51,099	11,495	1,017,997	12,510	1,107,886	-95	-95
関連会社およびジョイントベンチャーに対する投資		3,239	286,846	2,965	262,580	2,854	252,750	9	13
当期税金資産		20	1,771	76	6,731	442	39,144	-74	-95
繰延税金資産		653	57,830	792	70,140	584	51,719	-18	12
のれんおよびその他の無形資産 ⁽²⁾		6,632	587,330	6,630	587,153	6,329	560,496	0	5
保険契約者債務に対応する投資資産		32,958	2,918,760	32,171	2,849,064	32,054	2,838,702	2	3
その他資産		8,716	771,889	7,051	624,437	6,228	551,552	24	40
土地建物および設備機器		2,160	191,290	2,158	191,112	2,154	190,758	0	0
資産合計		537,478	47,599,052	531,739	47,090,806	506,708	44,874,060	1	6
負債									
他の金融機関に対する債務		20,415	1,807,952	20,521	1,817,340	16,068	1,422,982	-1	27
預金およびその他の借入金	11	333,388	29,524,841	311,472	27,583,960	301,757	26,723,600	7	10
デリバティブ金融商品		29,796	2,638,734	37,217	3,295,938	27,289	2,416,714	-20	9
支払承諾 ⁽¹⁾		577	51,099	11,495	1,017,997	12,510	1,107,886	-95	-95
当期税金負債		750	66,420	973	86,169	131	11,601	-23	大
繰延税金負債		40	3,542	35	3,100	570	50,479	14	-93
保険契約者債務		29,718	2,631,826	28,981	2,566,557	28,332	2,509,082	3	5
外部ユニット保有者債務 (生命保険基金)		5,501	487,169	5,448	482,475	5,610	496,822	1	-2
支払債務およびその他の債務		10,688	946,529	7,950	704,052	8,788	778,265	34	22
引当金		1,285	113,800	1,462	129,475	1,167	103,350	-12	10
社債およびノート		58,526	5,183,063	59,714	5,288,272	58,390	5,171,018	-2	0
借入金	12	11,665	1,033,052	12,316	1,090,705	13,513	1,196,711	-5	-14
負債合計		502,349	44,488,027	497,584	44,066,039	474,125	41,988,510	1	6
純資産		35,129	3,111,024	34,155	3,024,767	32,583	2,885,550	3	8
株主資本									
普通株式資本	13,14	20,594	1,823,805	19,886	1,761,104	19,294	1,708,677	4	7
優先株式資本	13,14	871	77,136	871	77,136	871	77,136	0	0
準備金	14	(3,171)	(280,824)	(2,587)	(229,105)	(2,277)	(201,651)	23	39
利益剰余金	14	16,766	1,484,797	15,921	1,409,964	14,629	1,295,544	5	15
当行株主に帰属する株式資本および準備金		35,060	3,104,914	34,091	3,019,099	32,517	2,879,706	3	8
非支配持分		69	6,111	64	5,668	66	5,845	8	5
資本合計		35,129	3,111,024	34,155	3,024,767	32,583	2,885,550	3	8

(1) 2011年に当グループは、引受商業手形の再割引を取りやめた。商業手形を譲渡可能商品として取引する意図はなくなったため、このことは、貸借対照表における分類に影響を与えている。この結果、これらの商業手形は商業手形貸付として分類され、当初は公正価値で認識され、その後償却原価で測定される。

2011年3月 - 売買目的有価証券：なし、正味貸付金および前渡金：17,371百万ドル、支払承諾見返：なし、支払承諾：なし

2010年9月 - 売買目的有価証券：6,035百万ドル、正味貸付金および前渡金：なし、支払承諾見返：11,150百万ドル、支払承諾：11,150百万ドル

2010年3月 - 売買目的有価証券：4,735百万ドル、正味貸付金および前渡金：なし、支払承諾見返：12,282百万ドル、支払承諾：12,282百万ドル

(2) 持分法適用法人に対する想定のおれん額は含まれない。

後述の注記は要約中間連結財務書類の重要な一部である。

() 中間連結要約キャッシュフロー計算書

	注記	2011年3月中間期 流入(流出)		2010年9月中間期 流入(流出)		2010年3月中間期 流入(流出)	
		(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)
営業活動によるキャッシュフロー							
利息受取額		14,874	1,317,241	14,179	1,255,692	12,183	1,078,926
配当金受取額		32	2,834	33	2,922	21	1,860
手数料受取額		1,231	109,017	971	85,992	1,206	106,803
その他の収入受取額		856	75,807	621	54,996	609	53,933
利息支払額		(9,204)	(815,106)	(8,465)	(749,660)	(7,261)	(643,034)
人件費支払額		(2,249)	(199,171)	(2,183)	(193,326)	(1,919)	(169,947)
不動産費用支払額		(300)	(26,568)	(290)	(25,682)	(267)	(23,646)
その他営業費用支払額		(1,220)	(108,043)	(719)	(63,675)	(906)	(80,235)
デリバティブの現金決済		(2,783)	(246,462)	(2,286)	(202,448)	463	41,003
法人税(支払額)/還付金受取額							
オーストラリア		(1,166)	(103,261)	(438)	(38,789)	85	7,528
海外		(163)	(14,435)	(115)	(10,184)	(514)	(45,520)
物品・サービス税支払額		21	1,860	22	1,948	11	974
資産運用および保険事業による純キャッシュフロー							
資産運用収入受取額		442	39,144	421	37,284	244	21,609
保険料収入受取額		3,746	331,746	3,825	338,742	2,319	205,371
保険金請求額および保険契約者債務支払額		(3,561)	(315,362)	(3,498)	(309,783)	(2,089)	(185,002)
投資収入受取額		71	6,288	437	38,701	99	8,767
手数料支払額		(237)	(20,989)	(209)	(18,509)	(144)	(12,753)
保険契約者債務に対応する投資からの純キャッシュフロー							
保険資産の取得		(5,341)	(472,999)	(9,152)	(810,501)	(830)	(73,505)
保険資産の売却/満期による手取金		5,661	501,338	9,332	826,442	689	61,018
営業資産の(増加)/減少							
流動資産 3か月超		1,251	110,789	350	30,996	1,834	162,419
他の金融機関に対する債権 3か月超		(643)	(56,944)	(19)	(1,683)	(46)	(4,074)
売買目的有価証券		(1,755)	(155,423)	(311)	(27,542)	(1,693)	(149,932)
貸付金および前渡金		(12,449)	(1,102,483)	(12,201)	(1,080,521)	(4,843)	(428,896)
営業負債の増加/(減少)							
預金およびその他の借入金		13,970	1,237,183	5,242	464,232	9,484	839,903
他の金融機関に対する債務		(106)	(9,387)	4,808	425,796	(4,753)	(420,926)
支払債務およびその他の負債		1,744	154,449	(2,265)	(200,588)	977	86,523
営業活動による/(使用された)純キャッシュフロー	16(a)	2,722	241,060	(1,910)	(169,150)	4,959	439,169

	注記	2011年3月中間期 流入(流出)		2010年9月中間期 流入(流出)		2010年3月期 流入(流出)	
		(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)
投資活動によるキャッシュフロー							
売却可能資産							
購入		(18,774)	(1,662,625)	(10,829)	(959,016)	(18,483)	(1,636,854)
売却または満期による手取金		20,784	1,840,631	8,038	711,845	17,206	1,523,763
被支配法人および関連会社							
買収(現金受取額控除後)		(254)	(22,494)	1,796	159,054	(1,746)	(154,626)
売却手取金(現金支払額控除後)		42	3,720	9	797	6	531
土地建物および設備機器							
購入		(169)	(14,967)	(138)	(12,221)	(179)	(15,852)
売却手取金		1	89	19	1,683	5	443
その他資産		(477)	(42,243)	(729)	(64,560)	(699)	(61,903)
投資活動による/(使用された)純キャッシュフロー		1,153	102,110	(1,834)	(162,419)	(3,890)	(344,498)
財務活動によるキャッシュフロー							
社債およびノート							
発行手取額		10,990	973,274	7,541	667,831	14,215	1,258,880
償還額		(8,938)	(791,549)	(3,922)	(347,332)	(13,183)	(1,167,486)
借入金							
借入手取額		-	-	239	21,166	1,737	153,829
返済額		(329)	(29,136)	(1,259)	(111,497)	(1,306)	(115,659)
配当金支払額		(1,141)	(101,047)	(791)	(70,051)	(880)	(77,933)
株式発行額		27	2,391	22	1,948	15	1,328
市場での株式買付け		(137)	(12,133)	(10)	(886)	(68)	(6,022)
財務活動による/(使用された)純キャッシュフロー		472	41,800	1,820	161,179	530	46,937
営業活動による/(使用された)純キャッシュフロー		2,722	241,060	(1,910)	(169,150)	4,959	439,169
投資活動による/(使用された)純キャッシュフロー		1,153	102,110	(1,834)	(162,419)	(3,890)	(344,498)
財務活動による/(使用された)純キャッシュフロー		472	41,800	1,820	161,179	530	46,937
現金および現金同等物の純増/(減)		4,347	384,970	(1,924)	(170,389)	1,599	141,607
現金および現金同等物の期首残高		21,904	1,939,818	24,007	2,126,060	22,805	2,019,611
外貨換算差額		(309)	(27,365)	(179)	(15,852)	(397)	(35,158)
現金および現金同等物の期末残高	16(b)	25,942	2,297,424	21,904	1,939,818	24,007	2,126,060

後述の注記は要約中間連結財務書類の重要な一部である。

() 中間連結要約持分変動計算書

	普通株式資本		優先株式		準備金		利益剰余金	
	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)
2009年10月1日現在	19,151	1,696,013	871	77,136	(1,787)	(158,257)	14,129	1,251,264
当期包括利益合計	-	-	-	-	(482)	(42,686)	1,911	169,238
株主としての資格による株主との取引								
配当金支払額	-	-	-	-	-	-	(1,380)	(122,213)
配当再投資制度	500	44,280	-	-	-	-	-	-
その他の資本増減								
自己株式	(68)	(6,022)	-	-	-	-	-	-
グループ株式オプション制度	15	1,328	-	-	-	-	-	-
OnePath オーストラリアが保有していた自己株式に関する調整額	(366)	(32,413)	-	-	-	-	-	-
グループ従業員株式購入制度	62	5,491	-	-	-	-	-	-
改正会計基準AASB第3号(R)の適用に伴う利益剰余金期首残高の調整	-	-	-	-	-	-	(39)	(3,454)
その他の変動	-	-	-	-	(8)	(708)	8	708
2010年3月31日現在	19,294	1,708,677	871	77,136	(2,277)	(201,651)	14,629	1,295,544
当期包括利益合計	-	-	-	-	(313)	(27,719)	2,586	229,016
株主としての資格による株主との取引								
配当金支払額	-	-	-	-	-	-	(1,298)	(114,951)
配当再投資制度	507	44,900	-	-	-	-	-	-
その他の資本増減								
自己株式	(10)	(886)	-	-	-	-	-	-
株式に基づく報酬	-	-	-	-	7	620	-	-
グループ株式オプション制度	22	1,948	-	-	-	-	-	-
OnePath オーストラリアが保有していた自己株式に関する調整額	6	531	-	-	-	-	-	-
グループ従業員株式購入制度	67	5,934	-	-	-	-	-	-
その他の変動	-	-	-	-	(4)	(354)	4	354
2010年9月30日現在	19,886	1,761,104	871	77,136	(2,587)	(229,105)	15,921	1,409,964
当期包括利益合計	-	-	-	-	(562)	(49,771)	2,697	238,846
株主としての資格による株主との取引								
配当金支払額	-	-	-	-	-	-	(1,866)	(165,253)
当グループの生命保険法定基金で保有している自己株式に対する配当金	-	-	-	-	-	-	13	1,151
配当再投資制度	712	63,055	-	-	-	-	-	-
その他の資本増減								
自己株式	(137)	(12,133)	-	-	-	-	-	-
株式に基づく報酬	-	-	-	-	(21)	(1,860)	-	-
グループ株式オプション制度	27	2,391	-	-	-	-	-	-
OnePath オーストラリアが保有していた自己株式に関する調整額	1	89	-	-	-	-	-	-
グループ従業員株式購入制度	105	9,299	-	-	-	-	-	-
その他の変動	-	-	-	-	(1)	(89)	1	89
2011年3月31日現在	20,594	1,823,805	871	77,136	(3,171)	(280,824)	16,766	1,484,797

	当行株主に帰属する資本		非支配持分		資本合計	
	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)
2009年10月1日現在	32,364	2,866,156	65	5,756	32,429	2,871,912
当期包括利益合計	1,429	126,552	2	177	1,431	126,729
株主としての資格による株主との取引						
配当金支払額	(1,380)	(122,213)	-	-	(1,380)	(122,213)
配当再投資制度	500	44,280	-	-	500	44,280
その他の資本増減						
自己株式	(68)	(6,022)	-	-	(68)	(6,022)
グループ株式オプション制度	15	1,328	-	-	15	1,328
OnePath オーストラリアが保有していた自己株式に関する調整額	(366)	(32,413)	-	-	(366)	(32,413)
グループ従業員株式購入制度	62	5,491	-	-	62	5,491
改正会計基準AASB第3号(R)適用に伴う利益剰余金期首残高の調整	(39)	(3,454)	-	-	(39)	(3,454)
その他の変動	-	-	(1)	(89)	(1)	(89)
2010年3月31日現在	32,517	2,879,706	66	5,845	32,583	2,885,550
当期包括利益合計	2,273	201,297	2	177	2,275	201,474
株主としての資格による株主との取引						
配当金支払額	(1,298)	(114,951)	-	-	(1,298)	(114,951)
配当再投資制度	507	44,900	-	-	507	44,900
その他の資本増減						
自己株式	(10)	(886)	-	-	(10)	(886)
株式に基づく報酬	7	620	-	-	7	620
グループ株式オプション制度	22	1,948	-	-	22	1,948
OnePath オーストラリアが保有していた自己株式に関する調整額	6	531	-	-	6	531
グループ従業員株式購入制度	67	5,934	-	-	67	5,934
その他の変動	-	-	(4)	(354)	(4)	(354)
2010年9月30日現在	34,091	3,019,099	64	5,668	34,155	3,024,767
当期包括利益合計	2,135	189,076	5	443	2,140	189,518
株主としての資格による株主との取引						
配当金支払額	(1,866)	(165,253)	-	-	(1,866)	(165,253)
当グループの生命保険法定基金で保有している自己株式に対する配当金	13	1,151	-	-	13	1,151
配当再投資制度	712	63,055	-	-	712	63,055
その他の資本増減						
自己株式	(137)	(12,133)	-	-	(137)	(12,133)
株式に基づく報酬	(21)	(1,860)	-	-	(21)	(1,860)
グループ株式オプション制度	27	2,391	-	-	27	2,391
OnePath オーストラリアが保有していた自己株式に関する調整額	1	89	-	-	1	89
グループ従業員株式購入制度	105	9,299	-	-	105	9,299
その他の変動	-	-	-	-	-	-
2011年3月31日現在	35,060	3,104,914	69	6,111	35,129	3,111,024

後述の注記は要約中間連結財務書類の重要な一部である。

[次へ](#)

() 要約中間連結財務書類注記

1. 作成基準

本要約中間連結財務書類は一般目的財務報告であり、

- ・2001年会社法（改正済）およびASX（オーストラリア証券取引所）上場規則に基づく継続開示義務に準拠した2010年9月30日終了年度のANZ年次報告書、ならびに2011年3月31日終了の2011年3月中間期に関して親会社および被支配法人（当グループ）が行った公表と併せて読むべきものである。
- ・AASB第134号「中間財務報告」に定義される要約財務書類である。本報告書は年次財務報告に通常含まれる種類のすべての注記は含んでいない。
- ・別途記載のない場合を除き、豪ドルにて表示されている。
- ・2011年5月2日に取締役会によって承認された。

i) コンプライアンス

本要約中間連結財務書類は、1959年銀行法（改正済）、オーストラリア会計基準（AAS）、オーストラリア会計基準委員会（AASB）解釈指針、AASBによるその他の公式発表、および2001年会社法に準拠して作成されている。国際財務報告基準（IFRS）は、国際会計基準審議会（IASB）によって採用された基準および解釈である。IFRSはAASBが発行したAASならびに解釈の基礎を成すものである。当グループによるAASおよび解釈の適用は、当グループの連結財務書類がIFRSに準拠していることを保証するものである。

ii) 見積りおよび仮定の使用

財務書類を作成するには、計上額や会計方針の適用に影響を及ぼす経営陣の判断、見積り、および仮定を用いる必要がある。かかる見積りおよび関連する仮定は、合理的であると考えられる過去の経験およびその他諸要因を基礎としている。実際の結果が、こうした見積りと異なる場合もある。複雑または主観的な判断や評価が含まれるこれら重要な会計処理については、注記2に記載する。かかる見積りは、今後の事業年度において見直しを要する場合がある。

iii) 測定基準

本財務情報は、公正価値で表示されている以下の資産および負債を除き、取得原価主義に基づき作成されている。

- ・公正価値ヘッジの場合にヘッジ対象の関連エクスポージャーの公正価値で表示することを含むデリバティブ金融商品
- ・売却可能金融資産
- ・売買目的金融商品
- ・損益を通じた公正価値での評価を指定された資産および負債

AASB第1038号「生命保険契約」に従い、生命保険契約債務はマージン・オン・サービス基準を用いて測定されている。

AASB第119号「従業員給付」に従い、確定給付債務は、予測単位積立方式を用いて測定されている。

iv) 会計方針の変更および早期適用

本要約中間連結財務書類の作成にあたり適用された会計方針は、2010年9月30日終了年度のANZ年次報告書で適用し、開示した方針と同じである。当グループは、適切な場合には、2011年3月31日に終了した中間期に適用される新規または改正されたオーストラリア会計基準およびAASB解釈指針をすべて適用したが、これらの基準が、当グループに重要な影響を及ぼすことはなかった。

v) 四捨五入

親会社は、1998年7月10日付オーストラリア証券投資委員会クラス・オーダー98/100（改正済）で言及されている類の企業であるため、本要約中間連結財務書類内の金額は、別途明記されていない限り、百万ドル単位に四捨五入されている。

vi) 比較情報

当期財務書類の表示と揃えるため、比較情報の一部の金額は組替表示されている。

2. 会計方針の適用にあたり使用された重要な見積りおよび判断

当グループは、AAS、AASBによるその他の公式発表、AASB解釈指針、および2001年会社法に基づく方針に準拠して、連結財務情報を作成している。これにより、当グループは財務書類計上額に影響する見積りや仮定を行うことになる。見積りおよび判断は継続的に評価されており、過去の諸要因（状況に基づき合理的であると考えられる将来の事象の予想を含む）に基づいて行われている。会計方針および見積りのすべての重要な変更ならびにこれらの方針および判断の適用は、取締役会の監査委員会が承認する。

重要な見積りおよび判断の簡潔な説明、およびそれらが当グループに与える影響は以下のとおりである。

・貸倒引当金

貸付金および前渡金の減損測定に関する当グループの会計方針では、少なくとも報告日ごとに減損を評価するよう定められている。貸倒引当金（個別および一括）の金額は、経営陣の経験に裏打ちされた判断に基づく、貸借対照表日現在貸付金のポートフォリオに発生する損失に関する最善の見積りを示している。一括引当金は、一括プールの資産と類似する信用リスクの性質を持つ資産の過去の損失実績に基づいて見積られる。過去の損失実績は、現在観察可能なデータおよび事象ならびにモデル・リスクの影響の評価をもとに調整される。またこの引当金では、ポートフォリオ内の多額の損失の集中および景気サイクルの影響も加味する。

経営陣は、こうした判断や合理的な見積りの使用をプロセスの不可欠な部分と考えており、これらの使用により信頼性が損なわれることはない。貸付金の完全回収可能性が疑わしいと特定された場合には、個別引当金が計上される。

個別および一括引当金は、割引予想将来キャッシュフローを用いて計算される。将来キャッシュフローの金額および発生時期の見積りに用いる方法と仮定は、損失見積りと実際の損失との間の差異が小さくなるよう定期的に修正される。

・特別目的会社およびオフ・バランスシートの法人

当グループは、特殊な種類の取引を行うために、特別目的会社（SPE）への投資もしくはその設立を行うことがある。SPEの主要な種類は、証券化法人、ストラクチャード・ファイナンス法人およびクレジット・プロテクション販売用の法人である。

当グループがSPEを設立し支配している場合は、当グループの財務書類で連結される。

当グループが支配していないSPEは、連結していない。当グループが当該SPEを支配しているか否かの判断が複雑な場合もあるため、当グループが、リスクと経済価値に対する自らのエクスポージャーについて、および当該SPEの経営判断を下せる立場にあるか否かについて判断する。

次の表は、当グループが関与しているSPEの主な種類、それらの設立理由、およびANZの持分に関連する支配要素をまとめたものである。ある程度支配を示唆するものがあるとしても、SPEの残余リスクおよび経済価値の過半をANZが負っていない場合は、連結対象にはならない。

SPEの種類	設立理由	支配要素
証券化法人	証券化とは、資産をSPEに譲渡し、SPEは有価証券を発行してその資産の購入資金を調達する金融手法である。これにより、ANZ（譲渡された資産がANZにおいて生じたものである場合）または顧客は、資金調達源の多様性を高めることができる。	ANZが証券化事業体を運営する場合、SPEの資産の債権回収にあたる場合、または流動性や他の支援を提供する場合もある。ANZは、それらのサービス提供に伴うリスクを留保する。連結されていないSPEにおいては、ANZが独立第三者間取引条件によるサービスおよび融資枠を提供している限定的な状況を除き、ANZは原資産に関連する信用リスクおよび市場リスクを留保することも、負担することもない。
ストラクチャード・ファイナンス法人	これらのSPEは、顧客による資金調達の組成支援を目的に設立される。その結果行われる貸付取引は独立企業間取引で、一般的にANZの当該SPEとの関与は限定的である。	ANZがこれらのSPEを運営する場合、少額資本を保有する場合、あるいは融資またはデリバティブを提供する場合もある。
クレジット・プロテクション	この部類に属するSPEは、ANZによるクレジット・プロテクション購入を目的に設立される。	ANZがこのSPEを運営する場合もある。

・重要な関連会社

すべての重要な関連会社投資の帳簿価額については、年1回、回収可能金額を判定している。こうした評価では、投資の公正価値から売却費用を控除した値または使用価値が、帳簿価額を上回っていることを確認する。これらの計算に必要な前提条件を決定する上で、判断が適用される。

2011年3月31日現在で、当グループは、関連会社への投資を以下の減損の兆候と照らし合わせて検証した。

- 実際の財務業績と予算上の財務業績との比較
- 重要な不利となる事業運営要因および規制要因
- 重要な不利となる景気見通しおよび市場競争要因

- 帳簿価額と（可能な場合は第三者のブローカーによる評価で裏付けられている）入手可能な市場相場との比較
- （上場投資有価証券については）帳簿価額と時価総額との比較

必要に応じて、それぞれの投資についてより具体的に潜在的な減損の兆候が追加で検討される。

2011年3月31日現在、上記の減損の兆候の検討または回収可能額テストの結果、関連会社についての減損は認められなかった。

・売却可能金融資産

売却可能資産の減損に関する会計方針では、減損の客観的証拠の有無を評価するよう定められている。これは、そのような証拠が存在するか否かを考察する上で、また存在する場合には、かかる事象が資産の予想キャッシュフローに及ぼす影響を的確に決定する上で、判断を必要とする。

・公正価値で評価される金融商品

かなりの割合の金融商品が、公正価値で貸借対照表に計上されている。

公正価値の最良の証拠は、活発な取引が行われている市場における相場価格である。従って、可能であれば、公正価値は当該金融商品の相場価格に基づいている。

当該商品について活発な市場が存在しない場合には、公正価値は見積現在価値または市場で認められている他の評価手法に基づいている。評価モデルには、買い呼値/売り呼値のスプレッド、相手方の信用スプレッド、および市場参加者が決定する公正価値に影響を与えるその他の要素の影響が組み込まれている。

大部分の評価手法は観察可能な市場データのみを使用するが、一部の金融商品の公正価値については、現在の市場取引を参照するか、あるいは観察可能な市場データのみを変数とした評価手法を用いることにより決定することは不可能である。

観察可能な市場データを入手できない評価構成要素に関しては、市場データに基づき、市場データから推定し、かつ過去の取引や観察された市場の傾向と照らし合わせて検証したデータを用いて、公正価値が算定される。これらの評価は、専門家の判断に基づいて裏付けデータを分析し構築された仮定に基づいている。仮定が変更された場合には、その結果算定される公正価値の見積りも変動する。

未決済デリバティブ・ポジションの大半は店頭取引であるため、評価手法を用いて評価する必要がある。デリバティブの公正価値の算定の際には、特定のデリバティブ資産の公正価値増加分全体に対する信用リスク要素を表す取引相手の信用力を反映するために信用評価調整を行う。評価調整額合計は、デリバティブ取引の時価評価および現在の市場における信用コストの変動の影響を受ける。

・のれんおよび耐用年数を確定できない無形資産

のれんおよび耐用年数を確定できない無形資産の帳簿価額は、貸借対照表日ごとに見直しが行われ、将来便益を享受できる可能性がない範囲で評価減が行われる。

のれんおよび耐用年数を確定できない無形資産は、減損テストの目的で現金生成単位（CGU）に割り当てられる。のれんに関しては、CGUは、当グループが事業を展開している主要地域である、当グループの営業セグメントに基づいている。

のれんおよび耐用年数を確定できない無形資産の減損テストは、年に1回、あるいは当該資産に減損の兆候がある場合にはより頻繁に実施される。減損テストは、CGUの回収可能額を、CGUの純資産（該当するのれんおよび無形資産を含む）の現在の帳簿価額と比較することにより行われる。現在の帳簿価額が回収可能額を上回る場合には、損益計算書で減損費用が認識される。

2011年3月31日現在の当グループののれん残高のうち、最も重要な構成要素は、ニュージーランド地域関連の残高2,400百万ドル(2010年9月:2,482百万ドル、2010年3月:2,528百万ドル)とオーストラリア地域関連の残高1,434百万ドル(2010年9月:1,414百万ドル、2010年3月:1,321百万ドル)であった。

のれんの割り当て先であるCGUの回収可能額は、各CGUの公正価値を表すものとして市場レシオアプローチを用いて算出した金額から売却に要する費用を差し引いて見積もられる。株価収益倍率は、当グループのそれぞれの営業地域で観察可能なレシオに基づいており、収益はその地域の最新の予想収益に基づいている。予想収益を含めて評価のベースとなる前提が変化すると、各CGUの回収可能額の評価に重大な影響を及ぼす可能性がある。

減損テストを実施した結果、減損は特定されなかった。

・耐用年数を確定できる無形資産

耐用年数を確定できる無形資産の帳簿価額は、貸借対照表日ごとに減損の兆候の有無について見直しが行われる。こうした評価では判断を要し、潜在的な減損についての内部的要因及び外部的要因の両方が考慮される。当グループの耐用年数が確定できる無形資産の大部分は、資産計上されたソフトウェアと、OnePathオーストラリア・リミテッドおよびOnePath(NZ)リミテッドの買収の一環として取得した無形資産である。これらの資産について、2011年3月31日現在で経営陣が実施したレビューでは、減損の兆候はなかったため、評価減は不要と判断された。

・生命保険契約債務

生命保険契約に関する債務は統計的または数学的な手法を用いて算出されるが、その結果は、個々の契約ごとに個々の債務を計算した場合とほぼ同じものとなることが予想される。計算は、適切な資格を有する者が、関連する数理的な原則および基準も十分に考慮しつつ、一般に広く認められている数理的な手法に基づいて行う。この手法では、引き受けた特定の種類の生命保険契約に関するリスクと不確定要素も考慮に入れる。繰延契約取得費用は、生命保険契約債務の測定基準との関連性が高く、債務測定時に考慮される要素に対して同様の影響を受ける。

これらの債務および関連する資産の見積りに影響を及ぼす主な要素は、次のとおりである。

- 給付の提供および保険契約の管理に要する費用
- 生命保険商品に関する死亡率および罹患率の実績(保険契約者への給付金増加を含む)
- 契約の残存期間にわたって当グループが新規契約獲得費用を回収する能力に影響を与える解約率実績
- 資産負債マネジメントおよび戦略的・戦術的資産配分を通じての投資資産のリターンとの比較における、保険契約者勘定に繰り入れられる金額

これらに加えて、規制、競争、金利、税金、一般的な経済情勢などの要因も、保険契約債務の水準に影響を及ぼす。

生命保険契約に関する債務総額は、上記の原則に従って計算されている。

・税制

不確実な税務ポジションに関連する引当金の算定には、重大な判断が必要とされる。当グループは、法律の理解に基づいて税金債務の見積りを行っている。

3. 収入

	2011年3月 中間期	2010年9月 中間期	2010年3月 中間期	2011年3 月期対 2010年9 月期増減 率	2011年3 月期対 2010年3 月期増減 率
	(単位：百万ドル)			(単位：%)	
受取利息	14,945	14,252	12,356	5	21
支払利息	(9,299)	(8,619)	(7,120)	8	31
純利息収益	5,646	5,633	5,236	0	8
i) 手数料収入					
貸付手数料 ⁽¹⁾	306	330	304	-7	1
非貸付手数料	1,026	1,000	967	3	6
手数料収入合計	1,332	1,330	1,271	0	5
支払手数料 ⁽²⁾	(155)	(138)	(139)	12	12
受取手数料(純額)	1,177	1,192	1,132	-1	4
ii) その他収入					
正味為替差益	431	354	393	22	10
売買目的有価証券およびデリバ ティブ商品に係る利益(純額) ⁽³⁾	334	164	155	大	大
デリバティブ商品に係る信用リス ク	70	(12)	47	大	49
OnePathオーストラリアおよび OnePath NZに関する公正価値の減 損	-	(4)	(213)	-100	-100
損益を通じて公正価値で測定され る金融商品の価値変動 ⁽⁴⁾	(155)	(10)	(192)	大	-19
仲介業務収入	31	32	38	-3	-18
NZ管理のファンドの影響額	60	-	4	該当なし	大
非継続事業資産の評価減	(2)	(9)	(3)	-78	-33
サイゴン証券会社への投資評価減 の戻入	-	-	25	該当なし	-100
サコムバンクへの投資の評価減	(35)	-	-	該当なし	該当なし
非公開株式およびインフラ投資利 益	1	37	6	-97	-83
その他	62	60	95	3	-35
その他収入合計	797	612	355	30	大
その他営業収入	1,974	1,804	1,487	9	33
iii) 正味資産運用および保険収 入					
資産運用収入	442	432	298	2	48
投資収益	1,305	(44)	1,209	大	8
保険料収入	532	581	266	-8	100
受取手数料(支払手数料)	(237)	(208)	(150)	14	58
保険金	(263)	(224)	(190)	17	38
保険契約者債務の変動 ⁽⁵⁾	(1,021)	247	(1,083)	大	-6
自己株式利益の消去	(16)	22	(57)	大	-72
正味資産運用および保険収入合計	742	806	293	-8	大
その他営業収入合計	2,716	2,610	1,780	4	53
ジョイントベンチャーおよび関連 会社利益の持分	243	232	201	5	21
収入合計⁽⁶⁾	17,904	17,094	14,337	5	25
税引前利益の収入合計に占める割 合(%)	21.81%	22.51%	19.20%		

- (1) 貸付手数料は、実効利回りの計算の一部として処理され、受取利息に含まれている手数料を除く。
- (2) インターチェンジ手数料の支払を含む。
- (3) 受取利息を含まない。
- (4) 資金調達商品の金利リスクおよび為替リスクを管理するために締結され、会計上のヘッジと指定されていないデリバティブに関する公正価値の変動（実現・未収利息を除く）、キャッシュフロー・ヘッジの非有効部分、および公正価値で評価する指定を受けた金融資産および負債の公正価値の変動を含む。
- (5) 保険契約者税のグロスアップを含み、これは1年に1回7月に、6月30日の年度末時点の計算書が加入者に発行された時点で、保険契約者勘定から控除される拠出税額（加入者の年金拠出時に15%の税率で還付される）を表す。
- (6) 収入合計には、外部からの受取配当金が8百万ドル（2010年9月中間期：8百万ドル、2010年3月中間期：10百万ドル）含まれている。

4. 営業費用

	2011年3月 中間期	2010年9月 中間期	2010年3月 中間期	2011年3月期	2011年3月期
				対 2010年9月期 増減率	対 2010年3月期 増減率
(単位：百万ドル)			(単位：%)		
人件費					
従業員受給権および税金	147	148	105	-1	40
給与および賃金	1,475	1,382	1,242	7	19
退職年金費用 - 確定給付制度	5	7	7	-29	-29
退職年金費用 - 確定拠出制度	147	135	118	9	25
株式決済型株式報酬	78	75	65	4	20
臨時社員	123	123	87	0	41
その他	389	426	324	-9	20
人件費合計	2,364	2,296	1,948	3	21
土地建物					
減価償却費および償却費	44	45	34	-2	29
賃借料	192	191	174	1	10
公共料金およびその他支出	84	83	77	1	9
その他	24	16	16	50	50
土地建物費合計	344	335	301	3	14
コンピューター					
コンピューター請負業者	83	65	56	28	48
データ・コミュニケーション	59	49	41	20	44
減価償却費および償却費	174	167	130	4	34
賃借料および修繕費	56	36	59	56	-5
ソフトウェア購入費	107	115	96	-7	11
ソフトウェア償却費	2	6	11	-67	-82
その他	25	17	18	47	39
コンピューター費合計	506	455	411	11	23
その他					
広告・広報費	116	137	107	-15	8
監査費用	6	6	5	0	20
什器備品減価償却費	48	43	46	12	4
運送料および荷車運賃	32	31	31	3	3
貸倒以外の損失	24	21	46	14	-48
郵便、事務用品費	64	66	61	-3	5
専門家報酬	136	200	147	-32	-7
電話料	39	38	30	3	30
旅費	105	109	87	-4	21
無形資産償却費	54	59	36	-8	50
その他	65	94	124	-31	-48
その他費用合計	689	804	720	-14	-4
リストラクチャリング費用					
ニュージーランド技術部門統 合	108	-	-	該当なし	該当なし
その他	15	32	2	-53	大
リストラクチャリング費用合計	123	32	2	大	大
営業費用合計	4,026	3,922	3,382	3	19

5. 法人税

	2011年3月 中間期	2010年9月 中間期 (単位：百万ドル)	2010年3月 中間期	2011年3月期	2011年3月期
				対 2010年9月 期増減率	対 2010年3月期 増減率 (単位：%)
税引前利益に対する計算上の法人税と損益計算書に計上された法人税との調整					
税引前利益	3,904	3,848	2,753	1	42
計算上の法人税(税率30%)	1,171	1,154	826	1	42
永久差異の税効果					
海外税率差異	(5)	11	(6)	大	-17
還付可能かつ非課税の配当金	(2)	(2)	(3)	0	-33
関連会社およびジョイントベンチャーからの利益	(73)	(70)	(60)	4	22
OnePathオーストラリアおよびOnePathニュージーランドに関する公正価値調整	-	1	64	-100	-100
関連会社に係る公正価値で評価される投資の評価(益)/損	-	-	(2)	該当なし	-100
サイゴン証券会社への投資評価減の戻入	-	-	(7)	該当なし	-100
サコムバンクへの投資の評価減	11	-	-	該当なし	該当なし
オフショア銀行事業部門	(6)	(1)	(6)	大	0
ニュージーランドの導管体に対する税金	-	-	(38)	該当なし	-100
ニュージーランドの税制変更の影響	(3)	36	-	大	該当なし
OnePathオーストラリア 保険契約者収入および拠出税	116	150	-	-23	該当なし
損金不算入RBS統合費用	4	14	13	-71	-69
米国課税問題の決着	-	(31)	-	-100	該当なし
その他	22	8	46	大	-52
	1,235	1,270	827	-3	49
過年度の法人税(過大)計上	-	-	(1)	該当なし	-100
損益計算書に計上された法人税合計	1,235	1,270	826	-3	50
オーストラリア	986	1,064	689	-7	43
海外	249	206	137	21	82
	1,235	1,270	826	-3	50
実効税率 - 保険契約者収入に関連した所得に帰属する税額および拠出税を除いた当グループ合計	28.6%	29.0%	30.0%		

金融取引税制(TOFA)

当グループは、オーストラリアにおいて2009年10月1日より有効な金融取引に関する新税制(TOFA)を採用した。この税制は、対象の金融取引およびその収支に関して、税務上と会計上の認識および測定をより緊密に一致させることを目的としている。適用日である2009年10月1日現在に存在した金融取引に係る繰延税金残高は、4年間にわたって取り崩される。

6. 配当金

	2011年3月 中間期	2010年9月 中間期	2010年3月 中間期	2011年 3月期 対2010年 9月期 増減率	2011年 3月期 対2010年 3月期 増減率
(単位：%)					
普通株式1株当たり配当金（単位： セント）					
中間配当金（課税後）	64	該当なし	52	該当なし	23
期末配当金（課税後）	該当なし	74	該当なし	該当なし	該当なし
合計	64	74	52	-14	23
普通株式配当金	(単位：百万ドル)			(単位：%)	
中間配当金	-	1,318	-	該当なし	該当なし
期末配当金	1,895	-	1,403	該当なし	35
ボーナス・オプション制度調整	(35)	(25)	(29)	40	21
合計 ⁽¹⁾	1,860	1,293	1,374	44	35
普通株式配当性向 ⁽²⁾ （単位：%）	62.5%	73.7%	68.7%		

(1) 配当金は発生主義によらず配当金支払時に計上される。

(2) 2011年中間配当案1,662百万ドル（上表には含まれていない）に基づいて算出された配当性向。2011年中間配当案1,662百万ドルは、配当基準日現在の発行済普通株式数予想値に基づく。2010年9月中間期および2010年3月中間期の配当性向は、実際の配当金支払額それぞれ1,895百万ドルおよび1,318百万ドルに基づいて算出。支払済優先株式配当金額調整後の当行株主に帰属する利益に基づき計算された配当性向。

普通株式

取締役会は、全額払込済み適格ANZ普通株式に対して、2011年7月1日付で1株当たり64セントの中間配当金を支払うことを提案している。提案されている2011年の中間配当金は、オーストラリア税制上適格（課税済）配当となる。

オーストラリア・ニュージーランド銀行（ANZ）は、2011年中間配当金に適用される配当再投資制度（DRP）およびボーナス・オプション制度（BOP）を有している。2011年の中間配当金について、ANZは新株を発行してDRPおよびBOPに基づく株式を提供する意向である。DRPおよびBOPに基づいて提供される株式数の算定に用いられる「取得価格」は、2011年5月20日に開始される7取引日の間にASXで売買された全額払込済ANZ普通株式の毎日の出来高加重平均価格の算術平均から1.5%の割引を控除した価格を参考にして、セント単位に四捨五入して算出される。DRPおよびBOPに基づいて提供される株式は、既存の全額払込済ANZ普通株式と全ての点で同順位に位置する。2011年中間配当金に関し、DRPまたはBOPへの参加の開始、中止または変更を希望する株主からの選択通知は、2011年5月18日午後5時（メルボルン時間）までにANZの株式登録機関で受領されなければならない。株主から有効な異なった指示を受けない限り、英国（チャンネル諸島およびマン島を含む）またはニュージーランドに登録住所を持つ株主に支払われる配当金は、2011年5月20日午後5時（メルボルン時間）のANZの為替相場を用いて、それぞれ英ポンドまたはニュージーランドドルに転換される。配当金に帰属する外国導管体収益はない。

優先株式

	2011年3月 中間期	2010年9月 中間期	2010年3月 中間期	2011年 3月期 対2010年 9月期 増減率	2011年 3月期 対2010年 3月期 増減率
				(単位：%)	
優先株式配当金					
ユーロ信託証券	6	5	6	20	0
優先株式1株当たり配当金					
ユーロ信託証券	€ 8.11	€ 6.87	€ 7.06	18	15

[次△](#)

7. 1株当たり利益

	2011年3月 中間期	2010年9月 中間期	2010年3月 中間期	2011年 3月期 対2010年 9月期 増減率	2011年 3月期 対2010年 3月期 増減率
発行済全額払込済普通株式数(百万) ⁽¹⁾	2,596.4	2,559.7	2,533.5	1	2
(単位: %)					
基本的					
当行株主に帰属する利益(百万ドル)	2,664	2,576	1,925	3	38
控除: 優先株式配当金(百万ドル)	(6)	(5)	(6)	20	0
優先株式配当金控除後利益(百万ドル)	2,658	2,571	1,919	3	39
加重平均普通株式数(百万)	2,550.1	2,518.7	2,499.8	1	2
基本的1株当たり利益(単位: セント)	104.2	102.1	76.8	2	36
希薄化後					
優先株式配当金控除後利益(百万ドル)	2,658	2,571	1,919	3	39
米国複合信託証券支払利息(百万ドル) ⁽²⁾	14	16	19	-13	-26
英国ハイブリッド証券支払利息(百万ドル) ⁽³⁾	24	25	-	-4	該当なし
転換優先株式支払利息(百万ドル) ⁽⁴⁾	84	81	53	4	58
米国信託証券、転換優先株式、および転換永久社債の利息を除く当行株主に帰属する利益(百万ドル)	2,780	2,693	1,991	3	40
加重平均発行済株式数(百万)	2,550.1	2,518.7	2,499.8	1	2
加重平均転換オプション数(百万)	5.0	4.5	4.8	11	4
転換米国信託証券の加重平均数(時価)(百万) ⁽²⁾	32.1	32.8	47.4	-2	-32
転換英国ハイブリッド証券の加重平均数(百万) ⁽³⁾	31.0	32.8	-	-5	該当なし
転換優先株式の加重平均数(百万) ⁽⁴⁾	130.1	130.8	88.5	-1	47
調整後加重平均株式数(希薄化後)(百万)	2,748.3	2,719.6	2,640.5	1	4
希薄化後1株当たり利益(単位: セント)	101.2	99.0	75.4	2	34

(1) 発行済全額払込済普通株式数は、2011年3月31日現在の自己株式31.3百万株(2010年9月: 28.2百万株、2010年3月: 28.2百万株)を含む。

(2) 2003年11月27日に発行された米国複合信託証券は、期日前に償還または買戻しが行われない限り、2053年にANZ普通株式の時価から5%割引いた価格で、普通株式に転換される。米国複合信託証券は分離が可能で、随時ANZの選択により、あるいは特定の状況下で投資家の選択により、投資家に利付優先株式が与えられる。AASB第133号により、普通株式資本への転換が義務づけられている潜在的普通株式は、希薄化後1株当たり利益の計算に含めなければならない。これらの銘柄を1株当たり利益の計算に算入したため、2011年3月中間期の希薄化後株式数は32.1百万株増加した。

(3) 英国ハイブリッド証券(2007年6月15日発行)は、英ポンド建複合証券で、発行日から5年目の応答日にANZ普通株式の市場価格から5%割引いた価格で、普通株式に転換される(ただし、所定の転換基準が適用される)。AASB第133号により、普通株式資本への転換が義務づけられている潜在的普通株式は、希薄化後1株当たり利益の計算上考慮されなければならない。この銘柄を1株当たり利益の計算に算入したため、2011年3月中間期の希薄化後株式数は31.0百万株増加した。しかし、この英国ハイブリッド証券の転換は、2010年3月中間期には希薄化効果がなかったため、同期間の比較数値からは除かれている。株価と利益の変動により、転換に伴う加重平均潜在普通株式数が増加し、英国ハイブリッド証券が希薄化効果を持つ結果となった。

(4) 転換優先株式には、2種類の「トランシェ」がある。一方のトランシェは2008年9月30日に発行された転換優先株式で、2014年6月16日に、ANZ普通株式の市場価格から2.5%割引いた価格で普通株式に転換される(ただし、所定の転換条件が適用される)。他方は2009年12月17日に発行された転換優先株式で、2016年12月15日に、ANZ普通株式の市場価格から1.0%割引いた価格で普通株式に転換される(ただし、所定の転換条件が適用される)。AASB第133号により、普通株式資本への転換が義務づけられている潜在的普通株式は、希薄化後1株当たり利益の計算に含めなければならない。これらの銘柄を1株当たり利益の計算に算入したため、2011年3月中間期の希薄化後株式数は130.1百万株増加した。

8. 正味貸付金および前渡金

	2011年3月 中間期	2010年9月 中間期	2010年3月 中間期	2011年 3月期 対2010年 9月期 増減率	2011年 3月期 対2010年 3月期 増減率
	(単位：百万ドル)			(単位：%)	
オーストラリア					
当座貸越	6,169	6,604	6,309	-7	-2
クレジットカード残高	8,912	8,502	8,404	5	6
商業手形残高 ⁽¹⁾	17,371	-	-	該当なし	該当なし
ターム・ローン - 住宅	165,205	159,046	149,078	4	11
ターム・ローン - 住宅を除く	71,489	68,578	69,340	4	3
リース債権	1,511	1,599	1,533	-6	-1
購入選択権付リース	9,603	9,974	10,238	-4	-6
その他	1,868	1,824	1,902	2	-2
	282,128	256,127	246,804	10	14
ニュージーランド					
当座貸越	1,179	1,378	1,315	-14	-10
クレジットカード残高	1,020	1,056	1,098	-3	-7
ターム・ローン - 住宅	40,202	41,554	42,021	-3	-4
ターム・ローン - 住宅を除く	28,192	29,557	30,281	-5	-7
リース債権	174	175	178	-1	-2
購入選択権付リース	378	377	358	0	6
その他	211	264	267	-20	-21
	71,356	74,361	75,518	-4	-6
アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ					
当座貸越	694	689	536	1	29
クレジットカード残高	1,036	1,060	352	-2	大
商業手形残高	554	432	283	28	96
ターム・ローン - 住宅	2,368	2,058	1,737	15	36
ターム・ローン - 住宅を除く	23,234	20,928	16,092	11	44
リース債権	144	116	218	24	-34
その他	250	240	255	4	-2
	28,280	25,523	19,473	11	45
総貸付金および前渡金合計					
	381,764	356,011	341,795	7	12
控除：貸倒引当金(注記10参照)	(4,894)	(5,028)	(4,630)	-3	6
控除：前受収益 ⁽²⁾	(2,179)	(2,262)	(2,368)	-4	-8
資産化された仲介手数料/住宅ローン手数料	615	600	555	3	11
	(6,458)	(6,690)	(6,443)	-3	0
正味貸付金および前渡金合計⁽³⁾					
	375,306	349,321	335,352	7	12

(1) 2011年に当グループは、引受商業手形の再割引を取りやめ、その結果、正味貸付金および前渡金が17,371百万ドル増加した。

(2) 繰り延べられ、実効金利法を用いて償却される手数料398百万ドル(2010年9月：402百万ドル、2010年3月：425百万ドル)を含む。

(3) 第3 事業の状況 - 1 . 業績等の概要 - A(10)」で表示されている、支払承諾見返を含む正味貸付金および前渡金とは、引受手形577百万ドル(2010年9月：17,530百万ドル、2010年3月：17,245百万ドル)を含んでいないため、異なっている。

次表はニュージーランドにおける総貸付金および前渡金をニュージーランドドルで示したものである。

	2011年3月 中間期	2010年9月 中間期	2010年3月 中間期	2011年	2011年
				3月期	3月期
	(単位：百万ニュージーランドドル)			対2010年	対2010年3
				9月期	月期
				増減率	増減率
				(単位：%)	
ニュージーランド					
当座貸越	1,602	1,811	1,534	-12	4
クレジットカード残高	1,386	1,388	1,417	0	-2
ターム・ローン - 住宅	54,627	54,598	54,377	0	0
ターム・ローン - 住宅を除く	38,308	38,835	39,068	-1	-2
ファイナンス・リース	236	231	230	2	3
購入選択権付リース	513	496	462	3	11
その他	286	344	345	-17	-17
	96,958	97,703	97,433	-1	0

9. 信用の質

信用リスクに対する最大エクスポージャー

貸借対照表で認識される金融資産について、信用リスクに対する最大のエクスポージャーは、帳簿価額である。場合によって、貸借対照表に計上される帳簿価額と下表の値とが異なることがある。原則としてかかる差異は、主に市場リスクに晒される株式投資、または紙幣および貨幣など、信用リスク以外のリスクに晒される金融資産について生じる。偶発的なエクスポージャーについては、信用リスクに対する最大エクスポージャーは、かかる商品について請求を受けた場合に当グループが支払わなければならない最大額である。未実行与信枠について、信用リスクに対する最大エクスポージャーは、与信枠の総額である。

以下の表は、受入担保またはその他の信用補完考慮前のオン・バランスシートおよびオフ・バランスシート上の金融商品の信用リスクに対する最大エクスポージャーを示している。

2011年3月31日現在	計上額	信用リスクに対する最大エクスポージャー	
		除外 ⁽¹⁾	除外 ⁽¹⁾
	(単位：百万ドル)		
流動資産	22,803	1,803	21,000
他の金融機関に対する債権	7,479	-	7,479
売買目的有価証券	28,966	-	28,966
デリバティブ金融商品 ⁽²⁾	29,646	-	29,646
売却可能資産	18,323	407	17,916
正味貸付金、前渡金および支払承諾	375,883	-	375,883
その他金融資産 ⁽³⁾	7,255	-	7,255
	490,355	2,210	488,145
未実行与信枠	122,570	-	122,570
偶発与信枠	29,793	-	29,793
	152,363	-	152,363
合計	642,718	2,210	640,508

2010年9月30日現在	計上額	信用リスクに対する最大エクスポージャー	
		除外 ⁽¹⁾	
		(単位：百万ドル)	
流動資産	21,521	2,793	18,728
他の金融機関に対する債権	5,481	-	5,481
売買目的有価証券	33,515	-	33,515
デリバティブ金融商品 ⁽²⁾	37,821	-	37,821
売却可能資産	20,742	445	20,297
正味貸付金、前渡金および支払承諾	360,816	-	360,816
その他金融資産 ⁽³⁾	5,593	-	5,593
	485,489	3,238	482,251
未実行与信枠	124,029	-	124,029
偶発与信枠	27,485	-	27,485
	151,514	-	151,514
合計	637,003	3,238	633,765

2010年3月31日現在	計上額	信用リスクに対する最大エクスポージャー	
		除外 ⁽¹⁾	
		(単位：百万ドル)	
流動資産	22,626	3,462	19,164
他の金融機関に対する債権	6,894	-	6,894
売買目的有価証券	33,274	-	33,274
デリバティブ金融商品 ⁽²⁾	27,630	-	27,630
売却可能資産	17,777	527	17,250
正味貸付金、前渡金および支払承諾	347,862	-	347,862
その他金融資産 ⁽³⁾	5,233	-	5,233
	461,296	3,989	457,307
未実行与信枠	110,502	-	110,502
偶発与信枠	25,251	-	25,251
	135,753	-	135,753
合計	597,049	3,989	593,060

(1) 流動資産については現預金、売却可能資産については持分商品が含まれている。

(2) デリバティブ金融商品は信用評価調整額考慮後の値である。

(3) 主として約定日資産および未収利息から構成される。

信用度別金融資産内訳

2011年3月31日現在	延滞も減損もしていない	延滞しているが減損はしていない			減損	合計
		条件緩和済み				
		(単位：百万ドル)				
流動資産	21,000	-	-	-	21,000	
他の金融機関に対する債権	7,479	-	-	-	7,479	
売買目的有価証券	28,966	-	-	-	28,966	
デリバティブ金融商品 ⁽¹⁾	29,592	-	13	41	29,646	
売却可能資産	17,916	-	-	-	17,916	
正味貸付金、前渡金および支払承諾	355,411	14,578	691	5,203	375,883	
その他金融資産 ⁽²⁾	7,255	-	-	-	7,255	
信用関連コミットメント ⁽³⁾	152,090	-	-	273	152,363	
	619,709	14,578	704	5,517	640,508	

2010年9月30日現在	延滞も減損もしていない	延滞しているが減損はしていない	条件緩和済み	減損	合計
	(単位：百万ドル)				
流動資産	18,728	-	-	-	18,728
他の金融機関に対する債権	5,481	-	-	-	5,481
売買目的有価証券	33,515	-	-	-	33,515
デリバティブ金融商品 ⁽¹⁾	37,752	-	18	51	37,821
売却可能資産	20,297	-	-	-	20,297
正味貸付金、前渡金および支払承諾	342,755	11,863	123	6,075	360,816
その他金融資産 ⁽²⁾	5,593	-	-	-	5,593
信用関連コミットメント ⁽³⁾	151,220	-	-	294	151,514
	615,341	11,863	141	6,420	633,765

2010年3月31日現在	延滞も減損もしていない	延滞しているが減損はしていない	条件緩和済み	減損	合計
	(単位：百万ドル)				
流動資産	19,164	-	-	-	19,164
他の金融機関に対する債権	6,894	-	-	-	6,894
売買目的有価証券	33,274	-	-	-	33,274
デリバティブ金融商品 ⁽¹⁾	27,561	-	2	67	27,630
売却可能資産	17,250	-	-	-	17,250
正味貸付金、前渡金および支払承諾	329,835	12,139	558	5,330	347,862
その他金融資産 ⁽²⁾	5,233	-	-	-	5,233
信用関連コミットメント ⁽³⁾	135,149	-	-	604	135,753
	574,360	12,139	560	6,001	593,060

(1) 減損しているときみなされるデリバティブ資産は、信用評価調整後の値である。

(2) 主として約定日資産および未収利息から構成される。

(3) 未実行の与信枠および顧客の偶発債務から構成される。

延滞も減損もしていない金融資産の信用度

当グループは、金融資産の信用度を、その時点におけるデフォルト確率に基づいた内部格付を用いて管理している。当グループの統一の測定基準は、外部格付機関の測定基準と合わせて作成されているため、広範な比較が可能になっている。

2011年3月31日現在	信用度の高い顧客 ⁽¹⁾	受入れ可能なリスクを有する顧客 ⁽²⁾	基準を満たさないが延滞も減損もしていない顧客 ⁽³⁾	合計
	(単位：百万ドル)			
流動資産	20,505	409	86	21,000
他の金融機関に対する債権	6,536	811	132	7,479
売買目的有価証券	27,775	1,175	16	28,966
デリバティブ金融商品	28,263	763	566	29,592
売却可能資産	16,754	1,162	-	17,916
正味貸付金、前渡金および支払承諾	246,485	88,902	20,024	355,411
その他金融資産 ⁽⁴⁾	6,851	330	74	7,255
信用関連コミットメント ⁽⁵⁾	121,389	27,571	3,130	152,090
	474,558	121,123	24,028	619,709

2010年9月30日現在	信用度の高い 顧客 ⁽¹⁾	受入れ可能な リスクを 有する顧客 ⁽²⁾	基準を満たさな いが延滞も減損 もしていない顧 客 ⁽³⁾	合計
			(単位：百万ドル)	
流動資産	18,182	468	78	18,728
他の金融機関に対する債権	4,880	424	177	5,481
売買目的有価証券	32,466	1,017	32	33,515
デリバティブ金融商品	36,464	775	513	37,752
売却可能資産	19,026	1,271	-	20,297
正味貸付金、前渡金および支払承諾	231,642	91,241	19,872	342,755
その他金融資産 ⁽⁴⁾	5,125	385	83	5,593
信用関連コミットメント ⁽⁵⁾	123,083	24,544	3,593	151,220
	470,868	120,125	24,348	615,341

2010年3月31日現在	信用度の高い 顧客 ⁽¹⁾	受入れ可能な リスクを 有する顧客 ⁽²⁾	基準を満たさな いが延滞も減損 もしていない顧 客 ⁽³⁾	合計
			(単位：百万ドル)	
流動資産	18,957	177	30	19,164
他の金融機関に対する債権	6,376	290	228	6,894
売買目的有価証券	32,262	1,012	-	33,274
デリバティブ金融商品	26,292	828	441	27,561
売却可能資産	15,938	1,312	-	17,250
正味貸付金、前渡金および支払承諾	219,878	90,822	19,135	329,835
その他金融資産 ⁽⁴⁾	4,837	327	69	5,233
信用関連コミットメント ⁽⁵⁾	110,250	22,296	2,603	135,149
	434,790	117,064	22,506	574,360

- (1) 長期にわたる営業活動および財務実績において優れた安定性を示し、債務返済能力が予測可能な事象に対してそれほど脆弱ではない顧客。この格付けは、ムーディーズの「Aaa」～「Baa3」格、スタンダード・アンド・プアーズの「AAA」～「BBB-」格に概ね相応する。
- (2) 景気循環傾向および利益の変動性の影響を受けやすい顧客が一部存在する可能性があるものの、中長期にわたり健全な営業上および財政上の安定性を一貫して示している顧客。この格付けは、ムーディーズの「Ba2」～「Ba3」格、スタンダード・アンド・プアーズの「BB」～「BB-」格に概ね相応する。
- (3) 短期および場合によっては中期にわたり収益性および流動性の変動および不確実性が予想されることから、いくらかの営業上および財政上の不安定性を示している顧客。この格付けは、ムーディーズの「B1」～「Caa」格、スタンダード・アンド・プアーズの「B+」～「CCC」格に概ね相応する。
- (4) 主として約定日資産および未収利息から構成される。
- (5) 未実行のコミットメントおよび顧客の偶発債務から構成される。

延滞しているが減損していない金融資産の滞留期間分析

当グループは、延滞貸出金の滞留期間分析を利用して、現れつつある信用リスクの測定および管理を行っている。延滞しているが減損していない金融資産には、一元的にポートフォリオベースで評価、承認および管理され、延滞期間が180日となるまで正常債権として保有することが可能な金融資産（例として、クレジットカードおよび個人ローン）、および個別に管理される金融資産が含まれる。

住宅ローンなど、個人顧客向け信用エクスポージャーの大部分は、通常、十分な担保が供されている。すなわち、担保価値は未回収残高を回収するのに十分な金額である。

2011年3月31日現在	1～5 日間	6～29 日間	30～59 日間	60～89 日間	90日間超	合計
	(単位：百万ドル)					
流動資産	-	-	-	-	-	-
他の金融機関に対する債権	-	-	-	-	-	-
売買目的有価証券	-	-	-	-	-	-
デリバティブ金融商品	-	-	-	-	-	-
売却可能資産	-	-	-	-	-	-
正味貸付金、前渡金および支払承諾	2,583	6,222	2,509	1,309	1,955	14,578
その他金融資産 ⁽¹⁾	-	-	-	-	-	-
信用関連コミットメント ⁽²⁾	-	-	-	-	-	-
	2,583	6,222	2,509	1,309	1,955	14,578
	(単位：百万ドル)					
流動資産	-	-	-	-	-	-
他の金融機関に対する債権	-	-	-	-	-	-
売買目的有価証券	-	-	-	-	-	-
デリバティブ金融商品	-	-	-	-	-	-
売却可能資産	-	-	-	-	-	-
正味貸付金、前渡金および支払承諾	2,267	5,494	1,669	878	1,555	11,863
その他金融資産 ⁽¹⁾	-	-	-	-	-	-
信用関連コミットメント ⁽²⁾	-	-	-	-	-	-
	2,267	5,494	1,669	878	1,555	11,863
	(単位：百万ドル)					
流動資産	-	-	-	-	-	-
他の金融機関に対する債権	-	-	-	-	-	-
売買目的有価証券	-	-	-	-	-	-
デリバティブ金融商品	-	-	-	-	-	-
売却可能資産	-	-	-	-	-	-
正味貸付金、前渡金および支払承諾	2,224	5,608	1,951	833	1,523	12,139
その他金融資産 ⁽¹⁾	-	-	-	-	-	-
信用関連コミットメント ⁽²⁾	-	-	-	-	-	-
	2,224	5,608	1,951	833	1,523	12,139

(1) 主として約定日資産および未収利息から構成される。

(2) 未実行の与信枠および顧客の偶発債務から構成される。

個別に減損している金融資産

ANZは、定期的にポートフォリオを検証し、契約条件を遵守しているかをモニターしている。与信枠の回収可能性に関して疑いが生じた場合、当該金融商品（または「当該与信枠」）は個別に減損している金融資産に分類および計上され、これに対する個別引当金が設定される。

ANZの2010年年次報告書における重要な会計方針の概要に記載したように、償却原価で貸借対照表に計上される金融商品には引当金が設定されている。公正価値で計上される金融商品に関しては、減損引当金は、公正価値の全般的な変動の一部として処理され、計上された帳簿価額から直接減額される。

	減損が生じている金融商品			個別引当金残高		
	2011年3月 中間期末	2010年9月 期末	2010年3月 中間期末	2011年3月 中間期末	2010年9月 期末	2010年3月 中間期末
	(単位：百万ドル)					
流動資産	-	-	-	-	-	-
他の金融機関に対する債権	-	-	-	-	-	-
売買目的有価証券	-	-	-	-	-	-
デリバティブ金融商品 ⁽¹⁾	41	51	67	-	-	-
売却可能資産	-	-	-	-	-	-
正味貸付金、前渡金および支払承諾	5,203	6,075	5,330	1,700	1,849	1,560
その他金融資産 ⁽²⁾	-	-	-	-	-	-
信用関連コミットメント ⁽³⁾	273	294	604	17	26	33
合計	5,517	6,420	6,001	1,717	1,875	1,593

(1) デリバティブ金融商品は信用評価調整額控除後の値である。

(2) 主として約定日資産および未収利息から構成される。

(3) 未実行の与信枠および顧客の偶発債務から構成される。

	2011年3月 中間期末	2010年9月 期末	2010年3月 中間期末
	(単位：百万ドル)		
エクスポージャーの金額別の減損資産および条件緩和債権			
10百万ドル未満	2,407	2,461	1,897
10～100百万ドル	2,561	2,365	1,938
100百万ドル超	1,253	1,735	2,726
減損資産総額 ⁽¹⁾	6,221	6,561	6,561
控除：個別減損引当金	(1,717)	(1,875)	(1,593)
減損資産純額	4,504	4,686	4,968

(1) 704百万ドルの条件緩和債権が算入されている（2010年9月：141百万ドル、2010年3月：560百万ドル）。

10. 貸倒引当金

	2011年3月 中間期	2010年9月 中間期	2010年3月 中間期	2011年 3月期 対2010年 9月期 増減率	2011年 3月期 対2010年 3月期 増減率
	(単位：百万ドル)			(単位：%)	
一括引当金					
期首残高	3,153	3,037	3,000	4	5
損益計算書上の繰入額/(戻入 額)	65	(40)	36	大	81
取得した引当金	-	191	49	-100	-100
為替変動調整	(41)	(35)	(48)	17	-15
一括引当金合計 ⁽¹⁾	3,177	3,153	3,037	1	5
個別引当金					
期首残高	1,875	1,593	1,526	18	23
貸付金および前渡金に関する損益 計算書上の繰入額	594	744	1,026	-20	-42
取得した引当金	-	355	39	-100	-100
為替変動調整	(43)	(68)	(32)	-37	34
割引の振戻し	(103)	(104)	(61)	-1	69
貸倒償却	(703)	(730)	(963)	-4	-27
償却債権取立額	97	85	58	14	67
個別引当金合計	1,717	1,875	1,593	-8	8
貸倒引当金合計	4,894	5,028	4,630	-3	6

(1) 一括引当金は2011年3月31日現在のオフ・バランスシートの与信エクスポージャーに対する金額352百万ドルを含む(2010年9月：361百万ドル、2010年3月：355百万ドル)。2011年3月中間期の損益計算書への影響は5百万ドルの戻入であった(2010年9月中間期：5百万ドルの繰入、2010年3月中間期：40百万ドルの戻入)。

	2011年3月 中間期	2010年9月 中間期	2010年3月 中間期	2011年 3月期 対2010年 9月期 増減率	2011年 3月期 対2010年 3月期 増減率
	(単位：百万ドル)			(単位：%)	
引当金増減の分析					
新規および増加した引当金					
オーストラリア	651	724	896	-10	-27
ニュージーランド	222	260	299	-15	-26
アジア太平洋、ヨーロッパおよび アメリカ	91	80	91	14	0
	964	1,064	1,286	-9	-25
引当金取崩	(273)	(235)	(202)	16	35
	691	829	1,084	-17	-36
償却債権取立額	(97)	(85)	(58)	14	67
貸付金および前渡金に関する個 別引当金繰入額	594	744	1,026	-20	-42
売却可能資産の減損	16	1	20	大	-20
損益計算書上の一括引当金繰入 額 / (戻入額)	65	(40)	36	大	81
損益計算書上の繰入額	675	705	1,082	-4	-38

	2011年3月 中間期末	2010年9月 期末	2010年3月 中間期末	2011年 3月末対 2010年 9月末 増減率	2011年 3月末対 2010年 3月末 増減率
	(単位：百万ドル)			(単位：%)	
個別引当金残高					
オーストラリア	938	977	1,009	-4	-7
ニュージーランド	406	469	471	-13	-14
アジア太平洋、ヨーロッパおよび アメリカ	373	429	113	-13	大
個別引当金合計	1,717	1,875	1,593	-8	8

[前へ](#) [次へ](#)

11. 預金およびその他の借入金

	2011年3月 中間期末	2010年9月 期末	2010年3月 中間期末	2011年 3月末対 2010年 9月末 増減率	2011年 3月末対 2010年 3月末 増減率
	(単位：百万ドル)			(単位：%)	
譲渡性預金	51,513	39,530	44,695	30	15
定期預金	144,267	136,556	119,204	6	21
その他利付預金	112,327	109,265	107,110	3	5
無利息預金	10,631	10,598	9,966	0	7
コマーシャル・ペーパー	10,769	11,641	16,525	-7	-35
連結子会社の借入債務	1,669	1,756	2,173	-5	-23
その他借入金	2,212	2,126	2,084	4	6
預金およびその他の借入金合計	333,388	311,472	301,757	7	10

12. 借入金

	2011年3月 中間期末	2010年9月 期末	2010年3月 中間期末	2011年 3月末対 2010年 9月末 増減率	2011年 3月末対 2010年 3月末 増減率
	(単位：百万ドル)			(単位：%)	
革新的ハイブリッド・ローン・ キャピタル					
米国複合信託証券 ⁽¹⁾	788	866	890	-9	-11
非革新的ハイブリッド・ローン ・キャピタル					
ANZ転換優先株式 ⁽²⁾	1,081	1,081	1,081	0	0
ANZ転換優先株式II ⁽³⁾	1,969	1,969	1,969	0	0
英国ハイブリッド証券 ⁽⁴⁾	701	737	741	-5	-5
永久劣後債	905	946	975	-4	-7
劣後債	6,221	6,717	7,857	-7	-21
借入金合計	11,665	12,316	13,513	-5	-14

(1) 借入金750百万米ドルは、預金者ならびに親会社（当行）および社債を発行した被支配法人の他のすべての債権者に対し支払順位に関して劣後する。この証券は2013年12月15日に発行体による償還が可能で、満期前に償還されない限り、2053年12月15日に5%割引を適用した価格で、ANZ普通株式に転換される。この転換優先株式は、自己資本規制に関してオーストラリア適正規制庁が定義する基本的項目（ティア1）に含まれる。

(2) 2008年9月30日、ANZは転換優先株式を発行した。ANZが同優先株式買戻しのために第三者を選定しない限り、あるいは同優先株式が早期に交換されない限り、これらの優先株式は2014年6月16日に2.5%の割引を適用した価格でANZ普通株式に転換される（ただし、所定の条件を満たす必要がある）。この転換優先株式は、自己資本規制に関してオーストラリア適正規制庁が定義する基本的項目（ティア1）に含まれる。

(3) 2009年12月17日、ANZは転換可能優先株式を発行した。ANZが同優先株式買戻しのために第三者を選定しない限り、あるいは同優先株式が早期に交換されない限り、これらの優先株式は2016年12月15日に、1%の割引を適用した価格でANZ普通株式に転換される（ただし、所定の条件を満たす必要がある）。転換優先株式は、自己資本規制に関してオーストラリア適正規制庁が定義する基本的項目（ティア1）に含まれる。

(4) 借入金450百万英ポンドは、預金者ならびに親会社（当行）および社債を発行した被支配法人の他のすべての債権者に対し支払順位に関して劣後する。この借入金は、ANZが同優先株式買戻しのために第三者を選定しない限り、あるいは同優先株式が早期に交換されない限り、これらの優先株式は2012年6月15日に5%の割引を適用した価格でANZ普通株式に転換される（ただし、所定の条件を満たす必要がある）。この転換優先株式は、自己資本規制に関してオーストラリア適正規制庁が定義する基本的項目（ティア1）に含まれる。

13. 株式資本

発行済み上場株式

	上場株式数	1株当たり 発行価格	1株当たり 払込額
普通株式			
2011年3月31日 現在	2,596,425,480		
2011年3月中間期中の発行数	36,763,055		
優先株式			
2011年3月31日 現在			
ユーロ信託証券 ⁽¹⁾	500,000	€ 1,000	€ 1,000

(1) 2004年12月13日、当グループは500百万ユーロのハイブリッド・キャピタルを発行した。この商品は、ANZキャピタル・トラストが発行した変動利付非累積的信託証券で構成されている。各信託証券は、オーストラリア・ニュージーランド銀行発行の全額払込済優先株式（1株当たり1,000ユーロの清算時残余財産優先配分請求権付）1株と綴合されたANZジャクソン・ファンディングPLC発行の2053年償還変動利付劣後債の元本1,000ユーロで構成されている1口を示す。

	2011年3月 中間期	2010年9月 中間期	2010年3月 中間期
期末現在の株主資本（優先株式を含む）に対する利益の割合（年率換算） (1)	15.2%	15.1%	11.9%

(1) 株主に帰属する利益

14. 株主資本

	2011年3月	2010年9月	2010年3月	2011年	2011年
	中間期	中間期	中間期	3月期	3月期
	(単位：百万ドル)			対2010年	
				9月期	3月期
				増減率	増減率
				(単位：%)	
株式資本					
期首残高	20,757	20,165	20,022	3	4
普通株式資本					
自己株式 ⁽¹⁾⁽²⁾	(137)	(10)	(68)	大	大
配当再投資制度	712	507	500	40	42
グループ従業員株式購入制度	105	67	62	57	69
OnePathオーストラリア保有の自己株式 ⁽³⁾	1	6	(366)	-83	大
グループ株式オプション制度	27	22	15	23	80
株式資本合計	21,465	20,757	20,165	3	6
外貨換算調整準備金					
期首残高	(2,742)	(2,381)	(1,725)	15	59
外貨換算調整 (税引後、ヘッジ控除後)	(557)	(361)	(656)	54	-15
外貨換算調整準備金合計	(3,299)	(2,742)	(2,381)	20	39
株式オプション準備金⁽⁴⁾					
期首残高	64	61	69	5	-7
株式報酬	(21)	7	-	大	該当なし
失効オプションの利益剰余金への振替	(1)	(4)	(8)	-75	-88
株式オプション準備金合計	42	64	61	-34	-31
売却可能資産再評価差額金⁽⁵⁾					
期首残高	80	119	(41)	-33	大
認識利益/(損失)(税引後)	(53)	(35)	147	51	大
損益計算書への振替	30	(4)	13	大	大
売却可能資産再評価差額金合計	57	80	119	-29	-52
ヘッジ準備金⁽⁶⁾					
期首残高	11	(76)	(90)	大	大
認識利益/(損失)(税引後)	22	115	23	-81	-4
損益計算書への振替	(4)	(28)	(9)	-86	-56
ヘッジ準備金合計	29	11	(76)	大	大
準備金合計	(3,171)	(2,587)	(2,277)	23	39
利益剰余金					
期首残高	15,921	14,629	14,129	9	13
当行株主に帰属する利益	2,664	2,576	1,925	3	38
失効オプションの株式オプション準備金からの振替	1	4	8	-75	-88
処分可能利益合計	18,586	17,209	16,062	8	16
確定給付年金制度に係る税引後保険数理利益/(損失) ⁽⁷⁾	33	10	(14)	大	大
改正会計基準AASB第3号(R)適用に伴う利益剰余金期首残高の調整	-	-	(39)	該当なし	-100
普通株式配当金支払額	(1,860)	(1,293)	(1,374)	44	35
当グループの生命保険法定基金で保有している自己株式に対する配当金	13	-	-	該当なし	該当なし
優先株式配当金支払額	(6)	(5)	(6)	20	0
利益剰余金期末残高	16,766	15,921	14,629	5	15
当行株主に帰属する株式資本および準備金	35,060	34,091	32,517	3	8
非支配持分	69	64	66	8	5
株主資本合計	35,129	34,155	32,583	3	8

- (1) 株式報酬制度に基づく支払額の決済を目的とした株式の市場買付。
- (2) 2011年3月31日現在の自己株式は、14,495,458株であった（2010年9月30日：11,472,666株、2010年3月31日：11,532,597株）。
- (3) OnePathオーストラリアの買収時に、同社保有のANZ株式に調整を加えた。2011年3月31日現在、OnePathオーストラリアが保有していた自己株式は16,776,922株であった（2010年9月30日：16,710,967株）。
- (4) 株式オプション準備金は、ANZ株式オプション制度に基づく、特定の従業員に対する株式オプション付与により発生する。当該金額は、オプションが行使されたときに準備金から株式資本に振替えられる。
- (5) 売却可能資産再評価差額は、売却可能資産の再評価により発生する。再評価された金融資産が売却されると、その金融資産に関連する部分の差額金の実現し、損益計算書に計上される。再評価された金融資産に減損が発生すると、その金融資産に関連する部分の差額は、損益計算書に計上される。
- (6) ヘッジ準備金とは、キャッシュフロー・ヘッジの有効部分について認識されるヘッジ損益である。ヘッジに係る累積繰延損益は、ヘッジ対象取引が損益に影響を与えるときに、適用される会計方針に従って損益計算書に計上される。
- (7) ANZはAASB第119号に基づき、確定給付退職年金制度に係る保険数理損益を利益剰余金に直接計上する方法を採用している。

15. 偶発債務および偶発資産

当グループに対する未解決の裁判訴訟、請求および請求の可能性は存在するものの、その総額を容易に数値化することはできない。当行は、適切な法的な助言を得ており、かかる助言に照らして、必要と考えられる引当金を計上している。当行は、当グループの利益を害する可能性があるため、場合により、財務上の影響額の見積りを開示していない。

最新の偶発債務および偶発資産の詳細なリストについては、2010年度ANZ年次報告書における注記44（訳者注：平成23年1月6日提出の有価証券報告書の「第6．経理の状況」に掲載）を参照のこと。以下に重要な事項の要約を示している。

・特例手数料集団訴訟

2010年9月22日、訴訟費用融資会社であるIMF（オーストラリア）リミテッドは、ANZの顧客2万7,000人の代理人として、過去6年間にわたり（取引を決済する残高が不足していた場合に）これらの顧客に対して課された特例手数料50百万ドル超に関連して、ANZに対して集団訴訟を提起した。訴訟手続はまだ初期段階であり、ANZは抗弁している。

・有価証券貸付

ANZの有価証券貸付事業を巡る事態は現在も進展しており、当面決着しない可能性がある。またANZを含め、様々な関連当事者に対して、さらなる行為（訴訟手続または規制当局による措置）が開始されるおそれもある。今後損害賠償請求を受けたとしても、かかる賠償請求が及ぼしうる影響または結果は、現時点では確認できない。賠償請求を受ければ、ANZはそれを検討し、必要に応じて防御していく所存である。

2008年7月4日、ANZはプライムブローカー・セキュリティーズ・リミテッドの管財人兼管理人を指名した。2009年8月31日、陪席裁判官は管財人による法定請求を退け、とりわけ、ANZによるプライムブローカー管財人任命は無効という判決を下した。管財人は控訴しており、ANZもこれに加わった。

別の案件として、

- 2010年4月14日、プライムブローカーの清算人は、プライムブローカーの管財人およびANZに対して訴訟を起こし、特に2008年2月12日に清算人に対して行った請求は無効であると申し立てた。ANZに対する請求額は当初98百万ドルであったが、その後177百万ドル（プラス金利と費用）に増額された。
- 2010年7月15日、プライムブローカーと複数の関連会社は、ANZを含む当事者に対し、102百万ドルおよび特定の数値化できない金額を請求する訴訟を提起した。申立てには、不当・欺瞞行為、管財人の不正な任命および主張された株式投資契約の不履行などが含まれている。

ANZは2011年10月から始まる法定審問が予定されているこれらの訴訟に対して、抗弁を行っている。

16. キャッシュフロー計算書の注記

(a) 税引後純利益と営業活動による純キャッシュフローとの調整

	2011年3月 中間期 流入(流出)	2010年9月 中間期 流入(流出)	2010年3月 中間期 流入(流出)
	(単位:百万ドル)		
税引後利益	2,664	2,576	1,925
営業活動による純キャッシュフローと一致させるための調整			
貸倒引当金	675	705	1,082
デリバティブの信用リスク	(70)	12	(47)
損益に振り替えられた売却可能資産の減損	35	-	-
減価償却費および償却費	320	331	229
事業売却(益)/損	(6)	-	-
従業員受給権、事業再構築およびその他引当金	323	267	194
引当金からの支払い	(269)	(252)	(268)
土地建物および設備の売却(益)/損	(1)	4	4
売却可能有価証券売却(益)/損	4	(29)	(7)
受取利息に含まれるディスカウント/プレミアムの償却	(9)	(12)	(20)
株式に基づく報酬費用	74	79	64
保険契約者債務の変動	1,021	(247)	1,083
正味為替差益	(431)	(354)	(393)
売買目的デリバティブの純(利益)/損失	(350)	184	(89)
正味デリバティブ/外貨換算調整	960	(77)	735
営業資産の(増加)/減少			
売買目的有価証券	(1,755)	(311)	(1,693)
流動資産 3か月超	1,251	350	1,834
他の金融機関に対する債権 3か月超	(643)	(19)	(46)
保険契約者債務に対応する投資の純減少/(増加)	(981)	554	(1,045)
貸付金および前渡金	(12,449)	(12,201)	(4,843)
正味デリバティブ金融商品	(2,783)	(2,286)	463
未収利息	(40)	(88)	(93)
未収収益	54	(129)	(18)
正味税金資産	(94)	717	397
営業負債の増加/(減少)			
預金およびその他の借入金	13,970	5,242	9,484
他の金融機関に対する債務	(106)	4,808	(4,753)
支払債務およびその他の債務	1,744	(2,265)	977
未払利息	11	411	(248)
未払費用	(213)	319	44
その他	(184)	(199)	7
営業活動による/(使用された) 純キャッシュフロー	2,722	(1,910)	4,959

(b) 現金および現金同等物に関する調整

キャッシュフロー計算書に表示された期末の現金の金額と貸借対照表上の関連項目との関係は次のとおりである。

流動資産 - 3ヶ月未満	19,708	17,042	17,716
他の金融機関に対する債権 - 3ヶ月未満	6,234	4,862	6,291
	25,942	21,904	24,007

(c) 現金を伴わない財務活動

株式発行によって満たされる配当金	712	507	500
------------------	-----	-----	-----

17. セグメント分析

次表は各事業セグメントの収入および利益を示している。

	2011年3月 中間期	2010年9月 中間期	2010年3月 中間期	2011年 3月期対 2010年 9月期 増減率	2011年 3月期対 2010年 3月期 増減率
	(単位：百万ドル)			(単位：%)	
セグメント収入					
オーストラリア	6,064	6,031	5,093	1	19
アジア太平洋、ヨーロッパおよび アメリカ	1,283	1,120	883	15	45
ニュージーランド	1,258	1,324	1,241	-5	1
営業利益	8,605	8,475	7,217	2	19
セグメント利益					
オーストラリア	2,903	2,967	2,079	-2	40
アジア太平洋、ヨーロッパおよび アメリカ	495	306	282	62	76
ニュージーランド	506	575	392	-12	29
税引前利益	3,904	3,848	2,753	1	42

18. グループ構成の変更

重要な法人の買収

2011年3月中間期に買収した重要な法人はなかった。

2010年9月30日に終了した事業年度に、当グループは以下の買収を行った。

- ・ OnePathオーストラリアおよびOnePathニュージーランド（旧INGオーストラリアおよびINGニュージーランド（ING））
2009年11月30日、当グループはオーストラリアおよびニュージーランドのANZとINGのジョイントベンチャーにおける残りの51%の株式を買収して、持分比率を100%に引き上げた。2010年3月31日および2010年9月30日に終了した中間期の業績には、2009年11月30日以降の完全所有の財務影響が含まれている。2009年10月1日から同年11月30日までの間、本件の投資はジョイントベンチャーとして会計処理されていた。
- ・ ランドマーク・ファイナンシャル・サービスズ（「ランドマーク」） 2010年3月1日、当グループはランドマーク・ファイナンシャル・サービスズの事業のAWBグループからの買収を完了した。
- ・ ロイヤル・バンク・オブ・スコットランド・グループ・ピーエルシー（RBS）の一部事業の買収は、2009年11月21日にフィリピン、2009年12月5日にベトナム、2010年3月20日に香港、2010年4月17日に台湾、2010年5月15日にシンガポール、そして2010年6月12日にインドネシアにおいてそれぞれ完了した。これらの買収が財務面に及ぼした影響は、それぞれの日付から含められている。

重要な被支配法人の処分

2011年3月31日に終了した中間期および2010年9月30日に終了した事業年度において、処分した重要な被支配法人はなかった。

19. 企業結合

2010年9月30日に終了した事業年度において、当グループはいくつかの買収を行った（注記18参照）。OnePathおよびランドマークの買収に関して暫定会計処理期間は終了したが、取得資産および引受負債の残高について、2010年9月30日現在で計上した暫定値からの重要な変動はなかった。

2010年9月30日に終了した事業年度中に、ANZは、ロイヤル・バンク・オブ・スコットランドの台湾、シンガポール、インドネシアおよび香港におけるリテール、富裕層および商業銀行事業、ならびに台湾、フィリピンおよびベトナムにおける法人事業を取得した。

フィリピン、ベトナムおよび香港における買収の暫定会計処理期間は終了したが、台湾については2011年4月17日に終了し、インドネシアおよびシンガポールについては公正価値評価手続きが完了していないため引き続き未了となっている。2011年3月31日現在、32百万ドルの無形資産に加え、114百万ドルののれん（内、19百万ドルは確定値、95百万ドルは暫定値）が認識されている。2010年9月30日現在で、RBS関係の取得全体に関連して、暫定的な会計処理として141百万ドルののれんおよび無形資産が認識されていた。

20. 関連会社、ジョイントベンチャーおよび投資

	2011年3月 中間期	2010年9月 中間期	2010年3月 中間期
税引後利益	243	232	201

(単位：百万ドル)

利益貢献額⁽¹⁾

	当グループの税引前利益への貢献			当グループが保有する所有持分		
	2011年3月 中間期	2010年9月 中間期	2010年3月 中間期	2011年3月 中間期末	2010年9月 期末	2010年3月 中間期末
	(単位：百万ドル)			(%)		
関連会社						
PT バンク・パン・インドネシア	40	39	40	39	39	39
メトロバンク・カード・コーポ レーション・インク	4	5	5	40	40	40
天津銀行 ⁽²⁾	28	35	33	20	20	20
AMMBホールディングスBerhad	53	80	34	24	24	24
上海農村商業銀行	102	56	24	20	20	20
サイゴン証券会社	2	6	3	18	18	18
その他の関連会社	14	11	6	該当なし	該当なし	該当なし
ジョイントベンチャー						
OnePathオーストラリア・リミ テッド ⁽³⁾	-	-	28	100	100	100
OnePath NZ ホールディングス・ リミテッド ⁽³⁾	-	-	5	100	100	100
ディバーシファイド・イールド ・ファンドおよび ディバーシ ファイド・インカム・ファンド ⁽⁴⁾	-	-	23	99	99	99

- (1) IFRSの適用、当グループの方針および取得に関する調整により、金額はこれらの関連会社、ジョイントベンチャーが公表した金額と異なっている。この差異は、2011年3月中間期で61百万ドル（2010年9月中間期：64百万ドル、2010年3月中間期：15百万ドル）であった。
- (2) 当グループは、新株引受権の割り当てを受けており、現行の持分割合である20%は維持される。新株の発行には現地規制当局の承認が必要である。
- (3) 完全所有となる前の2009年11月30日までは、ジョイントベンチャーとして会計処理されていた。
- (4) OnePath (NZ) ホールディングス・リミテッドを完全取得する前の2009年11月30日までは関連会社として会計処理されていたディバーシファイド・イールド・ファンドおよびディバーシファイド・インカム・ファンドで保有していた有価証券の公正価値の増加を示す。

21. 関連当事者に関する開示

関連当事者取引において、重大な変更はなかった。2010年年次報告書の注記47および注記48（訳者注：平成23年1月6日提出の有価証券報告書の「第6．経理の状況」に掲載）を参照。

22. 為替相場

海外の被支配法人および支店の業績、ならびに関連会社およびジョイントベンチャーへの投資の換算に用いられた主な為替相場は、次のとおりである。

	貸借対照表			損益平均		
	2011年3月 中間期末	2010年9月 期末	2010年3月 中間期末	2011年3月 中間期	2010年9月 中間期	2010年3月 中間期
ユーロ	0.7305	0.7111	0.6829	0.7303	0.6932	0.6330
英ポンド	0.6415	0.6105	0.6073	0.6258	0.5866	0.5671
ニュージーランドドル	1.3588	1.3139	1.2902	1.3158	1.2591	1.2615
米ドル	1.0333	0.9668	0.9156	0.9956	0.8920	0.9060
人民元	6.7742	6.4687	6.2496	6.5906	6.0632	6.1855
インドネシア・ルピア	8997.5	8625.3	8348.4	8895.0	8073.6	8486.8
マレーシア・リングgit	3.1266	2.9850	2.9962	3.0679	2.8474	3.0696
パプア・ニューギニア・キナ	2.6596	2.5920	2.5222	2.6148	2.4577	2.4563

23. 貸借対照表日以降の重要な事象

2011年3月31日から本報告書の日付の間に発生した重要な事象はない。

[前へ](#)

2【その他】

(1)後発事象

上記「1．財務書類、注記23（貸借対照表日以降の重要な事象）」および「第一部 企業情報 - 第3 事業の状況 - 1．業績等の概要 - C．最近の動向」を参照のこと。

(2)訴訟等

当グループに対して係属中の裁判、請求および請求の可能性があるが、その総額については容易には算定できない。適切な法律上の助言を得ており、かかる助言に照らして、必要と考えられる引当金が引当てられている。

当グループの重要な訴訟の詳細については、上記「1．財務書類、注記15（偶発債務および偶発資産）」を参照のこと。

3【日本とオーストラリアとの会計原則の相違】

オーストラリア会計基準、オーストラリア会計基準審議会の解釈、およびオーストラリア会計基準審議会が発行したその他の権威ある公表文書（「オーストラリアGAAP」または「AGAAP」）と日本の一般に公正妥当と認められている会計原則（「日本基準」）の相違は以下のとおりである。

以下の記述は、当グループが適用するAGAAPのうちで重要と考えられるものと日本基準の差異を概説したものである。当グループは、連結財務書類および関連注記に関して、AGAAPと日本基準との間の比較表を作成しておらず、かかる差異を定量化していない。したがって、以下のAGAAPと日本基準の差異の概説が完全であるという保証はない。

投資の決定にあたって、投資家は当グループ、申込の条件および財務情報に関する自らの検証に依拠しなければならない。投資家はAGAAPと日本基準の差異、およびそれらの差異がどのように本書の財務情報に影響を与えるかを理解するために、自身の専門アドバイザーに相談すべきである。

AGAAPおよび日本基準を公表する組織は、このような比較に将来重要な影響を与えうる継続的な計画を抱えている。さらに、会計基準の変更の結果として、AGAAPおよび日本基準の将来の差異を明確にするための努力はなされていない。

投資家は、投資を行うかどうかの決定にあたって、AGAAPと日本基準とでは結果が大きく異なりうることを前提とすべきである。ANZの連結当期純利益、資産および株主持分の決定に影響を与える可能性がある、AGAAPおよび日本基準の間の重要な差異は、以下のとおりである。

(a) 株式報酬

AGAAPのもとでは、ストック・オプション、株式購入権およびその他の株式報酬は、付与されたオプションまたは株式の付与日における公正価値に基づき算定する。当該費用は、権利確定期間にわたり定額法で損益計算書に計上されるか、あるいは株式が即座に権利確定する場合には損益計算書に直ちに計上される。これらの制度に基づき付与されるオプションの公正価値は、オプション価格決定モデルを用いて算定される。また、AGAAPのもとでは、株価に関する条件が充たされずに権利の確定後に失効が生じた場合、損益計算書への調整は行わない。

日本においては、持分決済型のストック・オプションおよび株式報酬（「ストック・オプション等」）に関して「ストック・オプション等に関する会計基準」が2006年5月1日以後に付与されるストック・オプション等について適用されている。日本基準では、権利の確定後に失効が生じた場合、以前に計上された株式報酬費用は戻し入れられ、損益計算書に戻入益を計上する。この点を除いて、この会計基準の適用後の日本基準とAGAAPとの間には重要な差異はない。

(b) のれん

AGAAPのもとでは、企業結合で取得したのれんは償却される代わりに毎年減損についてテストし、また事象や状況の変化が減損の可能性を示している場合は、より頻繁に減損テストを実施する。その後ののれんに係る減損損失の戻し入れは禁止されている。

日本においては、企業結合により発生するのれんの償却は20年以内の期間にわたって定期的に償却される。なお、のれんの未償却簿価は減損会計の適用対象となる。

(c) 金融商品の公正価値

AGAAPのもとでは、デリバティブ（ヘッジ会計が適用されたものおよびヘッジ会計が適用されなかったもの）ならびに売買目的有価証券および売却可能有価証券に限らず、すべての金融商品について公正価値の開示が要求されている。

金融商品の公正価値の開示には公正価値の階層を利用する金融商品の分類についての情報を含む。日本基準においてはこれらの開示は要求されていない。

(d) 資産の減損

AGAAPのもとでは、各報告日において、会社は有形固定資産または無形資産に減損の兆候があるかどうかを評価する。減損の兆候がある場合、会社は回収可能金額を見積り、当該回収可能金額が資産の簿価より小さい場合には、当該差額を減損として認識する。なお、回収可能金額は、資産の公正価値から売却費用を控除した金額と、将来のキャッシュフローを現在価値に割引いて算出した使用価値のいずれか高い方の額である。

無形資産（のれんを除く）または有形固定資産についての減損損失は、回復の都度、収益認識する。但し、収益認識により増加する資産額は、減損処理前の価額を超えてはならない。なお、のれんに対する減損損失の戻し入れは行われない。

日本基準の減損会計も、基本的にAGAAPと同様である。しかしながら、日本基準の場合、減損損失を算定する前に簿価と割引前見積将来キャッシュフローとを比較し、簿価が高い場合に限り、AGAAPと同様の方法により、割引将来キャッシュフローや資産の公正価値を考慮して減損損失を算定する。一度認識した減損損失を、その後戻し入れることは認められていない。

(e) 金融資産の譲渡による認識の中止

AGAAPのもとでは、金融資産の譲渡による認識の中止は、支配およびリスク／経済価値アプローチに基づいて行われる。企業が（特定の要件を満たし）、キャッシュフローに対する権利を譲渡し、当該金融資産の所有に対するリスクと経済価値のほぼすべてを移転する場合に、金融資産の認識は中止される。実質的にすべてのリスクおよび経済価値が留保も移転もされない取引においては、当該資産に対する支配権が失われた場合に当該資産の認識は中止される。一方、金融資産に対する支配の一部が留保される譲渡取引においては、継続的に関与する資産について認識を継続する。

日本基準においては、財務構成要素アプローチに基づき、金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転した場合に、金融資産の譲渡による認識の中止を行う。金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転するのは、(a) 譲渡された金融資産に対する譲受人の契約上の権利が譲渡人およびその債権者から法的に保全され、(b) 譲受人が譲渡された金融資産の契約上の権利を直接または間接に通常の方法で享受でき、(c) 譲渡人が譲渡した金融資産を当該金融資産の満期前に買戻すまたは償還する権利および義務を実質的に有していない場合である。

(f) 公正価値オプション指定

AGAAPのもとでは、一定の条件が満たされた場合、金融資産、金融負債を当初認識時に「損益を通じて公正価値で測定する」項目に区分し、当初認識以降の測定により発生した公正価値差額を損益計算書に計上することが認められている。

日本基準においては、公正価値オプション指定は認められていない。

(g) ヘッジ会計

AGAAPのもとでは、公正価値ヘッジ、キャッシュフロー・ヘッジ、海外事業に対する純投資ヘッジが認められている。公正価値ヘッジの場合、ヘッジされたりリスクに起因するヘッジ対象の公正価値の変動とヘッジ手段の公正価値の変動は、ともに損益計算書に計上される。キャッシュフロー・ヘッジまたは海外事業に対する純投資ヘッジの場合、ヘッジ手段の公正価値の変動のうち有効部分は資本に計上され、非有効部分は直ちに損益計算書に計上される。資本に計上された有効部分は、ヘッジ対象の損益が損益計算書に計上されるときにあわせて、資本から損益計算書に振替えられる。

日本基準においても、AGAAPと同様のヘッジが認められる。但し、会計処理については、公正価値ヘッジを含むすべてのヘッジに原則として「繰延ヘッジ」が適用される。「繰延ヘッジ」とは、ヘッジ手段の公正価値の変動を、対応するヘッジ対象の損益が認識されるまで純資産に計上する方法である。この例外として、いわゆる「その他有価証券」である売却可能有価証券については、上記AGAAPの公正価値ヘッジと同様に、公正価値の変動を損益計算書に計上する会計処理が認められている。

(h) 過年度の財務書類の修正再表示

AGAAPのもとでは、会計原則に変更があった場合（新たな会計基準が公表された場合を含む）、または過年度の財務書類に重要かつ基本的な誤りが発見された場合には、過年度の財務書類は一般的に、当該変更または誤りを反映して再表示される。

現在、日本基準においては、会計原則の変更または誤謬の影響は、それが明らかとなった年度の財務書類に反映される。過年度の財務書類の修正再表示は認められていない。しかし、2011年4月1日以降開始する報告期間について有効となる日本基準の新しい基準では、日本基準による会計はAGAAPと同じようになる。

(i) 連結

AGAAPのもとでは、すべての子会社は連結財務書類に含まれるが、他方日本基準では、一時的に保有される場合、一定の子会社は連結財務書類から除外される。

AGAAPのもとでは、特別目的会社（SPE）は、関係性の実体が投資家がSPEを支配していることを示す場合、例外なく、連結される。日本基準では、SPEが連結されるか否かを決定するためにリスクと利益が考慮される。特定のSPEは、公正価値で譲渡された資産からの運用益を享受するために組織され経営されている場合、子会社ではないとみなされる。

(j) 企業合併

取得に関連するコストは、AGAAPのもとで負担する場合、同期間の費用として認識されるが、日本基準では取得原価に含まれる。

AGAAPのもとでは、取得者は非支配持分を公正価値または取得した識別可能純資産の認識金額に対する現在の所有証券の比例的割合で測定することができる。他方、日本基準では、少数持分は、純資産に基づき、公正価値での比例的割合で測定される。

AGAAPのもとでは、子会社に対する親会社の所有持分の変動は、持分取引として計上される。日本基準のもとでは、親会社の持分の増減は、それが支配権の喪失につながらない場合でも、のれんの追加または子会社持分売却による損益のいずれかで計上される。

第7【外国為替相場の推移】

発行会社の財務書類の表示に用いられた豪ドルと日本円との間の為替相場が、国内において時事に関する事項を掲載する2以上の日刊新聞紙に最近5年間の事業年度において掲載されているので、記載を省略する。

第8【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

該当事項なし。

2【その他の参考情報】

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

平成23年1月6日に関東財務局長に提出。

(2) 半期報告書及びその添付書類

該当なし。

(3) 臨時報告書及びその添付書類

該当なし。

(4) 訂正報告書

該当なし。

(5) 訂正発行登録書（募集）

平成23年1月6日および同年1月12日に関東財務局長に提出。

(6) 訂正発行登録書（売出）

平成23年1月6日および同年2月18日に関東財務局長に提出。

(7) 発行登録追補書類（募集）

平成23年1月14日に関東財務局長に提出。

(8) 発行登録追補書類（売出）

平成23年3月10日に関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

1【保証の対象となっている社債】

社債の名称	発行年月	券面総額又は振替社債等の総額	償還額	提出会社の当該半期末現在の未償還額	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
オーストラリア連邦保証オーストラリア・ニュージーランド銀行第1回円貨社債(2009)	2009年2月	1,000億円	-	1,000億円	該当なし
オーストラリア連邦保証オーストラリア・ニュージーランド銀行第1回変動利付円貨社債(2009)	2009年2月	500億円	-	500億円	該当なし
オーストラリア連邦保証オーストラリア・ニュージーランド銀行第2回円貨社債(2009)	2009年2月	300億円	-	300億円	該当なし
オーストラリア連邦保証オーストラリア・ニュージーランド銀行2012年3月満期ユーロ豪ドル建社債	2009年3月	4,300万豪ドル	-	4,300万豪ドル	該当なし
オーストラリア連邦保証オーストラリア・ニュージーランド銀行2011年3月満期ユーロニュージーランドドル建社債	2009年3月	1,000万ニュージーランドドル	1,000万ニュージーランドドル	-	該当なし

2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】

該当事項なし。

3【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】

オーストラリア連邦保証の付された社債について、以下は、保証人が国であるために、「外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令」第二号様式の「第二部 発行者情報、第3 発行者の概況、1 発行者が国である場合」に準じて記載されている。



オーストラリア連邦の概況

オーストラリア連邦政府は、以下に記載される保証に関する基本情報を提供することをもって、オーストラリア連邦が保証する債務証券を発行するにあたって、大口預金およびホールセール資金調達に係るオーストラリア政府保証制度（以下「ADI保証制度」という。）の対象となっている適格オーストラリア公認預金受入機関（以下「ADI」という。）を支援するために、このオーストラリア連邦の概況を発表した。

このオーストラリア連邦の概況は、2010年3月31日以前にADI保証制度に基づき発行されたADI債券に関連してADIが負う可能性のある継続開示義務に関してのみ提供されるものである。このオーストラリア連邦の概況は新規発行債券に関連して何人によっても利用または依拠されてはならない。

このオーストラリア連邦の概況において記載される情報は、法的、実務的および税務上の助言となるものではない。このオーストラリア連邦の概況は、重要書類およびその他の情報を要約するものであり、投資を予定している者は、ここに記載されている事項をより完全に理解するために、当該書類および情報を読む必要がある。投資を予定している者は、投資を決定する際、オーストラリア連邦、保証および募集に関する独自の調査に頼らなくてはならない。保証はいかなる日本の監督当局によっても承認されておらず、また、当該監督当局は、このオーストラリア連邦の概況において記載される開示内容の正確性を確認しておらず、またその十分性を評価する権限を有していない。

ディーラー、営業担当者およびその他の個人を含むすべての人は、保証またはオーストラリア連邦に関して、情報を提供する、またはオーストラリア連邦に代わっていかなる表明をする権限も持っていない。もし当該情報を提供された場合、または表明が行われた場合、当該情報および表明は、オーストラリア連邦によりなされたものではないため、それらに依拠してはならない。

公式書類および報告

このオーストラリア連邦の概況に含まれるいくつかの財務および統計情報は、以下を含むオーストラリア政府の公式な情報源を出典としている。

- ・ 2010年11月9日付2010/11年期中経済財政予測（以下「2010/11年期中経済財政予測」または「2010/11年MYEFO」という。）（<http://www.budget.gov.au/2010-11/content/myefo/html/index.htm> にて入手可能）
- ・ 2010年9月24日に公表された2009/10年最終決算書（以下「2009/10年最終決算書」という。）（<http://www.budget.gov.au/2009-10/content/fbo/html/index.htm> にて入手可能）、2009年9月29日に公表された2008/09年最終決算書（以下「2008/09年最終決算書」という。）（<http://www.budget.gov.au/2008-09/content/fbo/html/index.htm> にて入手可能）および2008年9月26日に公表された2007/08年最終決算書（以下「2007/08年最終決算書」という。）（<http://www.budget.gov.au/2007-08/fbo/html/index.htm> にて入手可能）
- ・ 2010年7月26日付2010年選挙前経済財政予測（以下「2010年選挙前経済財政予測」または「2010年PEFO」という。）（http://www.treasury.gov.au/documents/1858/PDF/PEFO_2010.pdf にて入手可能）
- ・ 2010年7月14日付2010年7月経済報告（以下「2010年7月経済報告」という。）（http://www.budget.gov.au/2010-11/content/economic_statement/html/index.htm にて入手可能）
- ・ 2010年5月11日付2010/11年連邦予算（以下「2010/11年予算」という。）（<http://www.budget.gov.au> にて入手可能）、2009年5月12日付2009/10年連邦予算（以下「2009/10年予算」という。）（<http://www.budget.gov.au> にて入手可能）および2008年5月13日付2008/09年連邦予算（以下「2008/09年予算」という。）（<http://www.budget.gov.au/2008-09/> にて入手可能）

上記のウェブサイトで入手できる情報は、このオーストラリア連邦の概況に参照方式により含まれてはいない。

このオーストラリア連邦の概況に含まれる情報で、オーストラリア政府またはその省庁もしくは機関のいずれかの刊行物を出典として特定されているものについては、かかる刊行物がオーストラリア政府の公文書であることにより、このオーストラリア連邦の概況に含まれている。

オーストラリア連邦の住所は、オーストラリア、パークス首都特別地域2600、ラントン・クレセント、トレジャリー・ビルディング、オーストラリア連邦財務省気付で、電話番号は+61 2 6263 2111である。

将来予想に関する記述

このオーストラリア連邦の概況には将来予想に関する記述が含まれている。これらの将来予想に関する記述は、「信じる」、「予測する」、「見積もる」、「企画する」、「予想する」、「意図する」、「ありうる」、「するだろう」、「しようとする」、「だろう」、「かもしれない」もしくは「するはずである」、また、それぞれの場合に、その用語の否定形もしくはその他変化形もしくは比較可能な用語、また、予測、政策、戦略、計画、目的、目標、将来の事象もしくは意図の討議に関連する用語を含む、将来的な用語を使用していることにより特定することができる。

将来予想に関する記述は、歴史的事実ではない記述であり、オーストラリア連邦の考えおよび予想についての記述を含んでいる。これらの記述は現在の計画、見積もりおよび予測に基づいており、そのため、それらに過度に依拠すべきではない。将来予想に関する記述は、その作成された日現在にのみ述べられたものである。オーストラリア政府はかかる将来予想に関する記述に反映された考えおよび予想は合理的であると信じているが、かかる考えおよび予想が正しかったと証明される保証はない。

将来予想に関する記述には、固有のリスクおよび不確実性が含まれている。いくつかの重要な要因により、実際の結果が将来予想に関する記述に表明されたものと大幅に異なることがある。将来予想に関する記述に表明もしくは示唆されたものと大幅に異なる実際の結果をもたらす可能性のある要因には、以下が含まれる。

- ・ 国際経済、および特にオーストラリアの主要な貿易相手国の成長（縮小）率
- ・ 世界的金融危機の影響
- ・ 商品価格および/またはオーストラリアの主要な輸出品目に対する世界的需要の変動
- ・ 国際および国内金利の上昇または下落
- ・ 国内消費の増減
- ・ オーストラリアの労働力および生産性の増減
- ・ 為替レートの変動、および
- ・ オーストラリアのインフレ率の増減

財政およびその他情報の表示

オーストラリア連邦の会計年度は7月1日から6月30日までである。このオーストラリア連邦の概況に表示される年次情報は、別途記載のない限り会計年度に基づいている。このオーストラリア連邦の概況において、2009年7月1日に開始し、2010年6月30日に終了する会計年度を「2009/10年」といい、それ以前およびその後の会計年度についても同様の表現とする。

このオーストラリア連邦の概況における合計と各構成値の和との相違は四捨五入によるものである。

このオーストラリア連邦の概況において報告される統計情報はオーストラリア連邦財務省、財政・規制緩和省、オーストラリア準備銀行（RBA）およびオーストラリア統計局（ABS）を含むオーストラリア連邦のいくつかの省庁および機関により提供された公的な刊行物ならびに情報を出典としている。また、いくつかの統計情報は、国際通貨基金（IMF）および経済協力開発機構（OECD）による公的に入手できる情報を出典としている。同様の統計はその他の出典から入手することができるが、その基本的な仮定、方法論、およびその結果として生じるデータが出典により異なることがある。さらに、オーストラリア連邦の省庁または機関により公表された統計およびデータは、その基本的な仮定または方法論の違いにより、他の省庁または機関により作成された同様の統計およびデータと異なることがある。このオーストラリア連邦の概況において記載されるいくつかの歴史的統計情報はオーストラリア連邦および/またはその省もしくは機関が合理的な仮定に基づいているとの推定に基づくものである。オーストラリア連邦の公式財政経済統計は定期的確認過程の一環として検査の対象となっている。従って、財政経済情報はその後調整または訂正されることがある。オーストラリア政府は重大な訂正はないと予想しているが、重大な変更がなされないという保証はない。オーストラリア連邦は財政経済データの一般への公表において加盟国の指針となるIMF特別データ公表基準を遵守している。

連邦予算の財政総計は、短期経済予測および中期の見通しに基づく見通しからなる一連の将来見積もりを根拠としている。予算において、オーストラリア政府は通常2年間の経済予測および追加的な3年間の見通しを提示する。予測は、直近の結果データ、予測モデルおよびビジネス上の関係先から収集した情報から導き出される異なる経済部門の詳細な査定に基づく。経済の様々な部門の予測は、マクロ経済上の一貫した予測を形成するためにまとめられる。見通しは、それより後の年に利用され、幅広い経済集計の長期的平均に基づいている。

2009/10年予算において、予測方法が、2年の予測年度におけるGDP成長のトレンドを仮定する通常の慣例から変更された。これは、オーストラリア経済は、3年の予測期間中でトレンド以下の成長となる期間が持続するであろうという予想を反映したものである。トレンド以上の成長に相当する期間は、経済を潜在水準に戻すものと仮定された。3年の予測期間内に経済が潜在成長力まで完全に回復するという予測に基づき、2010/11年予算では、予測年度におけるGDP成長のトレンドを仮定する伝統的な方法が再開された。

このオーストラリア連邦の概況における記載で、「豪ドル」または「ドル」は、オーストラリア連邦の法定通貨をいい、このオーストラリア連邦の概況における「米ドル」は合衆国の法定通貨をいう。

このオーストラリア連邦の概況における記載で、後ろに（連邦）をつけた法律は、オーストラリア連邦議会によって制定された法律をいう。

用語の定義

このオーストラリア連邦の概況の記述において、下記の用語は下記の意味を有する。

ADI	公認預金受入機関の略称。
APRA	オーストラリア適正規制庁
ASIC	オーストラリア証券投資委員会
公認預金受入機関	APRAによりオーストラリアにおいて銀行業を営む権限を付与された法人（1959年銀行法（連邦）第9章に基づく。）を意味する。
基準価格	生産者が、生産物として生産された一単位の財貨またはサービスについて購入者から受け取る金額から、当該生産物の生産または販売の結果、当該一単位について支払われるべき租税を控除し、受取るべき補助金を加算した金額をいう。その中には、生産者から別途請求される輸送費は含まれない。
国際収支	所定の期間中にオーストラリアの居住者と他国の居住者（非居住者）との間で取引されたすべての金額の合計をいう。
資本収支	取引の実行により居住者の独立経済単位が取得または処分した非金融資産の価値を記録し、貯蓄および資本移転または生産に関連した相互の帳簿上の取引（在庫の増減および固定資本減耗）に起因する純資産の変動を表す。
連鎖数量測度	前年度の平均価格を用い、基準年の名目価格による推計値に合成変化を適用して計算される数量変化を合成することで導き出す測定方法をいう。連鎖数量測度は、1998年に国民経済計算に取り入れられた。この方式は、毎年の基準改訂により、現在の状況を反映した価格の相対性が示され、とりわけ、相対的価格の変化が激しい時代においては、基準価格に基づいた測定値より、より実勢に即した推計値が得られる。
消費者物価指数 （または総合インフレ率）	CPI人口グループ（すなわち、都市部の家計）による支出のうち高い割合を占める財貨およびサービスからなる「バスケット」の価格の四半期毎の変動で、一般的に、総合インフレ率と呼ばれる。
経常収支	貿易収支（財貨およびサービスの輸出から財貨およびサービスの輸入を控除したもの）、純要素所得（オーストラリアが他国から稼得した所得から、他国がオーストラリアから稼得した所得を控除したもの）ならびに純移転支出（例えば、外国に対する助成金の純支出を含む。）を含んだもの。経常収支には、資本移転は含まれない。

名目価格	観察期間中の物価で測定した見積もり。例えば、2002/03年の見積もりは、2002/03年の物価を用いて測定されている。これとは対照的に、連鎖数量測度では、前年度の物価に基づいて測定が行われる。
会計年度	7月1日に始まり、6月30日に終了する各年をいう。
外資系ADI	APRAによりオーストラリアにおいて銀行業を営む権限を付与された外国で銀行業を営む認可をうけた外国法人（1959年銀行法（連邦）第9章に基づく。）を指す。
本船渡し価格（またはfree on board (f.o.b.)）	本船渡し価格により測定した財貨の価額には、財貨が輸出のため国際輸送船に船積みされるまでに発生したすべての生産その他のコストが含まれる。本船渡し価額には、国際保険料および輸送コストは含まれない。当該価額には、製品が梱包されている外部梱包材の価額は含まれるが、財貨の輸送のために使用される国際貨物コンテナの価額は含まれない。
国内総生産 (GDP)	所与の期間中にオーストラリアで生産された財貨およびサービスの市場価格の合計から、生産過程で投入された財貨およびサービスの原価を控除したもの（ただし、固定資本減耗控除前）。
一人当たりGDP	GDPの連鎖方式による推計値のオーストラリアの推計居住者人口に対する比率。
国民総所得	（旧：国民総生産）すべての独立経済単位の一次総所得の合計（非居住者からの一次純所得を含む）。
総付加価値	基準価格による生産の価値から、購入者価格による中間消費の価値を控除したもの。
家計貯蓄率	家計の純貯蓄（家計の純可処分所得から家計の最終消費支出を控除したもの）が家計の純可処分所得（家計の総可処分所得から家計の固定資本減耗を控除したもの）に占める比率。
IMF	国際通貨基金
インプリシット・デフレーター	名目価格による価値を実質価格による価値で除して得られる（連鎖数量測度）。
インフレ	全般的な物価水準の継続的な上昇。
労働力	特定の集団における雇用者または失業者をいう。
国民純貯蓄	国民純可処分所得から最終消費支出を控除して計算される。
国内純生産	GDPから固定資本減耗を控除して計算される。

純資産	資産（金融および非金融資産の双方）残高と負債残高の差。差額計算であるため、マイナスにもなりうる。
OECD	経済協力開発機構
労働力率	特定の集団について、当該集団における15歳以上の文民人口に占める労働力の百分率。
RBA	オーストラリア準備銀行
実質国内総所得	以下により計算される。 <ul style="list-style-type: none">・国民総支出の数量測定に、・名目価格による財貨およびサービスの輸出額（財貨およびサービスの輸入にかかるインプリシット・デフレーターで引き下げられたもの）を加え、・財貨およびサービスの輸入にかかる数量測定を控除し、・名目価格によるGDP（GDPにかかるインプリシット・デフレーターで引き下げられたもの）の統計上の誤差を加算する。
実質国民総所得	実質国内総所得を、海外へのおよび海外からの一次所得フロー（不動産所得および労働所得）の実質的影響につき調整することで計算される。
実質国民純可処分所得	以下により計算される。 <ul style="list-style-type: none">・実質国内総所得から、・他国に支払う実質所得を控除し、・他国から受け取る実質所得を加え、・固定資本減耗にかかる数量測定を控除する。 受払される実質所得は、名目所得フローを国民総支出にかかるインプリシット・デフレーターで除して計算される。
実質	インフレの影響につき調整済みであること。
季節調整	データにおける季節要因の推計および季節的影響を排除するためのデータの調整。
総固定資本形成	当該固定資産が生産された資産であり、生産過程において1年を超える期間繰り返しまたは継続的に使用される場合に、新規の固定資産投資にかかる支出に中古の固定資産にかかる支出（増設か取替かを問わないが、修理を含まない、）を加えたものをいう。その中には、政府、公法人および民間部門が行った固定資本形成が含まれる。
失業率	特定の集団について、当該集団における労働力に占める失業者の百分率。

オーストラリア連邦政府の保証

国際資本市場の混乱が深刻化する時期に金融システムの安定化を促進し、経済全般にわたって信用が継続的に行き渡るようにするため、2008年11月、オーストラリア連邦政府は、ADI保証制度を導入した。オーストラリア連邦は、保証証書（以下「保証証書」という。）に署名し、ADI保証制度を実施するための大口預金およびホールセール資金調達に係るオーストラリア政府保証制度に関する規則（以下「制度規則」という。）を制定した。

2010年2月7日、オーストラリア連邦政府はADI保証制度の撤回を発表した。ADI保証制度は、2010年3月31日午後5時（キャンベラ時間）でホールセール負債の新規発行および追加の預金の受入を終了した。「オーストラリア連邦政府の保証 - 保証の撤回」を参照のこと。

ADI保証制度に基づき、ADIは、制度規則に定められた適格要件を満たす満期を60ヵ月以下とする非劣後無担保債務証券に、オーストラリア連邦の保証を付すよう、ADI保証制度の管理人（以下「制度管理人」という。）としてのオーストラリア準備銀行に申請することが認められていた。オーストラリア連邦はその裁量において、「適格証明書」を発行することができ、その中で記載された債務が、保証証書に基づきオーストラリア連邦の保証が付されていることを証する（これを以下「保証」という。）。

制度規則に基づき、ADI（外資系ADI以外）の適格な債務は以下を含んでいた。(1) (A)銀行手形、(B)譲渡性預金または譲渡可能預金、(C)ディベンチャー、もしくは(D)コマーシャル・ペーパー、に分類される仕組みのない満期15ヵ月以内の非劣後無担保債務証券、および(2) (A)債券、(B)ノートまたは(C)ディベンチャー、に分類される仕組みのない満期15ヵ月から60ヵ月の非劣後無担保債務証券。外資系ADIの適格な債務は、(A)銀行手形、(B)譲渡性預金または譲渡可能預金、(C)ディベンチャー、もしくは(D)コマーシャル・ペーパー、に分類される仕組みのない満期15ヵ月以内の非劣後無担保債務証券を含む。

以下は、保証証書および制度規則の重要な条項の要約であり、すべての要約はかかる書類の全文を参照することで得られる内容に服する。かかる書類の全文は、ADI保証制度に関する情報を掲載した、オーストラリア政府が作成したウェブサイト（www.guaranteescheme.gov.au）にて閲覧可能である。当該ウェブサイトの内容を参照することで、このオーストラリア連邦の概況に組み込むものではない。

保証証書に基づき、オーストラリア連邦は取消不能の形で、

- ・債務の権利が帰属する者（以下「受益者」という。）に対し、ADIによる、適格証明書の対象となる債務（以下「被保証債務」という。）の支払いを保証し、かつ
- ・ADIが、その支払期日に被保証債務の支払いを行わない場合においていつでも、オーストラリア連邦が、受益者が制度規則に従った請求に基づき、適用ある猶予期間の満了をうけて、制度規則に従い被保証債務を支払わなければならないことを受益者のために約束する。

オーストラリア連邦は、いかなる被保証債務についてもオーストラリア連邦の書面による同意を得ることなく、その重要な点において変更、修正、権利放棄、義務の免除、更改、補足、延長または再記述がなされたものについては、責任を負わない。

保証の利益を受ける証券所持人は、請求の提出について制度規則に従わなかった場合、保証に基づく支払いを受けることができない。保証に基づく受益者による支払請求は、制度規則の別紙8の様式に従って書面によりなされ、制度管理人に交付されなければならない。別紙8の様式に従っていない場合には、当該請求は有効な請求ではなく、なされていないものとみなされる。有効な請求は、請求額について以下を証するものでなければならない。

- ・受益者にとって期限到来済の債務であること
- ・受益者がADIに対して請求を行ったにもかかわらず未払いとなっていること
- ・被保証債務に関する支払期日がかかる適格証明書の有効期限以前のものであること
- ・1959年銀行法（連邦）2AA章の金融請求制度（一般に1,000,000ドル未満の適格ADI（外資系ADI以外）への預金に関する請求に適用される。）に基づき、受益者により請求できず、かつ、未払いであること

オーストラリア連邦は受益者に対し、有効な請求に特定される金額を支払うものとする。オーストラリア連邦が有効な請求を受領してから支払いを行うまでに要求される指定期間はない。すべての支払いは、被保証債務と同じ通貨でなされるものとする。

オーストラリア連邦は、制度規則に言及されるウェブサイト（現在はwww.guaranteescheme.gov.au）において修正内容を公表することによって、保証証書または制度規則の条項をその裁量によりいつでも修正することができる。ただし、かかる修正が存続中の被保証債務に係る受益者の利益を害する形で受益者に対するオーストラリア連邦の義務を軽減する場合はその限りでない（かかる修正が法により要求される場合を除く。）。ウェブサイトの内容は、このオーストラリア連邦の概況に参照書類として組み込まれるものではない。

ADI保証制度に基づき債務が保証されるADIは、以下を含む、制度規則上の多くの義務に服する。

- ・オーストラリア連邦がADIの義務の保証をした結果負担した、またはそれから生じたすべての債務、費用および経費につき、オーストラリア連邦を補償するカウンター補償証書の作成
- ・制度管理人に対する報告書の提出
- ・保証に関するオーストラリア連邦に対する特定の費用支払い

ただし、制度規則上、被保証債務に関連する受益者の権利は、ADIが制度規則に準拠しなかった場合に害されるものではない。

保証証書はオーストラリアのニュー・サウス・ウェールズ州法に準拠し、同法に従って解釈されるものとし、同証書に関する一切の事項は同法に準拠する。

保証は取消不能な形であり、オーストラリア連邦の他の無担保債務および金融債務と同順位にある。

オーストラリア連邦が保証に基づく義務を履行しなかった場合には、受益者は自らの権利を強制履行させるために、オーストラリアにおいて訴訟手続きを開始することを必要とする可能性がある。このオーストラリア連邦の概況における「オーストラリア連邦政府の保証 - 判決の執行」を参照のこと。

ADI保証制度についての詳細な情報は、このオーストラリア連邦の概況における「財政 - 保証およびその他の偶発債務 - オーストラリアの金融システムの安定を強化するための連邦政府の取組み」を参照のこと。

保証の撤回

2010年2月7日、オーストラリア政府はADI保証制度の撤回を発表した。連邦政府は、

- ・2010年3月24日（以下「最終申請日」という。）を、ADIが適格な債務証券および適格な預金に関して、ADI保証制度に基づく適格証明を申請できる最終日とすることを定め、かつ
- ・2010年3月31日（以下「最終発行日」という。）をADIがADI保証制度に基づく保証が付される債務証券を発行できる最終日および新たな保証付預金を受入れられる最終日とすることを定めた。

最終発行日において存在した被保証債務はそれらの条項に従い、引続き保証される。すなわち、

- ・保証付短期ホールセール資金調達債務は最大15か月、引続き保証される。
- ・保証付長期ホールセール資金調達債務は最大60か月、引続き保証される。
- ・保証付定期預金は最大60か月、引続き保証される。
- ・保証付きコール口座は最大67か月、引続き保証される。

判決の執行

オーストラリア連邦は主権国家である。オーストラリア連邦は、いかなる管轄の裁判所（オーストラリアの管轄裁判所を除く。）に提起されたいかなる訴訟に関しても国家の免責特権あるいは人的管轄権に対する免責特権を放棄することに同意しておらず、いずれの目的であっても外国の管轄内において送達受領代理人を任命していない。

その結果として、保証証書に基づくオーストラリア連邦の義務は、オーストラリアの管轄裁判所においてのみ執行可能となる可能性がある。オーストラリアの管轄裁判所における保証証書に関するいかなる訴訟においても、オーストラリア連邦は国家の免責特権に基づき主張する権利を有さない。投資家が、保証証書またはその他に基づいてオーストラリア連邦に対して行う保証あるいはその他の請求に関して外国裁判所の管轄権に訴えることができる場合、オーストラリア連邦に対する外国裁判所の判決を取得し、それを実行することは投資家にとって困難な可能性がある。さらに、投資家が、オーストラリア国内やその他の場所においてオーストラリア連邦に対する外国裁判所の判決を執行することは困難な可能性がある。保証証書は、オーストラリア連邦以外の法域の裁判所の管轄に服する旨の規定は含んでおらず、また、オーストラリア連邦以外の法域の法律に基づき、あるいはいかなる理由でもかかる外国の管轄においてオーストラリア連邦に対して提起されたあらゆる請求に関して、オーストラリア連邦に適用される可能性のあるいかなる免責特権の放棄も含んでいない。

適用される1903年裁判所法（連邦）の規定に基づき、保証に基づいた強制執行または差押えがオーストラリア連邦の財産または収益について行われることはない。しかし、オーストラリア連邦に対する判決証書を受取り次第、財政・規制緩和大臣は、適法に利用できる金銭をもって判決に係る支払いを行う義務を負う。オーストラリア連邦は、オーストラリア議会により充当された金銭以外から判決に係る支払いを行うことはできない。オーストラリア議会は、制度規則に従った保証証書に基づく請求の支払いを行う目的で、統合歳入基金からの充当および金銭借入の認可に関する法案を可決した。

[次へ](#)

概要

オーストラリアの人口および地形

オーストラリア連邦は南半球に位置している。外国領土を除き、その総面積は、約7.7百万平方キロメートルで、ロシア、カナダ、中国、アメリカ合衆国およびブラジルに次いで世界で6番目の面積である。オーストラリアの人口の大部分は東部および南部沿岸地域に住んでいる。広大な大陸中央部は乾燥地で、農業には適していない。オーストラリアの州および特別地域、主要都市ならびに主な地勢を示す地図は、上記に記載されている。

2010年3月31日現在、オーストラリアの暫定推計居住人口は22,272,000人であり、2009年3月31日現在に比べて403,100人（1.8%）、また2009年12月31日現在に比べて106,400人増加した。

6州、首都特別地域および北部特別地域の2010年3月31日現在の暫定推計居住人口は、次のとおりであった。

州/特別地域	人口（2010年3月31日現在）
ニュー・サウス・ウェールズ州	7,220,991
ビクトリア州	5,529,441
クイーンズランド州	4,498,900
西オーストラリア州	2,286,057
南オーストラリア州	1,640,745
タスマニア州	507,084
首都特別地域	357,673
北部特別地域	228,527

出典：オーストラリア統計局要覧第3101.0号

人口の大半が6州の各州都の大都市圏および連邦の首都であるキャンベラに住んでいる。

オーストラリア連邦の人口の増加には、自然増（出生児数と死亡者数の差）および海外からの移住（正味）の2つの要素がある。

2010年3月31日に終了した年度の暫定自然増は161,700人で、2009年3月31日に終了した年度の自然増加（151,100人）の7.0%（10,600人）増と推定されていた。2010年3月31日に終了した年度の暫定推定出生児数（303,500人）は、2009年3月31日に終了した年度の出生児数（294,500人）に比べて3.1%増加した。2010年3月31日に終了した年度の暫定推定死亡者数は141,800人であった。

2010年3月31日に終了した年度に、オーストラリア連邦は、海外からの正味暫定移住数（NOM）が241,400人増を記録したが、これは、人口に加算される海外からの入国者数482,100人と人口から引かれる海外への出国者数240,700人との差にあたる。オーストラリア連邦の現行の移住制度では、いずれの国の人も、その人種、文化、宗教または言語を問わず、法律に定める基準を満たしていれば、オーストラリア連邦への移住申請を行うことができる。連邦政府は、オーストラリアの文化の多様性が、社会、経済双方の豊かさの源であると考えている。NOMによる人口増加への貢献度（60%）が自然増による人口増加への貢献度（40%）を上回った。

次の表は2009年6月30日現在のオーストラリア連邦の年代別推定居住人口を示したものである。

表2：年代別暫定推計居住人口（2009年6月30日現在）

年齢層（歳）	男性	女性
0-4	730,430	692,194
5-9	696,327	661,592
10-14	720,993	684,485
15-19	772,228	727,168
20-24	833,469	782,583
25-29	816,533	791,698
30-34	752,562	751,566
35-39	803,546	814,971
40-44	759,627	769,345
45-49	778,982	793,905
50-54	712,542	727,248
55-59	647,631	659,266
60-64	584,423	585,637
65-69	430,352	438,626
70-74	330,936	355,227
75-79	255,877	296,159
80-84	183,527	248,473
85-89	93,432	162,168
90-94	27,696	64,837
95-99	5,721	18,137
100歳以上	679	2,489
全年代合計	10,937,513	11,027,774

出典：オーストラリア統計局要覧第3101.0号

オーストラリアの推定合計特殊出生率（現在の年齢別出生率を適用した場合における、一人の女性が出産年齢の間において出産が期待できる新生児の平均人数）は、2009年6月30日に終了した年度では1.933人であり、これは、イタリア、ドイツ、日本およびカナダをはじめとする多くのOECD加盟国よりも高く、2008年のOECD加盟国の平均出生率1.71人よりも高かった。しかし、オーストラリアの直近の合計特殊出生率は、ニュージーランド（2008年、2.18人）およびアメリカ合衆国（2008年、2.09人）の出生率よりも低い。最近の年齢別出生傾向を基にすると、2010年世代間報告書は、オーストラリアの合計特殊出生率は2050年まで、当初は減少し、その後女性一人当たり1.9人で安定するものと予想した。

20世紀には、オーストラリアの死亡率は堅調に低下してきた。その結果、平均寿命は男女とも延びた。死亡率の低下によって人口が増加し、人口に占める高年齢層の割合も高くなった。死亡率はすべての年齢層で低下し、この傾向は少なくとも次の40年間にわたり続くものと予想されている。

オーストラリアのNOMは、人口の高齢化を抑えることに役立っているが、出生率および死亡率の低下は人口における平均年齢を全体として押し上げる結果に繋がると予想されている。多くのOECD加盟国がオーストラリアの人口統計学的課題を共有しているが、オーストラリアは大多数の国よりもこうした課題によりしっかりと対応できる状態にある。

政府の形態

オーストラリア連邦は1901年1月1日に、かつての6つの英領植民地 - 現在はニュー・サウス・ウェールズ、ビクトリア、クイーンズランド、南オーストラリア、西オーストラリアおよびタスマニアの6州 - が、英国議会で制定されたオーストラリア連邦憲法の権限に基づいて「連邦」の州として統合されることによって、連邦国家として誕生した。これら諸州に加えて、10の特別地域 (Territories) がある。オーストラリア首都特別地域 (首都であるキャンベラを含む)、北部特別地域、ノーフォーク島、アシュモア・カルティエ諸島、オーストラリア南極特別地域、クリスマス島、ココス (キーリング) 諸島、コーラル・シー諸島、ジャービス湾特別地域ならびにハード島およびマクドナルド諸島特別地域からなる。北部特別地域、首都特別地域およびノーフォーク島は自治政府の形成を承認されている。その他の特別地域は連邦政府によって統治されている。

オーストラリアにおける連邦の立法権は、国家元首である女王、上院および下院で構成される連邦議会 (以下「議会」という。) に付与されている。オーストラリアにおいて女王の権威を代表する者は連邦総督である。上院議員および下院議員は共に全有権者 (一般的には、18歳以上のオーストラリア国民) の義務投票によって選出される。上院議員は、6年を任期として6州から12名ずつ選出される。各州から選出された上院議員は3年毎にその半数が改選される。さらに、オーストラリア首都特別地域および北部特別地域からそれぞれ2名ずつの上院議員が選出されており、これらの上院議員の任期は次回の下院の総選挙までとなっている。下院は、3年を超えない期間を任期とする150名の議員により構成される。各州を代表する下院議員の数はほぼその人口に比例している。人口の増減に応じて議員数の配分は議会の各会期ごとに見直される。慣例により、上院議員選挙は通常下院議員選挙と同日に行われる。一定の場合には連邦総督は上下両院を同時に解散することができる。

下院が先議権を有する歳出法または税法に関する場合を除き、上院は下院と同等な権限を有している。税法および政府の経常サービスに関する歳出法については、上院は修正権を有しないが、これを否決または修正要求を付して下院に差し戻すことができる。上院および下院の議員はだれでも法案を提出することができる。法律となるためには、法案は上下両院で可決されなければならない。

憲法上、議会は特別の事項、例えば国防、外交、州相互間および外国との貿易・通商、外国会社、オーストラリア内で設立された事業会社または金融会社、借入金、租税 (関税および物品税を含む)、郵政・電信・電話といった郵政事業、通貨および銀行業務、保険、移民、年金および社会福祉に関する法律を制定する権限を与えられている。これらの権限のうちいくつかは州議会の権限を排除して専権として議会に与えられている。その他の権限は議会と州議会によって並行的に行使されているが、その権限の範囲内で議会によって制定された法律はこれに抵触する州法に優先する。議会に付与されていない権限は、憲法上一定の制限を受けるが、州に帰属する。

憲法に基づくオーストラリア連邦の行政権は形式的には女王に付与されており、女王の代理人である総督が行使する。連邦行政評議会が、総督に助言することを目的として設けられている。この評議会は首相および他の国務大臣によって構成されている。各大臣は上下両院いずれかの議員であり、かつ通常は、下院において過半数を占める政党または連立政権に属する政党の党员である。政府はこれら的大臣によって構成されており、実際上の行政権は首相と他の国務大臣により行使されている。

オーストラリアの主要政党は、オーストラリア労働党、オーストラリア自由党およびオーストラリア国民党である。少数政党は、オーストラリア緑の党、家族第一党および地方自由党である。1996年3月から2007年11月までに、政府はオーストラリア自由党とオーストラリア国民党の政党連合（以下、「保守連合」という。）による政権であった。2007年11月24日に連邦選挙が実施され、その結果、オーストラリア労働党が下院の過半数の議席を獲得し、政権与党となり、ケビン・ラッドが首相に就任した。2010年6月24日、ジュリア・ギラードがオーストラリア労働党の連邦党首に選出され、ケビン・ラッドに代わって首相に就任した。2010年7月17日、首相は連邦選挙が2010年8月21日に行われると発表した。その結果、下院は2010年7月19日に解散され、2010年7月19日から、2010年8月21日の選挙結果が明らかになる2010年9月8日まで、政府は暫定政府として機能することとなった。

2010年8月21日の選挙では、下院において、オーストラリア労働党および保守連合が、それぞれ72議席を獲得し、第二次世界大戦以降ではオーストラリアで初めて過半数を確保できる政党のない議会となった。2010年9月8日、オーストラリア労働党は、下院において無所属議員3名およびオーストラリア緑の党議員1名の支持を得て少数与党を形成した。オーストラリア労働党と同盟関係にある下院議員4名は、主要な財政法案、歳出予算案および政府に歳出権を付与する法案を可決すること、ならびにオーストラリア労働党の少数与党への一定の不信任案について反対することにおいてのみ同意した。オーストラリア労働党の少数与党による法案すべてを支持することについては約束しておらず、そのためオーストラリア労働党の少数与党が行う立法が下院で可決される保証はなかった。

2010年8月21日の選挙において、上院の半数が改選議席となった。選出された上院議員は、2011年7月1日付で就任する。

次の表は2010年10月31日現在の上院および下院の議席配分を示したものである。

表3：下院の議席

オーストラリア労働党	72
オーストラリア自由党	44
自由国民党	21
オーストラリア国民党	7
無所属	4
オーストラリア緑の党	1
地方自由党	1
計	150

表4：上院の議席

	2011年6月30日まで	2011年7月1日から
オーストラリア労働党	32	31
オーストラリア自由党	32	26
オーストラリア緑の党	5	9
オーストラリア国民党	4	4
自由国民党	0	3
民主労働党	1	1
地方自由党	1	1
無所属	1	1
計	76	76

オーストラリアにおける司法権はオーストラリア最高裁判所、その他の連邦裁判所ならびに州および特別地域の裁判所に付与されている。最高裁判所は上級の記録裁判所であり、連邦総督が州と協議の上指名した裁判所長官およびその他6名の判事によって構成される。判事は70歳になるまで任命され、不正行為や就労不能による一定の場合には、行政評議会における連邦総督によって罷免されうる。一定の限定された事項に関して、最高裁判所は固有の裁判管轄権を有している。最高裁判所は、オーストラリア連邦裁判所や各州および北部特別地域の最高裁判所、その他の連邦裁判管轄権を有する州裁判所を含む連邦裁判所からの上訴についても管轄権を有する。特別地域（北部特別地域を除く。）の最高裁判所からの上訴はオーストラリア連邦裁判所に提起することができる。英国で発展したコモン・ロー制度が、オーストラリア連邦法体系の基礎となっている。

経済

概要

オーストラリアは、熟練した労働力と強い競争力のある経済力を有する、安定的で文化的に多様な民主的な社会である。1990/91年以降2009/10年まで、オーストラリアの実体経済は年平均3.4%前後で成長した。2009/10年のオーストラリアのGDP（金額ベース）は、およそ1.3兆ドルであった。IMFの予測では、2009年、オーストラリアのGDP（購買力平価ベース）は世界第18位であった。OECDデータによると、2009年のオーストラリアの国民1人当たり推計実質GDP（購買力平価ベース）は、OECD加盟国中第6位であった。

主要な経済指標

次の表は2005/06年、2006/07年、2007/08年、2008/09年および2009/10年の各会計年度におけるオーストラリアの主要な経済指標を示したものである。

表5：主要経済指標

	2005/06年	2006/07年	2007/08年	2008/09年	2009/10年
GDP（連鎖数量測度）（百万豪ドル） ^(a)	1,150,644	1,191,655	1,237,320	1,255,241	1,283,799
変動率（%）	3.1	3.6	3.8	1.4	2.3
国民1人当たりGDP（連鎖数量測度） （豪ドル） ^(a)	56,015	57,095	58,197	57,770	57,925
変動率（%）	1.6	1.9	1.9	-0.7	0.3
失業率（労働力に対する割合）（%） ^(b) ^(d)	4.8	4.3	4.2	5.7	5.2
消費者物価指数（変動率）（%） ^(c)	4.0	2.1	4.5	1.5	3.1
賃金物価指数（変動率）（%） ^{(c) (d)}	4.2	4.0	4.2	3.8	3.0
輸出（連鎖数量測度）（百万豪ドル） ^(a)	259,847	266,361	277,125	284,441	300,142
変動率（%）	2.2	2.5	4.0	2.6	5.5
輸入（連鎖数量測度）（百万豪ドル） ^(a)	229,126	249,950	286,328	276,818	291,537
変動率（%）	7.3	9.1	14.6	-3.3	5.3
国際収支-経常収支（百万豪ドル）	-54,075	-60,541	-73,980	-40,515	-56,103
期末公的準備資産（百万豪ドル）	63,814	79,682	35,857	52,309	43,737
連邦政府純債務（百万豪ドル）	-3,743	-29,150	-44,820	-16,148	-42,283

注(a) 連鎖数量測度の基準年度は2008/09年である。

(b) 6月四半期現在、四半期期中平均値

(c) 各6月四半期の対前年同期比変動率

(d) 季節調整済

出典：オーストラリア統計局要覧第5204.0号、6202.0号、6401.0号、5302.0号および6345.0号、2009/10年最終決算書、オーストラリア準備銀行公報ならびに未公表のオーストラリア統計局および財務省データ

GDP成長率

オーストラリアの2009/10年のGDPは、2.3%の伸びであった。2009/10年のGDP成長率は広範囲にわたっており、民間事業投資合計の減少率は4.7%、一般政府消費支出の伸び率は1.8%、家計消費支出の伸び率は2.1%であった。2010/11年期中経済財政予測では、GDPが、2010/11年には3.25%および2011/12年には3.75%増加すると予測されている。

主要産業

オーストラリアの主要産業には、金融・保険業、鉱業、製造業、建設業ならびに専門・科学・技術サービスが含まれる。2009/10年には、政府行政・安全および文化・娯楽サービスが、横ばいの成長を記録したものの、鉱業（6.2%）、専門・科学・技術サービス（3.8%）、保健・社会扶助サービス（3.6%）、卸売業（3.3%）、金融・保険業（3.0%）、電力・ガス・水道・廃棄物処理（2.7%）、教育・研修（2.6%）、運輸・郵便・倉庫業（2.4%）、小売業（1.9%）、賃貸借・不動産業（1.8%）、製造業（1.5%）、管理・支援サービス（1.5%）、情報メディア・電気通信サービス（1.2%）および建設業（0.5%）を含む大部分の産業で成長を記録した。

2009/10年には、その他サービス業（-1.1%）、農林水産業（-1.2%）、および宿泊・飲食業（-2.1%）を含むいくつかの産業は縮小した。

2009/10年において産業別で総付加価値（基準価格による。）に占める割合が最も高かったのは、金融・保険業の11.0%であった。鉱業は、第2位で10.1%であった。2006/07年より前には、製造業が最も大きな産業であった。

純資産

2010年6月30日現在、オーストラリアの一般政府部門の純資産は、資産合計と負債合計の差額を反映して、2009年6月30日より64,569百万ドル減少し、-44,848百万ドルであった。2010/11年期中経済財政予測において、オーストラリアの一般政府部門の純資産は2010/11年には-63,361百万ドル、2011/12年には-71,975百万ドルであると予想されている。

財政収支

2008/09年より前の各年度における政府の財政黒字の持続により、連邦政府は巨額の政府債務を償還することができた。2006年6月30日に終了した年度、オーストラリア政府の純債務は解消された。2009/10年のオーストラリア政府一般政府部門の純債務は、42.3十億ドル（GDPの3.3%相当）であった。2010/11年期中経済財政予測では、2010/11年には純債務がGDPの5.7%相当となり、2011/12年にはGDPの6.4%に達すると予想されている。

2009/10年におけるオーストラリア政府基礎現金赤字は54.8十億ドル（GDPの4.2%相当）であった。2010/11年期中経済財政予測において、2010/11年および2011/12年の政府の基礎現金赤字は、それぞれ41.5十億ドル（GDPの3.0%相当のマイナス）および12.3十億ドル（GDPの0.8%相当のマイナス）と予想され、2012/13年および2013/14年の基礎現金黒字は、それぞれ3.1十億ドル（GDPの0.2%相当）および3.3十億ドル（GDPの0.2%相当）と予想されている。

貿易

年次国民経済計算ベースで、2009/10年のオーストラリアの財貨およびサービスの貿易高合計は、総額513.8十億ドルであった。オーストラリアの貿易取引高合計は、2009年の世界の貿易取引高合計の約1.3%にあたった。2008/09年のオーストラリアの主な貿易相手国は、中国、日本、アメリカ合衆国、英国および韓国であった。

国内経済情勢

GDP

下表は、2005/06年、2006/07年、2007/08年、2008/09年および2009/10年の各会計年度における連鎖数量方式GDPおよび関連測度、実質所得測度ならびに名目価格測度を示したものである。

表6：主要国民所得統計

	2005/06年	2006/07年	2007/08年	2008/09年	2009/10年
連鎖数量GDPおよび関連測度 ^(a)					
GDP (百万豪ドル)	1,150,644	1,191,655	1,237,320	1,255,241	1,283,799
国民1人当たりGDP (豪ドル)	56,015	57,095	58,197	57,770	57,925
GDP市場部門 (百万豪ドル)	902,152	935,042	973,665	980,664	1,000,931
国内純生産 (百万豪ドル)	983,458	1,014,287	1,048,923	1,055,682	1,073,644
実質所得測度 ^(a)					
実質国内総所得 (百万豪ドル)	1,104,830	1,161,869	1,220,079	1,255,241	1,269,447
実質国民総所得 (百万豪ドル)	1,063,126	1,111,914	1,169,170	1,209,835	1,220,787
実質国民純可処分所得 (百万豪ドル)	894,411	933,860	980,694	1,009,281	1,010,015
国民1人当たり実質国民純可処分所得 (豪ドル)	43,541	44,744	46,127	46,450	45,572
名目価格測度					
GDP (百万豪ドル)	1,001,440	1,091,633	1,185,740	1,255,241	1,284,670
国民1人当たりGDP (豪ドル)	48,752	52,303	55,771	57,770	57,965
国民総所得 (百万豪ドル)	963,556	1,044,634	1,136,244	1,209,835	1,235,042
国民純貯蓄 (百万豪ドル)	68,205	77,488	93,553	116,377	93,246
家計貯蓄率	0.1	3.0	2.0	9.8	8.8

「-」は、なし、または端数処理の結果のゼロを示す。

注(a) 連鎖数量測度および実質所得測度の基準年度は2008/09年である。

出典：オーストラリア統計局要覧第5204.0号

1990/91年のGDPの大幅な減少の後、オーストラリアは、19年間連続成長を経験してきた。2009/10年、GDPは2.3%成長し、国民1人当たりGDPは0.3%増加した（連鎖数量測度）。2010/11年期中経済財政予測において、GDPは2010/11年に3.25%、および2011/12年に3.75%成長すると予想されている。

下表は、2005/06年、2006/07年、2007/08年、2008/09年および2009/10年会計年度における連鎖数量測度によるGDPの支出部門の内訳を示したものである。

表7：GDP - 支出部門
(連鎖数量測度^(a))

	(単位：百万豪ドル)				
	2005/06年	2006/07年	2007/08年	2008/09年	2009/10年
最終消費支出					
一般政府部門					
連邦政府 - 防衛	16,578	17,940	17,884	18,893	20,061
連邦政府 - 非防衛	60,760	65,281	67,814	69,001	66,296
連邦政府合計	77,347	83,237	85,684	87,893	86,357
州政府および地方政府	123,395	125,015	129,211	132,975	138,463
一般政府部門合計	200,753	208,246	214,891	220,868	224,820
家計	613,661	640,240	670,466	672,036	686,111
最終消費支出合計	814,380	848,520	885,529	892,904	910,931
民間部門総固定資本形成					
民間事業投資					
機械および設備					
新規購入	75,824	78,144	93,005	89,916	85,957
中古資産の購入純額	-3,725	-4,028	-4,105	-4,250	-4,492
機械および設備合計	72,099	74,116	88,896	85,666	81,465
非住宅建設					
新規ビル建設	35,165	37,844	42,256	40,031	32,728
新規土木建設	29,204	34,447	37,423	46,475	47,063
中古資産の購入純額	-881	-1,481	-528	-1,151	-528
非住宅建設合計	63,619	70,934	79,231	85,355	79,262
栽培生物資源	3,581	2,849	2,721	3,104	3,161
知的財産					
研究および開発	11,114	12,597	13,938	13,376	13,327
鉱物および石油探鉱	2,899	4,325	5,577	6,034	5,743
コンピュータ・ソフトウェア	7,890	8,672	10,019	9,920	10,811
芸術的創作物	987	1,063	1,143	1,237	1,352
無形固定資産合計	22,995	26,639	30,673	30,567	31,233
民間事業投資合計	162,427	174,194	201,414	204,693	195,122
住宅					
新規および中古住宅	37,660	41,147	41,382	41,160	40,854
改築および増築	32,406	30,247	30,905	29,746	30,843
住宅合計	70,061	71,392	72,284	70,906	71,697
所有権移転費用	17,538	17,384	17,412	14,696	16,272
民間部門総固定資本形成	249,592	262,805	291,404	290,295	283,090
公的部門総固定資本形成					
公的部門					
連邦	5,095	2,641	1,158	1,229	1,853
州および地方	14,836	17,571	20,294	21,570	23,931
公的部門合計	19,996	20,181	21,451	22,798	25,784

	(単位：百万豪ドル)				
	2005/06年	2006/07年	2007/08年	2008/09年	2009/10年
一般政府部門					
連邦政府 - 防衛	5,159	5,848	6,718	7,268	8,513
連邦政府 - 非防衛	6,466	6,249	6,943	7,224	8,329
政府部門合計	11,598	12,096	13,668	14,492	16,843
州政府および地方政府	21,678	24,204	25,818	27,730	38,608
一般政府部門合計	33,290	36,263	39,486	42,223	55,451
公的部門総固定資本形成合計	53,283	56,461	60,939	65,021	81,235
総固定資本形成合計	302,910	319,289	352,446	355,316	364,325
国内最終需要	1,116,980	1,167,531	1,237,974	1,248,219	1,275,256
在庫変動					
民間（非農業）	423	3,728	3,791	231	872
農業	717	608	1,633	150	682
公的機関	582	47	-1,469	-983	266
在庫変動合計	1,481	4,323	4,338	-602	1,819
国民総支出	1,119,521	1,174,533	1,245,094	1,247,617	1,277,075
財貨およびサービスの輸出	259,847	266,361	277,125	284,441	300,142
財貨およびサービスの輸入控除	229,126	249,950	286,328	276,818	291,537
統計上の不突合	0	0	0	0	-1,881
GDP	1,150,644	1,191,655	1,237,320	1,255,241	1,283,799

注(a) 連鎖数量測度の基準年度は2008/09年である。

出典：オーストラリア統計局要覧第5204.0号

2009/10年に民間事業投資合計は4.7%減少した。2009/10年に非住宅建設ならびに機械および設備への投資は、それぞれ7.1%および4.9%減少した。

家計の最終消費支出は2.1%増加し、2009/10年のGDP成長率に1.1%寄与した。家計の最終消費支出のうち、住宅賃貸およびその他住宅サービス（2009/10年中2.9%の増加）ならびにその他の財貨およびサービス（2009/10年中2.1%の増加）は、2009/10年のGDP成長率に対する寄与度が最も高かった。一般政府支出は1.8%増加し、2009/10年のGDP成長率の0.3%を占めた。

産業別でみると、2009/10年のGDPは、政府行政・安全および文化・娯楽サービスが、横ばいの成長を記録したものの、鉱業（6.2%）、専門・科学・技術サービス（3.8%）、保健・社会扶助サービス（3.6%）、卸売業（3.3%）、金融・保険業（3.0%）、電力・ガス・水道・廃棄物処理（2.7%）、教育・研修（2.6%）、運輸・郵便・倉庫業（2.4%）、小売業（1.9%）、賃貸借・不動産業（1.8%）、製造業（1.5%）、管理・支援サービス（1.5%）、情報メディア・電気通信サービス（1.2%）および建設業（0.5%）を含む大部分の産業で成長を記録した。2009/10年には、その他サービス業（-1.1%）、農林水産業（-1.2%）、および宿泊・飲食業（-2.1%）を含むいくつかの産業は縮小した。

下表は、2005/06年、2006/07年、2007/08年、2008/09年および2009/10年会計年度の名目価格によるGDPの所得部門の内訳を示したものである。

表 8 : GDP - 所得部門 (名目価格)

	(単位：百万豪ドル)				
	2005/06年	2006/07年	2007/08年	2008/09年	2009/10年
雇用者報酬					
賃金・給与	432,934	477,441	518,839	537,441	548,775
雇用主社会保険拠出金 ^(a)	54,223	59,796	64,726	67,022	68,607
雇用者報酬合計	487,157	537,237	583,565	604,463	617,382
総事業活動利益					
非金融会社					
民間非金融会社	180,245	197,060	216,515	246,979	246,429
公的非金融会社	20,810	16,663	13,177	13,597	14,405
非金融会社合計	201,055	213,723	229,693	260,575	260,834
金融会社	39,799	47,852	60,782	62,911	61,428
会社部門合計	240,854	261,575	290,475	323,486	322,262
一般政府部門	21,422	22,848	24,023	26,314	26,924
個人所有住宅	60,851	64,123	71,918	83,083	91,363
総事業活動利益合計	323,127	348,546	386,416	432,883	440,549
総混合所得	84,484	90,584	92,714	98,592	102,528
要素所得合計	894,768	976,367	1,062,695	1,135,938	1,160,459
税(生産・輸入補助金控除後)	106,672	115,266	123,045	119,303	123,807
統計上の不突合	0	0	0	0	403
GDP合計	1,001,440	1,091,633	1,185,740	1,255,241	1,284,670

注(a) 雇用主による退職年金への拠出金および労災補償保険料の支払を含む。

出典：オーストラリア統計局要覧第5204.0号

2009/10年のGDPの所得部門については、雇用者報酬が2.1%増加し、総事業活動利益(GOS)が1.8%増加した。2009/10年のGOSの増加は、個人所有住宅の増加(10.0%)および公的非金融会社のGOSの増加(5.9%)に牽引された。

物価

消費者物価指数は、2010年9月四半期までの1年間は2.8%で、2010年6月四半期までの1年間の3.1%および2010年3月四半期までの1年間の2.9%から低下し、また2009年12月四半期までの1年間の2.1%より上昇した。2010年9月四半期までの1年間の物価上昇は、主として住宅、酒・タバコ、金融および保険サービスならびに食料品価格の値上がりによるものであった。オーストラリア準備銀行の中期インフラターゲットに関する詳細については、このオーストラリア連邦の概況における「通貨・金融制度 金融情勢」を参照のこと。

下表は、2005/06年、2006/07年、2007/08年、2008/09年および2009/10年の各会計年度における最終（6月終了）四半期までの消費者物価指数および非農業GDPのインプリシット・デフレーターの変動の詳細を示したものである。

非農業GDPのインプリシット・デフレーターは、事業に使用される非消費財およびサービスを含む消費者物価指数よりも経済におけるより広範囲の物価ならびに輸出に対応している。

表9：物価の動向

年 ^(a)	全グループの 消費者物価指数 (当初) ^(a)	非農業GDPの インプリシット・デフレーター (当初) ^(b)
2005/06年	4.0	5.0
2006/07年	2.1	5.3
2007/08年	4.5	4.6
2008/09年	1.5	4.7
2009/10年	3.1	0.1

注(a) 各6月四半期の前年同期比変動率。

(b) 前年度からの変動率。

出典：オーストラリア統計局要覧第6401.0号および第5204.0号。

賃金

オーストラリアにおいては賃金物価指数が賃金測度として好まれているが、これは行われた仕事の質および量の変動に影響を受けることなく、労働単位の価格の変動を測る方法である。

年間の賃金の伸び率は、2005年初め以降上昇してきたが、今期は、資源ブームに関連する産業（鉱業および建設業）ならびに州（西オーストラリア州およびクイーンズランド州）の賃金上昇率が大きかったにもかかわらず、4.50%を下回る伸びであった。

下表は、2005/06年、2006/07年、2007/08年、2008/09年および2009/10年の各会計年度の最終（6月終了）四半期までの賃金物価指数の年間変動の詳細を示したものである。

表10：賃金の動向

年 ^(a)	賃金物価指数の年間変動率 (季節調整済)
2005/06年	4.2
2006/07年	4.0
2007/08年	4.2
2008/09年	3.8
2009/10年	3.0

注(a) 各6月四半期の前年同期比の変動率。

出典：オーストラリア統計局要覧第6345.0号

2010/11年期中経済財政予測によると、賃金物価指数は、2011年6月四半期までの1年間は3.75%、2012年6月四半期までの1年間は4%に上昇すると予想されている。

労働市場

オーストラリアの労働市場は世界的な景気低迷にもかかわらず驚くべき回復力があり、現在は急速な回復期にある。2010年6月までの12ヶ月間で、雇用は約311,000人増加した。2009年6月に5.8%に達した後、失業率は2010年6月には5.1%へと下降した。

下表は各表示年の6月四半期現在の主要労働力統計を表している。

表11：労働力統計^(a)

	2006年6月 四半期	2007年6月 四半期	2008年6月 四半期	2009年6月 四半期	2010年6月 四半期
総就業人口(千人)	10,211	10,546	10,861	10,927	11,186
総失業人口(千人)	520	473	480	657	616
失業率(%)	4.8	4.3	4.2	5.7	5.2

注(a) 6月四半期現在：四半期期中平均値で算出。
 出典：オーストラリア統計局要覧第6202.0号

2010/11年期中経済財政予測によれば、雇用は、2011年6月四半期までの1年間において2.5%、そして2012年6月四半期までの1年間において2%の増加となることが予測される。失業率は、2012年6月四半期までに4.5%に達すると予測される。2010/11年期中経済財政予測によると、労働力率は、2011年6月四半期および2012年には65.5%となると予測する。

経済見通し

世界的金融危機に対する連邦の対応

オーストラリア連邦およびオーストラリア準備銀行は、世界的金融危機に対する実質的な財政および通貨政策対応に従事した。

2008年9月および2009年4月の間に、オーストラリア準備銀行は目標キャッシュ・レートを累積で425ベース・ポイント引き下げた(2009年10月以降、目標キャッシュ・レートを徐々に引き上げた。)。オーストラリア準備銀行の目標キャッシュ・レートに関する詳細な情報は、このオーストラリア連邦の概況における「通貨・金融制度 - 金融情勢」を参照のこと。

オーストラリア政府は、以下を含む多数の景気刺激の財政措置を発表した。

- ・2008年10月14日に発表された家計消費および住宅投資を対象とした10.4十億ドルの裁量的財政刺激策である政府の経済安定戦略。

- ・ 2008年11月29日に発表されたオーストラリア政府間評議会(COAG)の15.2十億ドルの雇用創出刺激策。
- ・ 2008年12月12日に発表された道路、鉄道および教育インフラストラクチャーへの投資ならびにオーストラリアの事業による資本投資を促進する税制変更を規定する政府の4.7十億ドルの国家建設策。
- ・ 2009年2月3日に発表された低・中所得の国民への支払い、学校、住居、エネルギー効率、地域社会インフラストラクチャーおよび道路への投資ならびに小規模企業への支援を規定する政府の42十億ドルの国家建設および雇用計画。
- ・ 2009年5月12日に発表されたオーストラリア全域の運輸、通信、エネルギー、教育および保健インフラストラクチャーの質、妥当性および効率への投資を行う政府の22十億ドルの国家建設インフラストラクチャー策。

さらに、2009年4月、オーストラリア政府は新たな全国ブロードバンド・ネットワークを建設・運営する新会社、NBNカンパニー・リミテッド(「NBN Co」)を設立した。全国ブロードバンド・ネットワークに関する詳細な情報は、このオーストラリア連邦の概況における「 主要な経済部門 - 情報メディア・電気通信サービス - 電気通信」および「 財政 - 全国ブロードバンド・ネットワークへの連邦の投資」を参照のこと。

オーストラリア政府が、金融制度の安定化の促進および経済全体の信用の継続的な流れを確保するために講じた他の措置は以下の実施を含む。

- ・ 以下を定める金融請求制度：
 - 1959年銀行法(連邦)2AA章に基づく施策：
 - ・ 適格ADI(外資系ADI以外)になされた口座保有者の預金ならびにかかる預金に生じた利息を、1ADIにつき1口座保有者当たり、合計1,000,000ドルまで保護する。
 - ・ ADIが破綻した場合、金融請求制度に基づいて保護された預金の口座保有者への迅速な払戻しを支援する。
 - 支払い不能に陥った損害保険会社に対して適格請求者が行う有効な請求に基づいて支払うべき金額の支払を促進する、1973年保険法(連邦)VC部の施策
- ・ 以下を認める任意制度である、大口預金およびホールセール資金調達に関する保証制度：
 - ADI(外資系ADI以外)が、1ADIにつき1顧客当たり、1,000,000ドルを超える預金残高および満期60ヵ月以内の一定の仕組みのない非劣後無担保債務証券。
 - 外資系ADIが、一定の条件を満たすことを条件として、オーストラリアの居住者が保有する請求払いまたは2009年12月31日までに満期となる一定の預金ならびに15ヵ月以内に満期となる一定の仕組みのない非劣後無担保短期債務証券。

のそれぞれのうち、制度規則に記載の適格基準を満たしたものにつき、オーストラリア連邦の保証を付すよう申請すること。ADI保証制度は2010年3月31日付でホールセール負債の新規発行および追加預金の受入を終了した。このオーストラリア連邦の概況における「オーストラリア連邦政府の保証 - 保証の撤回」を参照のこと。

ADI保証制度および金融請求制度に関する詳細な情報は、このオーストラリア連邦の概況における、「 財政 - 保証およびその他の偶発債務 - オーストラリアの金融システムの安定を強化するための連邦政府の取組み」および「 通貨・金融制度 金融制度の規制 オーストラリア適正規制庁 APRAの主な権限」を参照のこと。

さらに、オーストラリアの州および特別地域政府が信用市場へアクセスする能力を支援するため、2009年7月24日、オーストラリア連邦政府は州および特別地域の借入に対するオーストラリア政府保証（以下「州保証制度」という。）を導入した。州保証制度は2010年12月31日付で被保証負債の新規発行を終了する予定である。かかる州または特別地域の借入に関して発行される特定の債券に関する州および特別地域の債務の保証に関する詳細な情報は、このオーストラリア連邦の概況における、「財政 - 保証およびその他の偶発債務 - 州および特別地域の借入の連邦保証」を参照のこと。

オーストラリア経済予測

オーストラリア経済は、自律的な民間部門の回復が定着するにつれて、確実に成長している。生産量および収益の成長は強まりつつあり、失業は減少している。しかしながら、これらの良い方向への発展は不確実な世界の経済環境を背景として起こっている。主要な先進国経済の悪化の再発および開発途上世界への弱体化の伝播の可能性は、国内経済の見通しにかなりのリスクをもたらす。

これらのリスクにもかかわらず、世界経済は確実なペースで成長を続けると予測される。主要先進国の経済成長は減速すると予想されるものの、アジア新興国経済は力強く成長を続けている。その結果、オーストラリアの主要な貿易相手国はこの20年以上のうちで最も速い速度で成長するものと予想される。これは非農産品への世界的な需要を激増させ、オーストラリアの交易条件指数を記録的な高水準へと導く。交易条件指数は2010/11年には15.5%上昇し、その後2011/12年には4.5%低下すると予想される。これにより国内の成長にかなりの弾みがつき、輸出および事業投資の強い伸びにより支えられ、収益および事業活動の活発化を助けると予想される。

オーストラリア経済は、予測期間中トレンドを上回って成長し、また既に労働市場が逼迫しているため、来年中くらいの中に生産能力の限界に達すると予想される。従って、金融および財政刺激策の撤回ならびに豪ドル高が需要とインフレ圧力を抑制するにもかかわらず、インフレが予測期間中に上昇すると予測されている。

オーストラリアのGDPは、好調な事業投資、商品輸出の上昇および家計消費を支える力強い所得の成長を反映し、2010/11年に3.25%および2011/12年に3.75%成長すると予測される。

確実な経済成長は、力強い雇用の伸びに反映されており、これは継続すると予想されている。雇用は2010/11年に2.5%、2011/12年にはさらに2%成長すると予測される。失業率は2011年6月四半期には4.75%、および2012年6月四半期には4.5%へと低下すると予想される。

高い交易条件指数は実体経済活動により力強い成長を支え、2010/11年および2011/12年の特に鉱業部門における事業投資および輸出の双方を牽引する。鉱業は、2010/11年の投資をかなり増額する計画であり、これにより事業投資のGDPに占める割合を過去40年間で最高に近い水準に押し上げる。液化天然ガス・プロジェクトに支えられて、新たなエンジニアリング建設は、2010/11年には16%超および2011/12年には21%の成長が予想される。鉱業部門の好調さは、新規の機械設備へのより高水準の投資へつながることも期待される。予想される投資の急増は、徐々に経済の生産能力を拡大し、今後5年間で非農産品輸出額を約80十億ドル増加させ、毎年200十億ドル以上とする計画を裏付けると予想される。

オーストラリア政府の直近の失業のインフレ非加速的失業率（インフレ圧力が現れ始める失業率）推計は4.5%から5%の範囲であるが、逼迫した労働市場および交易条件指数上昇に関連した総需要の回復は、インフレにも影響するものと考えられる。

消費者物価指数および基調としてのインフレ率は予測期間中上昇が予想され、2012年6月四半期においては通年で3%に達すると予想される。

需要およびインフレ圧力が高まりつつあるが、より厳格なマクロ経済政策の決定および為替レートの安定効果により抑制されるものと予想される。オーストラリア準備銀行は金融刺激策を撤回しており、またオーストラリア政府の財政刺激策の撤回により、GDPの成長は2010/11年には1パーセント・ポイント、2011/12年には0.5パーセント・ポイント引き下げられると予想される。著しい豪ドル高が経済に収縮の影響を及ぼすと予想され、さらに物価圧力を弱めるであろう（歳入の影響を通じたフローにより）。

オーストラリアの主要な貿易相手国については、中国、インドおよび他の主要なアジア経済国の堅調な成長により支えられて、2010年に6%の成長、またその後2年間はそれぞれ4%超の成長が予測される。この力強い地域的成長は、たとえ世界のその他の地域の経済が苦闘しているにもかかわらず、オーストラリア経済に強力な支援を与えるものと期待される。

この明るい国内の見通しにもかかわらず、特に米国経済回復の持続性、弱含む日本への見通しおよびユーロ圏の緊張の再発可能性についての懸念が増加することにより、世界経済を取り巻くリスクは依然として存在する。

主要先進経済国の中には、これらの諸国の成長は景気刺激策、在庫面の改善および輸出により大きく促進されているため、2011年中の計画された財政再建が、回復を脅かすかもしれないリスクがある。さらに、なんらかの著しい成長鈍化に対応する先進経済国の能力は、脆弱な財政状態および既に実質ゼロである金融政策上の金利により制約されている。

世界経済が低迷するならば、オーストラリアは金融および貿易（主要な商品輸出の価格低下によるものを含む）の両経路から影響を受けると考えられる。オーストラリアの交易条件指数および所得の増加は、現在記録的な水準で取引され、アジア地域からの需要に対する感応度が高い、主要な非農産品数種類の価格により大いに影響される。アジアからの需要は依然として好調と予想されるものの、これらの商品価格が突然下落した場合に、国民所得および経済活動に大きなマイナスの影響を及ぼす可能性がある。さらに、世界的な供給能力が高まるにつれて、商品の現物価格にはかなりの短期的ボラティリティがあり、また商品価格下落の時期、下落速度およびその程度についての不確実性がある。

表12：国内経済予想^(a)

	(単位：%)				
	実績 ^(b)	予想	予想	予想	予想
	2009/10年	2010/11年	2010/11年	2011/12年	2011/12年
		予算	MYEFO	予算	MYEFO
パネルA - 需要および生産^(c)					
家計消費	2.1	3½	4	4	3½
民間投資					
住宅	1.1	7½	4½	4	3
事業投資合計 ^(d)	-4.7	7	8	12½	13
非住宅建設 ^(d)	-7.8	8	8	14½	13½
機械・設備 ^(d)	-4.4	6	7	13	15
民間最終需要 ^(d)	0.7	4½	4¾	6	5¾
公的部門最終需要 ^(d)	7.1	1	1½	-½	-¼
最終需要合計	2.2	3¾	4	4½	4¼
在庫の変動 ^(e)	0.2	½	0	0	0
国民総支出	2.4	4¼	4¼	4¾	4¼
財貨およびサービスの輸出	5.5	5	7	6	5
財貨およびサービスの輸入	5.3	9	11	8½	8
純輸出 ^(e)	0.1	-1	-1	-¾	-¾
実質GDP	2.3	3¼	3¼	4	3¾
非農産品	2.3	3½	3¼	4	4
農産品	-1.5	1	10	2	-6
名目GDP	2.3	8½	9	5¾	5
パネルB - その他の選択					
された経済測定					
対外勘定					
交易条件	-4.8	14¼	15½	-3¾	-4½
経常収支（GDPに占める割合）	-4.3	-3¾	-2¾	-5	-4¼
労働市場					
雇用（労働力人口調査ベース） (f)	2.4	2¼	2½	2	2
失業率(%) ^(g)	5.2	5	4¾	4¾	4½
労働力率(%) ^(g)	65.3	65½	65½	65½	65½
物価および賃金					
消費者物価指数 ^(h)	3.1	2½	2¾	2½	3
非農業総生産デフレーター	0.1	5	5¾	1¾	1¼
賃金物価指数 ^(f)	3.0	3¾	3¾	4	4

注(a) 別段の記載がない限り、前年度からの変動率。

(b) 別段の記載がない限り、オーストラリア統計局要覧 5204.0号の当初データを用いて計算された。

(c) 名目価格による名目GDPを除き、連鎖数量測定。

(d) 公的部門から民間部門への中古資産の売却を除く。

(e) GDP成長率に対する貢献（パーセント・ポイント）。

(f) 季節調整済み、2010年、2011年および2012年6月四半期までの年成長率による。

(g) 季節調整済み、2010年、2011年および2012年6月四半期。

(h) 2010年、2011年および2012年6月四半期までの年成長率による。

出典：オーストラリア統計局要覧 5204.0号、5206.0号、5302.0号、6202.0号、6345.0号、6401.0号ならびに未公表のオーストラリア統計局データおよび財務省。

上記の見積もりは、オーストラリア連邦財務省の経済見通しの予想に基づく。財務省は一般に、毎年2回、5月の予算および10月から1月の間に発表される期中経済財政予測と関連して、主要な予想を発表する。オーストラリアの交易条件の急速な変化および総選挙命令書の発布のそれぞれに対応して、追加の予測の更新である2010年7月経済報告および2010年選挙前経済財政予測が発表された。

財務省の予測方法には広範な情報が含まれる。国民経済計算が予測実施の枠組みをなす。大企業および中小企業、業界団体および州財務省への訪問ならびに財務省の国際経済局の世界の見通しに関する最新の評価からも見識が集められている。財政政策に対するいかなる変更もまた織り込まれている。

予測は、いくつかの技術的な仮定に基づいている。金利が2010/11年および2011/12年にかけて市場の予想と一致して上昇すること、ならびに為替レートおよび石油価格がほぼ最近の平均水準にとどまるということが仮定されている。

財務省の国内経済局は、単一方程式計量経済モデル、部分指標、先行指標、事業調査および専門機関からの助言を用いてかかるデータから予想される結果を評価する。予想の判断に当たっては、経済理論および最近の経済分析評価からの情報も利用する。予測は、財務省内部および他の政府機関双方により検討される。

[次へ](#)

主要な経済部門

2009/10年、金融・保険業が総付加価値（基準価格ベース）において11.0%と最大の割合を占めていた。次に大きな割合を占めていたのは鉱業（10.1%）であった。

2005/06年、2006/07年、2007/08年、2008/09年および2009/10年の各年度において各産業が総付加価値（基準価格ベース）に占める割合を下表に示す。

表13：総付加価値（基準価格ベース）に占める産業別割合

産業	(単位：%)				
	2005/06年	2006/07年	2007/08年	2008/09年	2009/10年
農林水産業	2.4	2.0	2.0	2.4	2.3
鉱業	9.4	9.9	9.7	9.8	10.1
製造業	10.3	10.1	10.1	9.3	9.3
電力・ガス・水道・廃棄物処理	2.3	2.2	2.1	2.2	2.2
建設業	7.2	7.4	7.6	7.7	7.5
卸売業	4.8	4.8	4.7	4.7	4.8
小売業	4.5	4.6	4.7	4.6	4.6
宿泊・飲食業	2.5	2.5	2.4	2.3	2.2
運輸・郵便・倉庫業	5.1	5.2	5.3	5.1	5.1
情報メディア・電気通信サービス	3.2	3.2	3.3	3.3	3.2
金融・保険業	10.0	10.7	11.1	10.9	11.0
賃貸借・不動産サービス ^(a)	3.3	3.0	2.8	2.8	2.8
専門・科学・技術サービス	6.5	6.3	6.3	6.4	6.5
管理・支援サービス	2.5	2.6	2.6	2.5	2.5
政府行政・安全	5.2	5.2	5.0	5.2	5.1
教育・研修	4.4	4.4	4.3	4.3	4.3
保健・社会扶助サービス	5.7	5.7	5.8	6.0	6.1
文化・娯楽サービス	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8
その他サービス	1.9	1.8	1.8	1.8	1.7
住宅所有	7.9	7.8	7.8	7.8	7.9
総付加価値（基準価格ベース）	100	100	100	100	100

注(a)住宅所有を除く。

出典：オーストラリア統計局要覧 5204.0号

2005/06年、2006/07年、2007/08年、2008/09年および2009/10年の各年度において各産業が雇用に占める割合を下表に示す。

表14：雇用に占める産業別割合

産業	(単位：%)				
	2005/06年	2006/07年	2007/08年	2008/09年	2009/10年
農林水産業	3.5	3.4	3.3	3.3	3.3
鉱業	1.3	1.3	1.4	1.6	1.6
製造業	10.2	9.9	9.9	9.4	9.1
電力・ガス・水道・廃棄物処理	1.1	1.0	1.1	1.3	1.2
建設業	8.7	9.1	9.1	9.2	9.1
卸売業	3.7	3.9	3.7	3.7	3.8
小売業	11.7	11.4	11.6	11.3	10.8
宿泊・飲食業	6.7	6.7	6.6	6.6	6.8
運輸・郵便・倉庫業	5.0	5.0	5.2	5.5	5.2
情報メディア・電気通信サービス	2.4	2.4	2.2	2.1	1.9
金融・保険業	3.8	3.9	3.8	3.7	3.6
賃貸借・不動産サービス	1.9	1.9	1.9	1.8	1.7
専門・科学・技術サービス	7.1	7.2	7.3	7.2	7.6
管理・支援サービス	3.5	3.4	3.3	3.2	3.4
政府行政・安全	6.1	6.2	5.9	6.2	6.2
教育・研修	7.4	7.2	7.4	7.4	7.5
保健・社会扶助サービス	10.3	10.3	10.3	10.6	11.0
文化・娯楽サービス	1.8	1.7	1.8	1.9	1.8
その他サービス	4.1	4.0	4.3	4.2	4.1
合計	100	100	100	100	100

出典：オーストラリア統計局要覧 6291.0.55.003号

賃貸借・不動産サービス

賃貸借・不動産サービスには、有形もしくは無形の固定資産（著作権を除く）の賃貸借およびその他使用許可に主に従事する会社ならびに関連するサービスを提供する会社が含まれる。この部門の主要な部分は、他人による自己所有資産の賃貸、その他使用を許可する会社である。不動産および機器の場合有形資産であり、特許および商標の場合無形資産である。

この分類はまた、他人のための不動産の売却、賃貸および/または買取、他人のための不動産管理および不動産鑑定評価等の不動産に関するサービスの提供に従事する会社を含む。

賃貸借・不動産サービスは、2009/10年において総付加価値（基準価格ベース）に2.8%貢献した。

製造業

オーストラリアにおいて、製造業は従来から最大の産業であった。しかしながら、製造業の総付加価値への貢献（基準価格ベース）は、過去30年間にわたって減少している。1970年代終わりには、製造業の付加価値は総付加価値（基準価格ベース）のほぼ17%に貢献していたが、2009/10年には、製造業の付加価値が総付加価値（基準価格ベース）に占める割合は9.3%であった。現在、製造業が総付加価値（基準価格ベース）に占める割合は20年前より低下しているものの、過去20年間に於いて製造業の生産高は増加基調にある。

2009/10年、製造部門は雇用全体の約9.1%を占めた。

2005/06年、2006/07年、2007/08年、2008/09年および2009/10年の各年度における製造業の総付加価値（連鎖数量測度）の内訳を下表に示す。

表15：産業付加価値
 （連鎖数量測度）

経済部門下位区分	（単位：百万豪ドル）				
	2005/06年	2006/07年	2007/08年	2008/09年	2009/10年
食品、飲料、タバコ製品	22,743	22,973	22,945	22,228	23,755
繊維、衣料品、その他の製造品	6,153	6,096	6,381	5,720	4,704
木材、紙製品	8,309	8,080	7,768	7,176	7,442
印刷、記録装置	5,484	5,536	5,676	4,683	4,486
石油、石炭、化学製品、ゴム製品等	20,979	20,608	21,113	18,995	19,660
非金属鉱物製品	5,424	5,551	5,801	5,764	5,658
金属製品	20,048	22,024	24,521	23,738	22,990
機械・設備	21,671	21,659	22,375	21,099	22,361
合計	109,798	111,869	116,306	109,403	111,057

出典：オーストラリア統計局要覧 5204.0号

住宅所有

住宅所有は、地主および持ち家の所有者からなる。持ち家の所有者は、総営業利益を生み出す事業を営業しているとみなされる。賃貸料を持ち家住宅に帰属させることで、住居がその所有者に提供するサービスを、賃貸住宅がその賃借人に提供する販売されたサービスと整合性のある方法で扱うことができる。持ち家の所有者は、（消費者としての自らから）家賃を受領し、費用を支払い、所有者として自らに発生する生産価値に純ベースで寄与しているとみなされる。2009/10年、住宅所有は総付加価値（基準価格ベース）に7.9%貢献した。

鉱業

2009/10年に鉱業が総付加価値（基準価格ベース）に占める割合は10.1%であった。ただし、2009/10年に鉱業商品（非農産品）の輸出は、総輸出価値の52.7%を占めた。

2009/10年の鉱業生産の総価額は、前年より14.4%減の133.0十億ドルであった。民間の鉱物および石油探査費用は、2009/10年には5.7十億ドル（名目価格）に増加した。

2009年、オーストラリアは原料炭および鉄鉱石の世界最大の輸出国であり、また、火力発電用石炭については世界第2位の輸出国となっている。オーストラリアの非農産品の輸出収入は、2009/10年には133.9十億ドル（名目価格）であった。

2009/10年の鉱業部門における民間（実質）新規設備投資の総額は、2008/09年から6.1%減の34.5十億ドルであった。2010年9月四半期に、鉱業部門は、サービスを含めて約198,100人を直接雇用していたが、これは労働力人口の約1.6%に相当する。これらの部門は、精錬および精製、卑金属加工、非金属鉱物製品、石油、石炭および基礎化学製品ならびに電力およびガスといった川下の製造業でさらに雇用を生み出している。

近年、堅調な商品価格が、オーストラリアの経済成長および国民所得に重要な刺激を与えてきた。2008/09年までに、鉱業部門での堅調な投資活動の結果、事業投資がGDPに占める割合が40年間で最も高くなった。

世界金融危機の結果、世界の需要の急激な縮小により、商品価格は大幅に下落し、主要なバルク商品の価格は、2008年半ばの記録的高値から低下した。新興アジア諸国での力強い成長が牽引し、バルク商品の価格は2009年下半年および2010年の当初数ヶ月間で目覚ましい回復を見せた。バルク商品の直物価格は、2010年4月以降わずかに低下したものの、依然として高水準に留まっている。

将来的には、商品価格の高騰は、西オーストラリア沖のゴルゴンLNG（液化天然ガス）プロジェクトのような多数の大規模土木プロジェクトに支えられて、堅調な事業投資の成長を引き出すと予想される。2011/12年に、名目GDPに占める事業投資は17%に達する見込みである。これは、1994/95年から2003/04年までの約13.2%という商品価格の急騰前と同水準である。

2010年7月2日、オーストラリア政府は、2012年7月1日からオーストラリアにおけるすべての既存および新規の鉄鉱石および石炭プロジェクトに適用となる新しい鉱物資源使用税（「MRRT」）制度を導入し、また既存の石油資源使用税（「PRRT」）制度を、2012年7月1日から、ノース・ウェスト・シェルフ・プロジェクトなどを含む、すべてのオーストラリアの陸上および海洋の石油ガス・プロジェクトに適用拡大することを提案した。制定された場合、提案されたMRRTおよびPRRTの適用拡大には、資源会社に州および特別地域の支払い済み鉱区使用料および資源税について控除を付与する。提案されたMRRTとPRRTの適用拡大に関する詳しい情報は、「財政 - 税制 - 間接税 - 資源税および鉱区使用料」を参照のこと。

建設

2009/10年の建設業の総付加価値（基準価格ベース）に占める割合は7.5%であった。過去20年間、付加価値（数量ベース）は平均して毎年約3.8%増加してきた。建設業は、金利変動、不動産投機および財政政策等の要因によって活況および不況となる傾向にある。

2000/01年、財貨・サービス税（GST）導入を回避するために非常に多くの建設活動が前倒しになったため、生産が大幅に落ち込んだ。2001/02年以降、交易条件の改善および住宅価格の伸びに後押しされて付加価値は力強い成長を遂げた。

建設業における雇用は、2010年9月四半期においては約1百万人に達した。2000/01年以降、建設業の雇用は順調に成長し、2009/10年に建設業が雇用全体に占める割合は7.4%から9.1%に増加し、業種の中で3番目に大きな雇用主となっている。

専門・科学・技術サービス

専門・科学・技術サービスは科学研究、建築、エンジニアリング、コンピュータ・システム設計、法律、会計、広告、市場調査、経営およびその他コンサルタント・サービス業、獣医学および専門的写真撮影を含む。この分類は保健・社会扶助サービスの提供に主に従事する団体を除外する。専門・科学・技術サービスは、2009/10年の総付加価値（基準価格ベース）に6.5%貢献した。

金融・保険業

金融および保険産業における企業は、金融資産の創設、流動化または所有の変更、ならびに金融取引の円滑化などの広範なサービスを提供している。同部門は、2009/10年の総付加価値（基準価格ベース）に11.0%貢献しており、かかる割合は、1980年代の規制緩和以来、上昇してきた。

しかしながら、同部門が総付加価値に占める割合は安定しているものの、その背後では業界内で急速に変化が生じている。インターネット・バンキング、ATM機および信用評点制度（クレジット・スコアリング）の導入により、コンピュータ・ソフトウェアおよび機械設備（コンピュータ）に対する多額の投資がなされており、建設（新支店および店舗）は大幅に減少した。過去20年間で金融・保険収入合計に賃金が占める割合は減少傾向にあるが、その要因として最も可能性の高いものはかかる革新である。

近年の保険産業の主要なトレンドおよび動向は、慎重な規制監督者および産業参加者の双方のリスク管理能力の重要な改善および重要な産業の統合を含み、四大保険グループは現在保険料収入のおよそ70%を占めている。

保健・社会扶助サービス

保健・社会扶助サービス産業は、病院、医療およびその他保健サービス、家事援助サービスならびに社会扶助サービスからなる。2009/10年において、保健・社会扶助サービスは総付加価値（基準価格ベース）に6.1%貢献した。

小売業

小売業は、オーストラリアにおいて大きな産業の1つである。同産業は、一般公衆向けの著しく形態を変更することなく物品の購入または販売、コミッションに基づく売買に従事する会社からなる。2009/10年、小売業は総付加価値（基準価格ベース）に4.6%貢献した。

運輸・郵便・倉庫業

オーストラリア経済の効率性および競争力は、戦略ネットワーク産業である運輸システムの影響を大きく受けている。2009/10年、運輸・郵便・倉庫部門は総付加価値（基準価格ベース）の約5.1%を占めた。インフラ・運輸・地域経済局は、オーストラリアの運輸業務が2005年から2020年までの間にほぼ倍増すると推定している。旅客輸送も、特に都市部で大幅に伸びる見込みである。このため、輸送インフラへの追加的な投資ならびに既存および新規のインフラの利用改善が求められる。

オーストラリアの公的部門は、公共財の特徴を備え、一般に商業的に魅力がない輸送サービス（運営およびインフラ）を提供している。公的部門はまた、安全で公平かつ効率的な運輸部門を支える規制上の枠組みも提供している。主要な空港はすべて民営化されている。鉄道および港湾のインフラに関しても、民間部門が大きな役割を担っている。

卸売業

卸売業は、基本的原材料、機械、自動車、食料品、酒類、タバコおよびその他物品の卸売りおよびコミッションに基づく卸売りからなる。1990年代には、卸売業は力強く成長した。付加価値の増加は、業界内における大規模な合理化、企業間での技術の広範な取込みおよび「ジャストインタイム」処理等の新たな在庫管理手法の利用増によるものであった。2009/10年、卸売業は総付加価値（基準価格ベース）に4.8%貢献した。

教育・研修

教育・研修産業は労働集約的で、サービスに基づく部門であり、多数の高等教育を受けた人材を擁している。教育・研修産業が総付加価値（基準価格ベース）に占める割合は、2009/10年には4.3%であり、過去5年間において比較的安定していた。教育産業は公的部門が中心となっており、連邦政府と州政府の双方が経済全体にわたって主な教育サービス（初等、中等および高等教育ならびに（増加しつつある）早期児童教育）の提供に責任を負っている。

管理・支援サービス

管理・支援サービス業には、主に、他の事業または組織の毎日の運営に対して日常的な支援業務を実行する企業を含む。これは主として業務管理、人材派遣、書類作成、電話による顧客からの注文受付、信用報告・徴収サービスの提供ならびに旅行、ツアーの手配からなる。その他のサービスとしては、建物およびその他清掃サービス、害虫駆除、庭の手入れおよび他社向け製品梱包などが含まれる。2009/10年、管理・支援サービスは総付加価値（基準価格ベース）の2.5%を占めた。

政府行政・安全

政府行政・安全には、主に中央政府、州政府および地方政府の立法、行政および司法業務に関係する法人を含む。これには規則の施行、ならびに物理的、社会的、経済的および一般的な治安および安全サービスを含む。2009/10年、政府行政および安全は総付加価値（基準価格ベース）の5.1%を占めた。

農林水産業

農林水産業は、2009/10年の総付加価値（基準価格ベース）に2.3%貢献した。農林水産業の絶対規模は拡大し続けているが、歴史的に、同産業のオーストラリア経済に対する貢献度は低下基調にある。農林水産業のうちでは農業が支配的であり、林業および漁業は2009/10年の同産業生産（総付加価値（連鎖数量測度）による。）の16.2%を占めた。旱魃期に続いた好調な成長の後、現在では、農業生産は通常の季節条件に典型的な水準に戻っている。農業生産の回復に応じて輸出の増加は極めて好調であり、その後より穏やかなペースに落ち着いた。

2005/06年、2006/07年、2007/08年、2008/09年および2009/10年の各年度のオーストラリアの主要農産物の生産高を下表に示す。

表16：主要農産物 - 国内生産の総価額および数量

商品	2005/06年		2006/07年		2007/08年		2008/09年		2009/10年	
	百万豪ドル	キロトン	百万豪ドル	キロトン	百万豪ドル	キロトン	百万豪ドル	キロトン	百万豪ドル	キロトン
羊毛	2,054	520	2,282	502	2,309	459	1,806	420	2,124	382
食肉	11,960	3,909	12,335	4,147	12,102	4,061	12,983	3,997	13,111	3,935
小麦	5,099	25,150	2,619	10,822	5,292	13,569	5,894	21,420	5,250	21,656
砂糖きび (a)	1,032	37,128	1,221	36,397	861	32,621	1,021	30,284	1,526	31,457
綿実・綿花	995	1,441	542	689	254	321	693	795	876	934
牛乳(b)	3,341	10,089	3,178	9,583	4,572	9,223	3,988	9,388	3,363	9,016

注(a) 压榨用

(b) 単位は百万リットル

出典：オーストラリア農業資源経済局（ABARE）のオーストラリアの商品報告書2010年9月季刊号17巻3号（612、613、615および616ページ）

電力・ガス・水道・廃棄物処理

電力・ガス・水道・廃棄物処理業は、2009/10年の総付加価値（基準価格ベース）の2.2%を占めた。同産業では電力が最大の割合を占め、産業付加価値（連鎖数量測度）に55.6%貢献している。水道および廃棄物処理サービスならびにガスが産業付加価値（連鎖数量測度）に占める割合は、それぞれ37.1%および7.3%である。1990年より前は、同産業は高度に規制され、公益事業の大半は独占事業として運営されていた。電力産業は、すべてでないにせよ大半の管轄区域において垂直統合され、単一の会社が発電、送電、配電および小売に責任を負っていた。1990年代には、かかる3部門において大きな改革が行われた。ただし、管轄区域ごとに規制緩和の時間枠は異なっている。一部の改革には、電力事業の法人化、民営化および構造的分離が含まれていた。かかる改革は、最近の10年間ににおいても継続している。数量ベースによる電力部門の付加価値は、1985/86年から2009/10年までの間に年平均2.1%成長した。

電力

1990年代以降、オーストラリアの電力市場は大きな変革を遂げ、投資が増加し、生産性が向上した。かかる変革には以下が含まれる。すなわち、電力供給チェーンの各要素の分割、発電および小売における競争の導入、ならびに電力資産の法人化および一部の州においては民営化。また、国家電力市場の創設によって、卸売り用の電力プールを通じてクイーンズランド、ニュー・サウス・ウェールズ、ビクトリア、南オーストラリア、タスマニアおよびオーストラリア首都特別地域の間の電力取引も可能となっている。

2006年、オーストラリア政府評議会（COAG）は、統治の強化、送電計画の改善およびより効率的なエネルギー金融市場の発展の支援を目指したエネルギー市場改革に合意した。2007年、COAGはまた、国家計画機能を有する、電力およびガスについての国家エネルギー市場運営者の設立にも合意した。

オーストラリアの電力価格は近年上昇したものの、主に天然資源が豊富であるため国際基準では低水準にとどまっている。2008年、主要都市における平均電力価格は、英国、スペインおよびイタリアを含む多くのOECD諸国より一般的に低かった。

オーストラリアには約250台の大型発電機があり、うち約200台はオーストラリア東部および南部の国家電力市場の管轄区域に所在する。国家電力市場は、約75万キロメートルに及ぶ広範な配電網を用いて約8.8百万の個人および法人顧客に電力を供給している。2008/09年、電力市場の発電量は約208テラワット時であり、収入は9.4十億ドルであった。発電部門では、発電のため様々な燃料源が用いられている。2008/09年には、黒炭および褐炭が国家電力市場全体の公認発電容量の約60%を占め、ガス火力発電（20%）および水力発電（17%）がそれに続いた。

オーストラリアにおける発電は、石炭が主流であるため、排出集約型である。政府は、気候変動への対処を目的とした政策に尽力している。2009年8月、議会は、現行の再生可能エネルギー法の改正法案を可決し、2020年までにオーストラリアの電力供給の最低20%相当を再生可能資源から産出することを確実にするため再生可能エネルギー目標制度（RET）を拡大した。2010年6月24日に、議会はRETを2つに区分する法律を可決した。風力発電基地、商業ベースの太陽熱発電プロジェクトおよび地熱発電プロジェクトなどの大規模な再生可能エネルギー・プロジェクトを対象とする大規模再生可能エネルギー目標（LRET）、そして太陽光パネルや太陽熱温水器などの小規模発電装置および小規模技術を対象とする小規模再生可能エネルギー制度（SRES）である。RET法に基づき、2011年1月1日より（卸電力の仕入業者など）責任主体は、大小規模の再生可能エネルギー技術から作成される再生可能エネルギー証書の取得および返納によって、または当該不足量に対する不足課徴金の支払いによって、LRETおよびSRESの両方の責務を果たすことが求められる。かかる政策は再生可能型発電および送電事業へのかなりの新規投資につながると予想される。

2008年12月に、オーストラリア政府は、2010年7月1日から温室効果ガス排出量削減構想（CPRS）を通じた排出量取引を導入する意向であると発表した。2009年5月、オーストラリア政府は、オーストラリア企業が世界的な景気後退の影響に対処するのを支援するため、CPRSの開始を2011年7月1日まで延期した。政府はその後、議会の支援無しに2011年7月1日にCPRSを開始することはできないと決定した。2010年9月、オーストラリアによる気候変動対処法についての合意を形成し、また炭素課金の導入について意見を探るため、政府は、気候変動専門家およびオーストラリア労働党、オーストラリア緑の党および無所属の議員から成る超党の気候変動委員会を結成した。

オーストラリア政府は、オーストラリアの温室効果ガス排出量を2020年までに2000年の水準より5%削減するという以前発表した超党派の目標を引き続き約束している。

情報メディア・電気通信サービス

出版、放送、動画、録音、インターネット、電気通信およびライブラリー・サービスからなる情報メディア・電気通信サービス産業は、2009/10年の総付加価値（基準価格ベース）に3.2%貢献した。

電気通信

1997年7月1日以降、オーストラリアの電気通信市場に完全競争が導入された。それ以降、電気通信部門は、より動的で革新的な市場へと発展を遂げ、企業および世帯は通信料の引下げおよび通信業者の多様化の恩恵を受けている。

電気通信部門は、小売りレベルでいくつかの規制上のメカニズムの対象となっている。オーストラリアの全国民が基本的な電話サービスに手軽にアクセスできることを公平に確保するために、電気通信業界に対してユニバーサル・サービス提供義務（USO）が課されている。USOのための資金は、すべての認可電気通信事業者が拠出している。2010年6月20日に、オーストラリア政府は、USOを履行するため、新会社USO Coを設立する予定を発表した。USO Coは、2012年7月1日から業務を開始する見込みである。USO Coは、オーストラリア連邦とNBN Co.といった卸電力供給業者などを含む企業の共同出資による。USO Coの設立には議会の承認が求められる可能性がある。

1974年商慣行法（TPA）の第XI部Bおよび第XI部Cに電気通信特有の競争関連規定が含まれている。かかる規定は一般的な競争法に基づいているが、完全にそれを反映したものではない。

- ・ TPA第XI部Bは、電気通信市場における反競争的慣行制度を定めており、これは、TPA第IV部の一般競争規定に加えて適用される。
- ・ TPA第XI部Cは、ボトルネック事業者サービスへの規制アクセスに関する産業特有の制度を定め、電気通信産業に基本アクセス取決めを規定している。

競争枠組みによって、消費者はいくつかの重要な恩恵を得ている。例えば、テルストラ株式会社の競合会社が同社の銅線ローカル・ループ網にアクセスできたことが、オーストラリアにおけるブロードバンドの発展のための主要な推進力となってきた。テルストラは、以前は国有の独占企業であったが、1997年から2006年までの間に民営化された。テルストラの約33%および16%のトランシェが1997年および1999年に売却された。2006年には、政府がテルストラに対するさらに34%の持分を売却し、残る17%の持分は、2007年2月にフューチャー・ファンドに譲渡された。2009年8月20日にフューチャー・ファンドは、機関投資家への引受け販売を通してテルストラの持分のうち34%を売却し、フューチャー・ファンドのポートフォリオのテルストラに対する持分を同社の10.9%へと減少させた。2010年9月から10月の間に、取締役会は、テルストラに対するポートフォリオの持分を、同社の10.9%から10%へとさらに削減した。売却は、テルストラに対するフューチャー・ファンドの持分を中期にわたって定期的に減少させ、その長期的使命および戦略に合わせてポートフォリオを構築するという、フューチャー・ファンドの監視役会が以前述べた計画に一致するものである。フューチャー・ファンドの詳細については、このオーストラリア連邦の概況における「 財政 - 老齢年金および退職年金」を参照のこと。

2009年4月、オーストラリア政府は、新たな高速の全国ブロードバンド・ネットワークを建設・運営する新会社、NBNカンパニー・リミテッド（NBN Co）を設立した。NBN Coの所有および財政に関する詳細な情報は、このオーストラリア連邦の概況における、「 財政 - 全国ブロードバンド・ネットワークへの連邦の投資」を参照のこと。

全国ブロードバンド・ネットワークの目標は、全オーストラリアの家庭、学校および職場の90%超を光ファイバーで結び（施設までのファイバー）、最高速度100メガビット/秒のブロードバンド・ネットワークを提供することである。ネットワークはオーストラリアのその他すべての施設が、最低速度12メガビット/秒のブロードバンドを提供する次世代の無線および衛星技術と接続するのを可能とする。全国ブロードバンド・ネットワークは、オーストラリア初の全国ホールセール専門のオープンアクセスのブロードバンド・ネットワークとなる。

2010年6月20日に、NBN Coは、テルストラと財務基本合意書を締結し、規制機関からの承認を条件として、テルストラが通信設備へのアクセスを提供し、またテルストラの通信トラフィックを全国ブロードバンド・ネットワークへ漸進的に移行することに合意したことを発表した。議会における法律の可決とテルストラ株主による承認が条件となっているが、これらの条件が合意されれば、約90億ドルの価値を創出すると見込まれている。オーストラリア政府が合意した、USO Coの設立およびその他の規制改革を含む公共政策改革と併せて、テルストラは、合意によって税引後で約110億ドルの正味現在価値が得られると見込んでいる。テルストラ、NBN Coおよびその株主であるオーストラリア政府当局は、詳細な正式契約について現在交渉を進めており、合意には数か月を要すると予想されている。

オーストラリア政府は、タスマニアにおける施設へのファイバー・ネットワークおよび次世代無線サービスの展開を加速した。オーストラリア政府は、都市間、主要な地域の中心および地方の町を結ぶ光ファイバー伝送リンクの適時の展開を通じて、帰路の「事故多発地域」に対処するために短期的施策も実施している。2010年9月7日、オーストラリア政府は、全国ブロードバンド・ネットワークの展開において、地方地域を優先すること、そして当該ネットワークの利用について卸売価格を全国で統一するよう確保することについて、主要な無所属議員と合意に達した。

テレビ・サービス

オーストラリアの人口の100%が無料テレビ放送を視聴できる。有料テレビ放送は、主要都市においては光ケーブル同軸ハイブリッド伝送方式で、地方においては衛星伝送方式で、オーストラリア全土で視聴可能である。

政府は、2013年末までに、オーストラリアの無料テレビ放送会社すべてがアナログ伝送方式からデジタル伝送方式への切替えが完了予定であることを発表した。切替プロセスは2010年に開始しており、またオーストラリア全土にわたって地域ごとに段階的に実施される予定である。

宿泊・飲食業

宿泊・飲食業は、主に接客サービスの提供に従事する会社からなる。これには、宿泊施設、および食品・飲み物のサービスが含まれる。2009/10年の同産業の総付加価値（基準価格ベース）に占める割合は、2.2%であった。

文化・娯楽サービス

文化・娯楽サービス産業は、歴史的、文化的、教育的興味の対象および場所の保存および展示に従事する会社からなる。文化・娯楽サービスはまた、オリジナルの芸術的作品の創作および/または一般公衆の視聴を意図したライブ公演、イベントまたは展覧会への参加、顧客がスポーツ・娯楽活動への参加または興味の追求ができる施設の運営またはサービスの提供を含む。2009/10年において、文化・娯楽サービスは総付加価値（基準価格ベース）の0.8%を占めた。

その他サービス

その他サービス産業には、個人向けサービス、宗教、市民、専門的およびその他利益団体が提供するサービス、特定の修繕・維持業務の提供ならびに家庭に雇用されるスタッフに主に従事する主体すべてが含まれる。その他サービスは、2009/10年の総付加価値（基準価格ベース）に1.7%貢献した。

[前へ](#) [次へ](#)

貿易および国際収支

商品貿易

本船渡し価格（f.o.b.）基準で測定された財貨の価値には、その生産およびかかる財貨が当該輸出国から輸出のため国際運送業者に船積みされるまでに発生したその他費用すべてが含まれる。

過去5会計年における、国際収支基準で算出された、名目価格によるオーストラリアの商品輸出高（f.o.b.）および商品輸入高（f.o.b.）は下表のとおりである。

表17：商品別輸出入

	（単位：百万豪ドル）				
	2005/06年	2006/07年	2007/08年	2008/09年	2009/10年
輸出					
農産品					
食肉および食肉加工品	6,709	7,080	6,542	7,454	6,360
穀類および穀類加工品	4,852	4,171	4,975	6,881	5,276
羊毛・羊皮	2,539	3,065	2,796	2,322	2,308
その他農産品	11,166	10,774	11,181	12,726	11,571
農産品合計	25,266	25,090	25,494	29,383	25,515
非農産品					
鉱石・鉱物	28,936	35,315	41,339	52,015	53,376
鉱物性燃料	37,572	37,569	43,488	75,664	55,486
石炭、コークスおよび石炭加工品	24,352	21,928	24,599	54,957	36,460
その他鉱物性燃料	13,220	15,641	18,889	20,707	19,026
金属（非貨幣用金を除く。）	11,272	14,821	14,039	12,394	10,702
機械	8,066	8,391	8,750	8,900	7,985
輸送機器	5,317	4,651	5,723	5,090	4,070
その他製造品	15,001	16,241	16,965	17,601	16,396
その他非農産品（砂糖および飲料を含む。）	12,001	15,113	13,126	11,077	11,984
輸送手段の港湾調達財貨	1,420	1,379	1,547	1,631	1,390
非農産品合計	119,585	133,480	144,977	184,372	161,389
商品純輸出	97	214	209	301	252
非貨幣用金	9,087	10,740	12,272	17,508	14,302
商品輸出合計	144,851	158,570	170,471	213,755	186,904
輸入					
消費財	50,279	54,913	59,371	61,419	62,337
資本財	40,157	41,774	45,299	51,572	48,078
中間財およびその他財貨	74,260	81,574	92,583	97,865	88,499
非貨幣用金	4,815	5,311	7,593	11,522	7,105
商品輸入合計	164,696	178,261	197,253	210,856	198,914
商品貿易収支	-19,845	-19,691	-26,782	2,899	-12,010

出典：オーストラリア統計局要覧第5302.0号

次の表は、2005/06年、2006/07年、2007/08年、2008/09年および2009/10年の各年におけるオーストラリアの輸出入の相手国および地域別割合を示したものである。この比率は、国際収支基準ではなく、商品貿易基準で、金額を基準に算出されたものである。

表18：オーストラリアの商品貿易の地域別分布状況

	2005/06年	2006/07年	2007/08年	2008/09年	2009/10年
輸出	%	%	%	%	%
中国	11.9	13.6	14.9	17.0	23.2
日本	20.4	19.4	19.3	22.9	18.5
韓国	7.7	7.8	7.9	8.3	8.2
ニュージーランド	5.7	5.6	5.3	3.7	4.0
英国	5.1	3.7	4.6	5.0	3.6
米国	6.4	5.8	5.9	5.0	4.8
インド	4.8	6.0	5.2	6.7	8.1
シンガポール	2.8	2.8	2.9	2.4	2.5
タイ	2.8	2.5	2.6	2.1	2.3
インドネシア	2.6	2.5	2.2	1.9	2.2
マレーシア	1.7	1.8	1.9	1.6	1.6
その他の欧州連合諸国 ^(a)	7.3	7.7	6.7	5.4	4.4
その他 ^(b)	20.8	20.7	20.7	17.9	16.8
合計	100	100	100	100	100
輸入	%	%	%	%	%
中国	13.9	15.0	15.3	16.9	17.9
日本	10.3	9.6	9.7	8.1	8.7
韓国	3.9	3.3	3.0	3.0	3.5
ニュージーランド	3.3	3.1	3.5	3.2	3.4
英国	3.6	4.1	4.2	4.1	2.8
米国	13.6	13.8	12.0	11.5	10.7
シンガポール	6.3	5.6	6.8	6.1	5.4
タイ	3.2	4.0	4.4	4.9	6.1
インドネシア	2.7	2.6	2.3	2.3	2.3
マレーシア	4.0	3.7	4.0	3.8	4.2
その他の欧州連合諸国 ^(a)	18.1	17.5	17.2	16.6	16.1
その他 ^(b)	17.1	17.8	17.6	19.5	18.9
合計	100	100	100	100	100

注(a) その他の欧州連合諸国とは、英国を除いた現在の全27加盟国との貿易を指す。

(b) 「その他」の範囲の解釈には注意が必要である。この分類には国別に分類されない非公開の品目が含まれているためである。よって、上記リスト中の各国または地域の輸出入の割合が過少表示されている可能性がある。

出典：オーストラリア統計局要覧第5368.0号ならびに未公表のオーストラリア統計局および財務省データ

年次国民経済計算ベースで、2009/10年のオーストラリアの財貨およびサービスの輸出額は254.3十億ドルであった。2009年に、オーストラリアの輸出市場の上位5カ国は、中国（48.0十億ドル）、日本（40.4十億ドル）、インド（18.2十億ドル）、韓国（17.5十億ドル）および米国（15.2十億ドル）であった。アジア地域（ASEANおよびその他の主要なアジア経済諸国）への輸出は163.6十億ドル（オーストラリア輸出の65.5%）、欧州連合への輸出は26.0十億ドル（オーストラリア輸出の10.4%）および北米への輸出は18.3十億ドル（オーストラリア輸出の7.3%）であった。2009年の主要な輸出商品およびサービスは、石炭、鉄鉱石、教育サービス、金および個人旅行である。

年次国民経済計算ベースで、2009/10年のオーストラリアの財貨およびサービスの輸入は259.5十億ドルであった。2009年に中国がオーストラリアの最大の輸入相手であり（37.3十億ドルまたはオーストラリア輸入の14.6%）、米国（32.3十億ドルまたはオーストラリア輸入の12.7%）および日本（18.8十億ドルまたはオーストラリア輸入の7.4%）がその後に続いた。2009年のオーストラリアの主要な輸入品目は、個人旅行サービス、原油、乗用車、精製石油および金であった。

国際収支

オーストラリアは伝統的に資本の純輸入国である。これにより、国内貯蓄のみが投資の資金源であった場合よりは速いペースで豊かな天然資源の開発が可能となった。資本の純流入を利用して外国から実物資源を購入している現状を反映して、オーストラリアの経常収支は伝統的に赤字で推移してきた。

次の表は2005/06年、2006/07年、2007/08年、2008/09年および2009/10年におけるオーストラリアの国際収支の詳細を示している。

表19：国際収支

	(単位：百万豪ドル)				
	2005/06年	2006/07年	2007/08年	2008/09年	2009/10年
経常収支	-54,075	-60,541	-73,980	-40,515	-56,103
財貨およびサービス	-15,354	-13,231	-24,579	5,887	-5,965
受取	195,676	215,480	233,597	284,437	254,004
支払	-211,030	-228,711	-258,176	-278,550	-259,969
財貨	-15,476	-14,048	-21,894	9,186	-4,561
受取	154,035	169,524	182,952	231,564	201,458
支払	-169,511	-183,572	-204,846	-222,378	-206,019
サービス	122	817	-2,685	-3,299	-1,404
受取	41,641	45,956	50,645	52,873	52,546
支払	-41,519	-45,139	-53,330	-56,172	-53,950
第一次所得	-37,884	-47,001	-49,496	-45,407	-49,224
受取	27,937	38,318	44,217	42,823	35,901
支払	-65,822	-85,319	-93,713	-88,231	-85,124
第二次所得	-837	-309	95	-995	-914
受取	5,314	6,002	6,255	6,657	6,380
支払	-6,151	-6,311	-6,160	-7,652	-7,294
資本・金融勘定	54,435	61,153	72,572	39,873	56,613
資本収支	-141	281	-232	-611	-132
資本移転	-138	-142	-231	-367	-146
受取	0	0	0	0	0
支払	-138	-142	-231	-367	-146
非生産、非金融資産の取得 / 処分 (純)	-3	423	-1	-244	14
金融勘定	54,576	60,872	72,804	40,484	56,745
直接投資	-5,675	11,507	29,117	17,665	17,398
資産 (国外への投資)	-29,750	-34,432	-27,291	-30,474	-17,550
負債 (オーストラリアへの投資)	24,074	45,938	56,407	48,140	34,948
証券投資	64,937	66,370	-4,084	49,220	68,112
金融デリバティブ	-3,511	2,006	-7,043	-3,726	-5,951
その他投資	4,431	1,116	10,523	-10,779	-28,743
準備資産	-5,605	-20,127	44,292	-11,896	5,929
誤差脱漏	-359	-613	1,407	642	-510

出典：オーストラリア統計局要覧第5302.0号

最初の項目で、2009/10年の経常収支は、56.1十億ドルの赤字で、2008/09年の40.5十億ドルの赤字から38.5%増加した。

2009/10年の財貨およびサービスの収支は、2008/09年の5.9十億ドルの黒字に対して、6.0十億ドルの赤字であった。2009/10年に、財貨受取は30.1十億ドルまたは13.0%減少し、財貨支払は16.4十億ドルまたは7.4%減少した。

2009/10年のサービスの赤字は1.4十億ドルで、2008/09年に3.3十億ドルの赤字であったのに対し、1.9十億ドルの減少となった。

2009/10年の第一次所得収支の赤字は、受取所得が6.9十億ドル（16.2%）減少し、支払が3.1十億ドル（3.5%）減少したため、3.8十億ドル増加した。

2009/10年の第二次所得収支の赤字は、受取所得が0.3十億ドル（4.2%）減少し、支払が0.4十億ドル（4.7%）減少したため、0.9十億ドルを記録した。

2009/10年の金融収支は、65.7十億ドルの負債にかかる正味流入および9.0十億ドルの資本にかかる正味流出により、56.7十億ドルの正味流入を計上した。この結果、2009/10年に正味流入は16.3十億ドル増加したが、これは以下の理由によるものである。

- ・証券投資正味流入の18.9十億ドル増加
- ・その他投資の正味流出の18.0十億ドル増加
- ・17.8十億ドル増加による準備資産の正味流出から正味流入への転換
- ・金融デリバティブの正味流出の2.2十億ドル減少
- ・直接投資正味流入の0.3十億ドル減少

公的資産の推移

オーストラリア政府は、オーストラリア準備銀行（RBA）による外国為替要件を満たしている。RBAは、主に為替介入を円滑に行うために公的準備資産（ORA）を保有している。オーストラリアの準備の大部分は外国為替として保有されており、主に質の高い政府証券に投資される。RBAにより保有されるORAの価額は、オーストラリア準備銀行が外国為替市場で行う取引（その自己勘定取引および顧客（主にオーストラリア政府機関）を代理して行う取引の双方）ならびに外貨および準備金の投資対象資産の価額変動に対応して変動する。ORAはまた、RBAによる金融政策目的での国内流動性管理を助けるスワップに基づき借入れた外貨を含んでいる。

下表は、過去5年間におけるオーストラリアのORAの内訳を示している。2007/08年より前の数年間には、豪ドルとの為替スワップに基づき外貨が借入れられたために、RBAによる外貨の保有総額が急増した。これらのスワップに基づき市場に貸し出された豪ドルは、オーストラリア政府がRBAに預けた預金の国内流動性への影響の相殺に役立った。2007/08年において、オーストラリア政府はフューチャー・ファンドの投資計画を始めるためにこれらの預金を引き出した。預金が引き出されたため、関連するスワップは解消され、RBAが保有する外貨の総水準は減少した。外貨の正味保有額は、2005/06年から2006/07年までの期間に増加し、主に評価効果により、2007/08年から2009/10年には変動した。

表20：公的準備資産

	(単位：百万ドル)				
	6月30日現在				
	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
金	2,117	1,967	2,481	2,957	3,747
その他	1,062	667	604	1,279	6,568
外貨	60,635	77,049	32,772	48,073	33,422
合計(総額)	63,814	79,682	35,857	52,309	43,737
合計(正味)	30,215	32,175	35,862	43,340	46,728

出典：オーストラリア準備銀行公報

為替レート

オーストラリアは変動相場制を敷き、実質上、為替管理は存在しない。銀行のほかに、公認のノンバンクの金融機関が外国為替取引を行うディーラーとしての免許を付与されている。1983年12月12日に豪ドルが変動相場制となって以来、オーストラリアの為替相場は、外国為替市場における豪ドルに対する全体的な需給によって決定されてきた。豪ドルの変動相場への移行は金融制度の規制緩和の一環として行われた。

為替相場にはかなりの変動があった。RBAは日々の、および景気循環の過程における両方の大幅な為替変動を受け容れる準備を整えている。より一般的に為替レートまたは市場状況に影響する、通常、介入として知られる取引は、比較的頻繁には行われず、豪ドルの価値がその基本的な経済発展に一致しない水準となったと判断される場合、または為替市場の状況が停滞して混乱している場合に限り、介入が行われる。2008年9月のリーマン・ブラザーズ破綻に続く金融混乱の最悪の時期にオーストラリアの為替市場における流動性が極めて乏しかったため、オーストラリア準備銀行は、2008年10月および11月に介入取引を行い、以前購入した外貨を高い為替レートで売却し、豪ドルをより低い為替レートで購入した。豪ドルの為替レートが上昇したので、介入によって引き下げられた外貨準備高は補充されている。

下表は、2005/06年、2006/07年、2007/08年、2008/09年および2009/10年の各年および2010年6月以降の各月末における米ドルに対する豪ドルの相場を示している。

表21：1豪ドル^(a)当たりの米ドルの単位

期間	期末現在	平均	高値	安値
各日に終了した年度：				
2006年6月30日	0.7422	0.7474	0.7792	0.7013
2007年6月30日	0.8486	0.7861	0.8521	0.7396
2008年6月30日	0.9578	0.8964	0.9667	0.7672
2009年6月30日	0.8067	0.7471	0.9849	0.6004
2010年6月30日	0.8399	0.8822	0.9405	0.7700
各日に終了した月：				
2010年7月31日	0.9040	0.8776	0.9068	0.8314
2010年8月31日	0.8906	0.9001	0.9221	0.8769
2010年9月30日	0.9667	0.9385	0.9733	0.8910
2010年10月31日	0.9834	0.9817	1.0003	0.9540

注(a) 各取引日についてトムソン・ロイターにより提供された為替相場の情報である。金額は買値を参照している。期中平均は同相場によるものである。これらの期間の高値および安値は日中データを参照している。

出典：トムソン・ロイター

下表は、2005/06年、2006/07年、2007/08年、2008/09年、2009/10年の各年および2010年6月以降の各月末における英国ポンドに対する豪ドルの相場を示している。

表22：1豪ドル^(a)当たりの英国ポンドの単位

期間	期末現在	平均	高値	安値
各日に終了した年度：				
2006年6月30日	0.4016	0.4202	0.4418	0.3971
2007年6月30日	0.4223	0.4065	0.4293	0.3920
2008年6月30日	0.4805	0.4475	0.4926	0.3897
2009年6月30日	0.4895	0.4624	0.5078	0.3689
2010年6月30日	0.5618	0.5587	0.6163	0.4764
終了月：				
2010年7月31日	0.5763	0.5735	0.5863	0.5509
2010年8月31日	0.5800	0.5750	0.5828	0.5676
2010年9月30日	0.6151	0.6025	0.6170	0.5806
2010年10月31日	0.6130	0.6190	0.6342	0.6031

注(a) 各取引日についてトムソン・ロイターにより提供された為替相場の情報である。金額は買値を参照している。期中平均は同相場によるものである。これらの期間の高値および安値は日中データを参照している。

出典：トムソン・ロイター

下表は、2005/06年、2006/07年、2007/08年、2008/09年、2009/10年の各年および2010年6月以降の各月末におけるユーロに対する豪ドルの相場を示している。

表23：1豪ドル^(a)当たりのユーロの単位

期間	期末現在	平均	高値	安値
各日に終了した年度：				
2006年6月30日	0.5802	0.6139	0.6411	0.5759
2007年6月30日	0.6265	0.6017	0.6338	0.5790
2008年6月30日	0.6078	0.6096	0.6460	0.5725
2009年6月30日	0.5745	0.5416	0.6170	0.4722
2010年6月30日	0.6862	0.6360	0.7180	0.5520
各日に終了した月：				
2010年7月31日	0.6927	0.6854	0.6977	0.6657
2010年8月31日	0.7016	0.6979	0.7080	0.6871
2010年9月30日	0.7090	0.7169	0.7318	0.7025
2010年10月31日	0.7048	0.7060	0.7121	0.6953

注(a) 各取引日についてトムソン・ロイターにより提供された為替相場の情報である。金額は買値を参照している。期中平均は同相場によるものである。これらの期間の高値および安値は日中データを参照している。

出典：トムソン・ロイター

下表は2005/06年、2006/07年、2007/08年、2008/09年および2009/10年の各年および2010年6月以降の各月末の豪ドルの貿易加重指数価額の詳細を示している。貿易加重指数とは、オーストラリアの主要貿易相手国の通貨バスケットの加重平均で、各通貨のウェイトは貿易におけるシェアと等しい。2009年10月1日にウェイトが見直された貿易加重指数において最も重要な通貨は中国人民元、日本円、ユーロおよび米ドルであった。貿易加重指数はオーストラリアの国際競争力の指標としてしばしば利用され、二国間の為替レートが乖離傾向を示す場合に豪ドル価値の便利な尺度となる。

表24：豪ドル^{(a)(b)}の貿易加重指数

期間	期末現在	平均	高値	安値
各日に終了した年度：				
2006年6月30日	62.2	63.3	65.1	59.9
2007年6月30日	68.9	64.8	69.0	62.1
2008年6月30日	73.4	69.7	73.4	63.3
2009年6月30日	64.7	60.3	74.1	51.0
2010年6月30日	67.3	68.9	72.5	62.0
各日に終了した月：				
2010年7月31日	69.4	68.2	69.8	66.1
2010年8月31日	69.0	69.5	70.4	68.4
2010年9月30日	72.9	71.5	73.0	69.6
2010年10月31日	72.7	73.2	73.8	72.2

注(a) 貿易加重指数は各取引日（シドニー時間午後4時時点）についてオーストラリア準備銀行により提供されている。期中平均はこれらのレートによるものである。

(b) 貿易加重指数のウェイトは貿易形態の変化を捉えるため毎年修正される。ウェイトの変更は、通常9月に計算され、再定義された指数は10月の最初の営業日の既存の貿易加重指数に加えらる。

出典：オーストラリア準備銀行公報

外国投資政策

外国投資へのオーストラリア政府の政策アプローチは、経済の発展および実績ならびに社会の利益に合致した投資の流れを促進させることである。政府の外国投資政策は、外国により提案されたオーストラリアの事業および不動産の取得についての政府による検討の枠組みを定めている。提案の大部分は承認されており、提案された事業買収で承認されなかった案件は2001年が最後となっている。国益に関わる提案の場合は、政府は1975年外国資本による企業買収および公開買付に関する法律（以下「FATA」という。）に基づき、提案を拒否、または国益に関する問題を軽減するための条件を付して承認する権限を有する。FATAおよび1989年外国企業買収規則は、FATAの適用がない最低限度額を定め、米国人投資家については別途限度額を適用している。買収事業の価値が限度額を下回る場合、または重要な持分を下回るもしくは支配権のない持分の買収については、FATAに基づく審査は義務づけられない。

大部分の産業部門において、FATAまたは政策に基づく届出の適用免除により、小規模の提案は審査の対象外となっている。マスメディア、電気通信、航空といったいくつかの慎重な判断を要する部門および住宅用不動産の取得に関する外国からの投資については、特定の審査要件および限定的な制限規定が適用される。

審査過程は、個別の外国投資案件が国益に反するかどうかについて、独立諮問機関である外国投資検討委員会からの意見を含め、オーストラリア財務大臣に対する助言を行うことが意図されている。関連政府機関および場合によっては利害関係者との協議も含まれる。FATAおよび政策に基づき、財務大臣が、「国益に反する」とは何かを決定する。

対外金融関係

オーストラリアは国際通貨基金（IMF）に加盟している。2010年9月30日現在のオーストラリアのIMF出資割当額は、特別引出権（SDR）建で3.2十億SDR（2010年9月30日現在の評価額は5.1十億豪ドル）であった。オーストラリアはIMFのSDRに参加しており、2010年9月30日現在、SDRの累積出資割当純額は3.08十億SDR、実際の保有高は3.10十億SDRであった。

現在IMFは、出資割当額（クォーター）資源の規模および内訳の両方を対象とする、第14次クォーター般見直しに取組んでいる。当該見直しは、韓国における2010年11月のG20首脳会議で完了する見込みである。見直しの結果、オーストラリアのIMF出資割当額は、増えることが見込まれている。出資割当の増額についてオーストラリアが同意するには、議会での承認が必要である。

1998年以降、オーストラリアは新規借入取決め（NAB）に基づき、IMFに対する信用枠を設定している。G20首脳会議のコミットメントに沿い、オーストラリアは他国と共に、拡大されたNABに基づき、信用枠を増額することに合意した。オーストラリアの拡大されたNABへの貢献は、4.4十億SDRの偶発的融資（2010年9月30日現在の評価額は7.1十億豪ドル）によるもので、これはオーストラリアの既存の801.3百万SDRの約定に代替するものである。

オーストラリアは、国際復興開発銀行（IBRD）および世界銀行グループにおけるその関係機関である国際金融公社（IFC）、国際開発協会（IDA）、多国間投資保証機構（MIGA）および国際投資紛争解決センター（ICSID）にも加盟している。

2010年9月30日現在、オーストラリアは、IBRD株式に24,464株を所有しており、払込済部分の価額は181.8百万米ドル（約188.1百万豪ドル）であった。

オーストラリア政府はIBRDが2010年4月に発表した増資に出資する予定である。オーストラリアの払込済資本への拠出は51.6百万米ドル（約53.4百万豪ドル）で、2011/12年から5年間で支払われる予定である。オーストラリアは、請求払資本808.3百万米ドル（約836.1百万豪ドル）もさらに応募する予定である。

オーストラリアは、IFCの全額払込済株式47,329株も所有しており、その評価額は47.3百万米ドルで（約49.0百万豪ドル）であった。また、MIGAについては3,019株を所有しており、その払込済部分の価額は6.2百万米ドル（約6.4百万豪ドル）であった。ICSIDにおいては各加盟国は等しく代表されている。

2007年12月、オーストラリアのIDAの第15回増資に対する出資の約定額は、583百万豪ドルであった。オーストラリアが2009/10年から2017/18年にかけての9年間の出資を保証する。

オーストラリアは、アジア開発銀行（ADB）の加盟国でもあり、614,220株を所有している。当該株式の払込済部分の価額は、2010年9月30日現在、ADBの第5回一般増資に基づいて、今後払い込む予定の158.1百万米ドル（約163.5百万豪ドル）を含めて、約446.4百万豪ドルであり、2010年9月30日現在、未請求の部分の価額は5.8十億SDR（推計額9.4十億豪ドル）であった。さらに、オーストラリアはADBの優遇貸付基金であるアジア開発基金（ADF）に対しても出資している。2008年5月、オーストラリアは、ADFの第9回増資に対し、332.8百万ドルの出資を約定した。オーストラリアが2009/10年から2017/18年にかけての9年間の出資を保証する。

オーストラリアは欧州復興開発銀行（EBRD）の加盟国でもあり、21,010株を所有している。オーストラリア政府は、2010年5月に発表されたEBRDの一般増資に参加し、総額が237.5百万ユーロ（約333.6百万豪ドル）になるよう未請求資本への応募を増額する。オーストラリア政府は、すでに追加の1,010株を無償で受領している。2010年9月30日現在、払込済部分の価額は62.6百万ユーロ（約87.9百万豪ドル）であった。

オーストラリアは経済協力開発機構（OECD）、アジア太平洋経済協力会議（APEC）および東アジア・サミットの加盟国である。オーストラリアはまた、グループ・オブ・トゥエンティ（G-20）会議の参加国でもある。

オーストラリアはまた、国際連合およびその関係機関の多くを含むさまざまなその他の地域および国際機関に加盟している。

詳細な情報は、このオーストラリア連邦の概況における「 財政 - 保証およびその他の偶発債務 その他の偶発債務および約定」を参照のこと。

通貨・金融制度

オーストラリアの通貨

オーストラリアの通貨単位は、豪ドルである。オーストラリアの通貨には硬貨と紙幣がある。硬貨は1965年通貨法（連邦）に基づき連邦財務大臣が発行する。流通目的の硬貨には、5、10、20および50セント硬貨ならびに1ドルおよび2ドル硬貨がある。貨幣収集（流通目的でない収集家）の法定通貨の硬貨も随時、財務大臣が販売を承認する。1959年準備銀行法（連邦）に基づき、オーストラリアの紙幣は、オーストラリア準備銀行（RBA）により発行され、5ドル、10ドル、20ドル、50ドルおよび100ドル札の5つの券種で構成されている。

金融情勢

RBAの金融政策は、平均で2%から3%の中期的インフレ目標の枠内で実施されている。金融政策の実施にはタイムラグがあるため、RBAはその中期的インフレ目標を達成するため、将来を予測する形で金融政策を定めている。インフレを低く維持することは、すなわち、インフレ期待を低く維持することであり、持続的経済成長を確保するのに極めて重要であり、これにより生産的な投資および雇用を支えることができる。

RBAはインフレ圧力を測定するため、様々な範囲の国内・国際経済および金融指標を慎重に監視している。これらの指標は、経済状況、物価、賃金、労働市場および財政状態を対象としている。

オーストラリアでは、金融政策に対する立場は翌日物金利の目標値により表される。オーストラリア準備銀行が使用する利率は、キャッシュ・レート（銀行間翌日物金利としても知られる。）である。オーストラリア準備銀行のキャッシュ・レートは、無担保で翌日払いの他行からの資金借入または他行への資金貸付けに銀行が支払うまたは請求する金利である。オーストラリア準備銀行は、銀行から直接集めたデータをもとに、毎日のキャッシュ・レートを計算し、公表する。オーストラリア準備銀行理事会が金融政策の変更を行うべきであると決定する場合、キャッシュ・レートの新たな目標値（ターゲット・キャッシュ・レートとして知られる。）を設定する。オーストラリア準備銀行の公開市場操作は実際のキャッシュ・レートがターゲット・キャッシュ・レートの近似値を維持するよう策定されている。

2005/06年、2006/07年、2007/08年、2008/09年および2009/10年の会計年度および2010年6月以降の毎月の金利動向は下表に示すとおりである。

表25：主要金利

期間	目標キャッシュ・レート (%)	90日銀行手形利回り (%)	10年物トレジャリー・ bond利回り (%)
終了年度			
2006年6月30日	5.75	5.97	5.79
2007年6月30日	6.25	6.43	6.26
2008年6月30日	7.25	7.80	6.45
2009年6月30日	3.00	3.20	5.52
2010年6月30日	4.50	4.89	5.10
終了月			
2010年7月31日	4.50	4.76	5.20
2010年8月31日	4.50	4.74	4.77
2010年9月30日	4.50	4.90	4.96
2010年10月31日	4.50	4.78	5.21
2010年11月15日	4.75	5.02	5.77

出典：オーストラリア準備銀行

下表は、2005/06年、2006/07年、2007/08年、2008/09年および2009/10年の各会計年度におけるマネーサプライを示したものである。

表26：マネーサプライ

	2005/06年		2006/07年		2007/08年		2008/09年		2009/10年	
	十億豪ドル	% (a)	十億豪ドル	% (a)	十億豪ドル	% (a)	十億豪ドル	% (a)	十億豪ドル	% (a)
M1 (b)	194.2	10.0	226.0	15.7	234.2	0.5	256.4	9.1	251.0	-3.0
M3 (c)	747.3	9.6	869.5	16.2	1,035.6	17.9	1,177.9	13.5	1226.8	3.9
広義の通貨 (d)	841.2	9.3	964.0	14.4	1,121.1	14.3	1,245.9	11.1	1268.3	2.9

注(a) 12ヵ月終了時点の変化率。

(b) M1とは、通貨に民間のノンバンク部門の銀行当座預金を加えたものをいう。

(c) M3とは、M1に民間の非ADI部門のその他すべての公認預金受入機関への預金を加えたものをいう。

(d) 広義の通貨とは、M3にすべての金融仲介機関による民間部門からの非預金借入を加えたものから、登録金融会社および資金管理信託による通貨および銀行預金の保有分を控除したものをいう。

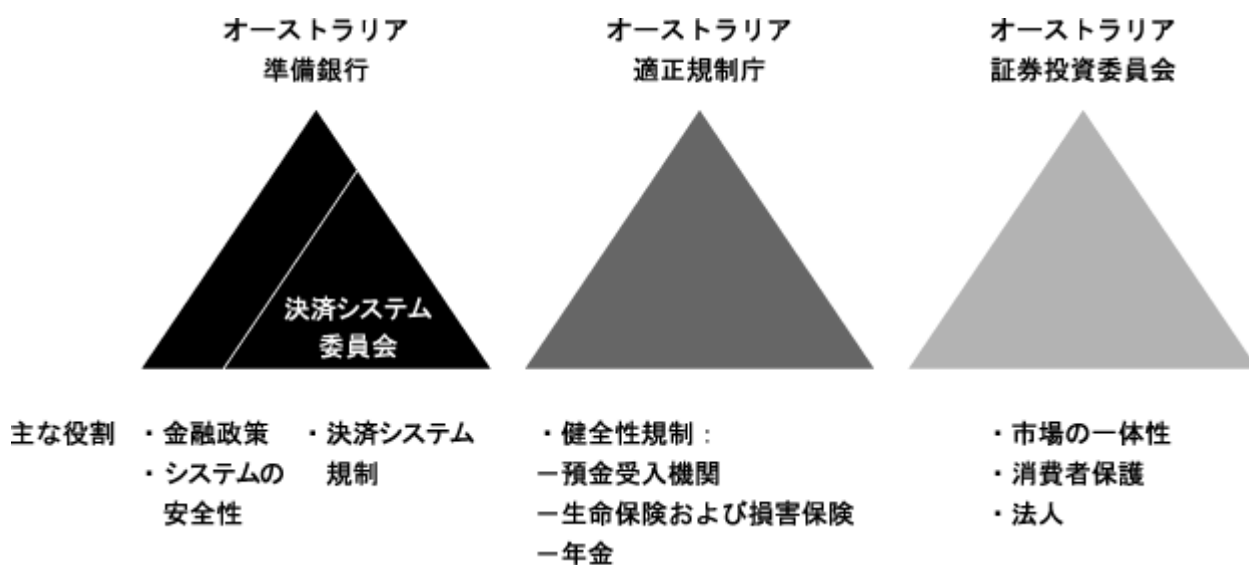
出典：オーストラリア準備銀行公報

金融制度の規制

オーストラリアの金融規制の枠組みは、機能的な区分により運営される異なる3つの機関に基づいている。これらの機関は、金融機関の安全性および健全性を維持すること、金融部門に適用となる規制制度の実施および管理を通じて、消費者保護および金融システム全体の安定性を増進することについて、その主な責任を有している。特に、以下の責任を負う。

- ・オーストラリア適正規制庁（APRA）は、公認預金受入機関、損害保険および生命保険会社ならびに年金基金の健全性規制および監督に責任を負う。
- ・オーストラリア証券投資委員会（ASIC）は、市場行動と投資家保護に責任を負う。
- ・オーストラリア準備銀行は、金融政策、金融制度の安定性の監督および決済システムの監視に責任を負う。

図1 オーストラリアにおける主要な監督官庁



金融機関およびマーケットの運営または日常の監督業務についての責任はこれらの独立した規制当局にある一方で、金融部門の規制における広義の枠組みにかかる責任は、金融規制者委員会およびオーストラリア財務省から助力を受けるオーストラリア政府が負っている。

金融規制者委員会は、RBA、財務省、APRAおよびASICの高官から構成されている。これらの各機関が、金融部門政策の策定、外国の対応する当局および基準設定者との交流ならびに国内および国際市場における動向の監視および評価において中心的な役割を担っていると考えると、金融規制者委員会は新しいトレンドおよび政策問題に対処するための重要なフォーラムである。このような調整は金融規制者委員会が公的な対応を展開するための主要な調整機関としての機能を果たすであろう金融危機の場合には特に重要である。危機調整における同委員会の役割は、2008年9月に調印された金融危機管理取決めを特に扱う覚書（以下「MOU」という。）により明確となった。MOUは、開かれた情報交換およびオーストラリアの金融制度の安定性に対する潜在的な脅威に対する協調的な対応についてのオーストラリアの規制当局の強いコミットメントを反映している。MOUは、金融危機管理の目的ならびに金融危機時の決定および行為の指導原理を対象としており、このような時期における個々の委員会メンバーの責務を定めている。

金融部門の規制は、次の連邦法のもとで運営されている。

- ・ 2001年オーストラリア証券投資委員会法（連邦）
- ・ 2001年会社法（連邦）
- ・ 1998年オーストラリア適正規制庁法（連邦）
- ・ 1998年決済システム（規制）法（連邦）
- ・ 1998年決済システムおよびネットィング法（連邦）
- ・ 1998年金融部門（株式所有）法（連邦）
- ・ 1999年金融部門（事業譲渡およびグループ再編）法（連邦）
- ・ 1997年退職貯蓄勘定法（連邦）
- ・ 1995年生命保険法（連邦）
- ・ 1993年退職年金事業（監督）法（連邦）
- ・ 1991年保険会社買収法（連邦）
- ・ 2009年消費者信用保護法（連邦）
- ・ 1973年保険法（連邦）
- ・ 1959年銀行法（連邦）および
- ・ 1959年準備銀行法（連邦）

さらに、オーストラリア競争消費者委員会は、1974年商慣行法（連邦）に基づき、競争政策について責任を有している。かかる責任は、金融部門を含む経済全体に及ぶ。

オーストラリア準備銀行

RBAは、金融制度全般の安定性の維持、決済システムの安全性および効率性の促進、紙幣発行の管理、オーストラリア政府への銀行業務の提供ならびにオーストラリアの公的準備資産の管理について責任を負う。

RBAはまた、同行理事会により決定される金融政策について責任を有している。金融政策は、キャッシュ・レート（無担保翌日物金利）の水準に関して設定される。RBAは、実際のキャッシュ・レートが金融政策目標近辺にとどまるようにするために、短期金融市場で日常業務を行う。

RBAの市場操作は非常に柔軟性があり、様々な満期について、広範な取引先と日々取引を行うことが認められており、国内の金融市場における緊張関係に素早く対応できるようになっている。

例外的な事情において、RBAは金融機関に支払能力があり、不払いがそれ以外の金融システム全体に重大な影響を及ぼす場合には、公認預金受入機関に対して個別に流動性支援を行うことがある。支払能力を評価する上で、RBAはAPRAの判断に依拠する。

2008年、2009年および2010年の各6月30日現在のオーストラリア準備銀行の財政状態計算書は、下表に示すとおりである。

表27：財政状態計算書 - オーストラリア準備銀行

	(単位：百万豪ドル)		
	2008年6月30日	2009年6月30日	2010年6月30日
資産			
現金および現金同等物	862	772	852
豪ドル建有価証券	54,702	47,125	36,972
外貨	42,505	51,156	43,096
金	2,509	2,957	3,747
有形固定資産	456	443	449
貸付、前払金およびその他	438	513	536
資産合計	101,472	102,966	85,652
負債			
預金	39,006	34,266	20,987
オーストラリア政府に対する未払分配金	1,403	5,977	750
その他	9,786	2,093	4,762
流通豪ドル紙幣	42,064	48,087	48,759
負債合計	92,259	90,423	75,258
純資産	9,213	12,543	10,394
資本および準備金			
準備金：			
未実現利益準備金	80	2,332	84
資産再評価準備金	2,807	3,308	4,087
準備銀行準備基金	6,286	6,863	6,183
資本金	40	40	40
資本および準備金合計	9,213	12,543	10,394

出典：オーストラリア準備銀行2010年および2009年年次報告書

オーストラリア適正規制庁

政府は、オーストラリアの金融制度における唯一の健全性規制当局として、1998年7月1日にAPRAを設立した。APRAは、公認預金受入機関（銀行、ビルディング・ソサイエティ、信用組合を含む。）ならびに生命・損害保険会社（再保険会社および共済組合を含む。）および退職年金事業（自己運用退職年金基金を除く。）の大部分を監督しており、安全性および安定性の目標を満たすだけでなく、類似する機能について一貫して規則が適用されることを確保することで、金融システムの競争力および効率を高める健全性規制の枠組みを構築することを目標としている。

APRAの主要な任務は、すべての合理的な状況において、APRAが監督する機関が行う財務上の約束が安定的、効率的かつ競争力ある金融システムの中で確実に満たされるように設計された、健全性基準および慣行を設定し実行することである。

APRAはまた、オーストラリアの金融部門の全国的な統計機関として行為し、オーストラリアの年金収入政策の完全性を維持する役割も果たす。

APRAの規制を受ける機関

下表で詳述されているとおり、APRAの規制を受ける機関は、22百万人のオーストラリアの預金者、保険契約者および退職年金基金加入者のために約3.7兆ドルの資産を保有している。

表28：APRAの規制を受ける機関

	機関数			資産（単位：十億豪ドル）		
	2009年 6月30日	2010年 6月30日	増減 （%）	2009年 6月30日	2010年 6月30日	増減 （%）
APRAの規制を受ける機関						
ADI	193	182	-5.7	2,663.3	2693.2	1.1
外資系銀行の駐在員事務所	17	17	0.0	-	-	-
損害保険会社	132	130	-1.5	95.2	99.2	4.2
生命保険会社	32	32	0.0	212.7	227.7	7.0
共済組合	19	16	-15.8	6.1	6.2	1.6
免許を受けた信託会社	277	251	-9.4	-	-	-
退職年金組織	4,914	4,458	-9.3	613.9	722.4	17.7
非営業持株会社	17	21	23.5	-	-	-
合計	5,601	5,107	-8.8	3,591.2	3,748.7	4.4

出典：オーストラリア適正規制庁

資金調達

APRAは規制対象法人への賦課金を通じて、監督対象の業界から主として資金を調達している。政府は、世界金融危機の影響を管理できるように必要な資源をAPRAに提供した。2008年10月、政府はAPRAが引き続き世界的な発展の観点から、その役割を遂行するために十分な資源を確保するために、APRAに対して2008/09年に9百万ドルを、2009/10年に18.5百万ドル、2010/11年および2011/12年に9百万ドルを追加的に供給することにつき合意した。かかる資金は、金融部門への賦課金から回収するのではなく、2008年/09年の予算から供給された。かかる予算措置の前のAPRAの予算は、約570名の職員に対して約100百万ドルであった（主として金融部門への賦課金により主に回収された。）。

ガバナンス

APRAのガバナンス構造は、3名以上5名以内の構成員からなる常勤の執行役員グループで構成される。執行役員グループは、APRAの業務運営および実行についての責任を有し、これに関する説明責任を負う。現在、会長、副会長および構成員が各1名いる。

APRAの主な権限

APRAのリスクに基づく手法は、リスクが厳密かつ一貫性を持って査定され、重大な警告の兆候が早期に特定され、監督上の対応が迅速で慎重であることを確保するためにAPRA内部で開発された監督手段により支えられている。APRAは先手を取って行動しようと心がけ、その結果金融機関に対し新たに起こる危険な兆候を、受益者の利益が損なわれる前に対処する。予防的行為が可能でない場合、APRAの目的は、受益者の損失を最小とするために、適切な清算にもっていくかまたはその他出口戦略を準備することである。

オーストラリアの法律は、預金者、保険契約者および年金基金加入者を保護し、かつ金融システムの安定性を維持するために、金融機関の運営を規制し、これに介入する強い権限をAPRAに付与している。

APRAの主な権限は、その規制対象の各産業部門に関する法律（1959年銀行法（連邦）、1973年保険法（連邦）、1995年生命保険法（連邦）および1993年退職年金事業（監督）法（連邦））により規定されている。これらの法律は、APRAに対して金融機関を規制する上で以下の種類の主要な権限を定めている。

- ・ 許認可権限
- ・ 健全性基準を設定、適用および実行する権限。
- ・ 情報収集、監督下にある企業の実地調査の実施および第三者による監査を要求する権限。
- ・ 財政難の状況において預金者、保険契約者および年金基金メンバーを保護し、金融システムの安定性を維持するために行為する権限（経営難に陥った監督下企業の調査、指示および経営権の引受け権限を含む。）。APRAは、公認預金受入機関の完全な経営権を引受ける法定管理人を任命することができ、損害保険または生命保険会社の経営権を引受けるために、司法管理人の任命申請を裁判所に対して行うことができる。

大まかに言うと、各法律に基づき利用可能な権限は類似しているが、各産業部門の特性を反映して若干異なる。

ADI部門に関して、APRAは1959年銀行法（連邦）に基づきADIの業務を調査したり、ADIに対して指示を行う幅広い権限を有している。例えば、特定の状況において、APRAは以下のとおりADIに対して指示することができる。

- ・ 健全性要件に準拠すること。
- ・ 業務監査を行うこと。
- ・ 取締役、業務執行役員または従業員を解任すること。
- ・ 取引を行わないこと。

APRAは、認可要件を満たさない場合には、ADIの認可を撤回する権限も有する。

ADIがその責務を果たすことができない状況にある場合、または預金者の利益もしくは金融システムの安定性がリスクに晒されている場合、APRAは1959年銀行法（連邦）に基づきADIの取締役会を法定管理者に置き換える権限を有する。法定管理者は預金者の利益および金融システムの安定性に矛盾しない方法でADIを管理しなければならない。法定管理者は、取締役会の権限に加え、新株発行の方法などによりADIの資本を変更する権限を有し、設立関係書類を含むADIのガバナンス契約を変更することができる。また法定管理者は、ADIの資産を売却または処分することができる。

またAPRAは、1999年金融部門（事業譲渡およびグループ再編）法（連邦）を用いて、ADIの業務を他の法人に対して強制的に譲渡する権限を有する。譲受法人は、譲渡を承諾しなければならない。

金融請求制度

APRAは、2008年10月に制定された、ADIおよび損害保険業者に関する金融請求制度を管理する責任を有する。金融請求制度は、ADIまたは損害保険業者が支払い不能になった場合、ADIの預金者および損害保険業者の保険契約者およびその他請求者に対し損失からの保護を規定している。金融請求制度は、以下を定める。

- ・ 1959年銀行法（連邦）2AA章に基づく施策：
 - 適格ADI（外資系ADI以外）になされた口座保有者の預金ならびにかかる預金に生じた利息を、1ADIにつき1口座保有者当たり、合計1,000,000ドルまで保護する。
 - ADIが破綻した場合、金融請求制度に基づいて保護された預金の口座保有者への迅速な払戻しを支援する。
- ・ 支払い不能に陥った損害保険会社に対して適格請求者が行う有効な請求に基づいて支払うべき金額の支払を促進する、1973年保険法（連邦）VC部の施策

健全性規制

APRAは、バーゼル銀行監督委員会により公表された銀行監督の原則に基づき、ADIのために規制枠組みを構築した。健全性規制に対する枠組みには、自己資本、信用リスク、市場リスク、証券化、流動性、信用度、大きなエクスポージャー、関係企業との提携、外注、事業の継続性管理、クレジット・カード業務のリスク・マネジメント、健全性報告書に対する監査および関連取決め、ガバナンスならびに適当かつ適切な基準に関する要件を含む。

健全性規制は、基本的には業務上の様々なリスクを特定し、測定し、管理するための金融機関の制度の質に関係しており、ほとんどの場合、自己資本の適正性は予想外の損失に対する緩衝材としての役割を担う。金融機関の破綻およびその結果として保険契約者、預金者または年金基金メンバーが蒙る損失ならびに金融制度の不安定性が起きる可能性を軽減する目的で規制対象法人の健全な行動を促進する。

オーストラリアにおけるバーゼルIIの実施

APRAは2008年1月1日にバーゼルIIの枠組みを実施した。かかる新しい枠組みは、リスク管理を強化し、公認預金受入機関に対してよりリスク感応度の高い資本要件を提供するために設計されている。

オーストラリアにおけるすべてのADIは、バーゼルIIに服する。APRAの承認に基づき、ADIは信用リスクおよびオペレーショナル・リスクについて、標準的なアプローチまたはより高度なアプローチの実施を選択することができる。大多数のADIは、規制自己資本コストを決定する上で、標準的なバーゼルIIアプローチを使用することを選択した。最大規模のADIは、バーゼルIIに基づくより精緻なアプローチを選択し、これによりかかるADIは規制自己資本を計算する上で自らの定量的リスク概算の一部を使用することができる。

バーゼルIIに基づく新しい健全性規則は、オーストラリアの銀行制度に対して預金者保護および金融システムの安定性維持のために強化された規制枠組みを提供している。

バーゼル銀行監督委員会（「BCBS」）の意図は、世界各地で自己資本規則の整合性を維持し、また国際的に活動する銀行間で重要な競争上の不平等の原因を回避することにあったが、国際比較は各国でのバーゼルの枠組みの実施の特殊性を考慮する必要がある。これらには、以下のものが含まれる。

- ・ バーゼルIIの枠組み内における国家の裁量権の利用
- ・ 先進モデルの実行
- ・ ピラー2に基づき現地規制当局により課せられた監督調整
- ・ その他の規制要件（例えば、会計または税金）および
- ・ 経過措置

バーゼルIIを実施する上で、APRAはオーストラリア市場で枠組みをより強固かつ適切にするために、多くの裁量権を行使した。これらの裁量権には、以下のものが含まれる。

- ・ 標準的アプローチによる住宅抵当貸付に対するリスク・ウェイトは、相当細かく設定されたため、資本のリスク感応度が高まった。バーゼルIIのアプローチは、住宅ローンが35%のリスク・ウェイトの対象となる。APRAは代わりに、ローン資産価値比率、貸し手の抵当保険の状態および商品タイプ（例えば、ローンが標準的あるいは非標準的な住宅ローンのいずれであるか）に基づき、リスク・ウェイトのグリッド（35%から始まり100%までとする。）を導入した。
- ・ APRAは、標準的なアプローチにおいて「その他の小売資産」に対してリスク・ウェイトを低くすることは信用リスクおよび集中リスクに対して十分な緩衝材を提供しないとの考えから、かかる資産に対して低いリスク・ウェイトをとる選択をしていない。
- ・ 自己資本比率を測定するための高度なアプローチを用いる銀行については、APRAはピラー1に基づき、銀行帳簿における金利リスクについての最低資本要件を設定した。

2009年7月に、BCBSは、規制目的の自己資本、リスク管理および監督要件を強化する包括的な作業計画の一部として、バーゼルIIの枠組みを向上させるパッケージを発表した。この方策は、トレーディング業務、証券化およびオフバランスシート的手段に対するエクスポージャーに関連する銀行のポートフォリオに固有なリスクが最低資本要件、リスク管理慣行および付随する一般公衆への開示によりよく反映されることを目的とする。2009年12月、APRAは検討書類を発表した。これには2009年7月にBCBSが発表した方策に対応し、関連する健全性基準および健全性慣行指針への修正提案が添付されている。2010年5月にAPRAもまた、これらの方策に関連する報告要件の草案を発表した。2010年6月には、2009年7月のパッケージに対して、バーゼル委員会はさらに2つの修正点を発表した。実施に向けた基準、手引き、および報告要件の最終的なパッケージが2012年1月1日発表となることを視野に入れて、APRAはこれらの修正に取り組む。

2009年12月にバーゼル委員会は、より耐性のある銀行部門を促進することを目的として、自己資本および流動性規制をグローバル強化することを提案する市中協議案等を発表した。バーゼル委員会は、市中協議への意見およびオーストラリアのADIが参加しているグローバルな定量的影響度調査の結果を再検討した後、2010年11月ソウルにおけるG20首脳会議に間に合うように、仕組みや水準調整を含む自己資本及び流動性に関する完全な規制改革パッケージを交付する見込みである。バーゼル委員会は、自己資本規制改革の実施を2013年1月1日以降開始し、観察期間後、流動性規制改革を2015年1月1日から実行する予定である。バーゼル委員会が最終基準を発表した際には、APRAはこれらの変更を適切に実行するため、健全性基準、手引き、および報告要件に対する修正提案について公的に協議する。

データの収集

APRAはオーストラリアの金融部門の全国統計機関であり、連邦および州政府全体の7つの前任統計収集部署の任務を継承している。APRAのデータ収集の約80%が、他の機関（特にオーストラリア準備銀行およびオーストラリア統計局）と共有され、またはそれらに代理して収集されている。この単一の徴収ポイントは報告を行う機関にかなりの効率性の利益を与える。データ収集が費用と価値の適切なバランスをとるように、APRAは収集について検討するためにRBAおよびABSと定期的に三者で会合を行う。APRAはまた、定期的に産業と協議する。

国際的な認知

国際的レベルの総合的な健全性監督主体になるという目的に合わせて、APRAは銀行、保険および年金の国際的なグループおよびフォーラムにおいて積極的な役割を維持する。こういった関与により、APRAは国際的な進展と調和し、国際的な健全性監督の枠組みを調和させる世界的な努力にオーストラリアの視点をもたらすことが可能となる。海外の健全性監督機関の上層部との関係構築はまた、APRAが規制する機関の健全性に関する監督および国際的な運営においてオーストラリアを助ける。

APRAはアジア太平洋地域、およびより広い地域の主要な監督機関であるとみなされ、これら地域の健全性監督機関に対して一連の技術およびその他支援を提供する。

年金給付の早期開始

APRAは特定の同情すべき事由がある場合に年金給付の早期開始を承認することにより、オーストラリアの年金収入政策を不都合のないものとする役割を果たす。これらの事由は、退職年金事業（監督）規則の中に定義される。

オーストラリア証券投資委員会

ASICは、2001年オーストラリア証券投資委員会法（連邦）に基づき設立された独立法定機関である。

ASICは、2001年会社法（連邦）（会社法）（オーストラリアにおける会社の事業経営、企業の資金調達、財務報告、買収および強制的企業買収および外部管理 / 破綻に関する規定を含む。）を管理する。

またASICは管理投資運用スキーム事業の登録および監視について責任を有する。集団投資ピークルに関する規制の枠組みは、1998年管理投資運用法（連邦）の可決により、1998年に改正された。

ASICは、金融サービスの提供に適用となる投資家保護体制について責任を有している。かかる体制には、金融サービス・プロバイダーに適用となる免許、行為および開示規定のほか、金融商品に適用となる商品開示規定が含まれる。

金融市場、清算および決済機関は、所管大臣による免許を受けている。ASICは、市場、清算および決済機関の免許取得者による関連する法的枠組みの遵守を監視することに責任を有している。2009年8月24日、政府は、ASICがすべてのオーストラリア国内の免許取得済み市場のリアルタイム取引を監視する責任を有することになると発表した。ASICは、この機能の実行を2010年8月1日に開始した。RBAは、清算および決済機関向けに金融安定性基準を発行し、これらの基準を遵守しているかを監視することに責任を有している。オーストラリアの主要な免許取得済みの金融市場、清算および決済機関は、ASXリミテッドおよびその子会社により運営されている。

またASICは市場操作、インサイダー取引および誤解を招く行為または詐欺的行為を対象とする会社法の市場違法行為規定の管理についても責任を有する。

信用規制を連邦政府に移転するというオーストラリア政府評議会の2008年コミットメントに沿って、ASICは2010年7月1日付で全国的な信用規制に責任を持つこととなった。これにはすべての信用供与者および信用サービス提供者の免許認可を含む。

その他の規制当局

オーストラリア競争消費者委員会

オーストラリア競争消費者委員会（ACCC）は1974年商慣行法（連邦）（TPA）に基づき競争政策について責任を有している。かかる責任は、金融部門を含む経済全体に及び、

TPAは、価格協定、市場分割協定および不買同盟といった競合他社間の不正競争取決めを禁止している。

業界規制

オーストラリア銀行協会（ABA）は、オーストラリアで免許を受けた銀行の全国組織である。オーストラリアで銀行業を営むことを正式に認可され、かかる銀行業を営む法人は、ABAの協会員になることができる。

ABAは、昔ながらのリテール銀行、商業銀行という組織スタイルから地方銀行、外国銀行およびホールセール銀行に至るまで23の加盟銀行が資金を賄っている。運営費への拠出は、オーストラリアにおける個々の加盟銀行の負債に基づいている。

ABAの改訂済み銀行実務規範は、最善の銀行実務基準についての銀行業界の顧客憲章である。銀行実務規範は、銀行業務についての実務基準、開示および行動原則について、顧客に対する銀行業界の主な責任および義務を記載する。銀行実務規範は、個人および小企業の銀行顧客に適用される。

オーストラリアの信用組合、ビルディング・ソサイエティおよび共済組合のための業界団体であるアバカス - オーストラリアン・ミューチュアルズは、加盟銀行が調印者となる業界規範を維持する。アバカスの加盟組合は、顧客へのサービスの基準を設定した規範に署名する。アバカスは、2009年7月1日以降ビルディング・ソサイエティおよび信用組合に適用となっている統合相互銀行業務規範を展開した。

規範に調印した者は、ノン・コンプライアンスについての申立に対応することを義務付けられており、関連のある外部紛争解決スキームもまたかかる申立を聴取したり、解決することができる。

金融システムの規制体制

オーストラリア政府は、金融システムの安全性と安定性という基本目標をないがしろにすることなく、金融商品すべてにわたって競争を奨励することを公約している。規制制度は、ノンバンクの預金受入部門が、銀行と同じ規制構造のもとで営業することにより、リテール市場において銀行に対しより効果的な競争相手となることを可能ならしめている。これらの機関は、相互会社、「ビルディング・ソサイエティ」、「信用組合」など異なる企業形態を維持することで営業を行う上での柔軟性を確保することができる。政府はまた、金融業務と非金融業務の間に明らかな一致点が存在する金融サービス市場に将来、非従来型のサービス業者がより積極的に参加できるようにするための道を開拓しつつある。2002年のクレジット・カード制度改革はこの一例であり、これにより、ADIの新しい分類が設定され、クレジット・カード・サービスの提供を許可された組織の範囲が広がり、既存のクレジット・カード専門会社と大規模決済処理機関の双方による競争が高まった。かかる新規参入者により制度上のリスクが増大しないことを確保するため、健全性の監督が適用される。

オーストラリアは、安定的、競争的、かつ効率的な金融システムを維持しており、かかるシステムは、グローバル経済の中で競争に打勝つよう位置付けられているのみならず、オーストラリアでビジネスを行おうとする者またはオーストラリアを地域活動の拠点として利用しようとする者に機会を提供している。

銀行免許を申請することができる外国銀行の数について制限はない。国内機関の買収に対する全面禁止は解除されたが、かかる申請は依然として1975年外国資本による企業買収および公開買付に関する法律（連邦）および1998年金融部門（株式保有）法（連邦）に基づき、ケース・バイ・ケースで査定されている。

オーストラリアにおいてリテール銀行を設立することを希望する外国銀行は、健全性に関するすべての監督に服することを条件に、公認子会社として参入することができる。支店は250,000ドル未満のリテール預金の受入れを制限されているため、外国銀行は、ホールセール銀行業務を行う公認外国銀行支店として設立されることも可能である。それらはまた、非公認の金融市場会社、すなわちマーチャント・バンクとして設立されることも可能である。2010年10月31日現在、43行の外国人所有銀行がオーストラリアで営業しており、うち9行は現地設立子会社であり、34行は外国銀行の支店であった。

[前へ](#) [次へ](#)

財政

連邦政府の公的資金の歳入および歳出に関する基本条項は憲法および1997年財政管理および説明責任法（連邦）（FMA法）に定められている。FMA法は、公的資金の徴収および保管、会計処理、報告および監査ならびに借入および投資に関する要件を定めている。1997年連邦公的機関・企業法（連邦）は、連邦政府が支配する法人に関する個別の財政および企業統治要件を定めている。連邦政府財政の全般的運営については、財政・規制緩和大臣が責任を負う。

憲法上、連邦政府が受領する金銭および歳入はすべて一つの統合歳入基金を構成し、連邦の目的のために支出されなければならない。統合歳入基金からの歳出はすべて、議会在が制定した歳出法のもとでなされなければならない。

各政府機関の財務書類および会計記録ならびに連邦政府の連結財務書類は政府会計監査官により監査されなければならない。オーストラリア国家会計検査院（「会計検査院」）が、財務書類の作成および業務監査の実施において政府会計監査官を補佐する。すべての財務書類は、関係各政府機関の年次報告書の各担当大臣により議会上に上程されることを要する。これらの財務書類は政府会計監査官により監査され、同監査官はまた、行政に係る他の広範な事項について議会上に報告することができる。

連邦政府予算

各年次予算編成の一環として、財務大臣は年間の歳出法案を議会上に提出する。歳出法案には、政府機関による歳出目的が細かく規定される。年間歳出法が成立した後も、連邦政府が承認した新たな支出に要する資金を供給するため、議会上は年度の途中で追加歳出法を制定することができる。

予算の大半は、毎年再制定を要しない特別法に定める「特別」歳出または「継続」歳出のもとで支出される。例えば、社会保障給付および年金の支払はこのような方法で手当される。

政府の主要な財政指標は、「基礎現金収支」と「財政収支」（それぞれ政府の財政統計から貸出を除いたものの現金および発生主義ベースでの測定値）であり、政府の財政戦略を評価する上では基礎現金収支に圧倒的な重きが置かれている。発生主義予算への移行はすなわち、予算教書に一連のあらゆる発生主義ベースの財務書類（すなわち、損益計算書、資産・負債計算書およびキャッシュ・フロー計算書）が盛り込まれることを意味する。

財政政策を実施する枠組みについては、1998年公正予算憲章（連邦）に定められている。同憲章は、政府の財政政策の実行のための枠組みを定めている。同憲章の目的は、財政政策の成果を高めることである。同憲章は、財政戦略を健全な財政運営原則に基づかせ、かつ財政政策およびその成果に対し一般社会の監視の目が行き届くようにすることにより、その達成を目論んでいる。

連邦政府の中期財政戦略の骨子は以下の通りである。

- 中期にわたり、平均して予算黒字を実現する、
- GDPに対する税金の比率を平均して2007/08年を下回る水準に維持し、
- 中期にわたり政府の財政基盤を改善する。

経済状況に応じて予算の変更を認めることが財政戦略の骨子であり、マクロ経済政策に重要な貢献をなす。

中期の財政戦略に沿った成長を実現するために、政府は2009年2月3日に発表された2009年2月最新経済財政予測報告(2009UEF0)において次の2段階の財政戦略を約束した。これは予算が黒字に戻り次第、引続き支出の抑制を維持するために、2010/11年予算において展開された。

1. 世界的な景気後退期における経済支援

景気低迷において、政府は以下により継続的な経済および雇用の支援を行う。

- 経済成長の鈍化と連動するように収益と支払いを変動させ、一時的な基礎現金予算の赤字を生じさせること。
- 他の予算の優先順位と新たな政策提案を現行政策の優先順位の見直しに沿わせることを明確な目標として、適時でのりよめを絞った一時的な刺激策を与える追加支出を行うこと。

2. 経済回復期の赤字からの脱出戦略

経済が回復し、トレンドを上回る伸びを示した場合、政府は以下により財政を黒字に転換させるための措置をとる。

- 財政が黒字転換するまで実質支出の増加を年間2%まで抑制させる。
- 経済の回復に合わせて税収を自然に増加させると共に、税金の対GDP比を平均して2007/08年を下回る水準に保つという政府の公約を守る。

3. 予算黒字の継続

ひとたび予算が黒字に回復し、経済がトレンド以上の伸びを示した場合、予算黒字がGDP比で少なくとも1%以上となるまで、政府は実質支出の成長の上限を平均で年率2%に保つことで歳出抑制を維持する。

2007/08年および2008/09年において、現金基礎収支はそれぞれ19.7十億ドルおよびマイナス27.1十億ドルであった。2009/10年におけるオーストラリア政府の基礎現金収支は54.8十億ドルの赤字(GDPの4.2%相当のマイナス)であった。2010/11年中期経済財政予測において、2010/11年および2011/12年における政府の基礎現金収支の予測は、それぞれ41.5十億ドルの赤字(GDPの3.0%相当のマイナス)および12.3十億ドルの赤字(GDPの0.8%相当のマイナス)であり、2012/13年および2013/14年における政府の基礎現金収支の見積もりは、それぞれ3.1十億ドルの黒字(GDPの0.2%相当)および3.3十億ドルの黒字(GDPの0.2%相当)である。

2009/10年におけるオーストラリア政府の一般政府部門の純債務はマイナス42.3十億ドル(GDPの3.3%相当のマイナス)であった。2010/11年予算は、2009/10年に純債務が総額41.8十億米ドル(GDPの3.2%相当)となることを予想している。2010/11年中期経済財政予測において、純債務は、2010/11年におけるGDPの5.7%となり、2011/12年にはGDPの6.4%でピークに達することが予想される。

政府は、連邦政府の有価証券を発行することにより予測される財政赤字を賄う考えである。このオーストラリア連邦の概況の「財政 - 政府債の国内発行」を参照のこと。

2010年6月30日現在の連邦予算

2009/10年において、連邦政府の一般政府部門は、54.8十億ドル（GDPの4.2%相当のマイナス）の基礎現金赤字を計上した。財政収支は、約52.9十億ドル（GDPの4.1%相当のマイナス）の赤字であった。

下表は、2007/08年、2008/09年および2009/10年の各年における一般政府部門の予算の総計を示したものである。

表29：連邦政府一般政府部門予算総計

	2007/08年 ^(a)	2008/09年 ^(a)	2009/10年
発生主義総計			
歳入（十億豪ドル）	303.7	298.9	292.8
対GDP比（%）	25.7	23.8	22.5
歳出（十億豪ドル）	280.1	324.6	339.2
対GDP比（%）	23.7	25.9	26.1
純事業収支（十億豪ドル）	23.6	-25.6	-46.5
純資本投資（十億豪ドル）	2.6	4.1	6.4
財政収支（十億豪ドル）	21.0	-29.7	-52.9
対GDP比（%）	1.8	-2.4	-4.1
現金総計			
基礎現金収支（十億豪ドル）	19.7	-27.1	-54.8
対GDP比（%）	1.7	-2.2	-4.2
貸借対照表			
純債務（十億豪ドル）	-44.8	-16.1	42.3
対GDP比（%）	-3.8	-1.3	3.3
純資産（十億豪ドル）	71.2	19.7	-44.8
対GDP比（%）	6.0	1.6	-3.4

注(a) 2007/08年および2008/09年のデータは、関連ある場合は、継続性を保つために会計処理の変更につき調整されている。かかる調整の詳細については、2009/10年予算、予算教書第1号明細10、2009/10年決算書付属B、2009/10年期中経済財政予測付属D、2009/10年予算、予算教書第1号明細10および2010/11年予算、予算教書第1号明細10を参照のこと。

出典：2009/10年最終決算書および2010/11年予算

連邦政府の一般政府部門の純資産の合計は、2009/10年に64.5十億ドル減少して約マイナス44.8十億ドルとなった。これは、主に、予算赤字を反映したものである。純債務は、2009/10年に（2008/09年のマイナス16.1十億ドルまたはGDPの1.3%相当のマイナスから）58.4十億ドル増加し、約42.3十億ドルまたはGDPの3.3%相当となった。

下表は、2007/08年、2008/09年および2009/10年の各年における一般政府部門の歳入を示したものである。

表30：連邦政府一般政府部門の歳入

	(単位：百万豪ドル)		
	2007/08年	2008/09年	2009/10年
個人その他の源泉税			
所得源泉税（総額）	114,700	117,086	119,922
その他個人所得税（総額）	31,036	32,260	27,287
控除：個人に対する税還付	19,601	23,569	24,390
個人その他の源泉税合計	126,135	125,777	122,820
付加給付税	3,796	3,581	3,523
法人税	64,790	60,705	53,193
退職年金基金	11,988	9,227	6,182
石油資源使用税	1,871	2,099	1,297
所得税歳入合計	208,579	201,389	187,016
消費税	45,486	43,716	47,800
物品税			
石油ならびにディーゼル	13,633	13,148	13,225
その他の物品税	9,893	11,171	11,323
物品税合計	23,526	24,319	24,547
関税	6,070	6,276	5,748
その他の間接税	2,567	2,954	2,889
間接税歳入合計	77,650	81,389	80,984
税歳入合計	286,229	278,653	268,000
受取利息	5,558	5,124	4,430
配当、財貨およびサービス販売 ならびにその他の非税歳入	11,942	15,155	20,337
非税歳入合計	17,500	20,280	24,767
歳入合計	303,729	298,933	292,767

出典：2007/08年および2008/09年のデータは、未公表の財務省のデータ、ならびに2010/11年予算、予算教書第1号、明細5、表C1から抽出し、関連ある場合は、継続性を維持するために会計処理の変更につき調整されている。2009/10年のデータは、2009/10年最終決算書から抽出されている。

2009/10年に発生した歳入合計は、約292.8十億ドルであった。

下表は、2007/08年、2008/09年および2009/10年の各年の一般政府部門の歳出を機能別に示したものである。

表31：連邦政府一般政府部門の機能別歳出

	(単位：百万豪ドル)		
	2007/08年	2008/09年	2009/10年
一般公的サービス			
立法および行政関連事項	961	728	840
財務および財制関連事項	6,102	6,331	6,845
外交および経済援助	3,881	4,763	4,869
一般調査研究	2,146	2,237	2,358
一般サービス	925	995	818
政府公務員のための退職年金給付	2,600	2,142	3,472
防衛	17,670	19,190	20,150
治安および安全	3,506	3,558	3,593
教育	18,433	22,601	34,889
厚生	44,397	49,146	51,426
社会保障および福祉	97,842	124,581	109,197
住宅供給および公共施設整備	2,910	5,080	9,029
娯楽および文化	3,207	3,107	3,280
燃料およびエネルギー	5,361	5,806	8,473
農林水産業	3,834	2,723	2,816
鉱業、製造業および建設業	1,410	1,911	1,630
運輸および通信	4,129	6,941	6,641
その他の経済関連事項			
観光および地域振興	207	192	162
労働および雇用関連事項	3,404	3,764	4,694
その他の経済関連事項	1,213	1,275	2,200
移民	1,102	1,276	1,571
その他の目的			
公債利子	3,544	3,946	6,303
退職年金名目利子	6,011	6,715	6,687
一般目的政府間取引	45,277	45,248	47,157
自然災害救済	28	312	136
偶発費用損失準備金 (a)	8	0	0
歳出合計	280,109	324,569	339,239

注(a) 資産売却に関連する歳出は、偶発費用損失準備金の一部として処理されている。

出典：2007/08年のデータは、2007/08年最終決算書から抽出され、関連ある場合は、継続性を維持するため、会計処理の変更につき調整されている。2008/09年のデータは、2008/09年最終決算書から抽出されている。2009/10年のデータは、2009/10年最終決算書から抽出されている。

2009/10年に発生した費用の合計は、約339.2十億ドルであった。

一般政府部門の純資本投資の機能別内訳は以下の通りである。

表32：連邦政府一般政府部門の純資本投資の機能別内訳

	(単位：百万豪ドル)		
	2007/08年	2008/09年	2009/10年
一般公的サービス	372	223	590
防衛	1,478	3,028	4,136
治安および安全	139	109	103
教育	4	5	26
厚生	46	73	249
社会保障および福祉	175	52	60
住宅供給および公共施設整備	159	-36	219
娯楽および文化	53	27	110
燃料およびエネルギー	2	11	2
農林水産業	49	443	748
鉱業、製造業および建設業	9	-2	0
運輸および通信	5	13	35
その他の経済関連事項	99	114	154
その他の目的	2	4	0
純資本投資の合計	2,593	4,064	6,433

出典：2007/08年のデータは、2007/08年最終決算書から抽出され、関連ある場合は、継続性を維持するため、会計処理の変更につき調整されている。2008/09年のデータは、2008/09年最終決算書から抽出されている。2009/10年のデータは、2009/10年最終決算書から抽出されている。

2009/10年の純資本投資の合計は、約6.4十億ドルであった。

全国ブロードバンド・ネットワークへの連邦の投資

2009年4月7日、新たな高速の全国ブロードバンド・ネットワークを建設・運営するために、NBNカンパニー・リミテッド（NBN Co）が設立された。全国ブロードバンド・ネットワークに関する詳細な情報は、このオーストラリア連邦の概況における、「主要な経済部門 - 情報メディア・電気通信サービス - 電気通信」を参照のこと。NBN Coはオーストラリア政府が全額出資する会社であり、政府事業会社と規定されている。NBN Coは、設立され業務を行っているが、一定の業務取決めについては、議会での法律の可決によって明確化され、指針が与えられなければならない。

2009年8月、政府はマッキンゼー/KPMGに全国ブロードバンド・ネットワークに関する一連の問題を検証する実施調査を委託した。これには、NBN Coの経営・ガバナンスの取決め、ネットワークの設計、所有権の上限、および民間部門の投資範囲を含む。実施調査は、たとえネットワークが既存のインフラストラクチャーへのアクセスを持たないと仮定しても、全国ブロードバンド・ネットワークが2009年4月に政府が特定した43十億ドルの限度内で建設されうると結論づけた。調査はまた、NBN Coがプラスの投資効果を持ち、NBN Coは政府が資本コストを賄うことを可能とする収益率を生み出すと期待できると指摘した。

実施調査は、民間部門の株式投資を導入する前に政府が方針と規制の柔軟性を維持できるように、民営化より前にはプライベート・エクイティは導入すべきではないと勧告した。

2010/11年予算において政府は、実施調査の勧告に基づいて、全国ブロードバンド・ネットワークの展開の今後の予測にかかる18.3十億ドル（18.1十億ドルの株式を含む。）の引当てを行った。2010年6月20日に、NBN Coは、テルストラと財務基本合意書を締結し、規制機関からの承認を条件として、テルストラが通信設備へのアクセスを提供し、またテルストラの通信トラフィックを全国ブロードバンド・ネットワークへ革新的に移行することに合意したことを発表した。テルストラ、NBN Coおよびその株主であるオーストラリア政府当局は、詳細な正式契約について現在交渉を進めている。

全国ブロードバンド・ネットワークの展開に関するテルストラとの契約に関する、政府およびNBN Coによる支払いを含む、全国ブロードバンド・ネットワークへの政府の資金拠出の正確な時期や金額は、実施調査を受けて政府により決定され、また、NBN Coとテルストラ間の正式契約合意の一環として、費用が発生する可能性がある。

政府はまた、正式契約に当たって、NBN Coが十分に資本増強されるまで、テルストラに対してNBN Coの金融債務に対する保証を提供することを約束している。詳しい情報は、「主要な経済部門 - 情報メディア・電気通信サービス - 電気通信」を参照のこと。

予算の関係

NBN Co は、政府事業会社として設立され、経済的に妥当な価格を請求する、公的非金融会社（「PFNC」）として運営される。オーストラリア連邦によるPFNCへの財政投資は、基礎的現金収支に直接の影響を与えない。しかし、借入金から資金を調達する投資は、公債の金利コストを通じて間接的な影響があり、オーストラリア政府は2010/2011年予算の作成においてこれを考慮した。

老齢年金および退職年金

オーストラリアの退職所得制度

オーストラリアの退職所得制度は、以下の3つの「柱」で構成されている。

- 退職後の完全に自立した生活が困難な人々のための、納税者による積立方式による資力調査に基づいた年金、
- 現役労働者にかかる最低水準の雇用主強制退職年金基金拠出制度、
- 個人による自発的な退職年金およびその他の貯蓄

老齢年金は、1909年以降、オーストラリアの退職所得制度の根幹を成してきた。老齢年金は、完全に自立した生活が困難な人々のために最低限の生活を保障する。2009年9月20日時点で、単身者の老齢年金支給額の上限は1週間当たり32.50ドル増加し、夫婦の場合の上限は1週間当たり10.15ドル増加した。単身者の年金受給者に対する年金支給額（補足給付および連動型支払いを含む。）の上限は、2009年7月1日現在の2週間につき601.08ドルから、2010年9月20日以降2週間につき716.10ドルに増額している。同期間について、夫婦の受給者に対する合算年金支給額（補足給付および連動型支払いを含む。）は、2週間につき983.08ドルから1,079.60ドルへ増加した。適格者が受け取る実際の金額は、それぞれの他の所得および資産状況如何である。

雇用主は、各適格従業員のために、毎年、所定の最低水準の退職年金補助金を拠出することを義務づけられている。所定の最低水準の補助金とは、現在、従業員の給与の9%である。この最低所要金額は、年金基金保証と呼ばれている。年金基金保証に基づく支払いは、従業員が退職時に加盟する法定の退職年金基金または退職貯蓄口座に拠出される。

自発的な退職年金貯蓄が、優遇税制やその他のインセンティブを通じて奨励されている。

2010年6月30日現在、APRAは、オーストラリアの老齢年金基金制度の資産残高が1.23兆ドルに達すると見積もっている。

2010年5月2日、政府は、議会における法律の可決を前提に、多数の年金改革を導入する意向を発表した。改革に基づき、政府は2013年7月1日から、2013年7月1日および2014年7月1日に0.25パーセント・ポイントの増加、その後2019年7月1日に12%に達するまで毎年0.5パーセント・ポイントの増加により、年金基金保証の率を9%から12%へと段階的に上げる。政府はまた、2013年7月1日から年金基金保証の拠出の年齢制限を70歳から75歳に延ばす意向も発表した。

定年に近い人々により柔軟性を与えるために、2012年7月1日から、政府は50歳以上の年金収支合計が500,000ドル未満の勤労者に対して、優遇拠出の上限を年間50,000ドルに上げるつもりである。これは、移行契約が終了する2012年7月1日から適用されるはずであった25,000ドルの上限の2倍である。低所得者を支援するために、政府は2012年7月1日から、37,000ドルまでの調整済み課税所得に対して個人向けに年間500ドルを上限とする新たな年金拠出税還付を付与するつもりである。これは低所得者から中間所得者向けの共同拠出に加えて行われる。政府は、年金に対するこれらの変更はオーストラリア人の退職年金収入を増加させ、今後10年間でオーストラリアの退職年金貯蓄の資金プールに85十億ドルを加えることになると予想している。

連邦政府公務員のための退職年金基金

オーストラリア連邦政府は、連邦政府公務員のために3つの主要な文民退職年金制度を運営管理している。現在の制度は、公的部門退職年金積立制度（PSSAP）で、これは、2005年退職年金法（連邦）の規定のもとで信託証書により設定されたものである。PSSAPIは、全額積立式の制度である。PSSAPIは、2005年7月1日に、公的部門退職年金制度（PSS）が新規加入者の受入を停止したのを受けて発足した。

PSSは、連邦政府退職年金制度（CSS）が新規加入者の受入を停止したのを受けて、1990年7月1日に発足した。

2010年6月30日現在、CSSへの拠出者は17,941名、PSSへの拠出者は117,835名で、CSSの受給者115,258名およびPSSの受給者21,084名に対し給付金が支払われていた。

オーストラリア連邦政府はCSSおよびPSSの両制度にかかる2010年6月30日現在の連邦政府の未積立の給付債務は、91.1十億ドルと見積もっている。

2006年、連邦政府は、基金に対する拠出金の投資利益を交付することで、将来、オーストラリアの政府が公的部門の退職年金債務の費用を捻出するのを支援するため、「フューチャー・ファンド」として知られる投資基金を設立した。2010年9月30日現在、フューチャー・ファンドが保有する資産の評価額は69.31十億ドルであった。

税制

オーストラリアにおける税金は連邦政府、州政府および地方政府によって徴収される。オーストラリアには、相続税もしくは贈与税および社会保険料税は存在しない。ただし、納税者は、課税所得の1.5%を医療税（メディケア）として納付している（さらに、納税者は、一定の収入基準を超え、条件を満たす個人健康保険を契約していない場合、追加のメディケア賦課金を負担する可能性がある（このオーストラリア連邦の概況の「 財政 - 税制 - 個人所得税」を参照のこと））。

オーストラリアの将来の税制

2008年5月13日、財務大臣は、21世紀の人口動態、社会、経済および環境問題にオーストラリアがどう対処しうるかを提言すべく、オーストラリアの税制および移転価格税制の見直しを行うことを発表した。オーストラリアの将来の税制（AFTS）の見直しの対象となるのは、財貨・サービス税（GST）の税率引上げおよび課税基盤拡大のいずれも行わないとする政府方針を反映するが、連邦政府および州の税制および移転価格税制との相互作用を含んでいた。

政府は検討委員会に対し、2009年3月までの退職所得に関する考察をまとめ、政府に報告するよう求めた。本報告は、2009/10年予算と併せて公表され、報告では老齢年金の資格取得年齢の引上げが提言された。老齢年金の資格取得年齢を2024年1月1日までに段階的に65歳から67歳へ引上げる法律が2009年6月29日付で施行された。オーストラリアの退職所得制度に関する詳細情報については、このオーストラリア連邦の概況の「 財政 - 老齢年金および退職年金 - オーストラリアの退職所得制度」を参照のこと。

AFTSの検討委員会は2009年12月に大蔵大臣に対して退職所得報告書を提出した。政府は報告書およびその回答を2010年5月2日に公けに発表した。2010年7月2日に政府は、資源税および法人税率に関する政府の回答の一定の要素に対する調整を発表した。政府が採用する意向であると発表した方法は、議会での法律の可決が前提となっており、このオーストラリア連邦の概況の「 事業税課税措置」、「間接税 - 資源税および鉱区使用料」、「 財政 - 老齢年金および退職年金 - オーストラリアの退職所得制度」および「 主要な経済部門 - 鉱業」に言及されている。

個人所得税

連邦政府は、原則、個人を課税単位として、個人所得税を課している。課税対象所得には、給与・賃金所得、諸手当、配当、利息、譲渡所得、事業所得、一定の年金支払、賃料、鉱区使用料、組合所得および信託からの分配金が含まれる。

査定の期間は一般に7月1日から6月30日である。発生した年度に所得は査定され、控除が認められる。ただし、控除可能な資本支出には特別な規則が適用される。

税率および課税最低所得は指数化されていない。所得税率および課税最低所得は2009/10年および2010/11年で異なる（表33を参照のこと）。

表33：居住者にかかる個人所得税率および課税最低所得

2009年7月1日から 2010年6月30日まで		2010年7月1日から	
課税所得（豪ドル）	税率（%）	課税所得（豪ドル）	税率（%）
0 - 6,000	0	0 - 6,000	0
6,001 - 35,000	15	6,001 - 37,000	15
35,001 - 80,000	30	37,001 - 80,000	30
80,001 - 180,000	38	80,001 - 180,000	37
180,001以上	45	180,001以上	45

出典：2009/10年予算、予算教書第1号

個人所得税は、自己申告制である。税制は源泉徴収課税方式を利用しており、個人は、一般的に各自の当年度の雇用、事業または投資所得にかかる予想される納税債務の分割分を源泉徴収および分割払いを通じて支払う。税務上のオーストラリアの居住者は、オーストラリア国内および国外双方で得た所得に関して納税する。国外で得た所得で国外の法域で課税済みであるものは、オーストラリアの所得税を免除されるかまたは税額控除の対象となる。

居住者は公的医療保険給付が利用でき、結果として大半の居住者は、課税所得の1.5%の医療税も支払っている。居住者はまた一定の収入基準を超え、条件を満たす個人健康保険を契約していない場合、調整済み課税所得の1.0%の追加のメディケア賦課金も負担する可能性がある。

オーストラリアの居住納税者は、低・中所得者が支払う税を引き下げするための低所得税額控除（LITO）を利用することができる。2010年7月1日以降、LITOは1,350ドルから1,500ドルに引き上げられた。満額LITOを利用する納税者は、2011年7月1日より、その年間所得が16,000ドルを超えるまで所得税を支払わないこととなる。

満額LITOを利用できない納税者もまた、その増額によって恩恵を被る。LITOは、30,000ドルを超える所得については、1ドルにつき4セントの割合で遞減していくため、所得が30,000ドルを超える納税者は引続き、部分的にLITOの恩恵を享受することができる。例えば、納税者は2010年7月1日以降、67,500ドルまでの所得に対して、部分的にLITOを受け取ることができる。

同様に、政府は、高齢者税額控除（SATO）を通じて、オーストラリア人高齢者を対象とした減税を提供する。所得検査要件を別にすれば、オーストラリアの年金受給年齢（2010/11年については男性65歳、女性64歳）に該当するオーストラリア人高齢者は、SATOに適格である。SATOは、LITOと組み合わせると、適格な単身高齢オーストラリア人は2010年7月1日以降、所得税または医療税を支払わずに、30,685ドルまでの所得を得ることができる。

原則として、雇用主は、従業員に支払う給付手当の税込み金額について（46.5%の税率で）税金を納付する。

外国人居住者は、オーストラリア人居住者とは異なる課税に服する。このオーストラリア連邦の概況の「 財政 - 税制 - オーストラリアの課税管轄：源泉および居住性」を参照のこと。

事業税課税措置

・法人税率

法人税率は現在30%である。外国企業の支店の法人所得にもこの税率が適用される。AFTSの検討への対応の一環として、2010年7月2日に政府は、オーストラリア法人税率を2013/14年度以降29%へと引き下げ、2012/13年度に小規模事業会社が新税率の適格となるようにする意向を発表した。「 - 小規模事業」を参照のこと。

・配当インプテーション方式

配当インプテーション方式により、居住者である個人株主に分配される法人所得を二重課税から免除する。既に課税された法人所得から支払われる課税済み配当は、株主にとって税額控除の対象となる。AFTSの検討への対応の一環として、政府は、配当インプテーションの利益を廃止するつもりはないことを表明した。

・キャピタル・ゲイン税

資産が12ヵ月以上の期間保有されている場合、個人および信託については、当該資産にかかるキャピタル・ゲインの50%、退職年金基金の場合は66.66%の税率でキャピタル・ゲイン税が適用される。会社および信託同士の株式交換による買収を含む一部の事業再編繰延の場合は、かかる再編から生じるキャピタル・ゲインを繰延べる。小規模事業の稼働資産の処分にかかるキャピタル・ゲインに対しては幾つかのキャピタル・ゲイン税軽減措置が適用される。キャピタル・ゲイン税の軽減措置は、収益勘定でまたは流通在庫として保有されている資産にかかるキャピタル・ゲインには適用されない。AFTSの検討の発表に続き、政府はキャピタル・ゲイン税の軽減措置を削減する、またはキャピタル・ゲインの既得権に基づく取決めを変更する意向はない旨を表明した。

・研究開発

適格研究開発費用については125%、また、適格企業の場合、過去3年間の平均水準を上回って行われる追加的研究開発費用について175%の損金算入が認められる。

2009年5月12日、政府は、既存の研究開発減税から、年間売上高が200万ドルを下回る会社に対して標準的な40%の税控除および払戻可能な45%の税控除に基づく新しい研究開発税制優遇へ切り替える意向を発表した。現在、本件についての法案が、議会上程されている。

・一次産品生産

一次産品生産者のための特別規定には、所得平均化が含まれる。

・資本的支出控除

資産の実効耐用年数に基づく統一資本的支出控除が、特例措置が適用される場合（一次産品生産者、国内映画、コンピュータ・ソフトおよび研究開発等）を除き、適用される。

適格な産業活動に使用される収益性建物、10室以上の客室を備えたホテル、モーテルおよびゲストハウス、ならびに納税者が少なくとも建物内の他の9ユニットを所有しているアパート、ユニットまたはフラットにかかる資本的支出については、年4%の償却率が適用される。

その他の収益性建築物および構造物の改良工事（道路、ダム、橋および研究開発に使用される建築物を含む。）にかかる資本的支出については、年2.5%の償却率が適用される。

・投資税控除

一時的な投資税控除（小規模企業および一般事業税額控除）が、10,000ドル以上（または小企業の場合は1,000ドル以上）の新規有形減価償却資産への投資に利用可能である。投資税控除は、納税者が2008年12月13日から2009年12月31日までの間に保有または建設を開始し、2010年12月31日までに使用可能な状態になっている場合に、追加的な税控除を提供する。投資税控除はまた、既存の資産を調整または改良するために負担した支出にも、かかる支出がその他の適格要件を満たす場合、利用可能である。

小企業は、資産取得原価の50%に相当する追加的な税控除を請求できる。その他の事業は、資産取得原価の30%または10%の追加的な税控除が利用可能である。納税者が2009年6月30日以前に資産の保有または建設を開始し、2010年6月30日までに当該資産が使用可能な状態となる場合、30%の税控除が適用される。納税者が2009年7月1日から2009年12月31日までの間に保有または建設を開始し、2010年12月31日までに使用可能な状態になっている資産に対しては10%の税控除が利用可能である。

2009年改正税法（小規模企業および一般事業税額控除）（連邦）に含まれる投資税控除を実施する法律は、2009年5月22日に成立した。

・小規模事業

年間総売上高が2百万ドル未満の小規模事業は、所得税（キャピタル・ゲイン税および簡易資本支出控除規則を含む。）、財貨・サービス税、源泉徴収税および付加給付税を対象とする税負担軽減措置を利用することができる。「法人税率」を参照のこと。小規模事業はまた、上記「投資税控除」の一時的な投資税控除を50%の率で請求することができる。

AFTSの検討に対する政府の回答に基づき、2012/13年度から政府は小規模事業が新たな29%の法人税率に適格となるよう意向を示している。2012/13年度から小規模事業は5,000ドル未満の資産は直ちに、また1つの償却プールに入るその他大半の資産についても30%の率で減価償却が可能である。

・退職年金

2010年5月2日に、政府は年金基金保証率を9%から12%へと段階的に上げるつもりであると発表した。2013/14年および2014/15年に、政府は、年金基金保証を0.25パーセント・ポイント上げる意向である。これらの増加に続き、年金基金保証が2019/20年に12%に達するまで、毎年0.5パーセント・ポイントの増加が続く。

政府は2012年7月1日から、37,000ドル以下の所得の労働者に対して500ドルを上限とする助成を提供する意向である。これは2012/13年に37,000ドル以下の所得層が年金保証拠出に対して税金を支払わないようにするためである。

・金融商品課税第3ステージおよび第4ステージ

2009年改正税法（小規模企業および一般事業税額控除）（連邦）によって制定された、金融商品課税第3ステージおよび第4ステージは発生主義およびその他課税タイミングルールならびにキャラクター・ヘッジ・ルールその他を対象とする。

間接税

・財貨・サービス税

財貨・サービス税（GST）は、オーストラリアで消費される大半の財貨およびサービスにかかる課税基盤の広い付加価値税である。財貨・サービス税は、課税対象の財貨およびサービスの供給または輸入について、販売価格に基づき10%の一律税で適用される。

連邦政府は、GST歳入を徴収し、これを州および特別地域に交付する。GSTの税率および課税基盤は、州および特別地域の政府の全員一致の同意がある場合にのみ、変更することができる。

GSTは、生産工程のすべての段階で事業体に課せられる。事業体は、原則として、事業のための投入に対して支払われたGSTの還付を請求することができる。

GSTの課税対象外となっているのは、保健、教育および基礎食品である。GSTは、家賃および金融サービスには課せられないが、これらの商品およびサービスの供給者は、原則、生産のための投入について支払われたGSTにつき還付を請求することはできない。

・物品税および関税

物品税は、財貨（燃料、アルコール（ワイン製品を除く。）およびタバコを含む。）に対する個別税である。

消費財の輸入については、物品税に相当する関税が適用され、通常、当該税の輸入業者または所有者から国境で徴収される。さらに、関税は、輸入されたさまざまな織物、衣服および靴、乗用車ならびに食品、化学製品、工業用品、機械・設備ならびに家電製品などのその他輸入財にも適用される。企業は、自らの輸入について支払った関税につき、還付請求をすることはできない。

タバコおよびアルコール（ワイン製品を除く。）の物品税率は、消費者物価指数に連動して、年に2回、調整される。

タバコは、タバコの含有量が0.8グラム以下の紙タバコおよび葉巻については1本単位で課税されるが、または他の製品についてはタバコの総量に基づいて課税される。ビールおよび蒸留酒は、アルコール量に基づいて課税され、ビールにはアルコール濃度および容器に応じてさまざまな税率が適用される。蒸留酒は、ビールよりは税率が高い。ただしビールも1.15%という低いアルコール濃度を基準として課税されない。

化石燃料（主にガソリンおよびディーゼル）は、現在、1リットル当たり38.143セントの課税に服し、その額は消費物価指数に連動して調整されることはない。航空燃料は現在、1リットル当たり2.854セントの課税に服する。一定のオフロード使用および重量車輛（車両総重量が4.5トンより大きい車両）のオンロード利用のために使用される燃料については、現在、燃料税額控除が適用される。

・ワイン均等税

ワインには、物品税は適用されないが、別途、ワイン均等税（WET）が課せられる。当該税は、ワイン製品の価額に対するパーセンテージとして適用される。生産者、輸入業者または卸売り業者が通常、ワインの最終卸売価格の29%を支払う。

500,000ドルのWET生産者割戻金が適用されるため、小規模ワイン生産者が支払うWETは、ゼロとなる。

・高級車税

57,180ドル（2010年6月30日終了年度）を超える国産または輸入乗用車の価額（GSTを含まない）に対して、一般的に、33%の税率で高級車税が適用されている。

一定の低燃費車ならびに一次産品生産者および適格観光業者が購入した4輪駆動車に対しては、高級車税優遇措置が適用される。AFTSの検討の発表に対応して、政府は高級車税を廃止するつもりはない旨を表明した。

・資源税および鉱区使用料

石油およびガスの採掘に対して、現在特定の資源税および鉱区使用料が適用されている。

2010年7月2日、オーストラリア政府は、2012年7月1日からオーストラリアにおけるすべての既存および新規の鉄鉱石および石炭プロジェクトに適用となる新しい鉱物資源使用税（「MRRT」）制度を導入し、また既存の石油資源使用税（「PRRT」）制度を、2012年7月1日に開始したノース・ウェスト・シェルフ・プロジェクトなどを含む、すべてのオーストラリアの陸上および海洋の石油ガス・プロジェクトに適用拡張することを提案した。MRRTおよび既存のPRRT制度の適用拡張を実施するには、議会を通じた法案の可決が必要である。

MRRT提案に基づき、オーストラリアの鉄鉱石および石炭プロジェクトは、最初に売却可能となる形態で決定される商品の価値からすべての費用を控除した額に基づいて計算される課税利益の30%の税金が課せられる。MRRTは、25%の採掘控除を規定しており、これは採掘の専門知識・技術による付加価値を認めて、MRRTの対象である課税利益を減額するものである。MRRTは、特定の条件の下での控除の移転および未利用損金の繰越しを規定する。2012年7月1日以降の投資は、複数年にわたって減価償却するのではなく、直ちに償却される。つまり、新しいプロジェクトについては、MRRTに対する責を負うのは、初期投資を回収する十分な利益が実現した後となる。MRRTは、投資の時価（上限25年の期間にわたり償却されるものとする。）に基づいて計算される控除を通じて、または資源の価値を除くプロジェクト資産の現在の償却簿価（5年にわたって償却し、長期債の金利+7%で上方修正されるものとする。）のいずれかを通じて過去の投資を認識する。資源収益が年間50百万ドル未満である納税者については、MRRTに対する責を負わない。

現在は海洋の石油プロジェクトにのみ適用されているPRRTを、オーストラリアにおける陸上および海洋のすべての石油、ガス、炭層メタンガス・プロジェクトに拡張する提案は、すべての石油およびガス・プロジェクトについて、公平な待遇を確保するものである。拡張後のPRRTには、一律40%の税率が適用される。未利用損金および資本償却に対する一連の増額控除、支出に対する即時の費用計上、および損金の税務上の価値の限定移転を含むPRRTの既存の特徴は、引き続き適用となる。PRRT制度へ移行される石油およびガス・プロジェクトについては、移行の規定が定められ、これによりプロジェクト資産の起点として、時価または償却済簿価のいずれをも利用できる。

提案されたMRRTおよびPRRTの適用拡張は、資源会社に対して州および特別地域の支払い済み鉱区使用料および資源税について控除を付与する。

2010年7月2日に、オーストラリア政府はまた、詳細な技術的なパラメータ構築の進捗ならびに、MRRTおよびPRRT適用拡張を監督するため、政策移行グループを結成することを発表した。

・その他の税金

さまざまなオーストラリアの政府省庁が、名目コストの回収、ペナルティ、課徴金およびライセンス料など、さまざまな小規模税を管理している。

農産物には、60を越す個別の税が適用される。かかる税率で、特定の農業におけるサービスおよび研究資金が賄われる。

[前へ](#) [次へ](#)

オーストラリアの課税管轄：源泉および居住性

オーストラリアにおける所得に対する課税は、主に、主体が税務上のオーストラリア居住者であるか外国人居住者であるかに基づいて決定される。オーストラリア居住者は、その全世界における所得に対して課税される一方、外国人居住者は、オーストラリア源泉の所得に対してのみ課税される。

・二重課税

二重課税は、上で述べた源泉および居住性の原則を適用することで課税管轄が重複することにより生ずる。例えば、二つの国が同一所得に対して課税しようとする場合がある。二重課税免除は、一般的に、国内法のもとで、(i)当該所得について国内課税を免除するか、または(ii)当該所得に対して納付済みの外国税を国内税から控除することにより、実現される。オーストラリアはまた、一定の限られた状況のもとで納付済みの外国税を控除することを認めている。国内法に加え、二国間租税条約に二重課税を回避するための一定の規則が定められる。

オーストラリアの租税条約は、課税権を（納税者の）居住国と（所得の）源泉国にそれぞれ配分し、課税権が競合する場合には、前者に二重課税回避策をとるよう義務づけている。当該条約はまた、これら両国で営業している多国籍企業グループの収益および費用の配分のために合意された基準を定めている。さらに、租税回避防止および税債務の徴収を補佐するために政府が協力しあうことを授權している。オーストラリアは、「所得と財産に対するOECDモデル租税条約」に基づき、44の包括的二国間租税条約を締結している。

高潔性ルール

・過小資本税制

この資本規則は、オーストラリアおよび外国の多国籍企業が、利息および配当支払いにそれぞれ適用される異なる税務処理を不正利用するのを防ぐことを目的としている。納税者は、利息を控除することはできるが、配当を控除することはできない。当該規則は、借入債務が一定の限度を超えた場合に、利子費用の損金算入を認めないことにより、オーストラリアの企業が（自己資本調達に対し）過度の借入に依存するのを阻止している。当該規則は、下記の法人に適用される。

- 国際的に業務を展開しているオーストラリア法人およびその関係会社の一部
- 外国人の支配下にあるオーストラリア法人、および
- オーストラリアで営業している外国法人

当該規則は、以下の法人には適用されない。すなわち、()年間の負債の控除額が250,000ドル以下の企業、()外国企業に投資しているオーストラリア法人で、その資産の90%以上がオーストラリア資産であるもの、()適格特別目的（証券化）法人であるもの。

・移転価格税制

移転価格税制は、オーストラリアおよび外国の多国籍企業が、それらの関連当事者間の国際取引を、独立当事者間原則に従って価格設定するよう確保することを意図している。その目的は、異なる法域に所在する関係会社間で、所得が移転されるのを阻止し、もって、課税されるオーストラリア企業の所得が、オーストラリアにおける経済的付加価値に見合うものとなるよう確保することである。

・外国源泉所得の課税繰延防止（帰属）制度

オーストラリアの帰属主義は、以下で構成されている。

- 被支配外国会社規則、および
- 譲渡者信託規則

これらの規則は、居住者が、国外に所得を蓄積することにより、オーストラリアの税を繰延べまたは回避するのを阻止することを目的としている。これらの規則のもとで、居住者は、国外に蓄積されつつある所得の分与分に基づいて発生主義により課税される。

2009年5月12日、オーストラリア政府は外国源泉所得帰属制度を改正する意向を発表した。改正により、制度の高潔性目標と他の目標（効率性、公平性、簡便さおよび遵守費用の低減等）のより適切なバランスをとることを目指す。これらの改正の一部として、政府は蓄積型ファンドのロールアップ（発生収益の再投資）を対象とした限定的な租税回避防止規定を導入する意向であることを公表した。

・税務情報交換協定

税務情報交換協定（TIEA）は、民事および刑事上の税犯罪を阻止するために、納税者情報の交換にかかる法的根拠を定めた二国間協定である。オーストラリアは、低税率国との間で25のTIEAに調印している。

連邦と州の財政関係

連邦と州の財政関係は、州および特別地域に対する連邦の財政支援および連邦借入委員会による政府借入れの監督で成り立っている。

州および特別地域は、オーストラリア連邦政府から多額の財政支援を受けている。2010/11年期中経済財政予測の推計によると、2010/11年における連邦政府の州および特別地域に対する支給額の合計は、一般歳入援助（GST交付金を含む。）48.0十億ドルおよび特定目的交付金47.3十億ドルからなる95.3十億ドルと推計された。2010/11年の州および特別地域への交付金は、2009/10年に州および特別地域が受領した交付金と比較して1.9十億ドル（-2.0%）減少すると推計される。この減少は主に、政府の経済刺激包括支出の段階的な撤回によるものである。このオーストラリア連邦の概況の「経済見通し - 世界的金融危機に対する連邦の対応」を参照のこと。

一般歳入援助は、広範な交付金で、これらは、それぞれの州の予算上の優先順位に従って支出するという条件を課せられることなく、州および特別地域に支給される。オーストラリア連邦政府はまた、州および特別地域が管理することができる分野で重要な国の政策目標を追求するために、州および特別地域に特別目的交付金を支給する。

連邦財政関係に関する政府間協定においてオーストラリア政府評議会により合意されたところに従い、2010/11年期中経済財政予測の時点で2010/11年に総額47.0十億ドルと見積もられたGST交付金は、水平財政均衡原則に従って州および特別地域の間で配分される。この原則のもとで、州および特別地域は、もし、各州がその独自の財源から資金を調達する努力をし、同水準の効率性をもって運営を行ったなら各州が同じ標準的水準でサービスおよび関連するインフラストラクチャーを提供する能力を有したであろうとの想定のもとに、資金を付与される。

2010年4月20日に、オーストラリア政府評議会（西オーストラリア州を除く。）は、全国保健・病院ネットワークを設立すると発表した。連邦は全国保健・病院ネットワークへの参加に関連して西オーストラリア州との話し合いを継続している。全国保健・病院ネットワークの実施は議会で立法の通過を必要とするであろう。

提案されている全国保健・病院ネットワークは、より良い保健および病院制度の提供のために、オーストラリアの保健および病院制度の財源の改革と連邦と州および特別地域との間の統治の取決めの大幅な変更を組み合わせている。

全国保健・病院ネットワークの下では、州や特別地域でなく、連邦がオーストラリアの公立病院制度の主要な資金供給者になる。連邦は以下に資金を供給する。

- ・ 一般患者へ提供された各公立病院サービスの効率的な価格の60%
- ・ 公立病院で行われる研究および訓練機能に関する反復支出の60%
- ・ 可能な場合、「資本のユーザー・コスト」ベースでの、資本支出の60%、および
- ・ 時間をかけて、一般人へ提供された「プライマリーヘルスケア相当」の外来患者向けサービスの効率的な価格の最大100%。

連邦はまた、プライマリーヘルスケアと高齢者のケア（ビクトリア州を除く。）につき、方針および資金面の完全な責任を引受ける。

連邦は以下の組み合わせにより、責任の増加に対する資金提供を行うつもりである：

- ・ 現在の全国ヘルスケア特別目的交付金からの資金
- ・ 連邦が維持する、保健および病院サービス専用の合意済みGST金額
- ・ 2014/15年から、増加する保険費用を賄う連邦の責任が大きくなるのを反映して、連邦により支払われる追加の上乗せ交付金。

提案に基づく、2011/12年から2013/14年までの保健および病院サービス専用の合意済みGST金額は、公立病院の適正価格の60%を賄い、州および特別地域が行う一般開業医およびプライマリーヘルスケア・サービスのために完全な資金拠出の責任を果たすために、各州または特別地域において現在の全国ヘルスケア特別目的交付金からの資金に加えて必要とされる金額、ならびに家庭および地域ケア・プログラムおよび関連プログラムの役割および責任の変更による連邦への正味追加コストである。連邦に留保される、保健および病院サービス専用のGSTの金額は、2013/14年の費用に基づき2104/15年に決定され、GST全体の成長率に連動する。

2014/15年から、病院費が年率10%近い増加をし、中期的には年率約8%で増えるとの予想を反映して、追加の連邦上乗せ交付金が供給される。これは、病院費は、GSTの成長を年率約6%上回るとともに現在の全国ヘルスケア特別目的交付金の成長を上回ると予想されることを意味する。

提案に基づき、連邦は2014/15年から2019/20年の間は追加交付金に15.6十億ドル以上を支払うことに同意した。連邦の病院およびプライマリーヘルスケアの責任を賄うのに必要な金額が15.6十億ドルより少ない場合、残額は公立病院サービスの需要増を改善する助けとして、保健サービスを賄うために州および特別地域に支払われる。

さらに、連邦はまた、全豪医療・病院ネットワーク - 公的病院業務改善に関する全豪連携協定を通じて、州に最大3.4十億ドルの資金を供給する。

オーストラリア借入委員会

オーストラリア借入委員会は、連邦と州の閣僚評議会で、公的部門の借入を取り纏める。同委員会は、オーストラリア国首相ならびに各州および特別地域の首長で構成される。しかし、実務上は、各委員は、名義人（通常、当該法域の財務大臣）によって代表され、連邦の財務大臣が委員長を務める。

現在の借入委員会協定は、自発ベースで運営されており、厳格な借入限度の遵守よりは、公的部門の資金調達の高透明性に重点が置かれている。かかる協定は、公的部門の借入に対する金融市場の監視を強化し、各政府の財政状況について十分な情報に基づく判断が行われるようにすることを意図している。

借入委員会は、従来から、毎年3月に会合を開き、各法域の翌年度の借入申請の検討を行っている。合意された協定の一環として、借入委員会は、各法域の財政状態および割当額の総額のマクロ経済上の影響を考慮しながら、これらの申請額を検討する。

2009/10年以降、借入委員会の役割は、オーストラリア建築基金、医療および病院基金および教育投資基金からの歳出案のマクロ経済的影響についての報告を含むよう拡大された。

借入委員会はまた、州および特別地域による借入のオーストラリア政府保証の利用に関する追加の精査段階を提供する。

2010年3月に、連邦政府は、2010/11年につき51.0十億ドルの借入委員会割当額欠損を申請し、同委員会はこれを承認した。2010/11年期中経済財政予測において、連邦政府は、2010/11年の欠損の見積りを51.7十億ドルに更新した。

政府債の国内発行

2008/09年以前に財政黒字が維持されてきたため、予算資金手当のための借入需要はなくなっているが、連邦政府は、トレジャリー・ボンドの活発な市場を維持し、トレジャリー・ボンドの先物市場を支援するために、引続きトレジャリー・ボンドを発行した。これら2つの市場は、さまざまな金融商品の値決めおよびヘッジならびに市場参加者による金利リスク管理のために利用されている。これらの市場は、金融システムに厚みをもたらし、オーストラリアにおける資本コストの引き下げに貢献している。

2009年2月3日、オーストラリア政府は2009年最新経済財政予測を公表した。2009年最新経済財政予測に含まれる予測を踏まえ、2009年2月4日、オーストラリア金融管理局はトレジャリー・ボンドの発行を増加させた。

2009年最新経済財政予測の発表以来、オーストラリア金融管理局は2件のトレジャリー・ボンドの入札をほとんどの週（通常は水曜日および金曜日）に実施した。2009年最新経済財政予測発表から2009/10年予算発表までの期間の各入札の提示額は500百万ドルから700百万ドルであった。2009年5月12日、政府は2009/10年予算の中で、最新経済財政予測を発表した。この発表に併せて、オーストラリア金融管理局によるトレジャリー・ボンドの入札が、2008/09年の残りの期間にそれぞれ800百万ドル以下で行われた。入札が行われる債券の年限を決めるにあたり、オーストラリア金融管理局は債券市場の参加者と協議を行った。

2010年9月末に発行済みのトレジャリー・ボンドの額面総額は、2009年9月末時点より約45.1十億ドル増加の、131.4十億ドルであった。

2009/10年のトレジャリー・ボンドの発行は、額面金額でおよそ52十億ドルに達した。

2010/11年のトレジャリー・ボンドの発行は、50十億ドルから55十億ドルの範囲と予想される。18.8十億ドルが満期を迎えることを考慮すると、これは発行済みのトレジャリー・ボンドの額面で正味31十億ドルから36十億ドルの増加である。2011年6月末に発行済みのトレジャリー・ボンドの額面総額は、156十億ドルから161十億ドルの範囲と予想される。

2010/11年に入札は水曜および金曜に行われると予想され、ある週に募集される債券銘柄および金額の詳細はその前の州の金曜の正午に公表される。各入札で募集される額面金額は500百万ドルから1.2十億ドルの間と予想されている。

2010/11年の発行は2014年および2016年満期の新規トレジャリー・ボンド2銘柄で特徴付けられ、追加で2018年および2025年満期の新規トレジャリー・ボンド銘柄も含む予定である。

予算歳入と歳出の時期が異なることにより、大規模な年度内の資金需要が生じる見通しである。将来の期間において、トレジャリー・ノートは短期的な資金需要の管理に使用されることが計画されている。また、オーストラリア金融管理局は、保有する期限付き金融資産に関する買戻契約をこの目的のために使用する可能性がある。

2009年3月5日、トレジャリー・ノートの発行がオーストラリア金融管理局により奨励された。2010年9月末時点の発行済トレジャリー・ノートの額面総額は、17.1十億ドルで、2009年9月末から5.2十億ドルの増加であった。発行済のトレジャリー・ノートの金額は、オーストラリア政府の資金の受取および支出に左右されて変動する。政府は流動性のある市場を維持するために、常に、少なくとも10十億ドルの発行済みトレジャリー・ノートを保つ計画である。

2010年6月末時点の発行済トレジャリー・ノートの額は、11十億ドルであった。2010/11年末時点の発行済みの額は、現在のところほぼこれに匹敵すると予測され、その場合、トレジャリー・ノートは全体として今年度の資金調達全体にはあまり貢献しない見込みである。

2009年8月7日、金融市場の参加者との協議の後、オーストラリア金融管理局は、2003年に最終発行されたトレジャリーインデックス型債券の発行を再開すると発表した。2009年9月から2010年9月30日にかけて、7.8十億ドルのトレジャリーインデックス型債券が発行された。

2010年9月末時点での発行済のトレジャリーインデックス型債券の額面総額は、2009年9月末時点より6.3十億ドル増加の、およそ12.3十億ドルであった。

2010/11年のトレジャリーインデックス型債券の発行は、3十億ドルから3.5十億ドルの範囲と予想される。2030年満期の新規銘柄が、2010年9月にシンジケートによる募集を通じて発行された。

2011年6月末時点での発行済トレジャリーインデックス型債券の額面金額は、約14十億ドルと予想される。

2010年9月30日時点で、オーストラリア政府は1987年以来、直接外貨での借入を行っておらず、外貨建て借入金残高はわずかに6.3百万ドルであった。

2009年4月7日、政府は、NBN Coへの投資はオーストラリアの家庭および機関投資家へのオージー・インフラストラクチャー債券の発行を通じて一部資金調達される予定であると発表した。2010/11年、この投資のうち300百万ドルがオージー・インフラストラクチャー債券により調達される予定である。

機関投資家およびその他ホールセール投資家により供与されるこの資金調達の一部は、政府の全体的な債券発行プログラムの一環としての連邦政府債券の発行を通じてなされる。これらの債券は発行時点で他の連邦政府債券から独立して特定されないが、年次の予算教書において報告される予定である。

オーストラリア家庭の投資家向けにオージー・インフラストラクチャー債券の募集を行うことにつき、現在検討中である。

保証およびその他の偶発債務

連邦政府による借入保証

現在、政府系機関は、連邦政府を通じてではなく自身で直接借入れを行うのが慣行となっている。1997年財政管理および説明責任法（FMA法）は連邦政府の大臣全員に対して、財政・規制緩和大臣の承認を条件として、オーストラリア憲法のもとでの行政権限を利用して、連邦政府に代わって借入保証を行う権限を与えている。ただし、一部の連邦政府系機関に係る法令には、FMA法制定前の法令上の取決めを反映して財務大臣のみにその借入を保証する裁量権を付与しているものがある。

連邦政府が提供する新規貸付に対する保証件数は、近年、減少している。これは、事業経営に従事している連邦の機関は、民間企業により匹敵する基準で資本市場にアプローチすべきであるとの方針を反映したものである。

連邦政府は、オーストラリアの輸出信用機関である輸出金融保険公社（EFIC）が、連邦政府以外の主体に対して現に支払義務を負っているかまたはいずれかの時点で負うこととなる債務の期限通りの支払いを保証している。連邦政府はまた、EFICが債務、損失および請求を補填するために必要とする資金を要請に応じて供給するため、現在、200百万ドルのコーラブル・ファシリティを提供している。

下表は、2007年、2008年および2009年の各6月30日現在の特定の連邦保証が付された借入ならびにその他の補償および偶発債務に関する情報の要約である。

表34：定量化可能な偶発債務

	（単位：百万豪ドル）		
	2007年6月30日現在	2008年6月30日現在	2009年6月30日現在
保証	302	285	277
補償	581	588	555
払込未請求株式 / 応募資本	6,462	5,720	6,766
損害 / 費用賠償請求	417	148	232
その他の偶発債務	96	117	123
定量化可能な偶発債務合計	7,858	6,858	7,953
控除：定量化可能な偶発利益	77	80	166
定量化可能な正味偶発債務	7,781	6,788	7,787

出典：2008年6月30日および2009年6月30日に終了した年度に関する連邦政府連結財務書類

オーストラリアの金融システムの安定を強化するための連邦政府の取り組み

金融システムの安定を促進し、国際資本市場の混乱が深刻化する時期に経済全般にわたって信用が継続的に行き渡るようにするため、連邦政府は、以下の制度を導入した。

- ・以下を定める金融請求制度：
 - 1959年銀行法（連邦）2AA章に基づく施策：
 - ・適格ADI（外資系ADI以外）になされた口座保有者の預金ならびにかかる預金に生じた利息を、1 ADIにつき1口座保有者当たり、合計1,000,000ドルまで保護する。
 - ・ADIが破綻した場合、金融請求制度に基づいて保護された預金の口座保有者への迅速な払戻しを支援する。
 - 支払い不能に陥った損害保険会社に対して適格請求者が行う有効な請求に基づいて支払うべき金額の支払を促進する、1973年保険法（連邦）VC部の施策

- ・以下を認める任意制度である、大口預金およびホールセール資金調達保証制度：
 - ADI（外資系ADI以外）が、1 ADIにつき1顧客当たり、1,000,000ドルを超える預金残高および満期60ヵ月以内の一定の仕組みのない非劣後無担保債務証券。
 - 外資系ADIが、一定の条件を満たすことを条件として、オーストラリアの居住者が保有する請求払いまたは2009年12月31日までに満期となる一定の預金ならびに15ヵ月以内に満期となる一定の仕組みのない非劣後無担保短期債務証券。

のそれぞれのうち、制度規則に記載の適格基準を満たしたものにつき、オーストラリア連邦の保証を付すよう申請すること。

ADI保証制度は2010年3月31日付でホールセール債務の新規発行および追加預金の受入を終了した。

これらの制度の骨子は以下のとおりである。

金融請求制度

- ・オーストラリア連邦政府は、口座保有者に直接的な費用を負担させずに2011年10月12日までの3年間、
 - 適格ADI（外資系ADI以外）に預けられた新規および既存の預金およびかかる預金の利息を1 ADIにつき1口座保有者当たり1,000,000ドルを上限として保証する。
 - ADIが破綻した場合、金融請求制度に基づいて保護された預金の口座保有者への迅速な払戻しを支援する。
- ・オーストラリア連邦政府は、支払い不能に陥った損害保険会社に対して適格請求者が行う有効な請求に基づいて支払うべき金額の支払を促進する。

大口預金およびホールセール資金調達保証制度

- ・オーストラリア連邦政府は、ADI（外資系ADI以外）に預けられた新規および既存の1,000,000ドルを超える預金を申請により有償でADI保証制度の存続期間にわたり保証した。
- ・オーストラリア連邦政府は、発行案件毎に、ADI（外資系ADI以外）の一定の仕組みのない非劣後無担保短期債券（満期が15ヵ月未満のもの）および長期債券（満期が15ヵ月以上60ヵ月までのもの）を、申請により有償で保証した。
- ・外資系の公認預金受入機関については、特定の条件を満たすことを前提として、オーストラリア連邦政府は、オーストラリア居住者が保有する一定の通知預金または満期が2009年12月31日（同日を含む。）までの預金ならびに一定の仕組みのない、満期が15ヵ月までの非劣後無担保短期債券を、申請により有償で保証した。

2010年2月7日、オーストラリア政府は以下を発表した。

- ・2010年3月24日を、ADIが適格な債務証券および適格な預金に関して、ADI保証制度に基づく適格証明を申請できる最終日（以下「最終申請日」という。）とする。
- ・2010年3月31日を、ADIがADI保証制度に基づく保証が付される債務証券を発行できる最終日および新たな保証付預金の受入れがなされる最終日（以下「最終発行日」という。）とする。

最終発行日において存在した被保証債務はそれらの条項に従い、その後も保証される。

ADI保証制度に関する発表は、金融請求制度に影響を与えない。金融請求制度は2011年10月に上限が見直されるまで、口座保有者の適格な預金（1,000,000ドル以内）を継続して保護する。

大口預金およびホールセール資金調達保証制度に基づく報告

オーストラリア準備銀行は、ウェブサイト（現在、www.guaranteescheme.gov.au）を開設し、ADI保証制度の運営についての情報を、公認預金受入機関による被保証債務、発行規模、保証の提供日、債務の種類、通貨、プログラム/商品名、有価証券識別情報および満期を特定して、提供している。オーストラリア準備銀行は、ADI保証制度の運営について月次報告書を作成する。政府はまた、オーストラリア議会に、下記の詳細を記載した6カ月毎の報告書を提出する。

- ・被保証債務の総額
- ・ADI保証制度のもとでなされた支払請求（もしあれば）
- ・ADI保証制度のもとでオーストラリア連邦政府が行った支払い（もしあれば）

2010年9月30日現在、ADI保証制度に基づくすべてのADIの保証債務の1日当たり平均総額は、153.9十億ドルと推計された。このうち大口預金の推計が4.8十億ドルおよびホールセール資金調達の推計が149.2十億ドルであった。

州および特別地域の借入の連邦保証

2009年7月24日、オーストラリアの州および特別地域の政府が信用市場へ参入する能力を支援するために、オーストラリア連邦政府は州および特別地域の借入に対するオーストラリア政府保証を導入した。

州保証制度の主要事項は以下のとおりである。

- ・オーストラリア連邦は、申請を受けて、州または特別地域の借入（非政府所有法人の借入は含まない。）に関して発行された、一定の仕組みのない満期が180か月までの豪ドル建債券に関する当該各州または特別地域の債務を、手数料を課して保証する。
- ・州および特別地域は、適格な州および特別地域発行債券の現在の残高および将来発行分の双方について保証を申請することができる。
- ・かかる州または特別地域の借入に関して（直接に、または別の発行体を使用する限りにおいて関連発行体の債務保証を通して）発行された特定の債券に関する債務を州保証制度に基づいて保証された州および特別地域は、かかる保証の結果としてまたはそれに起因して負担する可能性のあるすべての債務、費用および経費についてオーストラリア連邦を補償するカウンター補償を提供する。
- ・保証の提供には、州または特別地域は連邦に手数料を支払う。新規発行債の手数料は、信用格付AAAの州および特別地域について30ベースポイント、信用格付AA+の州および特別地域について35ベースポイントに設定される。既発債に対する手数料は、信用格付AAAの州および特別地域について15ベースポイント、信用格付AA+の州および特別地域について20ベースポイントに設定される。オーストラリア連邦は、手数料を変更できる。
- ・州および特別地域は、およそ148十億ドルの発行済みの既存債券を保有する。

- ・州保証制度に関する保証証書は、州保証制度の対象となる州および特別地域の債券が発行することのできる最終日としてオーストラリア連邦が州および特別地域に通知した最終発行日である2010年12月31日から186暦月目の日の午前零時に終了する（ただし、かかる終了日が州保証制度に関する制度規則に従ってオーストラリア政府に延長された場合を除く。）。しかし、かかる時点以前に州保証制度に基づいて申し立てられた有効な請求に関するいかなる受益者の権利も害されるものではない。

2010年2月7日、オーストラリア政府は州保証制度の終了を発表した。州保証制度は2010年12月31日付で、被保証債務の新規発行を終了する。

政府は2010年12月31日を発行体が州保証制度に基づき保証が付されるそれぞれの州または特別地域の債券および負債の発行をできる最終日（以下「州保証最終発行日」という。）と定めた。

最終発行日に存在する州保証制度に基づく被保証債務は、その条項に従い、引続き保証される。

州および特別地域の借入の保証に基づく報告

オーストラリア準備銀行は、ウェブサイト（現在、www.guaranteescheme.gov.au）を開設および維持し、発行体、州または特別地域、発行額、保証の提供日、債務の種類、プログラム/商品の名称、証券識別番号および満期により被保証債務を特定することで、州保証制度の運用に関する情報を提供する。当該ウェブサイトの内容は、参照により、このオーストラリア連邦の概況に組み込まれるものではない。オーストラリア準備銀行は、州保証制度の運営について月次報告書を作成する。

2010年9月30日、州保証制度に基づくすべての州および特別地域の被保証債務は、合計約62.0十億ドルであった。

その他の偶発債務および約定

連邦政府は、さまざまな国際金融機関に対して偶発債務を負っている。2010年9月30日現在、未請求資本応募額はそれぞれ、国際復興開発銀行（IBRD）に対しては2.8十億米ドル（約2.9十億豪ドル）、アジア開発銀行（ADB）に対しては5.8十億SDR（推計額9.4十億豪ドル）、多国間投資保証機関（MIGA）に対しては26.5百万米ドル（約27.4百万豪ドル）および欧州復興開発銀行（EBRD）に対しては、147.5百万ユーロ（約207.1百万豪ドル）であった。さらに、2010年9月30日現在、IBRDの資本に対する価額維持義務として発行された要求払手形の未実行額は42.6百万米ドル（約44.0百万豪ドル）であった。連邦政府はまた、国際通貨基金（IMF）に対する増資割当金として、またIMFが保有する豪ドルのSDRでの価値を維持するために約束手形を発行している。2010年9月30日現在、これらの目的のために発行された差入済約束手形の未実行額は4.1十億豪ドルであった。

オーストラリアは、1998年以来、新規借入取決め（「NAB」）に基づきIMFに利用可能な信用枠を設定している。G-20首脳会議のコミットメントに沿い、オーストラリアは他国と共に、拡大NABに基づき信用枠を増額することに合意した。NAB増額のオーストラリアの寄与分は、4.4十億SDRの偶発貸付金（2010年9月30日現在で推計額7.1十億豪ドル）により、オーストラリアの現在の約定額801.3百万SDRに置き換わることになる。これは世界経済の安定を維持し、回復を支えるのに利用可能な財源をIMFが確実に保有する助けとなる。資金はIMFの通常割当財源を補完するのに必要な場合のみIMFにより引き出され、利息付で全額返済される。

オーストラリア政府は2010年4月に発表されたIBRDの増資に出資する予定である。オーストラリアの払込済資本への拠出は51.6百万米ドル（約53.4百万豪ドル）で、2011/12年から5年間で支払われる予定である。オーストラリアは、請求払資本808.3百万米ドル（約836.1百万豪ドル）もさらに応募する予定である。

オーストラリア政府はADBの第5回一般増資に拠出することを約束した。オーストラリアは今後10年間で、197.6百万米ドル（約204.4百万豪ドル）の払込済資本を拠出する。オーストラリアはこの一般増資のために第1回の払込みを既に行い、2010年9月30日時点で未払いの残額は158.1百万米ドルであった。

オーストラリア政府は、2010年5月に発表されたEBRDの一般増資に参加し、総額が237.5百万ユーロ（約333.6百万豪ドル）になるよう未請求資本への応募を増額する。

2010年9月30日現在、連邦政府は、アジア開発基金（ADF）、国際開発公社（IDA）（重債務国支援策にかかるものを含む。）および世界環境ファシリティに対する未履行約定額として1.2十億豪ドルの債務を抱えていた。これらの債務は、誓約時に署名した約定証書によって規定されている。現金支出の合意された予定に沿って実行が可能となるよう、増資割当の期間にわたり、定期的に約束手形が差し入れられる。

オーストラリア政府はまた、2010年にインドネシア政府が利用できる1十億米ドルのスタンドバイ・ローン枠を設定した。これは、世界的な景気後退の影響により、インドネシアが世界の資本市場で十分な資金調達が出来ない場合に引き出せる。ローン枠内の引き出しは、インドネシア政府からの要請に応じ、適用基準を満たすことを条件とする。供与された資金は利息を付して全額返済される。

公債

下表は、2010年9月30日現在のすべての連邦政府債を示したものである。

表35：発行済豪ドル建のもの

固定利付トレジャリー・ボンド(a)

発行年月	償還年月日	年利率(%)	2010年9月30日現在 未償還額(千豪ドル)
1998年8月～	2011年6月15日	5.75	11,198,687
2006年12月～	2012年4月15日	5.75	14,055,000
2010年2月～	2012年11月15日	4.75	6,100,000
2000年5月～	2013年5月15日	6.50	15,498,400
2010年6月～	2013年12月15日	5.50	5,100,000
2008年7月～	2014年6月15日	6.25	11,299,000
2010年10月～	2014年10月15日	4.50	1,250,000
2002年5月～	2015年4月15日	6.25	13,348,000
2010年7月～	2016年6月15日	4.75	4,600,000
2004年6月～	2017年2月15日	6.00	13,248,000
2006年7月～	2019年3月15日	5.25	11,397,500
2009年4月～	2020年4月15日	4.50	9,947,000
2007年9月～	2021年5月15日	5.75	10,100,000
2010年6月～	2022年7月15日	5.75	4,300,000
合計(b)			131,441,587

トレジャリーインデックス型債券

発行年月	償還年月日	年利率(%)	2010年9月30日現在 未償還額(千豪ドル)
1994年 - 2003年、2010年2月～	2015年8月20日	4.00	2,995,800
1996年 - 2002年、2009年11月～	2020年8月20日	4.00	3,473,200
2009年9月～	2025年9月20日	3.00	4,610,000
2010年9月～	2030年9月20日	2.50	1,260,000
合計			12,339,000 (c)

トレジャリー・ノート(a)

発行年月	償還年月日	年利率(%)	2010年9月30日現在 未償還額(千豪ドル)
種々	種々	(d)	17,100,000

その他の証券(e)

発行年月	償還年月日	年利率(%)	2010年9月30日現在 未償還額(千豪ドル)
種々	種々	種々	15,181

発行済豪ドル建合計(千豪ドル)	160,895,768
-----------------	-------------

注(a) トレジャリー・ボンドおよびトレジャリー・ノートは1984年7月1日以来記名式のみで発行されている。それ以前は政府債券は無記名式でも発行されていた。

(b) 1982年8月5日以降、トレジャリー・ボンドは入札方式で発行されている。

(c) 当初額面。

(d) トレジャリー・ノートは割引債の形で発行され、満期日に額面の100%で償還される。

(e) 非課税および延滞を含む。

出典：オーストラリア金融管理局

次の表は、2010年9月30日現在の連邦政府による対外債務を示したものである。以下に記載されたオーストラリア連邦によって発行された債券のもとで、連邦政府は、その要項に従い、これらの債券に対し（もしかかる担保がなければこれらの債券に優先したであろう）新たに発行される債券、借款、借入と同順位で担保を提供することを義務づけられている。

表36：英ポンド払いのもの

	発行年月	償還年月日	年利率（％）	2010年9月30日現在 未償還額 （千英ポンド）
連邦政府債券	種々	期日到来済み - ただし支払のための提示なき債券(a)	-	53
州政府債券	種々	州財務大臣の選択する期日	3.0	414
英国ポンド払い合計				467

注(a) 財務代理人から再請求のあった期限経過債券

出典：オーストラリア金融管理局

表37：米ドル払いのもの

発行年月	償還年月日	年利率（％）	2010年9月30日現在 未償還額 （千米ドル）
1987年3月	2017年3月15日	8.375	5,321
米ドル払い合計			5,321

出典：オーストラリア金融管理局

表38：ユーロ払いのもの

償還年月日	年利率（％）	2010年9月30日現在 未償還額 （千ユーロ）
期日到来済み - ただし支払のための提示なき債券 (a)	-	5
ユーロ払い合計(b)		5

注(a) 財務代理人から再請求のあった期限経過債券

(b) もともとドイツ・マルク払いの債券で、1998年12月31日に欧州中央銀行が取消不能の形で決定した1.0ユーロ = 1.95583ドイツ・マルクのレートでユーロに転換された。

出典：オーストラリア金融管理局

表39：日本円払いのもの

償還年月日	年利率（％）	2010年9月30日現在 未償還額（千円）
期日到来済み - ただし支払のための提示なき債券 (a)	-	416
日本円払い合計		416

注(a) 財務代理人から再請求のあった期限経過債券

出典：オーストラリア金融管理局

表40：スイス・フラン払いのもの

償還年月日	年利率(%)	2010年9月30日現在 未償還額 (千スイス・フラン)
期日到来済み - ただし支払のための提示なき債券(a)	-	51
スイス・フラン払い合計		51

注(a) 財務代理人から再請求のあった期限経過債券

出典：オーストラリア金融管理局

下記は、2010年6月30日現在未償還の連邦直接債務にかかる元本の支払予定額（期限前償還および満期償還を含む。）の一覧である。

表41：政府長期直接債務の支払一覧（2010年6月30日現在）

	(百万豪ドル)				
	2010/11年	2011/12年	2012/13年～ 2013/14年	2014/15年～ 2017/18年	2018/19年～ 2025/26年
償還額					
豪ドル払い	30,973	14,055	35,897	29,347	40,385
海外での償還額(a)					
米ドル払い	0	0	0	7	0
計	30,973	14,055	35,897	29,354	40,385

注(a) 2010年6月30日現在の為替レートにより豪ドルに換算。

出典：オーストラリア金融管理局、未公表のオーストラリア金融管理局のデータ

2009年2月4日、オーストラリア金融管理局は、トレジャリー・ボンドの発行を増やした。2010年9月末に発行済みのトレジャリー・ボンドの額面総額は、2009年9月末時点より約45.1十億ドル増加の、131.4十億ドルであった。

2009/10年のトレジャリー・ボンドの発行は額面金額でおよそ52十億ドルに達した。

2010/11年のトレジャリー・ボンドの発行は、50十億ドルから55十億ドルの範囲と予想される。18.8十億ドルが満期を迎えることを考慮すると、発行済みのトレジャリー・ボンドの額面で正味31十億ドルから36十億ドルの増加である。2011年6月末に発行済みのトレジャリー・ボンドの額面総額は、156十億ドルから161十億ドルの範囲と予想される。

2010/11年に入札は水曜および金曜に行われる予定であり、ある週に募集される債券銘柄および金額の詳細はその前の週の金曜の正午に公表される。各入札で募集される額面金額は500百万ドルから1.2十億ドルの間と予想されている。

2010/11年の発行は2014年および2016年満期の新規トレジャリー・ボンド2銘柄で特徴付けられ、追加で2018年および2025年満期の新規トレジャリー・ボンド銘柄も含む予定である。

2009年3月5日、トレジャリー・ノートの発行がオーストラリア金融管理局により奨励された。2010年9月末時点の発行済トレジャリー・ノートの額面総額は、17.1十億ドルで、2009年9月末から5.2十億ドルの増加であった。

発行済のトレジャリー・ノートの金額は、オーストラリア政府の資金の受取および支出に左右されて変動する。政府は流動性のある市場を維持するために、常に、少なくとも10億ドルの発行済みトレジャリー・ノートを維持する計画である。

2010年6月30日時点の発行済トレジャリー・ノートの額は、11十億ドルであった。2010/11年末時点の発行済の額は、現在のところほぼこれに匹敵すると予測され、その場合、トレジャリー・ノートは全体として今年度の資金調達全体にはあまり貢献しない見込みである。

2010年9月末時点での発行済のトレジャリー・インデックス型債券の額面総額は、2009年9月末時点より6.3十億ドル増加の、およそ12.3十億ドルと予想される。

2010/11年のトレジャリー・インデックス型債券の発行は、3十億ドルから3.5十億ドルの範囲と予想される。2030年満期の新規銘柄が、2010年9月にシンジケートによる募集を通じて発行された。

2011年6月末時点での発行済トレジャリー・インデックス型債券の額面金額は、約14十億ドルと予想される。

オーストラリア連邦の概況の「 財政 - 政府債の国内発行」を参照のこと。

債務不履行の有無

オーストラリア連邦はこれまで支払時に支払われるべき適法な通貨で、支払が行われるべき国において、直接対外債務の元利金全額を期日に遅滞なく支払い、また保証の履行を求められた間接対外債務を履行してきた。

信用格付

連邦政府は、外貨建債務および自国通貨建債務の双方について、スタンダード・アンド・プアーズおよびムーディーズから最高格付を取得している。フィッチは連邦政府の自国通貨建借入につきAAAおよび外貨建借入につきAA+の格付を付与している。オーストラリア政府は、歳入と歳出の時間差の結果である当年度予算赤字の補填および年度内資金需要を賄うために連邦政府債券を発行する。オーストラリア政府の借入コストを最小にするために、オーストラリア政府の信用格付の維持は重要である。2010/11年予算の発表後、スタンダード・アンド・プアーズ、ムーディーズおよびフィッチはそれぞれ、オーストラリアに対する格付を据え置いた。

法的事項

保証証書の有効性については、オーストラリアのLionel Murphy Building, 50 Blackall Street, Barton ACT 2600に所在するオーストラリア政府のカウンセルによりオーストラリア連邦のために意見が出された。日本国の法律に関する一定の事項については、〒106-6021 日本国東京都港区六本木1 - 6 - 1 泉ガーデンタワー21階に所在するスカデューン・アープス法律事務所がオーストラリア連邦の代理をしている。

[前へ](#)

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項なし。

第3【指数等の情報】

該当事項なし。